

18-E003

平成 18 年度 EC における国際連携の推進
に関する調査研究
海外における EC 推進状況
調査報告書 2006

平成 19 年 3 月

財団法人日本情報処理開発協会
電子商取引推進センター



協力:次世代電子商取引推進協議会



この報告書は、(財)日本情報処理開発協会電子商取引推進センターが競輪の補助金を受けて、次世代電子商取引推進協議会(ECOM)の協力を得て実施した事業の成果を取りまとめたものです。
<http://keirin.jp>





この報告書は、(財)日本情報処理開発協会電子商取引推進センター
が競輪の補助金を受けて、次世代子商取引推進協議会 (ECOM) の
協力を得て実施した事業の成果を取りまとめたものです。
<http://keirin.jp>



まえがき

この報告書は、財団法人日本情報処理開発協会が日本自転車振興会の補助金を受けて実施した平成 18 年度「電子商取引の推進に関する調査研究等補助事業」の一環として取りまとめたものです。

本調査研究は、平成 11 年度より継続して実施しており、海外の EC の取り組み状況を調査・検討し、整理を行ったものです。この報告書は、グローバルな取引を可能とする電子商取引における先進米事情をはじめ、欧州、アジア各国のマーケット、政策、制度整備等についての、広い視野に立脚した新たなビジネス展開の検討に役立つ情報を整理することにより、日本企業が国際取引を伴う EC 市場への参入または国内 EC ビジネス拡大のための検討に資することを目的としています。

本年度は、例年の海外 EC 市場の動向、政策に関する動向等に加え、各国における EC 研究プログラム、EC に関連する国際会議動向の調査を実施しました。なお、本年度は、例年同時に調査を行っている中国における EC に関する調査報告は別報告書としてとりまとめました。

第 1 章では、EC に関する世界各国の基盤および市場の状況・動向について、第 2 章では政策に関する動向について、第 3 章では EC 推進関連組織についてまとめました。

今後の EC 動向を探る上での検討に役立つよう、第 4 章に各国における EC 研究プログラム、第 5 章に EC 国際会議における動向をまとめました。

本報告書が、日本企業の電子商取引ビジネスへの参入またはビジネス拡大の一助になれば幸いです。

平成 19 年 3 月

財団法人日本情報処理開発協会
電子商取引推進センター
次世代電子商取引推進協議会

目次

まえがき

1. 電子商取引の普及状況及び現状分析.....	1
1.1 世界市場.....	1
1.1.1 インターネット普及状況.....	1
1.1.2 E-レディネス指数.....	13
1.1.3 ネットワーク・レディネス指数.....	15
1.1.4 電子商取引市場の動向.....	17
1.2 北米市場.....	24
1.2.1 インターネット普及状況.....	24
1.2.2 北米の電子商取引市場.....	27
1.3 アジア・太平洋市場.....	29
1.3.1 インターネット普及状況.....	29
1.3.2 アジア・太平洋地域の電子商取引市場.....	34
1.4 ヨーロッパ市場.....	37
1.4.1 インターネット普及状況.....	37
1.4.2 ヨーロッパの電子商取引市場.....	41
2. 国際機関及び各国の電子商取引政策動向.....	45
2.1 国際機関.....	47
2.1.1 経済協力開発機構（OECD）.....	47
2.1.2 電子商取引に関する世界ビジネス会議（GBDe）.....	50
2.1.3 国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）.....	53
2.1.4 世界貿易機関（WTO）.....	55
2.1.5 東南アジア諸国連合（ASEAN）.....	57
2.1.6 アジア太平洋経済協力（APEC）.....	59
2.2 北米.....	63
2.2.1 米国.....	63
2.2.2 カナダ.....	66
2.3 アジア・太平洋.....	67
2.3.1 韓国.....	67
2.3.2 中国.....	69
2.3.3 台湾.....	71
2.3.4 シンガポール.....	73

2.3.5	マレーシア	75
2.3.6	インド	77
2.3.7	オーストラリア	79
2.3.8	日本	82
2.4	ヨーロッパ	85
2.4.1	欧州連合 (EU)	85
2.4.2	イギリス	89
2.4.3	ドイツ	90
2.4.4	フランス	92
3.	各国における電子商取引推進機関と推進プロジェクト	95
3.1	国際機関	95
3.2	北米	96
3.2.1	米国	96
3.2.2	カナダ	98
3.3	アジア・太平洋	98
3.3.1	韓国	98
3.3.2	中国	103
3.3.3	台湾	105
3.3.4	シンガポール	107
3.3.5	マレーシア	108
3.3.6	インド	109
3.3.7	オーストラリア	110
3.4	ヨーロッパ	111
3.4.1	EU	111
3.4.2	イギリス	113
3.4.3	ドイツ	114
3.4.4	フランス	115
4.	各国における EC 研究プログラム	117
4.1	北米	118
4.1.1	米国: MIT Center for Digital Business	118
4.1.2	米国: Center for Global Electronic Commerce (CGEC)	120
4.1.3	米国: Fisher Center for Information Technology and Marketplace Transformation (CITM)	122
4.1.4	米国: Institute for Global Electronic Commerce (IGEC)	124
4.1.5	米国: Global Supply Chain Management Forum	126
4.1.6	米国: UW E-Business Consortium (UWIBC)	128
4.1.7	カナダ: Electronic Commerce Centre (ECC)	130

4.1.8	カナダ : Laboratory for Research on Technolgy for E-Commerce (LATECE)	132
4.2	アジア・太平洋	134
4.2.1	中国 : e-Commerce Technology R&D Center	134
4.2.2	中国 (香港) : Center for E-Commerce Infrastructure Development (CECID)	135
4.2.3	韓国 : International Center for Electronic Commerce (ICEC)	137
4.2.4	オーストラリア : Centre for Information Technology Research (CITR)	139
4.3	ヨーロッパ	141
4.3.1	英国 : eCommerce Innovation Centre (eCIC)	141
4.3.2	英国 : Centre for Internet Technologies (CIT)	143
4.3.3	ドイツ : Competence Center E-Commerce (ccec)	145
5.	電子商取引国際会議における動向	148
5.1	北米	149
5.1.1	米国 : The 2006 Electronic Procurement Conference (開催国 : 米国)	149
5.1.2	米国 : Annual International Supply Management Conference and Educational Exhibit (米国) ..	150
5.1.3	米国 : ACM Conference on Electronic Commerce (米国)	152
5.1.4	米国 : Tri-XML 2006 Conference (米国)	154
5.1.5	米国 : Extreme Markup Languages 2006 (カナダ)	157
5.1.6	米国 : WEDI 2006 Fall Conference (米国)	158
5.2	アジア・太平洋	160
5.2.1	韓国 : The Eighth International Conference on Electronic Commerce (カナダ)	160
5.2.2	マレーシア : International Conference on Business IT (マレーシア)	162
5.2.3	オーストラリア : ColLECTeR 2006 (オーストラリア)	163
5.3	ヨーロッパ	165
5.3.1	英国 : British Academy of Management Conference (英国)	165
5.3.2	スペイン : IADIS International Conference e-Commerce 2006 (スペイン)	167
5.3.3	ポルトガル : International Conference on Enterprise Information Systems (キプロス)	169
5.3.4	ポルトガル : 2006 International Conference on E-business (ポルトガル)	171

図表一覧目次

図 1-1	世界のインターネット利用者数及び人口 100 人あたりの利用者数推移 (2001 ~ 2005 年)	1
図 1-2	経済発展度でみる世界の地域別インターネット利用者数と人口 100 人あたりの利用者数 (2005 年)	2
図 1-3	経済発展でみる地域別のインターネット利用者数の増加率 (前年比)	3
図 1-4	世界のブロードバンド回線にみる接続技術別内訳.....	7
図 1-5	地域別ブロードバンド回線数及び割合.....	7
図 1-6	ブロードバンド回線数上位 10 カ国	8
図 1-7	ブロードバンド回線数上位 10 カ国の接続技術別内訳.....	8
図 1-8	国別ブロードバンド回線増加数 (上位 10 カ国)	9
図 1-9	人口 100 人あたりのブロードバンド回線数 (上位 20 カ国)	10
図 1-10	携帯電話加入者数 (上位 20 カ国・地域)	11
図 1-11	人口 100 人あたりの携帯電話加入者数 (上位 20 カ国・地域)	12
図 1-12	人口 100 人あたりのモバイル・ブロードバンド加入者数 (上位 10 カ国・地域)	13
図 1-13	世界の電子商取引市場規模 (売上高) 成長予測 (2003 年 ~ 2008 年)	18
図 1-14	国・地域別電子商取引市場規模 (売上高) シェア比較 (2005 年/2008 年予測)	19
図 1-15	世界の B2B 電子商取引市場規模推移 (2003 年 ~ 2008 年予測)	20
図 1-16	世界の B2B 電子商取引市場国・地域別シェア (2005 年/2008 年予測)	21
図 1-17	オンライン・ショッピング経験者の地域別比率.....	22
図 1-18	オンライン・ショッピング経験者上位 15 カ国の国・男女別比率.....	23
図 1-19	世界のオンライン・ショッピング経験者が最近購入した商品	24
図 1-20	米国・カナダにおけるブロードバンド接続技術割合比較 (2005 年第 2 四半期/2006 年第 2 四半期) ...	26
図 1-21	米国・カナダの電子商取引市場規模推移 (2003 年 ~ 2008 年予測)	27
図 1-22	米国・カナダの B2B 電子商取引市場規模 (2000 年 ~ 2005 年)	28
図 1-23	米国・カナダの B2C 電子商取引市場規模 (2003 年 ~ 2005 年)	29
図 1-24	アジア・太平洋地域の電子商取引市場規模 (2003 年 ~ 2008 年予測)	34
図 1-25	アジア・太平洋地域の B2B 電子商取引市場規模 (2005 年)	35
図 1-26	アジア・太平洋地域の B2C 電子商取引市場規模 (2005 年)	36
図 1-27	欧州における電子商取引市場規模の推移 (2003 年 ~ 2008 年)	42
図 1-28	ヨーロッパにおける国・地域別電子商取引市場規模 (2005 年/2008 年予測)	43
図 1-29	ヨーロッパの B2B 電子商取引市場規模 (2005 年/2009 年予測)	44
図 1-30	ヨーロッパの B2C 電子商取引市場規模 (2005 年/2009 年予測)	44
表 1-1	インターネット普及率の高い国・地域 (上位 32 カ国)	4
表 1-2	インターネット利用者数の多い上位 20 カ国・地域.....	5
表 1-3	母国語別のインターネット利用者数	6
表 1-4	2006 年 E レディネス・ランキング (カッコ内は前年度の値)	13
表 1-5	過去 5 年間の E レディネス・ランキング上位 10 カ国推移.....	15
表 1-6	ネットワーク・レディネス指数上位 25 カ国 (2005-2006 年度)	15

表 1-7	過去 5 年間のネットワーク・レディネス指数上位 10 カ国.....	16
表 1-8	北米地域における国別インターネット普及状況.....	25
表 1-9	米国・カナダにおける接続技術別ブロードバンド回線数（2006 年第 2 四半期末）.....	25
表 1-10	米国・カナダにおける携帯電話及びモバイル・ブロードバンドの加入者数（2005 年）.....	26
表 1-11	アジア・太平洋地域におけるインターネット利用者数.....	29
表 1-12	アジア・太平洋地域にみるインターネット普及率（主要国・地域）.....	30
表 1-13	アジア・太平洋地域における接続技術別ブロードバンド普及状況（2006 年第 2 四半期末）.....	31
表 1-14	アジア・太平洋地域における携帯電話及びモバイルブロードバンドの加入者（2005 年）.....	32
表 1-15	ヨーロッパにおけるインターネット利用者数.....	37
表 1-16	ヨーロッパにみるインターネット普及率（主要国・地域）.....	37
表 1-17	ヨーロッパ・中東地域（EMEA）における接続技術別ブロードバンド普及状況（2006 年第 2 四半期末）.....	39
表 1-18	ヨーロッパにおける携帯電話及びモバイルブロードバンドの加入者数（2005 年）.....	40
表 2-1	国際機関及び各国における電子商取引関連政策の取組状況.....	46
表 2-2	OECD 発表のレポート一覧（2006 年）.....	49
表 2-3	GBDe 年次総会における提言書の内容.....	50
表 2-4	UNCITRAL 電子商取引作業部会における草案作りのための作業内容.....	54

1. 電子商取引の普及状況及び現状分析

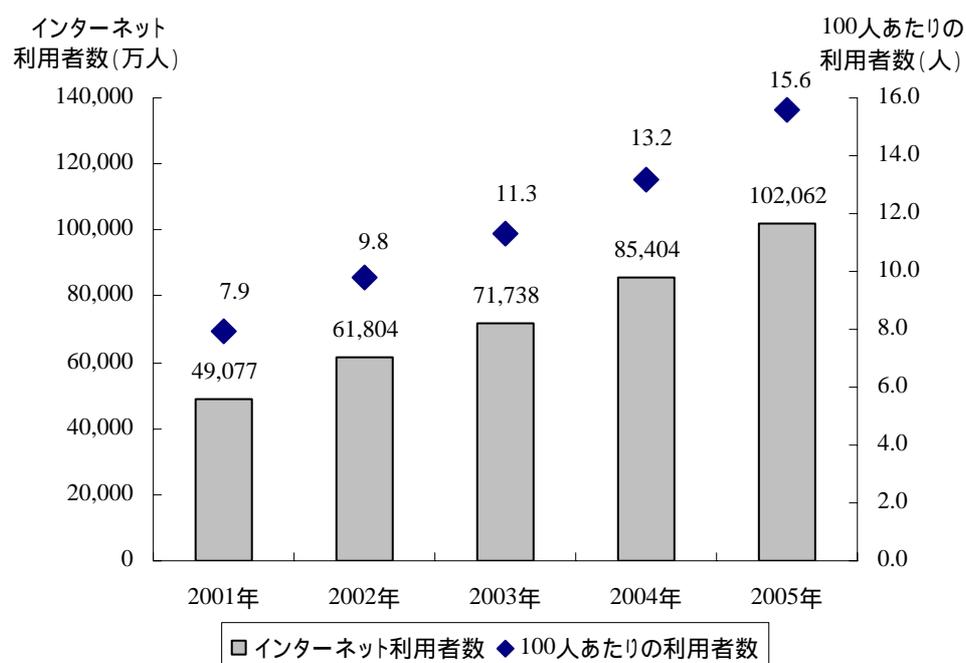
1.1 世界市場

1.1.1 インターネット普及状況

(1) インターネット利用者数

<2005年の利用者数が10億人を突破、人口100人あたりの利用者数は15.6人>

世界のインターネット利用者数及び普及率は順調に増加しており、2005年には10億人を突破した。国連貿易開発会議（U.N. Conference on Trade and Development：UNCTAD）の2006年データによれば¹、2005年末のインターネット利用者数は、前年の8億5,404万人から19.5%増加して10億2,062万人であった。インターネットの普及状況を見ると、人口100人あたりのインターネット利用者数も前年の13.2人から15.6人へと増加している（図1-1参照）。



（注）ITUの"World Telecommunication Indicators database 2006"を基にUNCTADが作成

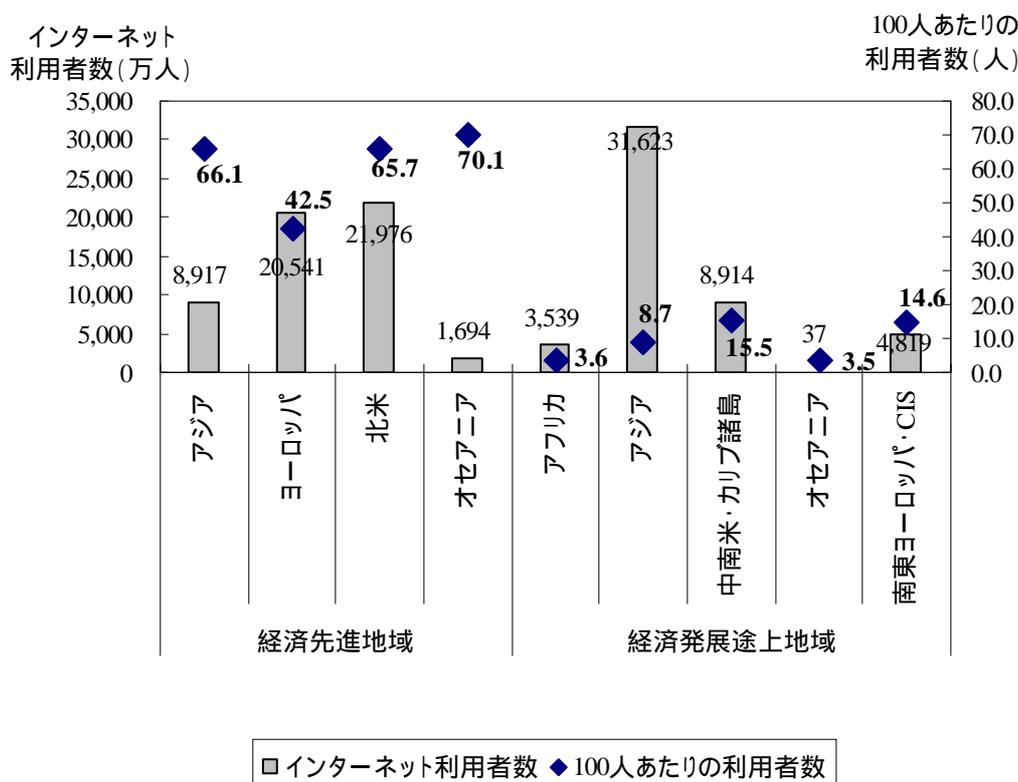
出典：UNCTAD（2006）

図1-1 世界のインターネット利用者数及び人口100人あたりの利用者数推移（2001～2005年）

¹ "Information Economy Report 2006," http://www.unctad.org/en/docs/sdteecb20061_en.pdf ; 尚、本報告書では、これ以降、多数の図表を掲載しているが、その図表作成の基となるデータは、昨年度報告書と比較し、できるだけ最新の情報を入手可能な範囲で利用することとした。しかし、指標によってはデータの出典先が異なるため、関連するテーマを扱う複数のデータを比較した場合、データの整合性が取れていないケースもある点をあらかじめご了承ください。

< 経済発展度で見た場合、地域別の利用者数はアジア地域の発展途上地域が最大、普及率は太平洋の先進地域が最高 >

経済発展度合いで世界のインターネット利用者を地域別にみると、アジア地域の開発途上地域が最も多く 3 億 1,623 万人であった。次が北米の経済先進地域で 2 億 1,976 万人であり、そしてヨーロッパ経済先進地域の 2 億 541 万人と続く。一方で、100 人あたりの利用者数をみると、最も多いのが太平洋経済先進地域で 70.1 人、次がアジアの経済先進地域で 66.1 人、3 位が北米経済先進地域で 65.7 人であった。インターネット利用者数が最も多かったアジアの経済発展地域では、100 人あたりの利用者数が 8.7 人であり、インターネットの普及が遅れていることがわかる (図 1-2 参照)。

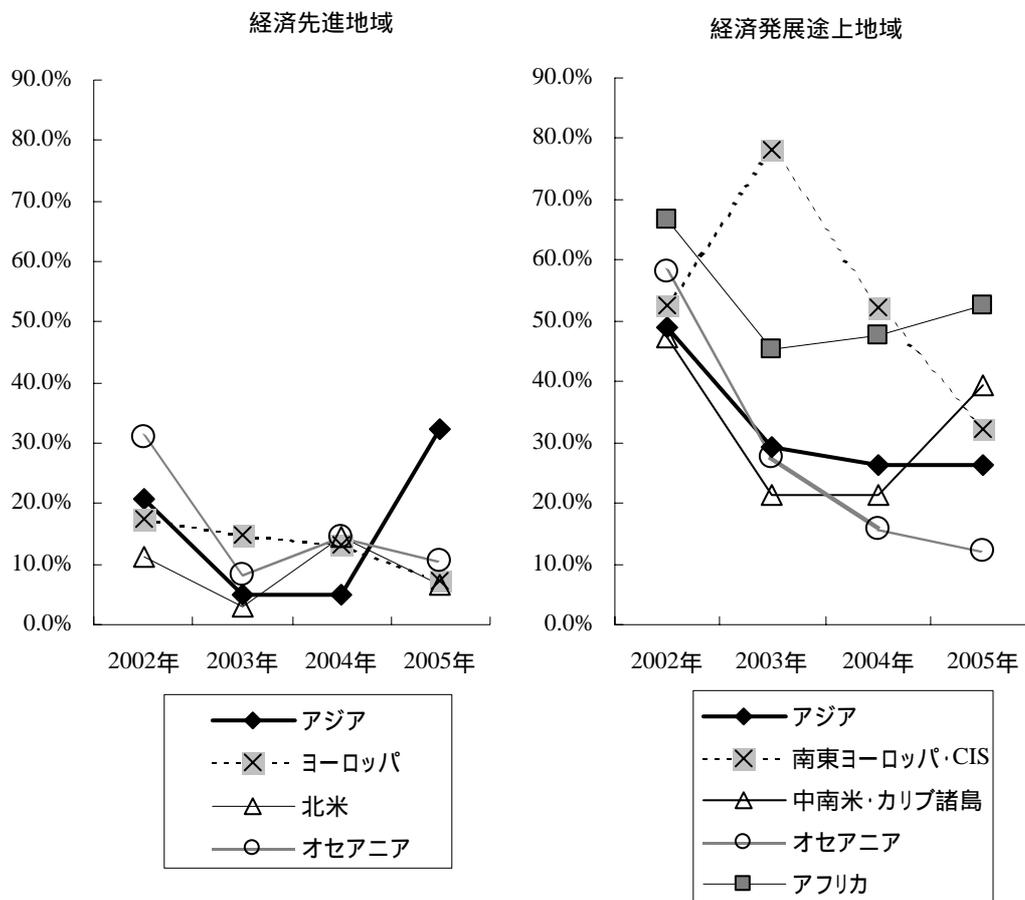


出典：UNCTAD (2006)

図 1-2 経済発展度でみる世界の地域別インターネット利用者数と人口 100 人あたりの利用者数 (2005 年)

< 経済発展度でみる地域別インターネット利用者数増加率はアフリカが高い >

地域別にインターネット利用者の増加率をみると、2005 年ではアフリカ (52.5%) が最も高く、これに中南米・カリブ諸島 (39.3%)、アジア経済先進地域 (32.4%) が続いている。UNCTAD によると、アフリカ諸国の多くがインターネット導入の初期段階にあるため、増加率が高くなっているとのことである。経済先進地域をみると、2004 年から 2005 年にかけてアジアのインターネット利用者は急激に増加したが、それ以外の地域における増加率は 2004 年に一時回復したものの、2005 年にはまた減少傾向となっている (図 1-3 参照)。



出典：UNCTAD (2006)

図 1-3 経済発展でみる地域別のインターネット利用者数の増加率（前年比）

<普及率1位アイスランド、2位ニュージーランド、その後に、欧州・北米・アジアの先進国>
 国（地域）別のインターネット普及率をみると、上位10位内の殆どが欧州諸国で占められており、これに米国と香港（中国）が加わる。調査会社 Internet World Stats 社がウェブ上で公開しているデータ（2006年9月）によれば²、最もインターネットが普及している国（地域）はアイスランドで普及率は86.8%であった。2位がニュージーランドで76.3%、3位以下は、スウェーデン（74.9%）、ポルトガル（74.1%）、オーストラリア（70.7%）、フォークランド諸島（70.4%）、デンマーク（69.4%）、米国（69.3%）と続いている。日本は67.2%で15位、韓国は67.0%で16位であった（表1-1参照）。

² <http://www.internetworldstats.com/top25.htm>

表 1-1 インターネット普及率の高い国・地域（上位 32 カ国）

順位	国・地域	普及率 (人口あたり%)	インターネット 利用者数(人)
1	アイスランド	86.8%	258,000
2	ニュージーランド	76.3%	3,200,000
3	スウェーデン	74.9%	6,800,000
4	ポルトガル	74.1%	7,782,760
5	オーストラリア	70.7%	14,663,622
6	フォークランド諸島	70.4%	1,900
7	デンマーク	69.4%	3,762,500
8	米国	69.3%	207,161,706
9	香港(中国)	69.2%	4,878,713
10	ルクセンブルグ	68.6%	315,000
11	スイス	68.1%	5,097,822
12	カナダ	67.9%	21,900,000
13	ノルウェイ	67.8%	3,140,000
14	シンガポール	67.2%	2,421,800
15	日本	67.2%	86,300,000
16	韓国	67.0%	33,900,000
17	グリーンランド	66.5%	38,000
18	フェロー諸島	66.5%	33,000
19	オランダ	65.9%	10,806,328
20	イギリス	62.5%	37,600,000
21	フィンランド	62.5%	3,286,000
22	ドイツ	61.3%	50,616,207
23	バミューダ諸島	60.7%	39,000
24	台湾	60.3%	13,800,000
25	バルバドス	60.0%	160,000
26	オーストリア	56.8%	4,650,000
27	リヒテンシュタイン公国	56.7%	20,000
28	ガーンジー島、オルダニー島(英王室属領)	56.5%	36,000
29	スロベニア	55.6%	1,090,000
30	イスラエル	52.0%	3,700,000
31	エストニア	51.5%	690,000
32	アイルランド	50.7%	2,060,000

出典：Internet World Stats (2006)³

<インターネット利用者数は米国が1位、中国が2位、日本が3位>

前出の Internet World Stats 社データ(2006年11月)⁴で国・地域別のインターネット利用者数をみると、米国が2億902万人と他国を大きく引き離して最多であった。続いて中国が1億2,300万人で2位、日本が8,630万人で3位、ドイツが5,062万人で4位、そしてインドが4,000万人で5位となっている。上位20カ国を地域ごとにみると、北米が2カ国、アジア・太平洋地域が8カ国、中南米が2カ国、ヨーロッパが8カ国であった。

³ <http://www.internetworldstats.com/top25.htm>

⁴ <http://www.internetworldstats.com/top20.htm>

また上位 20 カ国のなかでも、中国(普及率 9.4%)やインド(同 3.6%)、ブラジル(同 14.1%)、ロシア(同 16.5%)、メキシコ(同 19.2%)、インドネシア(同 8.1%)は、まだインターネット普及率が低いこともあり、今後、インターネット利用者数が大幅に伸びる可能性が高いと考えられる。

なお、上位 20 カ国のインターネット利用者を合計すると 8 億 3,630 万人であり、全世界のインターネット利用者の 77.7%を占めている(表 1-2 参照)

表 1-2 インターネット利用者数の多い上位 20 カ国・地域

順位	国・地域	インターネット利用者数(人)	インターネット普及率(%)
1	米国	209,024,921	69.9%
2	中国	123,000,000	9.4%
3	日本	86,300,000	67.2%
4	ドイツ	50,616,207	61.3%
5	インド	40,000,000	3.6%
6	イギリス	37,600,000	62.5%
7	韓国	33,900,000	67.0%
8	イタリア	30,763,848	52.0%
9	フランス	29,521,451	48.4%
10	ブラジル	25,900,000	14.1%
11	ロシア	23,700,000	16.5%
12	カナダ	21,900,000	67.9%
13	メキシコ	20,200,000	19.2%
14	スペイン	19,204,771	43.3%
15	インドネシア	18,000,000	8.1%
16	トルコ	16,000,000	21.4%
17	オーストラリア	14,663,522	70.7%
18	台湾	13,800,000	60.3%
19	ポーランド	11,400,000	29.9%
20	オランダ	10,806,328	65.9%

出典：Internet World Stats (2006)⁵

<インターネット利用者の母国語で最も多いのは英語だが、比率は減少傾向>

Internet World Stats 社のデータ(2006年9月)⁶をインターネット利用者の母国語別にみると、英語を母国語とする利用者のインターネット利用が最も多く、インターネット利用者全体の 29.7%にあたる 3 億 2,260 万人であった。2 位が中国語で 1 億 4,430 万人(13.3%)、3 位が日本語で 8,630 万人(7.9%)、4 位以降はスペイン語、ドイツ語、フランス語、ポルトガル語、韓国語と続いている

英語を母国語とする利用者のシェアは年々減少傾向にあり、1 年前のシェアと比べると 0.9%下がっている。一方で、上位 10 カ国語以外の言語を母国語とする利用者シェアが 0.1%上昇して

⁵ <http://www.internetworldstats.com/top20.htm>

⁶ <http://www.internetworldstats.com/stats7.htm>

おり、近年におけるインターネット利用者の多様化、インターネットの多言語化が進んでいることが分かる（表 1-3 参照）。

表 1-3 母国語別のインターネット利用者数

順位	言語	利用者数	インターネット利用者 全体におけるシェア	前年のシェア
1	英語	322,600,837	29.7%	30.6%
2	中国語	144,301,513	13.3%	13.0%
3	日本語	86,300,000	7.9%	8.5%
4	スペイン語	81,729,671	7.5%	6.3%
5	ドイツ語	58,854,682	5.4%	5.6%
6	フランス語	49,660,498	4.6%	4.0%
7	ポルトガル語	34,064,760	3.1%	3.2%
8	韓国語	32,372,000	3.1%	3.3%
9	イタリア語	28,870,000	2.7%	2.8%
10	ロシア語	23,700,000	2.2%	2.3%
上位 10 カ国語合計		863,981,961	79.5%	79.6%
その他の言語		222,268,942	20.5%	20.4%
合計		1,086,250,903	100.0%	100.0%

出典：Internet World Stats (2006)⁷

(2) ブロードバンド回線数

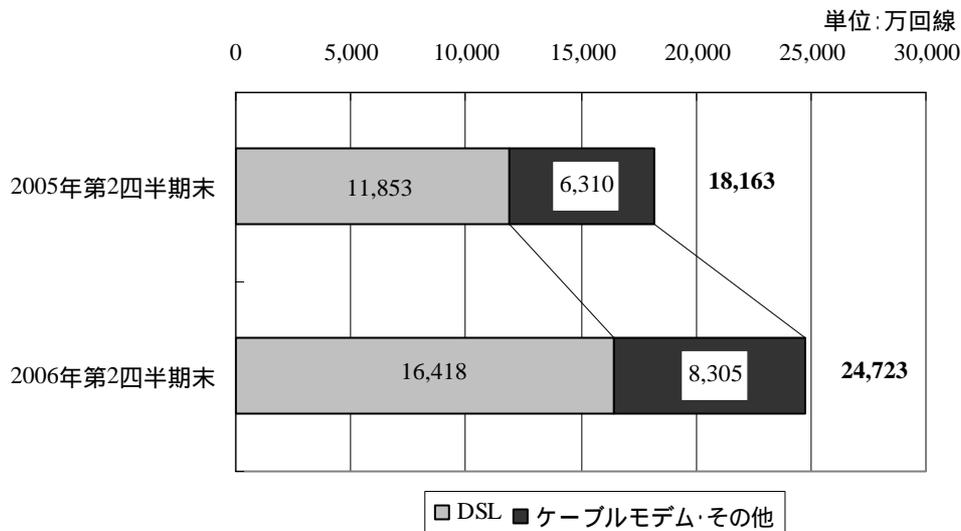
<ブロードバンド回線数は 2006 年 6 月末時点で 2 億 4,710 万回線>

インターネットの常時接続や高速通信を可能にするブロードバンド通信は、既存の電話回線を利用する DSL や、CATV 用の同軸ケーブルを利用するケーブルモデム、及び光ファイバー網 (FTTx) といったすべての接続技術による回線数が増加している。2006 年 9 月に英調査会社の Point Topic 社が発表した数値 (2006 年 9 月) によれば⁸、2006 年第 2 四半期末における全世界のブロードバンド回線数は、前年同期比 36.1% 増の 2 億 4,723 万回線であった。

接続技術の内訳を見ると、DSL が 1 億 6,418 万回線で、世界のブロードバンド回線数全体の半数以上となる 66.4% を占めた。一方のケーブルモデム及びその他接続技術 (光ファイバーなど) は、33.6% の 8,305 万回線であった (図 1-4 参照)。

⁷ <http://www.internetworldstats.com/stats7.htm>

⁸ "World Broadband Statistics Q2 2006"

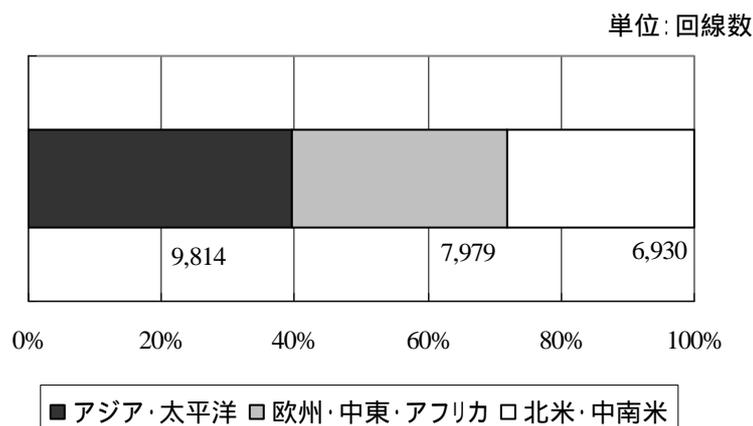


出典：Point Topic (2006)

図 1-4 世界のブロードバンド回線にみる接続技術別内訳

<地域別ブロードバンド回線数はアジア・太平洋が牽引>

ブロードバンド回線数を地域別にみると、アジア・太平洋地域が最多の9,814万回線で、全体の39.7%を占める。アジア・太平洋地域に続き、欧州・中東・アフリカ地域(EMEA)が7,979万回線で32.3%、北米・中南米地域は6,930万回線で28.0%のシェアとなっている。アジア・太平洋地域や北米・中南米地域に比べてブロードバンド回線数がまだ少ないEMEA地域であるが、前年同期と比べて46%の成長率となっている(図1-5参照)。



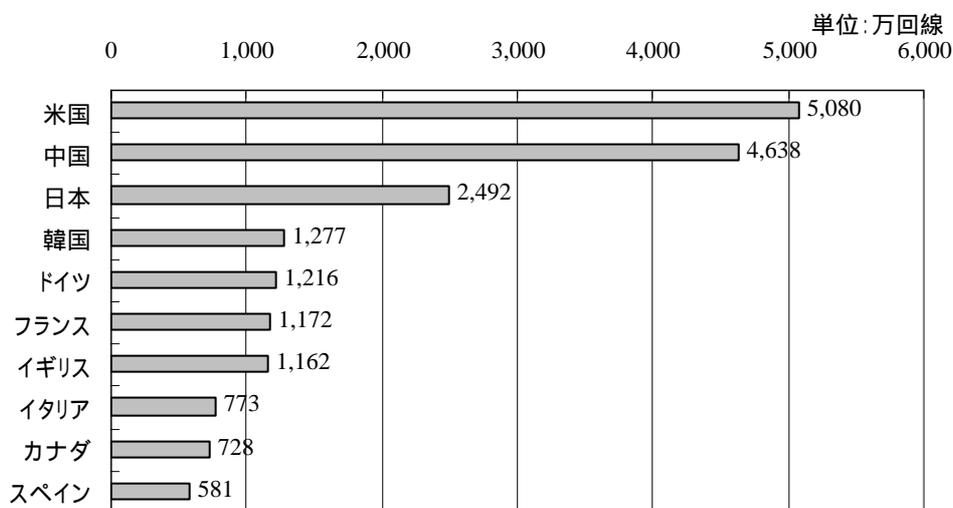
出典：Point Topic (2006)

図 1-5 地域別ブロードバンド回線数及び割合

<ブロードバンド回線数最多国は米国>

国別にブロードバンド回線数をみると、米国が最多の5,080万回線であった。中国が次いで4,638万回線となり、その後は日本(2,492万回線)、韓国(1,277万回線)、ドイツ(1,216万回線)となっている。

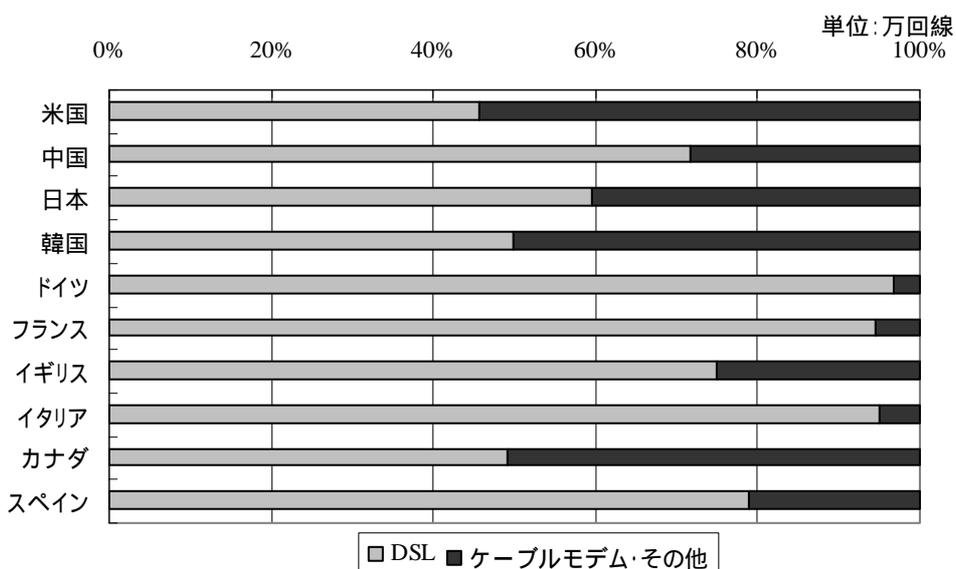
線) フランス (1,172 万回線) と続く (図 1-6 参照)。



出典 : Point Topic (2006)

図 1-6 ブロードバンド回線数上位 10 カ国

<欧州各国における接続技術はDSLが主流；米国、カナダ、韓国ではケーブルモデムも高シェア>
ブロードバンド回線数上位 10 カ国を接続技術別にみると、欧州各国では既存の電話線を利用したDSL技術が依然として主流であることがわかる。一方で、ケーブルモデムやその他技術の利用が多い米国、カナダ、韓国では、DSLとの割合は約50%である(図1-7参照)。

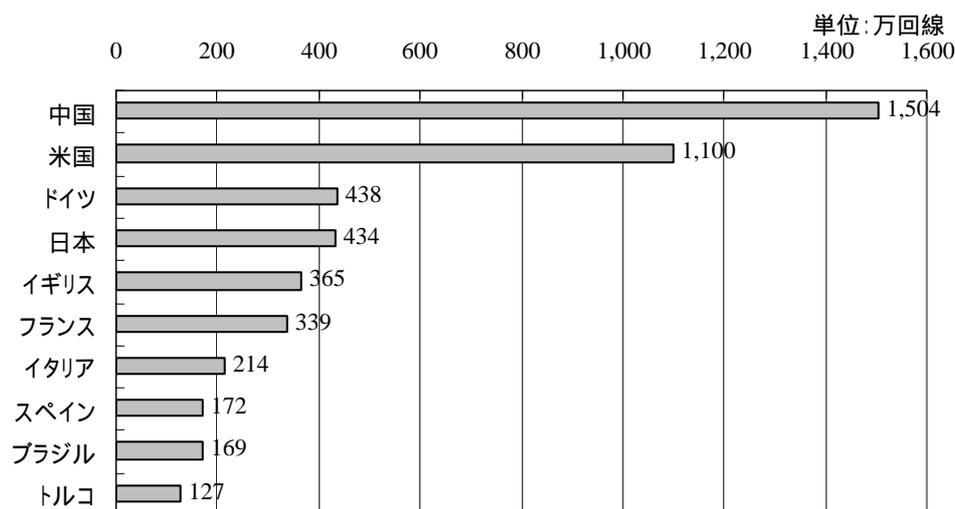


出典 : Point Topic (2006)

図 1-7 ブロードバンド回線数上位 10 カ国の接続技術別内訳

<1年間でブロードバンド回線数が最も増えたのは中国、次いで米国、ドイツ、日本>

1年間(2005年第2四半期末~2006年第2四半期末)で増加したブロードバンド回線数をみると、最も増加したのが1,504万回線の中国でであった。次いで米国(1,100万回線)、ドイツ(438万回線)、日本(434万回線)、イギリス(365万回線)、フランス(339万回線)となっている(図1-8参照)。



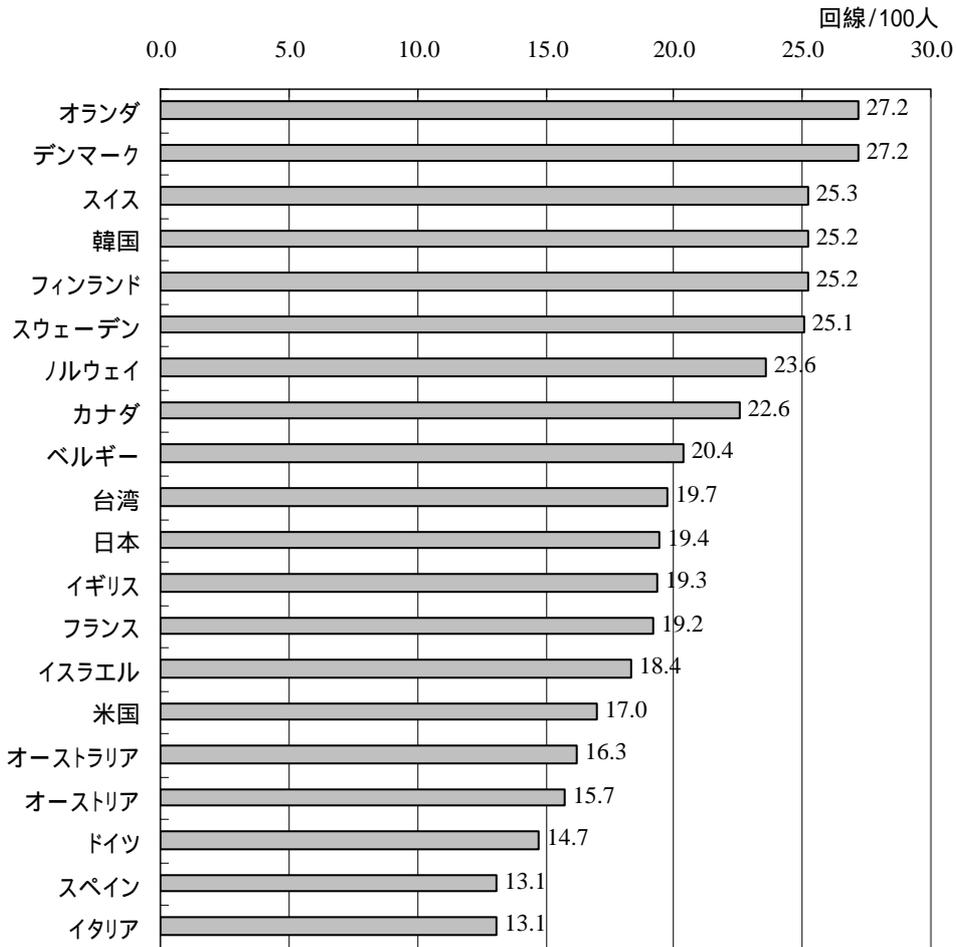
出典: Point Topic (2006)

図1-8 国別ブロードバンド回線増加数(上位10カ国)

<人口100人あたりのブロードバンド回線数はオランダとデンマークが1位>

国別に人口100人あたりのブロードバンド回線数をみると、オランダとデンマークが人口100人あたり27.2回線で1位となった。次いでスイスが25.3回線、韓国とフィンランドが25.2回線、スウェーデンが25.1回線と、ほぼ横並びの結果となった。日本は11位(19.4回線)、米国は15位(17.0回線)である⁹(図1-9参照)。

⁹ 2005年調査では香港が2位であったが、world-gazetter社が香港の推計人口を算出せず中国に含めているため、図1-9では香港は含まれていない。



出典：ブロードバンド回線数は Point Topic 社 2006 年第 2 四半期末の数値、人口データは world-gazetter 社ウェブサイト上¹⁰の 2006 年の推計人口数を用いて作成

図 1-9 人口 100 人あたりのブロードバンド回線数（上位 20 カ国）

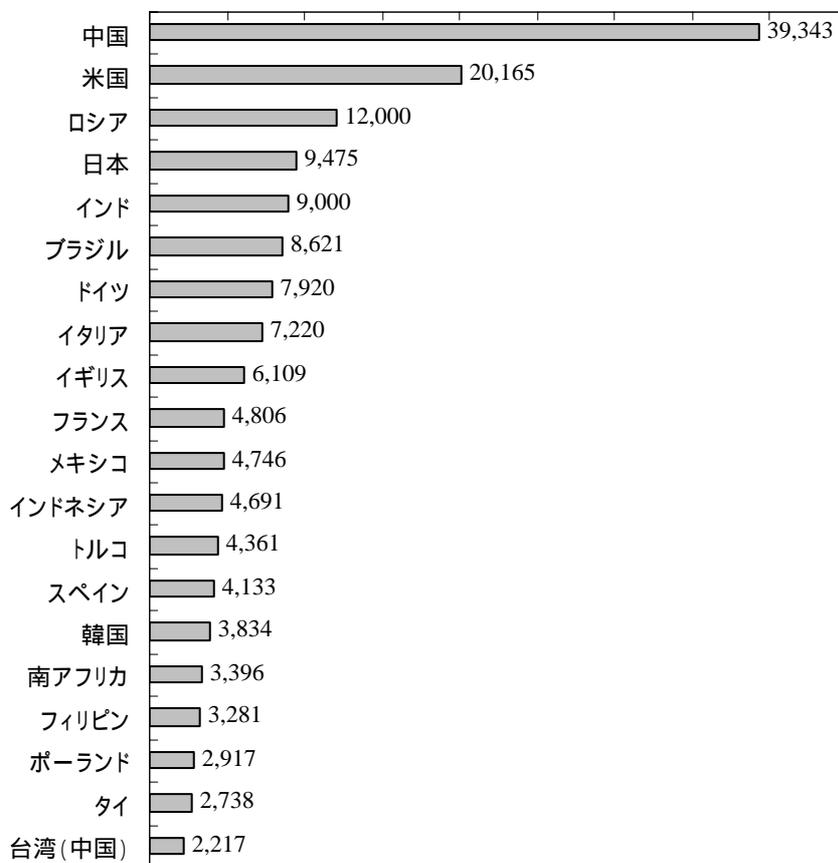
(3) 携帯電話及びモバイルブロードバンドの加入者数

国際電気通信連合（International Telecommunication Union：以下 ITU）の報告書（2006 年 12 月）¹¹によると、2005 年における携帯電話加入者数は中国が最多の 3 億 9,343 万人であった。続いて米国が 2 億 165 万人、ロシアが 1 億 2,000 万人と多く、日本は 4 位の 9,475 万人であった。上位 20 カ国の合計は 16 億 972 万人となり、世界の携帯電話加入者数の 74.2%を占めた（図 1-10 参照）。

¹⁰ <http://www.world-gazetter.com/>

¹¹ "ITU Internet Report 2006: digital.life," <http://www.itu.int/osg/spu/publications/digitalife/index.html>

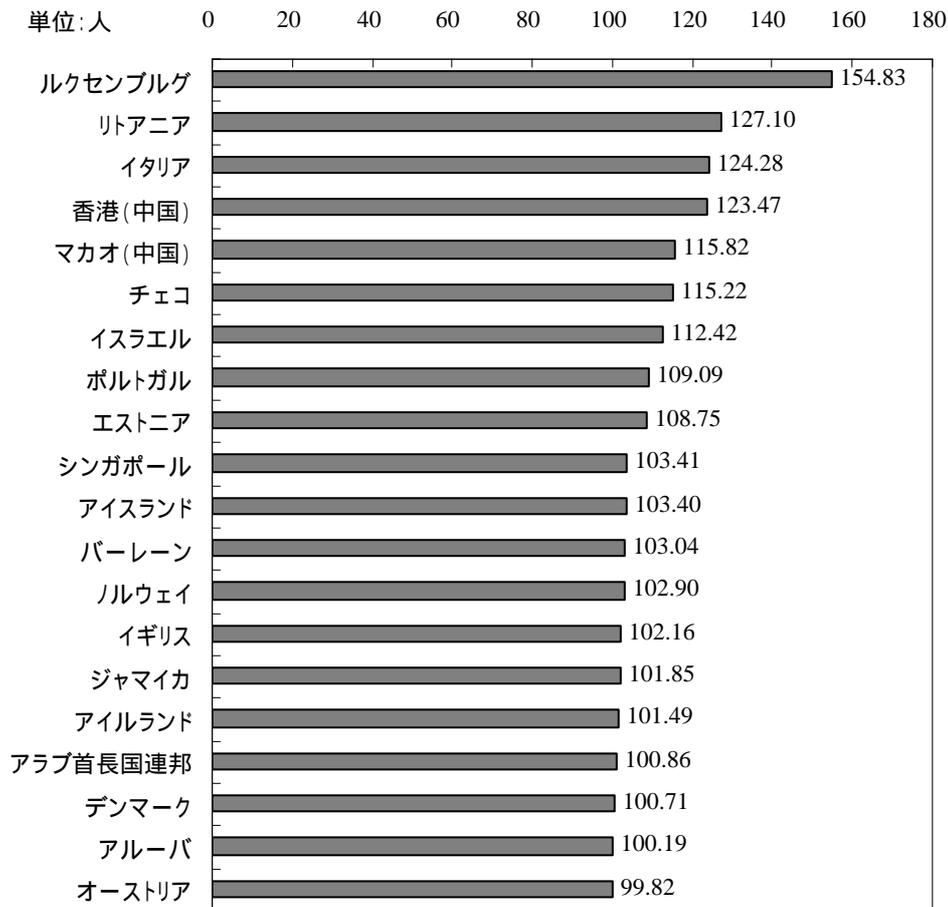
単位:万人 0 5,000 10,000 15,000 20,000 25,000 30,000 35,000 40,000 45,000



出典：ITU (2006)

図 1-10 携帯電話加入者数 (上位 20 カ国・地域)

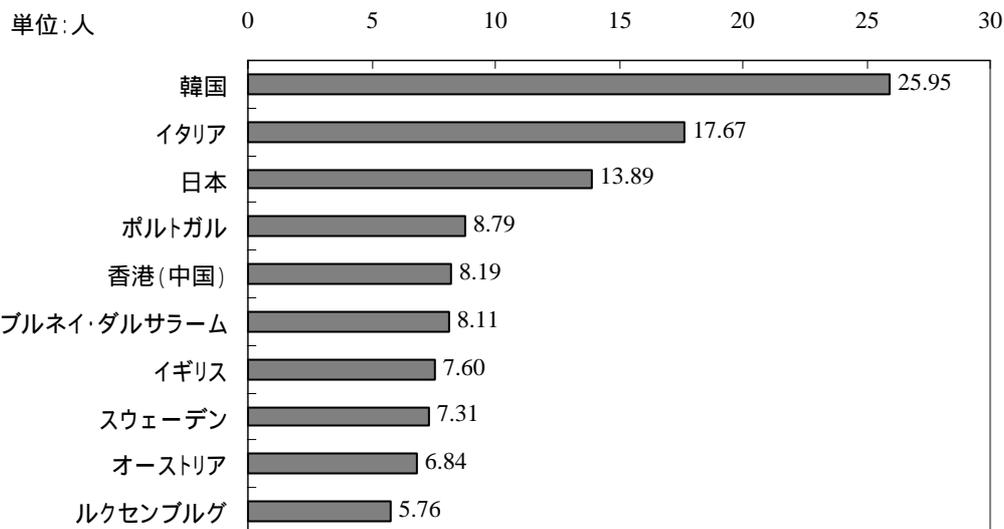
一方で、携帯電話加入者数の普及状況を見ると、欧州やアジア地域に広く普及していることがわかる。2005年に人口100人あたりの携帯電話加入者数が最も多かった国(地域)はルクセンブルグで、154.83人であった。続いてリトアニア(127.10人)、イタリア(124.28人)、香港(中国)(123.47人)、マカオ(中国)(115.82人)、チェコ(115.22人)、イスラエル(112.42人)であった。上位19カ国にて、1人が1台以上の携帯電話サービスに加入していることがわかる(図1-11参照)。日本は73.93人で55位、米国は67.62人で61位となっており、上位20カ国には入っていない。



出典：ITU (2006)

図 1-11 人口 100 人あたりの携帯電話加入者数 (上位 20 カ国・地域)

また、電子商取引も利用できるモバイル・ブロードバンドの加入者数の普及状況を見ると、2005 年の人口 100 人あたりの加入者数は韓国が最多の 25.95 人であった。すなわち、携帯電話加入者の 4 人に 1 人がモバイル・ブロードバンド・サービスを利用していることになる。イタリアの 17.67 人に続き、日本が 13.89 人で 3 位に入った (図 1-12 参照)。



出典：ITU（2006）

図1-12 人口100人あたりのモバイル・ブロードバンド加入者数（上位10カ国・地域）

1.1.2 E-レディネス指数

<デンマーク・米国が1位・2位、日本は引き続き21位>

調査会社 Economist Group の経済調査部門である The Economist Intelligence Unit (EIU) 社では、2000年以降毎年、インターネットの普及やビジネス環境、電子商取引の普及、政府のITイニシアチブについて調査を行ない、国地域別のランキング調査「Eレディネス (E-readiness) 調査」を実施している。2006年度の最新調査結果によると¹²、調査対象となった世界68カ国の中で最多スコアを獲得したのは前年度1位のデンマーク(9.00スコア)で、次いで米国(8.88スコア)が2位であった。日本は、前年から0.35ポイント上げた7.77スコアを獲得したものの、順位は前年度と同じ21位に留まった(表1-4参照)。

表1-4 2006年Eレディネス・ランキング(カッコ内は前年度の値)

順位	スコア	国名	順位	スコア	国名
1 (1)	9.00 (8.74)	デンマーク	35 (32)	5.74 (5.53)	南アフリカ
2 (2)	8.88 (8.73)	米国	36 (34)	5.65 (5.51)	スロバキア
3 (4)	8.81 (8.62)	スイス	37 (35)	5.60 (5.43)	マレーシア
4 (3)	8.74 (8.64)	スウェーデン	38 (40)	5.45 (5.04)	リトアニア
5 (5)	8.64 (8.54)	イギリス	39 (37)	5.30 (5.11)	ラトビア
6 (8)	8.60 (8.28)	オランダ	39 (36)	5.30 (5.21)	メキシコ
7 (6)	8.55 (8.32)	フィンランド	41 (38)	5.29 (5.07)	ブラジル
8 (10)	8.50 (8.22)	オーストラリア	42 (39)	5.27 (5.05)	アルゼンチン
9 (12)	8.37 (8.03)	カナダ	43 (41)	5.03 (4.82)	ジャマイカ

¹² http://graphics.eiu.com/files/ad_pdfs/2006Ereadiness_ranking_WP.pdf

順位	スコア	国名	順位	スコア	国名
10 (6)	8.36 (8.32)	香港	44 (42)	4.86 (4.68)	ブルガリア
11 (9)	8.35 (8.27)	ノルウェイ	45 (43)	4.77 (4.58)	トルコ
12 (12)	8.34 (8.03)	ドイツ	46 (46)	4.67 (4.38)	サウジアラビア
13 (11)	8.24 (8.18)	シンガポール	47 (44)	4.63 (4.56)	タイ
14 (16)	8.19 (7.82)	ニュージーランド	48 (45)	4.47 (4.53)	ベネズエラ
14 (14)	8.19 (8.01)	オーストリア	49 (50)	4.44 (4.07)	ペルー
16 (15)	8.09 (7.98)	アイルランド	49 (47)	4.44 (4.19)	ルーマニア
17 (17)	7.99 (7.71)	ベルギー	51 (48)	4.41 (4.18)	コロンビア
18 (18)	7.90 (7.66)	韓国	52 (52)	4.30 (3.98)	ロシア
19 (19)	7.86 (7.61)	フランス	53 (49)	4.25 (4.17)	インド
20 -	7.81 -	バミューダ (*)	54 -	4.22 -	ヨルダン (*)
21 (21)	7.77 (7.42)	日本	55 (53)	4.14 (3.90)	エジプト
22 (20)	7.59 (7.45)	イスラエル	56 (51)	4.04 (4.03)	フィリピン
23 (22)	7.51 (7.13)	台湾	57 (54)	4.02 (3.85)	中国
24 (23)	7.34 (7.08)	スペイン	58 (55)	3.88 (3.83)	エクアドル
25 (24)	7.14 (6.95)	イタリア	59 (56)	3.75 (3.80)	スリランカ
26 (25)	7.07 (6.90)	ポルトガル	60 (58)	3.69 (3.46)	ナイジェリア
27 (26)	6.71 (6.32)	エストニア	61 (57)	3.62 (3.51)	ウクライナ
28 (27)	6.43 (6.22)	スロベニア	62 (60)	3.39 (3.07)	インドネシア
29 (28)	6.42 (6.19)	ギリシャ	63 (63)	3.32 (2.94)	アルジェリア
30 -	6.32 -	アラブ首長国連邦 (*)	64 (62)	3.22 (2.97)	カザフスタン
31 (31)	6.19 (5.97)	チリ	65 (59)	3.15 (3.08)	イラン
32 (29)	6.14 (6.09)	チェコ	66 (61)	3.12 (3.06)	ベトナム
32 (30)	6.14 (6.07)	ハンガリー	67 (64)	3.03 (2.93)	パキスタン
34 (32)	5.76 (5.53)	ポーランド	68 (65)	2.92 (2.72)	アゼルバイジャン

(*) 2006年より調査対象となった国
出典：EIU (2006)

EIU社は、2006年の特徴として、「デジタルデバイドの改善」を挙げている。例えば、中南米地域にて、公共機関におけるオープンソース・ソフトウェアの利用によるITアクセスの向上がみられるほか、中国やインドでも同様にオープンソースの活用が確認されている。また、2006年調査では殆どの国が前年値と比べてEレディネススコアを上げている（ベネズエラ、スリランカのみがスコアを下げた）。

<引き続き北欧各国が上位に、アジアからは香港が10位につく>

過去5年間のランキング上位10カ国の推移をみると、デンマークが3年連続で1位を獲得していることがわかる。北欧各国が上位10カ国に多いという傾向には大きな変化はないが（デンマーク1位、スウェーデン3位、フィンランド7位）2006年は前年9位ノルウェイに替わり北米からカナダがランキング内に入った。アジアからは唯一、香港が10位に入っている（表1-5参照）。

表 1-5 過去 5 年間の E レディネス・ランキング上位 10 カ国推移

順位	2002	2003	2004	2005	2006
1	米国	スウェーデン	デンマーク	デンマーク	デンマーク
2	オランダ	デンマーク	イギリス	米国	米国
3	イギリス	オランダ	スウェーデン	スウェーデン	スイス
4	スイス	米国	ノルウェイ	スイス	スウェーデン
5	スウェーデン	イギリス	フィンランド	イギリス	イギリス
6	オーストラリア	フィンランド	米国	香港	オランダ
7	デンマーク	ノルウェイ	シンガポール	フィンランド	フィンランド
8	ドイツ	スイス	オランダ	オランダ	オーストラリア
9	カナダ	オーストラリア	香港	ノルウェイ	カナダ
10	フィンランド	香港、カナダ	スイス	オーストラリア	香港

(注) 2003 年の 10 位には香港とカナダが同スコアで 10 位にランキングされた
出典：EIU (2006)

1.1.3 ネットワーク・レディネス指数

<ネットワーク・レディネス指数とは>

「ネットワーク・レディネス指数 (Networked Readiness Index : NRI)」とは、世界経済協議会 (World Economic Forum : WEF) が、世界銀行と仏ビジネス・スクール INSEAD¹³と共同で、世界各国における電子商取引普及のための環境を評価した指数である。

この指数は、情報通信技術 (Information Communication Technology : ICT) を「環境 (市場、政府規制、インフラ)」、レディネス (個人、企業、政府)、及び「利用状況 (個人、企業、政府)」の 3 要素から評価し、世界 115 カ国 (2005-2006 年度) をランク付けしたものである。同指数は、世界経済協議会が INSEAD と共同で毎年公表している「世界情報技術報告書 (The Global Information Technology Report)」にて 2000 年より公開されている。

<米国が首位に再浮上、日本は 8 位から 16 位へと転落>

最新の調査レポート「The Global Information Technology Report 2005-2006」によると¹⁴、第 5 回目となるネットワーク・レディネス指数では前年度調査で初めて 1 位になったシンガポールが 2 位 (1.89 スコア) に下がり、替わって前年 5 位の米国 (2.02 スコア) が 1 位に再浮上した。日本は前年の 8 位 (1.32 スコア) から 16 位 (1.24 スコア) へと、順位・スコアともに順位を下げた (表 1-6 参照)。

表 1-6 ネットワーク・レディネス指数上位 25 カ国 (2005-2006 年度)

順位	国/地域	スコア	順位	国/地域	スコア
1	米国	2.02	14	韓国	1.31
2	シンガポール	1.89	15	オーストラリア	1.28
3	デンマーク	1.80	16	日本	1.24
4	アイスランド	1.78	17	ドイツ	1.18
5	フィンランド	1.72	18	オーストリア	1.18

¹³ 1957 年に開校したビジネススクールで、フランスとシンガポールにキャンパスを構える。

¹⁴ http://www.weforum.org/pdf/Global_Competitiveness_Reports/Reports/gitr_2006/rankings.pdf

順位	国/地域	スコア	順位	国/地域	スコア
6	カナダ	1.54	19	イスラエル	1.16
7	台湾	1.51	20	アイルランド	1.15
8	スウェーデン	1.49	21	ニュージーランド	1.14
9	スイス	1.48	22	フランス	1.11
10	イギリス	1.44	23	エストニア	0.96
11	香港	1.44	24	マレーシア	0.93
12	オランダ	1.39	25	ベルギー	0.87
13	ノルウェイ	1.33			

出典：WEF（2006）

ネットワーク・レディネス指数が1位の米国（2.02 スコア）は、環境要素2位（2.49 スコア）、レディネス要素2位（1.82 スコア）、利用要素6位（1.74 スコア）と、3要素で上位につけたことが、総合で1位に返り咲いた要因となった。昨年1位のシンガポールは、今年も2位（1.89 スコア）と健闘している。同国は環境要素3位（1.90 スコア）、レディネス要素1位（1.89 スコア）、利用要素2位（1.89 スコア）といずれも高い順位につけており、WEF はこれらシンガポールにおける高評価の背景として、「同政府による ICT 普及・利用促進政策の効果」を挙げている。

デンマーク、アイスランド、フィンランドといった北欧諸国が、それぞれ3位（1.89 スコア）、4位（1.78 スコア）5位（1.72 スコア）につけたことは、北欧地域における ICT ネットワーク・レディネスの高さを顕著に表している。

アジア・太平洋地域では、昨年15位（1.12 スコア）の台湾が7位（1.51 スコア）と健闘し、上位10カ国に2002-2003年度以来の再登場を遂げた。また韓国も昨年の24位（0.81 スコア）から14位（1.31 スコア）へと躍進し、マレーシアが24位（0.93 スコア）となって上位25カ国入りした。一方で、他国は軒並み順位を下げており、昨年7位（1.39 スコア）の香港が11位（1.44 スコア）へ、そして8位（1.35 スコア）であった日本は16位（1.24 スコア）へと順位・スコアともに下げている。

EUの新加盟国は、エストニアが23位（0.96 スコア）、マルタが30位（0.51 スコア）、キプロスが33位（0.36 スコア）となった。

中南米では、チリが29位（0.52 スコア）で同地域での最上位につけ、続く52位（-0.04 スコア）のブラジルを大きく引き離している。中南米地域では、国の経済力に比較してネットワーク・レディネス指数が低く、例えばメキシコが55位（-0.14 スコア）、コロンビアが62位（-0.27 スコア）、アルゼンチンが71位（-0.38 スコア）であった。

アフリカでは、チュニジアの36位（0.33 スコア）が最上位となり、南アフリカが37位（0.30 スコア）、モーリシャスが45位（0.07 スコア）、ボツワナが56位（-0.16 スコア）であった。

<米国、4ランクアップで首位に返り咲く>

ネットワーク・レディネス指数上位10カ国の過去五年間の推移をみると、北米と北欧地域諸国が多くみられ、これら地域における ICT 利用の高さが現れている。また、西欧地域に加え、アジアからもシンガポール、台湾などが比較的健闘している。

表1-7 過去5年間のネットワーク・レディネス指数上位10カ国

順位	2002	2003	2004	2005	2006
1	米国	フィンランド	米国	シンガポール	米国
2	アイスランド	米国	シンガポール	アイスランド	シンガポール
3	フィンランド	シンガポール	フィンランド	フィンランド	デンマーク
4	スウェーデン	スウェーデン	スウェーデン	デンマーク	アイスランド
5	ノルウェイ	アイスランド	デンマーク	米国	フィンランド
6	オランダ	カナダ	カナダ	スウェーデン	カナダ
7	デンマーク	イギリス	スイス	香港	台湾
8	シンガポール	デンマーク	ノルウェイ	日本	スウェーデン
9	オーストラリア	台湾	オーストラリア	スイス	スイス
10	イギリス	ドイツ	アイスランド	カナダ	イギリス

出典：WEF（2006）

1.1.4 電子商取引市場の動向

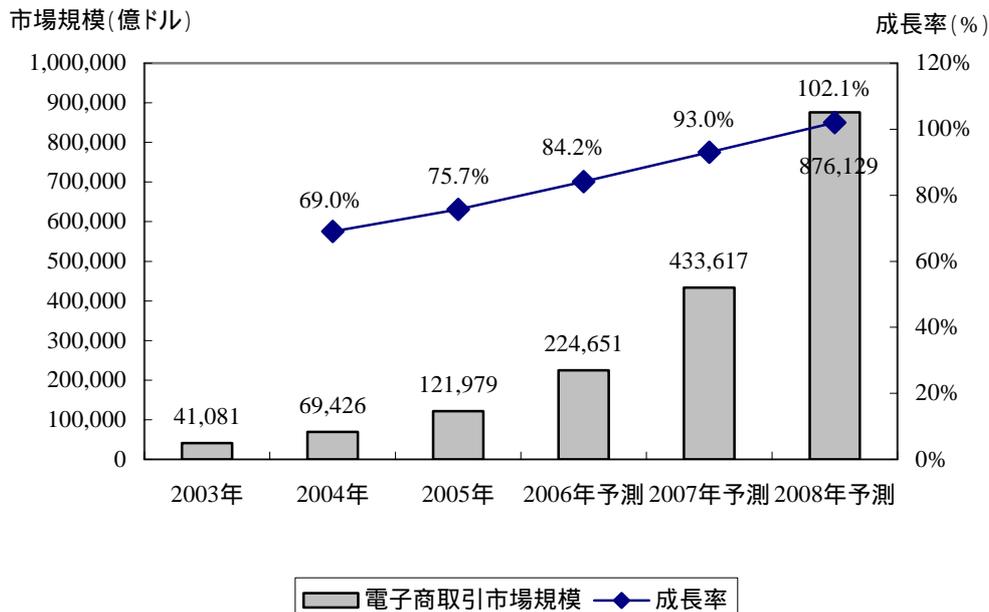
(1) 世界の電子商取引市場規模

<2008年には87兆6,129億ドルへと成長予測>

調査会社 Global Industry Analysts 社のデータ（2006年11月時点）¹⁵によると、世界の電子商取引市場規模は、2005年に12兆1,979億ドルに達した。その後、年平均成長率（CAGR）84.41%で成長し、2008年には87兆6,129億ドル規模に到達すると予測されている（図1-13参照）。

電子商取引市場は、前出の図1-1にみられる世界のインターネット利用者数の増加と比較すると、その成長幅が大きいことがわかる。例えば、2003年から2004年、及び2004年から2005年にかけてのインターネット利用者数の成長率は、それぞれ19.0%、19.5%に留まっている。一方で、同期間の電子商取引市場規模の成長率はそれぞれ69.0%、75.7%であり、インターネット利用者と比較して電子商取引市場規模が大幅に拡大していることがわかる。

¹⁵ "E-COMMERCE A Global Market Trend Reprt," July 2006.



出典：Global Industry Analysts (2006)

図 1-13 世界の電子商取引市場規模 (売上高) 成長予測 (2003年～2008年)

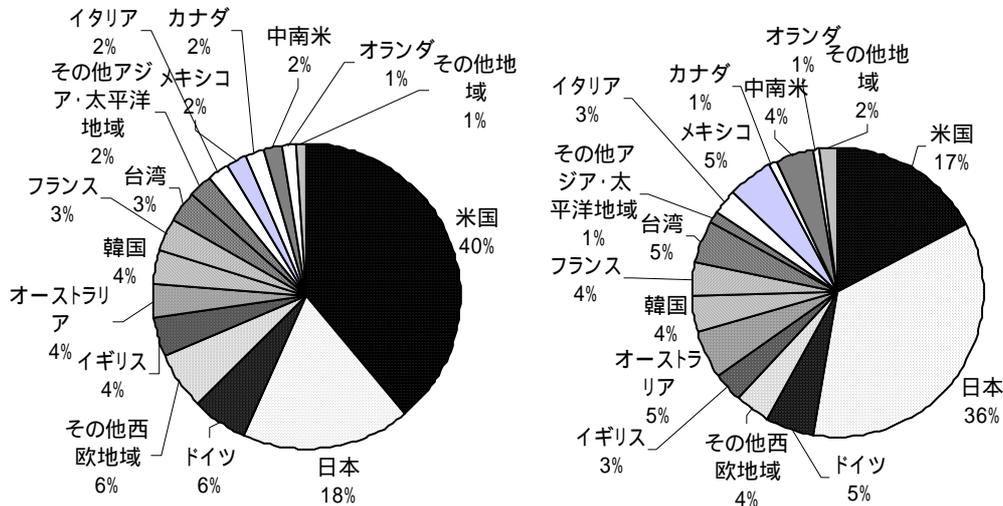
< 日本、米国が世界の電子商取引市場を牽引 >

また、世界の電子商取引市場を国 / 地域別シェアで見ると、2005年時点では米国が4兆7,427億ドルで世界市場の40%を占め、次いで、日本が2兆1,739億ドルで18%を占めた。米国・日本の2カ国のみで世界の電子商取引市場の58%を占めていることがわかる。その他の国・地域はそれぞれシェアが一桁台に留まっている。

一方で、2008年の電子商取引市場予測値をみると、米国と日本との順位が入れ替わり、日本が36%のシェアを獲得(31兆1,895億ドル)して世界シェアで首位に立つと予測されている。一方の米国は、市場規模15兆824億ドルでシェアを17%にまで落とすが、日本・米国を併せた市場規模は引き続き世界市場全体の53%と、その半数以上を占めると予測されている。その他の国・地域では、市場シェアでは引き続き一桁台に留まっていることから、今後数年間の電子商取引市場は日本と米国が牽引するとみられている(図1-14参照)。

2005年 12兆1,979億ドル

2008年予測 87兆6,129億ドル



出典：Global Industry Analysts (2006)

図 1-14 国・地域別電子商取引市場規模（売上高）シェア比較（2005年/2008年予測）

(2) 世界のB2B電子商取引市場規模

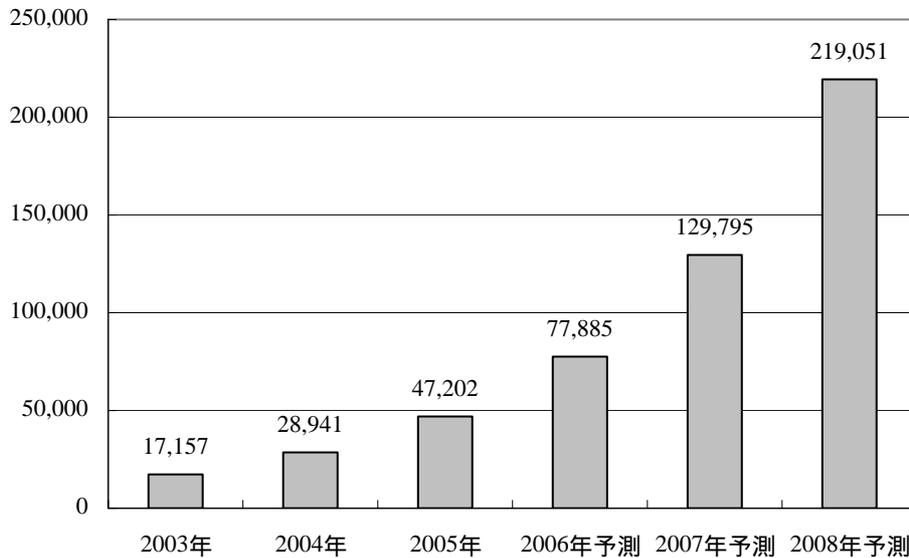
<2006年は4兆7,202億ドル、2008年には21兆9,051億ドル規模へ順調に拡大>

ドイツ調査会社のTNS Infratest社のデータによると¹⁶、2005年の世界のB2B電子商取引市場は4兆7,202億ドルに達した。2006年は7兆7,885億ドルが予測されており、その後も順調に成長して2008年には21兆9,051億ドル規模にまで拡大すると予測されている（図1-15参照）。

¹⁶ "Monitoring Informationswirtschaft," April 2006.

http://www.tns-infratest.com/06_BI/bmwi/Faktenbericht_9_en/06480_index_bmwa.asp

単位:億ドル



(注) 1ユーロ=1.33米ドルで換算(2006年12月2日レート)

出典: TNS Infratest (2006)

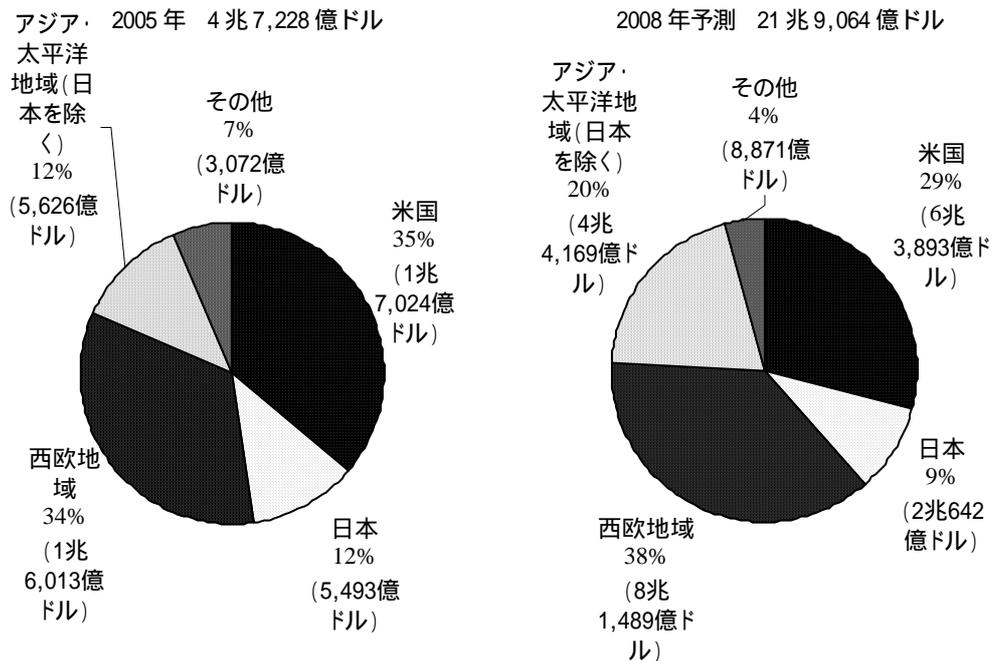
図1-15 世界のB2B電子商取引市場規模推移(2003年~2008年予測)

<2005年実績、2008年予測ともに米国と日本が大きなシェアを獲得>

前出のTNS Infratest社のデータによると¹⁷、B2B電子商取引市場の国・地域別シェアは、国別で見ると2005年は米国が35%(1兆7,024億ドル)で首位に立ち、日本が12%(5,493億ドル)で米国に続いた。その他の地域をみると、西欧地域が34%(1兆6,013億ドル)、日本を除くアジア・太平洋地域が12%(5,626億ドル)であった。これらシェアは、2008年もほぼ変化はなく、米国が29%(6兆3,893億ドル)で首位に留まり、続いて日本が9%(2兆642億ドル)で2位を維持すると予測されている。その他の地域は若干シェアを拡大しており、西欧地域は38%(8兆1,489億ドル)、日本を除くアジア・太平洋地域が20%(4兆4,169億ドル)になるとされている(図1-16参照)。

¹⁷ "Monitoring Informationswirtschaft," April 2006.

http://www.tns-infratest.com/06_BI/bmwi/Faktenbericht_9_en/06480_index_bmwa.asp



(注) 1ユーロ=1.33米ドルで換算(2006年12月2日レート)
出典: TNS Infratest (2006)

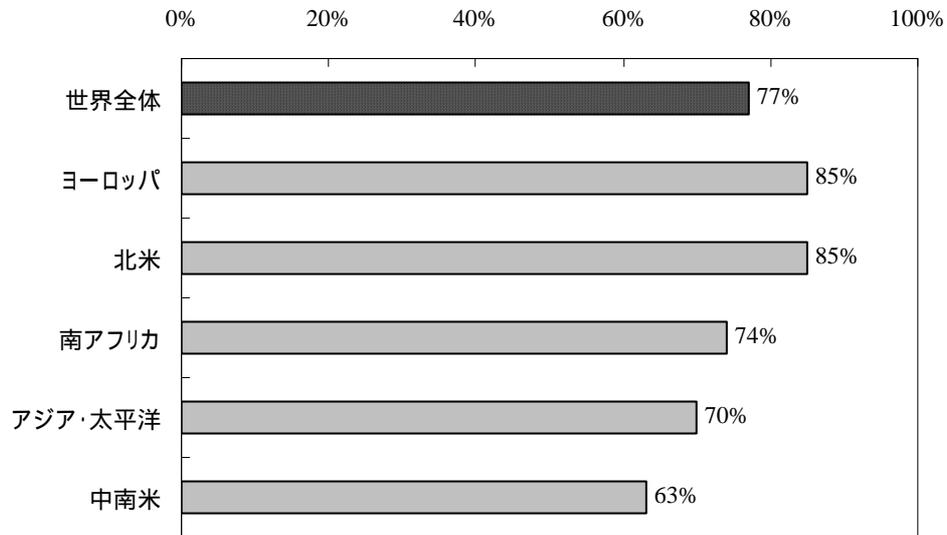
図 1-16 世界のB2B電子商取引市場国・地域別シェア(2005年/2008年予測)

(3) B2C の世界的な動向

< オンライン・ショッピングの利用率は北米、ヨーロッパが最も高い >

米調査会社 ACNielsen 社が実施した 38 市場・21,261 人の消費者を対象にしたオンライン・ショッピング動向調査のデータ(2005年10月)¹⁸によると、オンライン・ショッピング経験者の割合が世界で 77%に達したことがわかる。地域別にみると、ヨーロッパ及び北米地域がそれぞれ 85%と最も高く、南アフリカ(74%)、アジア・太平洋(70%)、中南米(63%)と続いている(図 1-17 参照)。

¹⁸ "ACNielsen "Global Online Shopping Habits" Study",
http://www2.acnielsen.com/press/data_onlineshopping.shtml

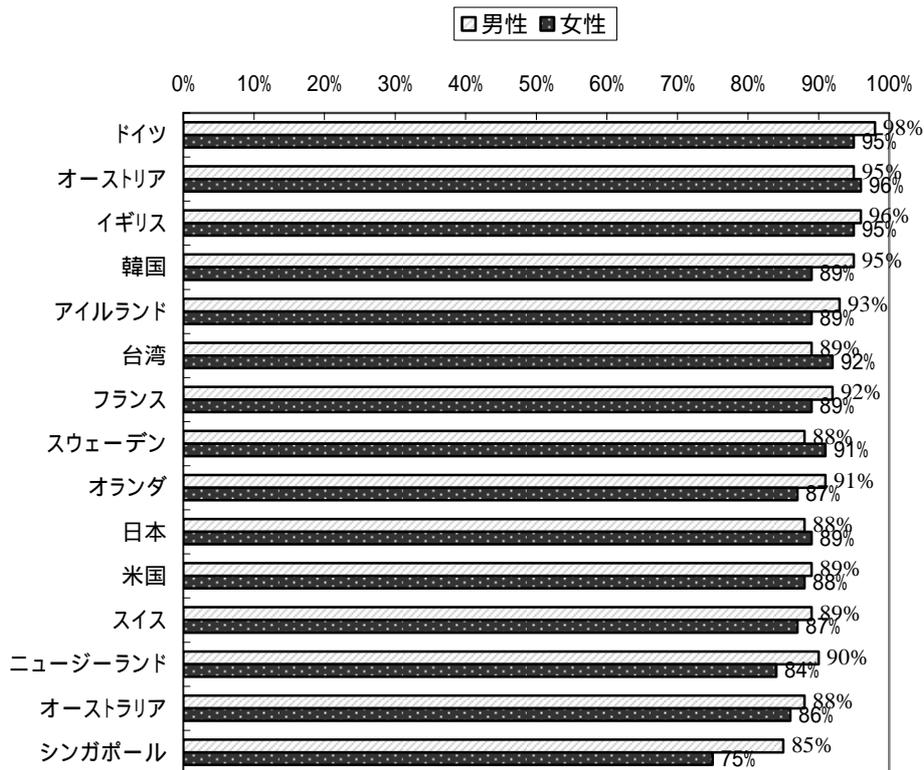


出典：ACNielsen (2005)

図1-17 オンライン・ショッピング経験者の地域別比率

< オンライン・ショッピング経験者が多いのはドイツ、オーストリア、イギリス >

オンライン・ショッピング経験者を国別で見た場合、ドイツ、オーストリア、イギリスをはじめとした西欧諸国においた経験者の割合が高く、男女共にオンライン・ショッピングの経験者が多いことが分かる。男女別にみると、オンライン・ショッピング経験者の割合が高い上位15カ国において、全体的に男性の経験者の割合が多い結果となった。オーストリア(男性95%、女性96%)、台湾(男性89%、女性92%)、スウェーデン(男性88%、女性91%)、日本(男性88%、女性89%)の4カ国のみにおいて、女性の経験者の割合が男性を上回っている(図1-18参照)。

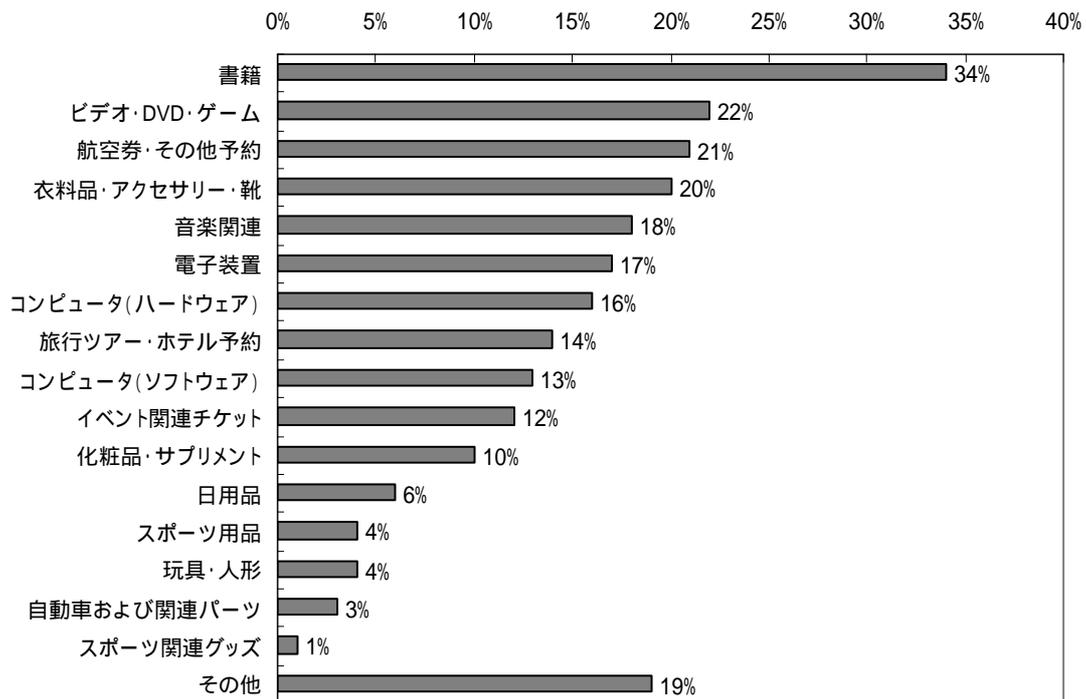


出典：ACNielsen (2005)

図1-18 オンライン・ショッピング経験者上位15カ国の国・男女別比率

<最近購入したのは書籍、ビデオ・DVD・ゲーム、衣料品・アクセサリー・靴>

オンライン・ショッピング経験者が最近購入した商品を見ると、「書籍」を購入した回答者の比率が34%で圧倒的に多く、続いて「ビデオ・DVD・ゲーム」が22%、「航空券・その他予約」が21%、「衣料品・アクセサリー・靴」が20%であった(図1-19参照)。



(注) 回答者が最近購入した3つの商品の比率
出典: ACNielsen (2005)

図 1-19 世界のオンライン・ショッピング経験者が最近購入した商品

1.2 北米市場

1.2.1 インターネット普及状況

(1) インターネット利用者数

<北米地域のインターネット利用者数は2億2,914万人>

前出の調査会社 Internet World Stats 社のデータ(2006年9月)によると¹⁹、北米地域におけるインターネット利用者数は2億2,914万人で、2000年からの増加率は112.0%であった。内訳をみると、米国が2億716万人でインターネット利用者数が最も多く、次いでカナダが2,190万人であった。インターネット普及率でみると、北米地域全体では69.1%と、昨年より0.9%増加した。米国の普及率が69.3%と最も高く、次いでカナダが67.9%、グリーンランドが66.5%、バミューダ諸島が60.7%であった。サンピエール島、ミケロン島のインターネットに関するデータは公表されていない(表1-8参照)。

¹⁹ "Internet Usage Statistics for the Americas: Internet User Statistics and Population Stats for 51 countries and regions - North America, Central America, South America and the Caribbean -," Internet World Stats, <http://www.internetworldstats.com/stats2.htm>

表 1-8 北米地域における国別インターネット普及状況

地域	インターネット 利用者数	インターネット 普及率 (%)	増加率 (%) (2000-2006年)
米国	207,161,706	69.3	117.3
カナダ	21,900,000	67.9	72.4
バミューダ諸島	39,000	60.7	56.0
グリーンランド(デンマーク領)	38,000	66.5	113.5
サンピエール島、ミケロン島	NA	0.0	NA
合計	229,138,706	69.1	112.0

出典：Internet World Stats (2006年9月)

(2) ブロードバンド回線数

前出の Point Topic 社のデータによると²⁰、2006年第2四半期末における米国・カナダの、接続技術別ブロードバンド回線数は、DSL が 2,674 万回線、ケーブルモデム・その他が 3,134 万回線となり、合計で 5,808 万回線であった。米国におけるブロードバンド回線数はカナダの約 7 倍と圧倒的に多いが、前出の world-gazetter 社の人口データを用いて各国の人口 100 人あたりのブロードバンド回線数を算出すると、カナダが 22.6 回線と普及率が高く、一方で米国が 17.0 回線でカナダに遅れをとっていることがわかる(表 1-9 参照)。

表 1-9 米国・カナダにおける接続技術別ブロードバンド回線数(2006年第2四半期末)

国	DSL (万回線)	ケーブルモデム・ その他(万回線)	合計 (万回線)	前年同期 比増加率 (%)	人口 100 人あたりの ブロードバンド回線数
米国	2,317.4	2,762.9	5,080.4	27.6	17.0
カナダ	357.0	371.0	728.0	19.6	22.6
合計	2,674.4	3,133.9	5,808.4	31.2	17.5

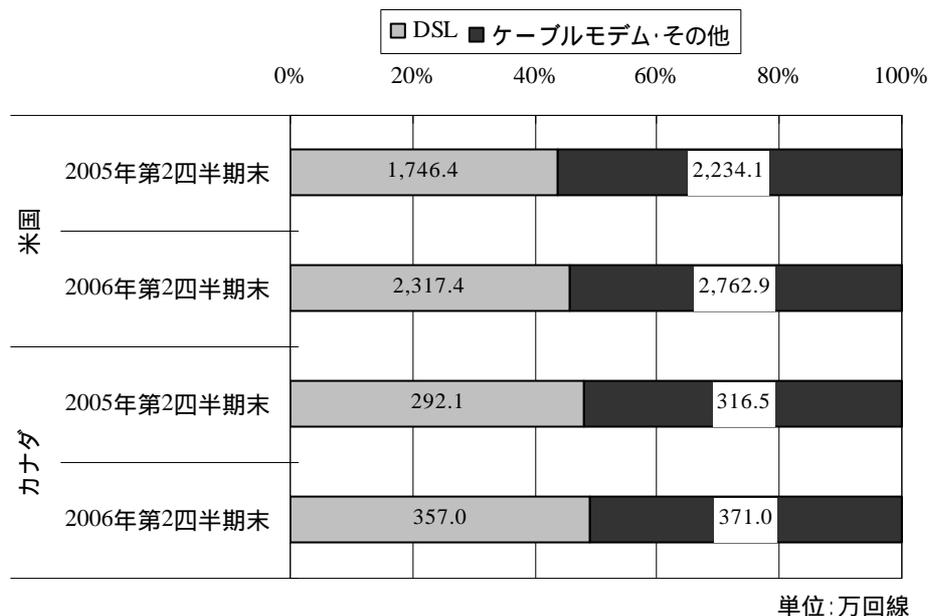
出典：ブロードバンド回線数は Point-Topic 社のデータ(2006年第2四半期末)を、人口データは world-gazetter 社ウェブサイト上²¹の 2006 年の推計人口数データを用いて作成

<DSL の割合が増加、米国では 4 割強に、カナダでは 5 割弱>

ケーブルテレビが普及している米国とカナダでは、他国と比較してケーブルモデム接続が多い点の特徴で、ブロードバンド接続技術の 5 割以上がケーブルモデムあるいはその他接続技術によるものとなっている。また、両国ともに DSL 接続の割合も若干ながら増加している(図 1-20 参照)。

²⁰ "World Broadband Statistics Q2 2006," 2006年9月

²¹ <http://www.world-gazetteer.com/>



出典: Point Topic (2006)

図 1-20 米国・カナダにおけるブロードバンド接続技術割合比較 (2005 年第 2 四半期/2006 年第 2 四半期)

(3) 携帯電話及びモバイル・ブロードバンドの加入者数

ITU の報告書 (2006 年 12 月)²²によると、2005 年における米国の携帯電話加入者数は 2 億 165 万人で、人口 100 人あたりの加入者数は 67.6 人であった。カナダは、携帯電話加入者数 1,660 万人で、人口 100 人あたりの加入者数は 51.4 人に留まった。また、米国・カナダではモバイル・ブロードバンドが普及しておらず、携帯電話加入者数に対するモバイル・ブロードバンド加入者の割合が米国で僅か 2.2%、カナダでは 0.2%であった (表 1-10 参照)。

表 1-10 米国・カナダにおける携帯電話及びモバイル・ブロードバンドの加入者数 (2005 年)

国・地域	携帯電話加入者数 (万人)	人口 100 人あたりの携帯電話加入者数	モバイル・ブロードバンド加入者数 (万人)	モバイル・ブロードバンド加入者割合 (%) *
米国	20,165.0	67.6	436.0	2.2
カナダ	1,660.0	51.4	3.5	0.2

(*) 携帯電話加入者数に対するモバイルブロードバンド加入者の割合
出典: ITU (2006)

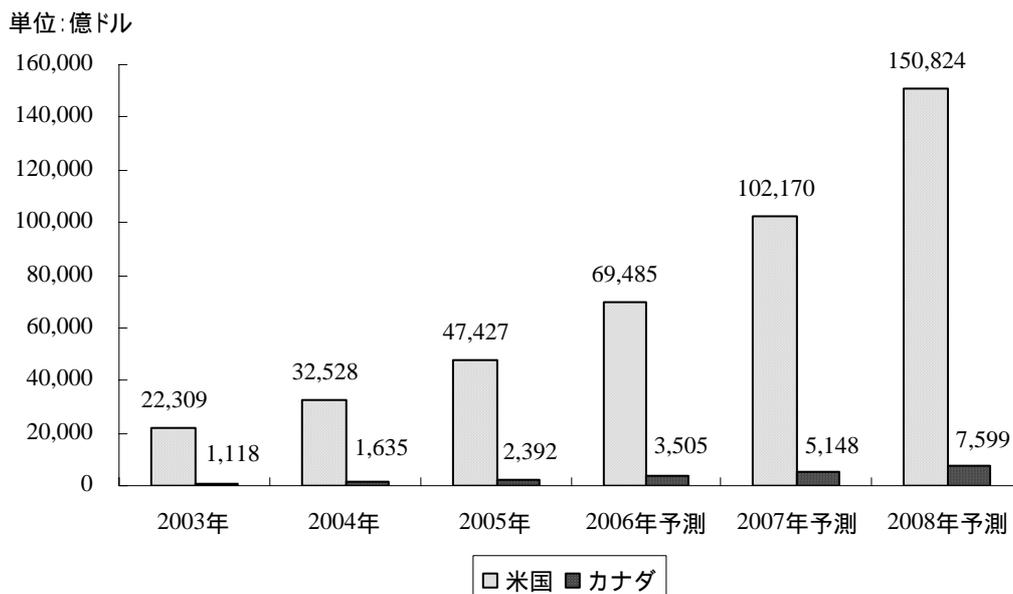
²² "ITU Internet Report 2006: digital.life,"
<http://www.itu.int/osg/spu/publications/digitalife/index.html>

1.2.2 北米の電子商取引市場

(1) 北米地域の電子商取引市場規模

<2008年に米国は15兆ドル規模、カナダは8,000億ドル規模へ成長が予測>

前出の Global Industry Analysts 社のデータによると²³、米国の2005年電子商取引市場規模は4兆7,427億ドルで、2006年には6兆9,485億ドル、2008年には15兆824億ドルに成長すると予測されている。一方のカナダも順調な成長が予測されており、2005年の2,392億ドルから2006年には3,505億ドルへと拡大し、2008年には7,599億ドルに達する見込みである(図1-21参照)。



出典: Global Industry Analysts (2006)

図1-21 米国・カナダの電子商取引市場規模推移(2003年~2008年予測)²⁴

(2) 北米地域のB2B電子商取引市場規模

<米国は1兆8,209億ドル(2004年)、カナダは215億ドル(2005年)>

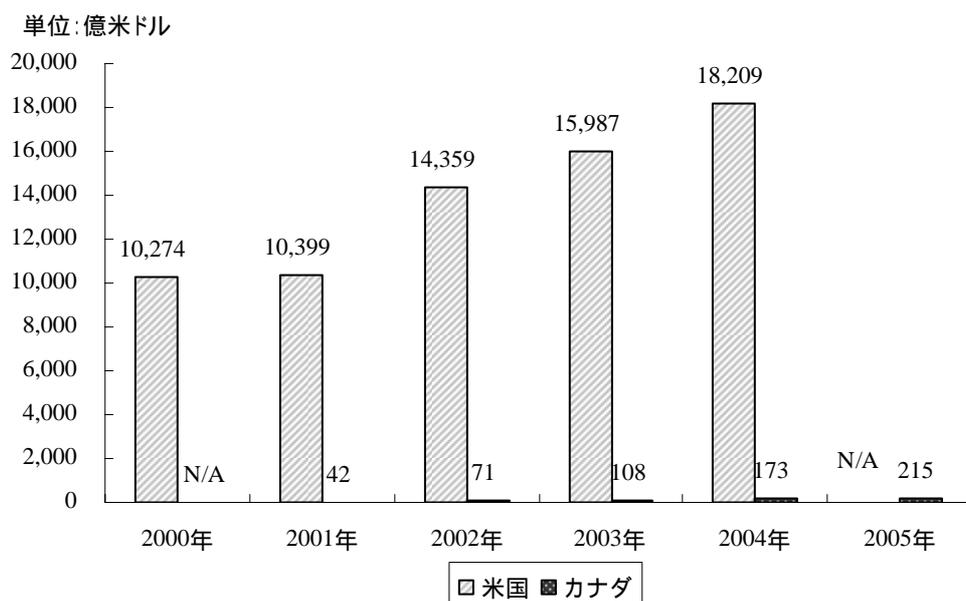
米国商務省センサス局データによると²⁵、2004年の米国におけるB2B電子商取引市場規模は1兆8,209億ドル規模であった。同市場は、2000年の1兆274億ドルから順調に拡大していることがわかる。カナダのB2B電子商取引市場規模は、カナダ統計局のデータ(民間セクターのみ)によると²⁶、2001年の42億ドルから、2005年には215億ドルまで成長した(図1-22参照)。

²³ "E-COMMERCE A Global Market Trend Reprt," July 2006.

²⁴ Global Industry Analysts から発表されている米国・カナダにおける電子商取引市場規模に関するデータは、商務省センサス局およびカナダ統計局が発表しているB2BおよびB2Cの数値を合わせたものよりも数値が大きくなっている。これは、政府機関の数値がかなり厳しい見方をしている一方で、民間調査は余裕を持たせた予測を行うなど、算出先が異なることで、統計方法(予測を含む)が大きく異なっているためと考えられる。

²⁵ "U.S. Census Bureau E-Stats," <http://www.census.gov/eos/www/papers/2004/2004reportfinal.pdf>

²⁶ "The Daily: Electronic commerce and technology," <http://www.statcan.ca/Daily/English/060420/d060420b.htm>



(注1) 米国：B2B市場規模は、製造業及び卸売業の出荷高、販売高、あるいは売上高の合計。B2B市場規模最新データは2004年。2000年、2001年のデータには製造業の販売店・販売事務所の出荷高、販売高、あるいは売上高は含まれていない。

(注2) カナダ：2000年データは公開情報では入手不可能。B2B市場規模は、インターネットからの売上（オンライン決済の有無は問わず）を指し、専用線・ATMでの取引は含まない。インターネット上での金融商品取引（株式・債権）からの収益は含まないが、関連手数料は含む。データは民間セクターのみ。1カナダドル=0.87米ドルで換算（2006年12月3日レート）。

出典：商務省センサス局（2006）、カナダ統計局（2006）

図1-22 米国・カナダのB2B電子商取引市場規模（2000年～2005年）

(3) 北米地域のB2C電子商取引市場規模

<米国は1,301億ドル（2004年）、カナダは101億ドル（2005年）>

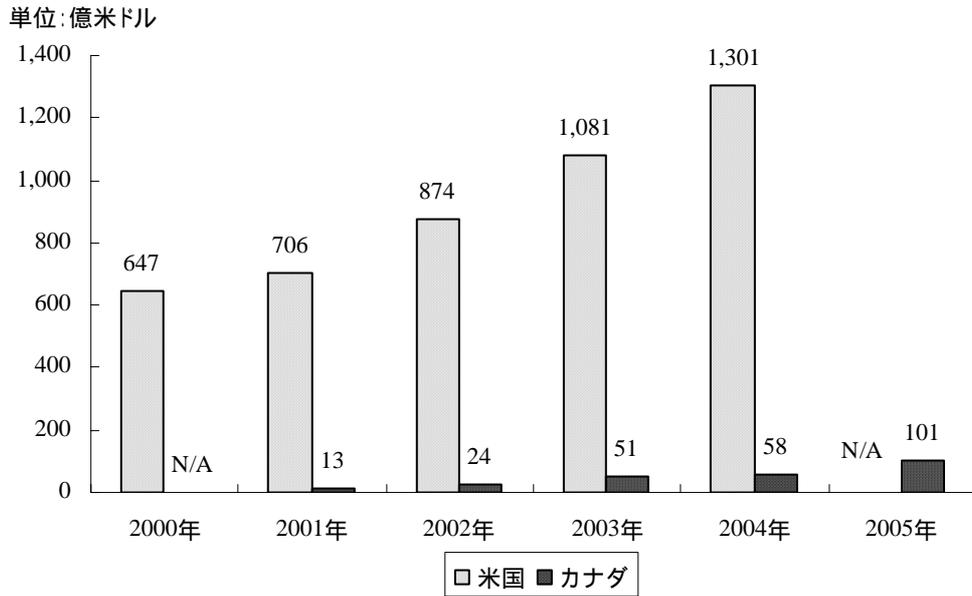
米国商務省センサス局データによると²⁷、2004年の米国におけるB2C電子商取引市場規模は1,301億ドルであり、前年の1,081億ドルから200億ドル以上拡大した。また、カナダ統計局のデータ（民間セクターのみ）によると²⁸、カナダのB2C電子商取引市場規模は、2001年の13億ドルから、2005年には101億ドルまで成長した（図1-23参照）。

²⁷ "U.S. Census Bureau E-Stats,"

<http://www.census.gov/eos/www/papers/2004/2004reportfinal.pdf>

²⁸ "The Daily: Electronic commerce and technology,"

<http://www.statcan.ca/Daily/English/060420/d060420b.htm>



(注1) 米国：B2C市場規模は、小売業及びサービス業の出荷高、販売高、あるいは売上高の合計。B2C市場規模最新データは2004年。

(注2) カナダ：2000年データは公開情報では入手不可能。B2C市場規模は、インターネットからの売上（オンライン決済の有無は問わず）を指し、専用線・ATMでの取引は含まない。インターネット上での金融商品取引（株式・債権）からの収益は含まないが、関連手数料は含む。データは民間セクターのみ。1カナダドル=0.87米ドルで換算（2006年12月3日レート）

出典：商務省センサス局（2006）、カナダ統計局（2006）

図1-23 米国・カナダのB2C電子商取引市場規模（2003年～2005年）

1.3 アジア・太平洋市場

1.3.1 インターネット普及状況

(1) インターネット利用者数

<アジアのインターネット普及率は10.6%、太平洋は54.1%>

前出のInternet World Stats社によると²⁹、2006年のアジア地域におけるインターネット利用者数は3億8,759万人（2006年12月）、太平洋地域のインターネット利用者数が1,836万人（2006年9月）であった。インターネット普及率をみると、アジア地域は依然として10.3%と低い、一方の太平洋地域は54.1%と高い。世界のインターネット利用者数にみる割合では、アジア地域が35.5%、太平洋地域が1.7%を占めている（表1-11参照）。

表1-11 アジア・太平洋地域におけるインターネット利用者数

²⁹ <http://www.internetworldstats.com/stats3.htm>（アジア）

<http://www.internetworldstats.com/stats6.htm>（太平洋）

地域	インターネット利用者数	インターネット普及率(%)	増加率(%) (2000-2006年)
アジア	387,593,457	10.6	239.1
太平洋	18,364,772	54.1	141.0
合計	405,958,229	11.0	N/A

出典：Internet World Stats (2006)

<普及率1位はニュージーランド、2位香港、3位シンガポール>

アジア・太平洋地域におけるインターネット普及状況を、インターネット利用者人口が10万人以上の国々で比較した。インターネット普及率が最も高いのはニュージーランド(76.3%)で、その後オーストラリア(70.7%)、香港(中国)(69.2%)、日本とシンガポールが同率(67.2%)で4位、韓国(67.0%)、台湾(中国)(60.3%)と続いており普及率60.0%を超える国が7カ国となっている。そのほか、マカオ(中国)(41.0%)及びマレーシア(40.2%)の2カ国は普及率40.0%以上となっている。続くベトナム(16.9%)、タイ(12.7%)、モンゴル(10.4%)をはじめとし、10位以降の国では普及率が一挙に10%台にまで落ちている。

アジア地域におけるインターネット普及率の格差が顕著である一方で、2000年からの増加率を見ると、ウズベキスタン(1,163.3%)、パキスタン(7,741.7%)、ベトナム(7,005.1%)、アゼルバイジャン(5,556.7%)などが驚異的な数値で増加していることが分かる。その他、過去6年間で3倍以上の増加率をみせた国・地域は、インドネシア(800.0%)、モンゴル(794.3%)、グルジア(778.0%)、インド(700.0%)、カザフスタン(471.4%)、中国(486.7%)、キルギスタン(442.6%)、アルメニア(400.0%)と、中央・東南アジア諸国が占めており、今後の成長が期待される(表1-12参照)。

表1-12 アジア・太平洋地域にみるインターネット普及率(主要国・地域)

	国・地域名	インターネット 利用者数(人)	インターネット 普及率(%)	増加率(%) (2000年-2006年)
1	ニュージーランド	3,200,000	76.3	285.5
2	オーストラリア	14,663,622	70.7	122.2
3	香港(中国)	4,878,713	69.2	113.7
4	日本	86,300,000	67.2	83.3
4	シンガポール	2,421,000	67.2	101.8
6	韓国	33,900,000	67.0	78.0
7	台湾	13,800,000	60.3	120.4
8	マカオ(中国)	201,000	41.0	235.0
9	マレーシア	11,016,000	40.2	197.7
10	ベトナム	14,210,244	16.9	7,005.1
11	タイ	8,420,000	12.7	266.1
12	モンゴル	268,300	10.4	794.3
13	中国	132,000,000	10.1	486.7
14	フィリピン	7,820,000	9.1	291.0
15	アゼルバイジャン	678,800	8.1	5,556.7
15	インドネシア	18,000,000	8.1	800.0

	国・地域名	インターネット 利用者数(人)	インターネット 普及率(%)	増加率(%) (2000年-2006年)
17	パキスタン	10,500,000	6.4	7,741.7
18	キルギスタン	280,000	5.2	442.6
19	アルメニア	150,000	5.1	400.0
20	グルジア	175,600	4.0	778.0
21	インド	40,000,000	3.6	700.0
22	ウズベキスタン	880,000	3.3	11,633.3
23	パプアニューギニア独立国	170,000	2.8	25.9
24	カザフスタン	400,000	2.7	471.4
25	スリランカ	280,000	1.4	130.5
26	ネパール	175,000	0.7	250.0
27	バングラデシュ	300,000	0.2	200.0

(注) インターネット利用者数が10万人未満の国・地域を除く
出典: Internet World Stats (2006)

(2) ブロードバンド回線数

<アジア・太平洋地域におけるブロードバンド回線数は中国が最多>

アジア・太平洋地域のインターネット普及上位国・地域は、同時に、ブロードバンドが普及している国・地域でもある。前出のPoint Topic社が2006年9月に発表した数値によると³⁰、2006年第2四半期末におけるアジア・太平洋地域のブロードバンド回線数は9,814万回線で、中国(4,638万回線)、日本(2,492万回線)、韓国(1,277)が他のアジア・太平洋諸国・地域の回線数を引き離している。

<ブロードバンドの普及率は韓国、増加率はインドが最大>

国及び地域別のブロードバンド普及状況を見ると、人口100人あたりのブロードバンド回線数は韓国が最も高く(25.2回線)、次いで台湾(19.7回線)、日本(19.4回線)、オーストラリア(16.3回線)となっている。一方で、ブロードバンド回線数の前年同期比の増加率でみると、インドが最大の289.1%であった。次いで、オーストラリア(59.3%)、中国(48.0%)、日本(21.1%)となり、韓国の増加率は4.2%に留まっている。

アジア・太平洋地域におけるブロードバンド回線数を接続技術別にみると、DSLが6,584万回線、ケーブルモデム・その他技術が3,230万回線となっており、DSLが67.1%を占めて依然として主流であることがわかる(表1-13参照)。

表1-13 アジア・太平洋地域における接続技術別ブロードバンド普及状況(2006年第2四半期末)

国・地域	DSL (万回線)	ケーブルモデム・ その他(万回線)	合計 (万回線)	前年同期比 増加率(%)	人口100人あたりの ブロードバンド回線数
中国	3,331	1,307	4,638	48.0	3.5
日本	1,486	1,006	2,492	21.1	19.4
韓国	638	639	1,277	4.2	25.2
台湾	384	68	452	12.2	19.7
オーストラリア	269	69	337	59.3	16.3

³⁰ "World Broadband Statistics Q2 2006"

国・地域	DSL (万回線)	ケーブルモデム・ その他(万回線)	合計 (万回線)	前年同期比 増加率(%)	人口100人あたりの ブロードバンド回線数
香港(中国)	95	77	172	10.0	(*)
インド	132	27	159	289.1	0.1
その他	250	38	288	62.8	-
合計	6,584	3,230	9,814	32.5	-

(*) world-gazetter 社が香港の人口データを出していないため算出不可。

(注) 四捨五入により合計数値と内訳値が一致しない場合がある

出典：ブロードバンド回線数は Point-Topic 社のデータ(2006年第2四半期末)、人口データは world-gazetter 社ウェブサイト上³¹⁾の2006年の推計人口数データを用いて作成。

(3) 携帯電話加及びモバイルブロードバンド³²⁾の加入者数

ITUの報告書(2006年12月)³³⁾によると、2005年における携帯電話加入者数の上位国に中国(3億9,343万人、1位)、日本(9,475万人、4位)、インド(9,000万人、5位)、韓国(3,834万人、15位)、フィリピン(3,281万人、17位)、タイ(2,738万人、19位)、台湾(中国)(2,217万人、20位)の7カ国がランクインした(図1-10参照)。一方で、携帯電話の普及状況をみると、人口100人あたりの携帯電話加入者数が最も多いのは香港(中国)で123.5人であった。続いてマカオ(中国)の115.8人、イスラエルの112.4人、シンガポールの103.4人、バーレーンの103.0人、アラブ首長国連邦の100.9人、台湾(中国)の97.4人となり、アジア・太平洋地域の主要国・地域では、世界的にみても高い普及状況が確認できる。日本は携帯電話の加入者数は世界でも第4位と多いが、他のアジア諸国に比べてそれほど携帯電話が普及しておらず、人口100人あたりの加入者数は74.0人となっている。モバイル・ブロードバンドは日本と韓国において普及しているが、その他のアジア・太平洋地域ではあまり普及されておらず、モバイル・ブロードバンドのサービスが開始されていないところがほとんどである(表1-14参照)。

表1-14 アジア・太平洋地域における携帯電話及びモバイルブロードバンドの加入者(2005年)

国・地域	携帯電話加入 者数(万人)	人口100人あたりの 携帯電話加入者数	モバイル・ブロード バンド加入者数(万人)	モバイル・ブロード バンド加入者割合 (%) [*]
中国	39,342.8	29.9	サービス開始未定	N/A
日本	9,474.5	74.0	1,779.3	18.8
インド	9,000.0	8.2	サービス開始未定	N/A
オーストラリア	1,842.0	91.4	80.1	4.3
インドネシア	4,691.0	21.1	NA	NA
韓国	3,834.2	79.4	1,253.1	32.7
フィリピン	3,281.0	39.5	サービス開始未定	N/A
タイ	2,737.9	43.0	サービス開始未定	N/A
台湾	2,217.1	97.4	11.4	0.5

³¹⁾ <http://www.world-gazetteer.com/>

³²⁾ ITUの報告書では、モバイルブロードバンドを256kbit/s以上のキャパシティを備えたものと定義しており、それ以下の3Gサービスは対象に含めていない。

³³⁾ "ITU Internet Report 2006: digital.life,"

<http://www.itu.int/osg/spu/publications/digitalife/index.html>

国・地域	携帯電話加入者数(万人)	人口100人あたりの携帯電話加入者数	モバイル・ブロードバンド加入者数(万人)	モバイル・ブロードバンド加入者割合(%)*
マレーシア	1,954.5	75.2	5.9	0.3
サウジアラビア	1,330.0	54.1	サービス開始未定	N/A
パキスタン	1,277.1	8.3	サービス開始未定	N/A
ベトナム	959.3	11.4	サービス開始未定	N/A
バングラデシュ	900.0	6.4	サービス開始未定	N/A
香港	869.3	123.5	57.7	6.6
イスラエル	775.7	112.4	18.7	2.4
イラン	722.3	10.4	サービス開始未定	N/A
カザフスタン	495.5	33.4	サービス開始未定	N/A
シンガポール	438.5	103.4	13.2	3.0
アラブ首長国連邦	453.5	100.9	1.0	0.2
ニュージーランド	353.0	87.6	9.0	2.6
スリランカ	336.2	16.2	サービス開始未定	N/A
シリア	295.0	15.5	サービス開始未定	N/A
クウェート	238.0	88.6	サービス開始未定	N/A
アゼルバイジャン	224.2	26.7	サービス開始未定	N/A
イエメン	200.0	9.5	サービス開始未定	N/A
ヨルダン	162.4	28.9	サービス開始未定	N/A
グルジア	145.9	32.6	サービス開始未定	N/A
オマーン	133.3	51.9	サービス開始未定	N/A
アフガニスタン	120.0	4.0	サービス開始未定	N/A
カンボジア	106.2	7.6	サービス開始未定	N/A
レバノン	99.0	27.7	サービス開始未定	N/A
バーレーン	74.9	103.0	サービス開始未定	N/A
ウズベキスタン	72.0	2.7	サービス開始未定	N/A
カタール	71.7	92.2	サービス開始未定	N/A
イラク	57.4	2.2	サービス開始未定	N/A
モンゴル	55.7	21.1	サービス開始未定	N/A
キルギスタン	54.2	10.3	サービス開始未定	N/A
マカオ(中国)	53.3	115.8	サービス開始未定	N/A
アルメニア	32.0	10.6	サービス開始未定	N/A
タジキスタン	26.5	4.1	0.1	0.3
ネパール	24.9	0.9	サービス開始未定	N/A
ブルネイ・ダルサラーム	20.6	56.3	3.00	7.5
トルクメニスタン	5.0	1.0	サービス開始未定	N/A

(*) 携帯電話加入者数に対するモバイルブロードバンド加入者の割合

(注) イタリックの数値は推計または2005年以前の数値

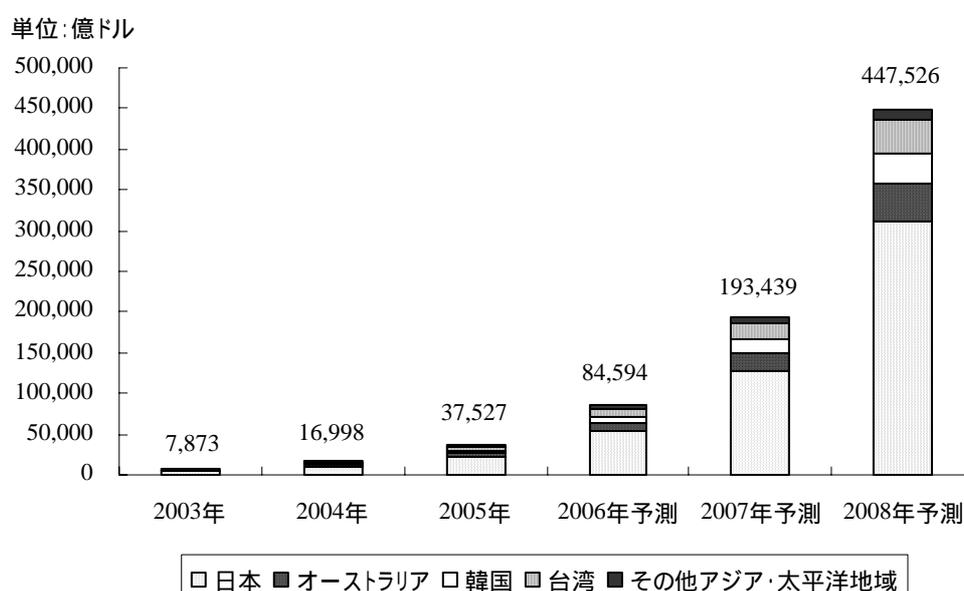
出典: ITU (2006)

1.3.2 アジア・太平洋地域の電子商取引市場

(1) アジア・太平洋地域の電子商取引市場規模

<2008年には44兆7,526億ドルに成長し、日本がその7割を占める>

前出のGlobal Industry Analysts社データによると³⁴、アジア・太平洋地域における電子商取引全体の規模は、2005年の3兆7,527億ドルから2008年には44兆7,526億ドルへと大きく拡大すると予測されている。アジア・太平洋市場を牽引する日本の2005年の電子商取引市場は2兆1,739億ドルで、今後は年間平均成長率(CAGR)は142.64%で拡大し、2008年には31兆1,895億ドルに達すると予測されている。これは、2008年のアジア・太平洋全市場の69.7%にあたる(図1-24参照)。



出典: Global Industry Analysts (2006)

図1-24 アジア・太平洋地域の電子商取引市場規模(2003年~2008年予測)³⁵

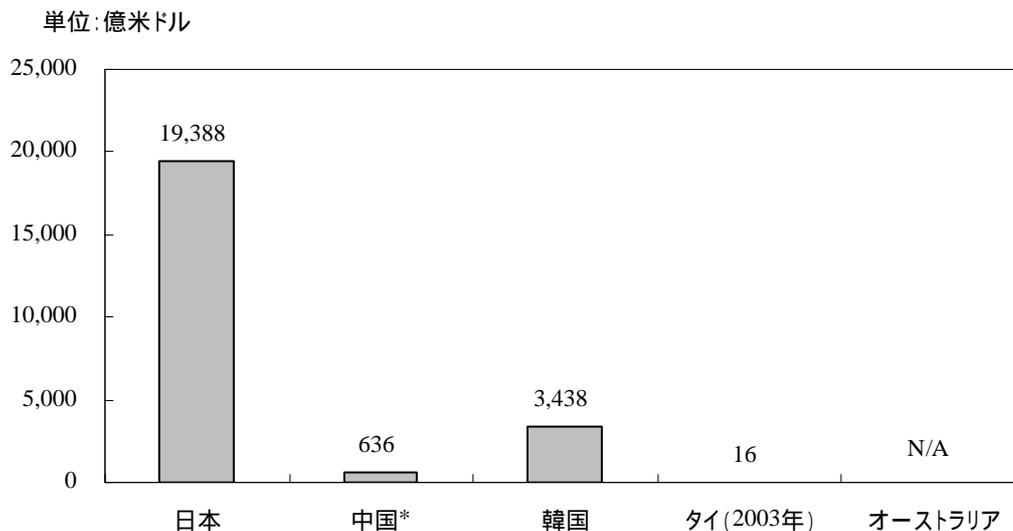
(2) アジア・太平洋地域のB2B電子商取引市場規模

<日本が最大の1兆9,388億ドル>

アジア・太平洋における2005年のB2B電子商取引市場規模は、日本が1兆9,388億ドルで最も大きい。続いて韓国が3,438億ドル、中国は636億ドルであった。尚、中国のB2B電子商取引市場は今後、年間平均77%で増加すると見込まれている(図1-25参照)。

³⁴ "E-COMMERCE A Global Market Trend Reprt," July 2006.

³⁵ 北米市場同様、Global Industry Analystsから発表されているアジア・太平洋地域における電子商取引市場規模に関するデータは、各国政府が発表しているB2BおよびB2Cの数値を合わせたものよりも数値が大きくなっている。これは算出方法について、各算出元により違いがあるためと見られる。



出典及び注記:

(注1) 日本: インターネットによる商取引に加えて、インターネット以外のVANや専用線等によるコンピューター・ネットワーク・システムを介した商取引も計上。数値は2005年のデータを採用し、1円=0.008673米ドルで換算(2006年12月3日レート)。出典: 日本経済産業省(2006)³⁶

(注2) 中国: 数値は2005年のデータを採用し、1元=0.1239米ドルで換算。出典: 財団法人日本情報処理開発協会電子商取引推進センター³⁷

(注3) 韓国: 数値は2005年のデータを採用し、1ウォン=0.001077米ドルで換算(2006年12月3日レート)。出典: 韓国統計局(2006)³⁸

(注4) タイ: 数値は2003年のデータを採用しており、オンライン貿易の売上は除く。1バーツ=0.02791米ドルで換算(2006年12月3日レート)。出典: National Electronics and Computer Technology Center(2005)³⁹

図1-25 アジア・太平洋地域のB2B電子商取引市場規模(2005年)

(3) アジア・太平洋地域のB2C電子商取引市場規模

<B2Cはオーストラリアが最大の315億ドル、日本が同規模の300億ドル>

アジア・太平洋地域のB2C電子商取引市場規模は、オーストラリアが最も大きい315億ドルで、日本がほぼ同規模の300億ドルであり、他国を大きく引き離している。韓国は前年比22.9%増の85億ドル、中国は20億ドルであった。中国のB2C市場は今後、年平均116%の成長が予測されている(図1-26参照)。

タイでは、一般消費者によるオンライン・ショッピングが浸透しておらず、2003年のB2C電子商取引市場規模は0.2億ドル(電子商取引全体の1%)に留まった。タイ国立研究センターのNational Electronics and Computer Technology Center(NECTEC)が1999年から2003年に行った調査によると、同国におけるオンライン・ショッピング経験者はインターネット利用者の僅か

³⁶ http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/outlook/060901outlook.pdf

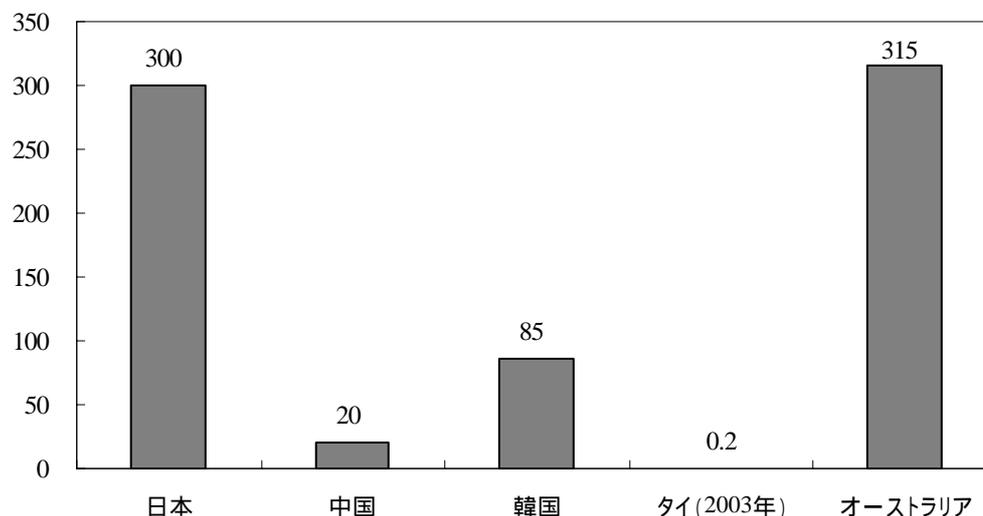
³⁷ 「中国の電子商取引を取巻く環境の現状と電子商取引市場の最新動向調査」2005年

³⁸ "E-commerce in 2005 and in the Fourth Quarter 2005," 2006年3月28日付プレスリリース。
http://www.nso.go.kr/eng2006/e01_0000/e01b_0000/e01bg_0000/e01bg_0000.html

³⁹ <http://www.nectec.or.th/pub/book/ICTIndicators.pdf>

20%であった。オンライン・ショッピングを利用しない理由として、「品質に懐疑的（製品に直接触れられない）」「セキュリティへの不安（インターネット上でのクレジットカード番号の入力）」などが挙げられている。

単位：億米ドル



出典及び注記：

- (注1) 日本：インターネットによる商取引に加えて、インターネット以外のVANや専用線等によるコンピューター・ネットワーク・システムを介した商取引も計上。数値は2005年のデータを採用し、1円=0.008673米ドルで換算（2006年12月3日レート）。出典：日本経済産業省（2006）⁴⁰
- (注2) 中国：数値は2005年のデータを採用し、1元=0.1239米ドルで換算。出典：財団法人日本情報処理開発協会電子商取引推進センター⁴¹
- (注3) 韓国：数値は2005年のデータを採用し、1ウォン=0.001077米ドルで換算（2006年12月3日）。出典：韓国統計局（2006）⁴²
- (注4) タイ：数値は2003年のデータを採用し、オンライン貿易の売上は除く。1パーツ=0.02791米ドルで換算（2006年12月3日レート）。出典：National Electronics and Computer Technology Center（2005）⁴³
- (注5) オーストラリア：数値は2005年のデータを採用し、1豪ドル=0.7886米ドルで換算（2006年12月3日レート）。出典：オーストラリア統計局（2006）⁴⁴

図1-26 アジア・太平洋地域のB2C電子商取引市場規模（2005年）

⁴⁰ http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/outlook/060901outlook.pdf

⁴¹ 「中国の電子商取引を取巻く環境の現状と電子商取引市場の最新動向調査」2005年

⁴² "E-commerce in 2005 and in the Fourth Quarter 2005," 2006年3月28日付プレスリリース。

http://www.nso.go.kr/eng2006/e01_0000/e01b_0000/e01bg_0000/e01bg_0000.html

⁴³ <http://www.nectec.or.th/pub/book/ICTIndicators.pdf>

⁴⁴

<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/5087e58f30c6bb25ca2568b60010b303/9c7742890adec989ca2568a900139423!OpenDocument#>

1.4 ヨーロッパ市場

1.4.1 インターネット普及状況

(1) インターネット利用者数

< EU加盟準備国、EU加盟国の増加率を大きく上回る >

前出の Internet World Stats 社のデータ（2006年9月）によると⁴⁵、ヨーロッパのインターネット利用者数はおよそ3億871万人である。インターネット普及率は、EU加盟国で51.9%、加盟準備国で22.7%、非加盟国で18.7%であり、EU加盟国と非加盟国間の格差がみられる。2000年から2006年にかけての増加率は、EU加盟準備国が622.1%で、EU加盟国（157.5%）の増加率を大きく上回っている（表1-15参照）。

表1-15 ヨーロッパにおけるインターネット利用者数

地域	インターネット利用者数	インターネット普及率（%）	増加率（%） （2000-2006）
EU加盟国	239,881,917	51.9	157.5
EU加盟準備国（*）	24,983,771	22.7	622.1
その他ヨーロッパ	43,847,215	18.7	417.5
合計	308,712,903	38.2	193.7

（*）EU加盟準備国は、ブルガリア、クロアチア、マケドニア、ルーマニア、トルコの5カ国
出典：Internet World Stats（2006）

< 普及率上位はEU加盟国；1位スウェーデン、2位アイスランド、3位ポルトガル >

ヨーロッパ地域におけるインターネット普及状況を、インターネット利用者人口が10万人以上の国々で比較した⁴⁶。インターネット普及率上位はほぼEU加盟国、及び北欧諸国が占めており、続いてEU加盟準備国、EU非加盟国の順に並んだ。

普及率が最も高いのはアイスランド（86.8%）で、その後EU加盟国であるスウェーデン（74.9%）、ポルトガル（74.1%）、デンマーク（69.4%）、ルクセンブルグ（68.6%）と続く。上位11カ国の普及率は60.0%以上、上位15カ国が50.0%を超えている。

一方の増加率でみると、2000年からの増加率が高い地域はEU非加盟国であるボスニア＝ヘルツェゴビナ（11,420.0%）、ウクライナ（2,539.1%）、ベラルーシ（1,785.8%）、モルドバ（1,524%）となっており、続いてEU加盟準備国のマケドニア（1,208.9%）、トルコ（700%）の増加率が高い（表1-16参照）。

表1-16 ヨーロッパにみるインターネット普及率（主要国・地域）

⁴⁵ <http://www.internetworldstats.com/stats4.htm>

⁴⁶ <http://www.internetworldstats.com/stats9.htm>,
<http://www.internetworldstats.com/stats4.htm>

	国・地域	インターネット 利用者数	インターネット 普及率(%)	増加率(%) (2000-2006)
1	アイスランド	258,000	86.8	53.6
2	スウェーデン	6,800,000	74.9	68.0
3	ポルトガル	7,782,760	74.1	211.3
4	デンマーク	3,762,500	69.4	92.9
5	ルクセンブルグ	315,000	68.6	215.0
6	スイス	5,097,822	68.1	138.9
7	ノルウェイ	3,140,000	67.8	42.7
8	オランダ	10,806,328	65.9	177.1
9	フィンランド	3,286,000	62.5	70.5
10	イギリス	37,600,000	62.5	144.2
11	ドイツ	50,616,207	61.3	110.9
12	オーストリア	4,650,000	56.8	121.4
13	スロベニア	1,090,000	55.6	263.3
14	エストニア	690,000	51.5	88.2
15	アイルランド	2,060,000	50.7	162.8
16	チェコ	5,100,000	49.9	410.0
17	イタリア	28,870,000	48.8	118.7
18	ベルギー	5,100,000	48.7	155.0
19	フランス	29,521,451	48.4	247.3
20	スロバキア	2,500,000	46.5	284.6
21	ラトビア	1,030,000	44.9	586.7
22	スペイン	19,204,771	43.3	256.4
23	リトアニア	1,221,700	35.8	443.0
24	ベラルーシ	3,394,400	34.9	1,785.8
25	ギリシャ	3,800,000	33.7	280.0
26	マルタ	127,200	33.0	218.0
27	クロアチア	1,451,100	32.5	625.6
28	キプロス	298,000	31.0	148.3
29	ハンガリー	3,050,000	30.3	326.6
30	ブルガリア	2,200,000	28.5	411.6
31	ポーランド	10,600,000	27.8	278.6
32	ルーマニア	4,940,000	23.2	517.5
33	トルコ	16,000,000	21.4	700.0
34	マケドニア	392,671	19.2	1,208.9
35	ボスニア=ヘルツェゴビナ	806,400	17.7	11,420.0
36	ロシア	23,700,000	16.5	664.5
37	セルビア・モンテネグロ	1,517,000	14.2	279.3
38	ウクライナ	5,278,100	11.4	2,539.1
39	モルドバ	406,000	10.6	1,524.0

(注) インターネット利用者数が10万人未満の国・地域を除く
太字はEU加盟国、斜体はEU加盟準備国
出典：Internet World Stats (2006)

(2) ブロードバンド回線数

<ヨーロッパのブロードバンド回線数は7,979万回線、世界シェアは前年同期比若干減の32.3%>

前出の Point Topic 社のデータ（2006年9月）によると⁴⁷、2006年第2四半期末におけるヨーロッパ・EMEA地域のブロードバンド回線数は7,979万回線であり、全世界のブロードバンド回線数（2億4,723万回線）の32.3%を占めた。尚、前年同期における世界比率は40.8%（ヨーロッパ・EMEA地域7,406万回線、全世界1億8,163万回線）であったため、世界シェアを落としたことになる。

<ブロードバンド回線数は中国が最多、増加率はインドが最大>

国及び地域別のブロードバンド普及状況を見ると、回線数が最も多いのはドイツで、前年同期比56.79%増の1,216万回線であった。続いて、フランス（1,172回線）、イギリス（1,162回線）、イタリア（773回線）の順となっている。人口100人あたりのブロードバンド回線数でみるとオランダとデンマークが27.2回線で最も多く、次いでスイス（25.3回線）、フィンランド（25.2回線）、スウェーデン（25.1回線）、ノルウェイ（23.6回線）と、軒並み高い数値となった。接続技術別にみると、DSLが6,353万回線、ケーブルモデム・その他技術が1,626万回線となっており、79.6%を占めるDSLが主流であることがわかる。また、ブロードバンド回線数の前年同期比の増加率でみると、トルコが最大の149.9%で、次いで、ロシア（89.0%）、ポーランド（63.1%）、ドイツ（56.3%）となっている（表1-17参照）。

表1-17 ヨーロッパ・中東地域（EMEA）における接続技術別ブロードバンド普及状況（2006年第2四半期末）

国・地域	DSL (万回線)	ケーブルモデム・ その他(万回線)	合計 (万回線)	前年同期比 増加率(%)	人口100人あたりの ブロードバンド回線数
ドイツ	1,176	40	1,216	56.3	14.7
フランス	1,108	64	1,172	40.7	19.2
イギリス	870	292	1,162	45.8	19.3
イタリア	735	38	773	38.2	13.1
スペイン	458	123	581	42.0	13.1
オランダ	268	177	445	23.0	27.2
ロシア	72	162	234	89.0	1.6
スウェーデン	147	80	228	39.4	25.1
ベルギー	139	75	213	19.1	20.4
トルコ	208	3	211	149.9	2.8
ポーランド	153	54	207	63.1	5.4
スイス	125	64	189	29.7	25.3
デンマーク	92	56	147	26.7	27.2
ポルトガル	82	51	133	24.5	12.6
フィンランド	114	19	133	43.3	25.2
イスラエル	85	46	131	17.2	18.4
オーストリア	77	52	129	29.7	15.7
ノルウェイ	89	20	109	29.0	23.6
その他 EMEA	354	211	565	94.9	-
合計	6,353	1,626	7,979	46.0	-

(注) 四捨五入により合計数値と内訳値が一致しない場合がある

⁴⁷ "World Broadband Statistics Q2 2006"

出典：ブロードバンド回線数はPoint-Topic社のデータ（2006年第2四半期末）、人口データはworld-gazetter社ウェブサイト上⁴⁸の2006年の推計人口数データを用いて作成

(3) 携帯電話及びモバイル・ブロードバンドの加入者数

ITUの報告書（2006年12月）⁴⁹によると、2005年ヨーロッパ・中東地域における携帯電話加入者数が最も多かったのは、ロシアで1億2千万人であった。次いで、ドイツ（7,920万人）、イタリア（7,220万人）、イギリス（6,109万人）、フランス（4,805万人）、トルコ（4,360万人）、スペイン（4,132万人）と続いており、世界においても上位20カ国に入っている（図1-10参照）。ヨーロッパの携帯電話普及状況では、ルクセンブルグが人口100人あたり154.8人で、世界でも首位に立った。次いで、リトアニア（127.1人）、イタリア（124.3人）、チェコ（115.2人）、ポルトガル（109.1人）、エストニア（108.8人）、イギリス（102.2人）、アイスランド（103.4人）、ノルウェー（102.9人）、アイルランド（101.5人）、デンマーク（100.7人）となっており、1人1台以上の携帯電話を持っている国々が10カ国以上もある。モバイル・ブロードバンドはイタリアで最も普及しているが、そのほかの地域では普及率が10%以下、または、モバイル・ブロードバンドのサービスが開始されていない（表1-18参照）。

表1-18 ヨーロッパにおける携帯電話及びモバイルブロードバンドの加入者数（2005年）

国・地域	携帯電話加入者数（万人）	人口100人あたりの携帯電話加入者数	モバイル・ブロードバンド加入者数（万人）	モバイル・ブロードバンド加入者割合（%）*
ロシア	12,000.0	83.6	NA	NA
ドイツ	7,920.0	95.8	228.9	2.9
イタリア	7,220.0	124.3	1,026.2	14.2
イギリス	6,109.1	102.2	453.7	7.4
フランス	4,805.8	79.4	158.3	3.3
トルコ	4,360.9	59.6	サービス開始未定	N/A
スペイン	4,132.8	96.8	93.9	2.3
ポーランド	2,916.6	75.7	1.3	0.0
ウクライナ	1,721.4	37.0	サービス開始未定	N/A
オランダ	1,583.4	97.2	33.7	2.1
ルーマニア	1,335.4	61.5	12.2	0.9
チェコ	1,177.6	115.2	7.0	0.6
ポルトガル	1,144.8	109.1	92.3	8.1
ギリシャ	1,004.3	90.3	11.8	1.2
ハンガリー	932.0	92.3	0.5	0.1
ベルギー	946.0	90.8	1.8	0.2
スウェーデン	843.7	93.3	66.1	7.8
オーストリア	816.0	99.8	55.9	6.9
スイス	684.7	91.8	10.5	1.5
ブルガリア	624.5	80.8	サービス開始未定	N/A

⁴⁸ <http://www.world-gazetteer.com/>

⁴⁹ "ITU Internet Report 2006: digital.life,"

<http://www.itu.int/osg/spu/publications/digitalife/index.html>

国・地域	携帯電話加入者数(万人)	人口100人あたりの携帯電話加入者数	モバイル・ブロードバンド加入者数(万人)	モバイル・ブロードバンド加入者割合(%)*
デンマーク	546.9	100.7	12.3	2.3
フィンランド	523.1	99.7	7.8	1.5
セルビア・モンテネグロ	522.9	64.0	サービス開始未定	N/A
ノルウェイ	475.5	102.9	11.5	2.4
スロバキア	454.0	84.1	サービス開始未定	N/A
リトアニア	435.3	127.1	サービス開始未定	N/A
アイルランド	421.0	101.5	20.5	4.9
ベラルーシ	409.8	42.0	サービス開始未定	N/A
クロアチア	298.4	65.6	0.1	0.0
ラトビア	187.2	81.1	0.3	0.2
スロベニア	175.9	89.4	2.6	1.5
ボスニア・ヘルツェゴビナ	159.4	40.8	サービス開始未定	N/A
エストニア	144.5	108.8	0.0	0.0
アルバニア	126.0	39.5	サービス開始未定	N/A
モルドバ	109.0	25.9	サービス開始未定	N/A
ルクセンブルグ	72.0	154.8	2.7	3.7
キプロス	71.9	86.1	0.0	0.0
マルタ	32.4	80.8	サービス開始未定	N/A
アイスランド	30.4	103.4	サービス開始未定	N/A
アンドラ	6.5	96.4	サービス開始未定	N/A

(*) 携帯電話加入者数に対するモバイルブロードバンド加入者の割合

(注) イタリックの数値は推計または2005年以前の数値

出典: ITU (2006)

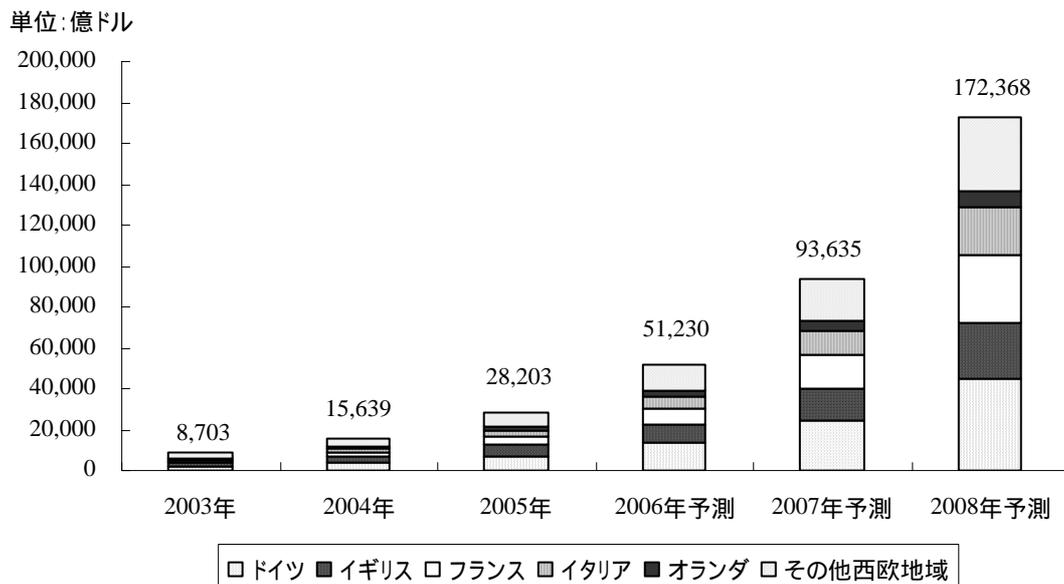
1.4.2 ヨーロッパの電子商取引市場

(1) ヨーロッパの電子商取引市場規模

<2008年には17兆規模へ拡大>

前出のGlobal Industry Analysts社データ(2006年11月)によると⁵⁰、ヨーロッパにおける電子商取引全体の規模は、2005年の2兆8,203億ドルから2008年には17兆2,368億ドルへと大きく拡大すると予測されている(図1-27参照)。

⁵⁰ "E-COMMERCE A Global Market Trend Reprt," July 2006.



出典: Global Industry Analysts (2006)

図 1-27 欧州における電子商取引市場規模の推移 (2003年~2008年)

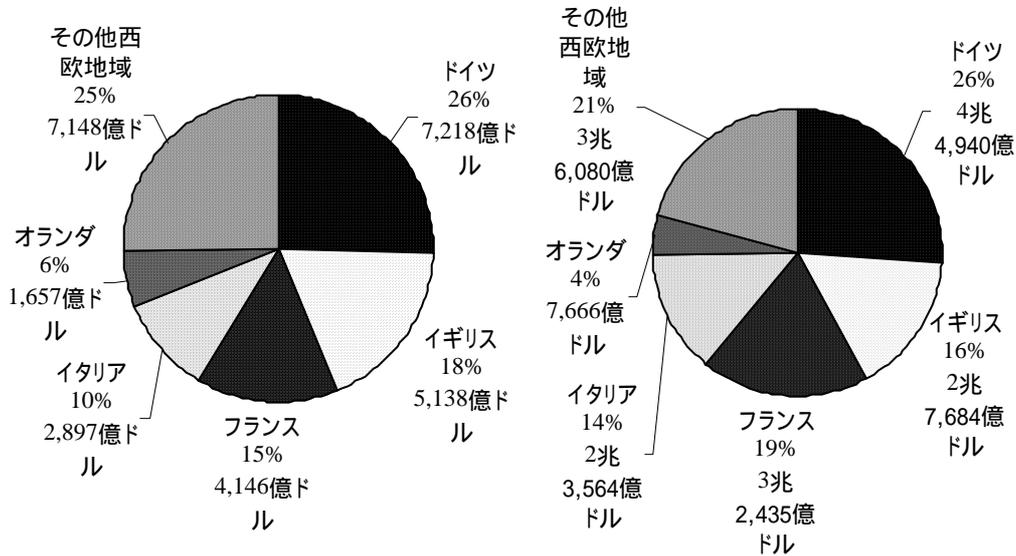
<ドイツが26%のシェアで首位を維持>

Global Industry Analysts 社データ⁵¹を国/地域別にみると、2005年、2008年予測ともにドイツが26%でシェアが最も大きい。その後の順位(イギリス、フランス、イタリア、オランダ)に変化はない。ドイツ、イギリス、フランス、イタリアの上位4カ国は、2008年に電子商取引規模が2兆ドルと超えると予測されている(図 1-28 参照)。

⁵¹ "E-COMMERCE A Global Market Trend Reprt," July 2006.

2005年 2兆8,203億ドル

2008年予測 17兆2,368億ドル



出典：Global Industry Analysts (2006)

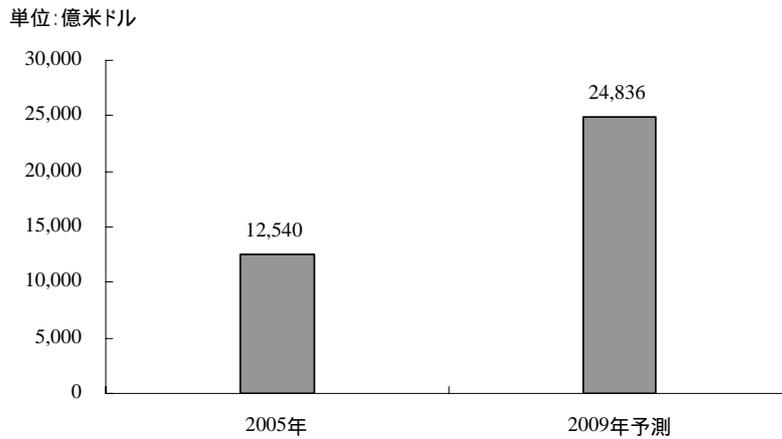
図 1-28 ヨーロッパにおける国・地域別電子商取引市場規模 (2005年/2008年予測)

(2) ヨーロッパの B2B 電子商取引市場規模

< B2B 市場、2009 年までの成長率 18.6% >

調査機関 European Information Technology Observatory 社 (EITO) の 2006 年データによると⁵²、ヨーロッパにおける 2005 年の B2B 市場規模は 1 兆 2,540 億ドルで、ヨーロッパ電子商取引市場全体の 88.3% を占めた。B2B 市場は、今後 18.6% の成長率で拡大し、2009 年には 2 兆 4,836 億ドルに達すると予測されている (図 1-29 参照)。

⁵² <http://www.eito.com/download/EITO%202006%20-%20ICT%20market%20March%202006.pdf>



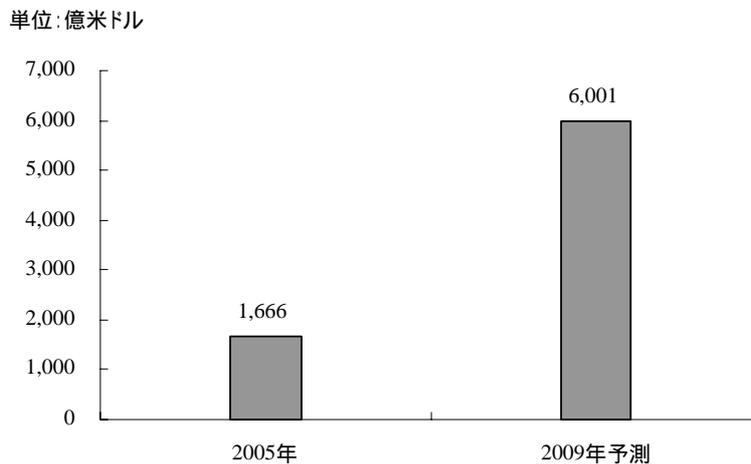
(注) 1ユーロ = 1.3297 米ドルで換算 (2006年12月4日レート)
出典: EITO (2006)

図 1-29 ヨーロッパの B2B 電子商取引市場規模 (2005 年/2009 年予測)

(3) ヨーロッパの B2C 電子商取引市場規模

< B2C 市場、2009 年までの成長率 37.8% >

前出の EITO のデータ⁵³によると、2005 年の B2C 市場は 1,666 億ドルとなっている。ヨーロッパの B2C 市場は、年平均 37.8% の成長率で拡大し、2009 年には 6,001 億ドル規模に達すると予測されている。(図 1-30 を参照)



(注) 1ユーロ = 1.3297 米ドルで換算 (2006年12月4日レート)
出典: EITO (2006)

図 1-30 ヨーロッパの B2C 電子商取引市場規模 (2005 年/2009 年予測)

⁵³ <http://www.eito.com/download/EITO%202006%20-%20ICT%20market%20March%202006.pdf>

2. 国際機関及び各国の電子商取引政策動向

国際機関や主要各国は 1990 年代後半以降、電子商取引を普及させるための議論や法整備、施策を着々と進めてきた。2004 年までには、欧米及びアジア太平洋のほとんどのインターネット先進国において、電子署名に法的効力を持たせる電子署名法やインターネット上のプライバシーを保護する法律といった、電子商取引の基盤となる法律及びガイドラインの策定を完了させている。また、法整備で後れていた中国でも 2005 年 4 月に「電子署名法」を成立させている。

<電子商取引法規制基盤の完了後は、より利用し易いインターネット環境整備に注力>

電子商取引の基盤となる大枠の法規制の整備が一段落する中、先進国や開発途上国では、電子商取引の利害関係者（消費者、ISP、コンテンツ・プロバイダーなど）がより利用し易いインターネット環境の整備に新たな取り組みの主眼が移行してきた。

例えば、すでにインターネットが普及している台湾やシンガポールでは、より高速な次世代インターネット網を構築する努力がはらわれており、E-レディネスを今まで以上高める方針である。また、マレーシアでは、VoIP が利用できるネットワーク網を政府主導で構築する計画となっている。一方、発展途上国の中でも欧米諸国との経済関係拡大などによりさらなる経済成長を目指すインドでは、デジタルデバイド是正に向けて電子政府のサービスセンター（インターネット接続センター）を、農村部を対象に設置している。広大な土地を持つオーストラリアでも農村部を対象としたブロードバンド普及補助金を支給し、デジタルデバイド解消に努めている。

国際機関でも同様の動きがある。OECD では、公的・民間機関による対して、ウェブサイト経由での一般向け通知の内容をより利用しやすいよう改善することを推奨した報告書の発表や、グローバル化が進む Information and Communications Technology（情報通信技術：ICT）サービスの今後について討議するためのパネルセッションを開催するなど、木目細かい活動を展開している。

<電子商取引のグローバル化へ対応>

世界的にインターネット環境が整備される中で、電子商取引のグローバル化が急速に加速している。電子商取引のグローバル化に対応するべく、世界中、様々な形態で、協力体制がますます強化されている。例えば、東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：ASEAN）では、欧州連合（EU）と共同で ICT プレイヤーを対象にしたフォーラムを 2006 年中に開催、66 カ国・800 企業が参加し、成功を収めている。

<引き続き個人情報保護に焦点>

電子商取引利用の際の個人情報保護施策は、2006 年も引き続き各国で主要課題として取り上げられている。例えば米国では、インターネット経由で入力された個人情報を、他の業者（個人、企業、弁護士事務所など）に再販する業者が多数存在しており、このような再販業者が取り扱う個人情報の保護を強化する必要性が提唱されている。

表 2-1 国際機関及び各国における電子商取引関連政策の取組状況

：過去に法整備やガイドライン策定などの対応を行なった分野

：2006年に主だった活動が行なわれた分野（過去に行った対応や、その後の進捗状況調査も含む）

空白：過去に取り組みが行なわれていない分野

（ただし、上記分類はウェブサイトなどの公開情報で確認可能なものに限る）

	電子署名・認証	プライバシー・個人情報保護	消費者保護	知的所有権・コンテンツ保護	課税	セキュリティ・暗号	スパム対策	デジタルデバイス普及・デジタルデバイス解消	その他
OECD									サービスの多様化（ICTサービスのグローバル化、次世代ネットワークの構築、電話サービス併合するマルチプル・プレイなど）、コンテンツへのアクセス保護など
GBDe									次世代ネットワーク、Eトラスト促進、アジアにおけるEビジネス促進
UNCITRAL									
WTO									
ASEAN									
APEC									電子商取引関連企業を運営する女性起業家向け研修プログラム開催
米国									
カナダ									プライバシー検査官が個人情報管理強化のための組織強化を要請
韓国									Mコマースのガイドライン作成中
中国									革新技術への投資インセンティブ策作成予定
台湾									ユビキタスネットワーク社会イニシアチブを作成計画
シンガポール									
マレーシア									
インド									電子政府プロジェクトの一環で農村部にコンピュータ・サービス・センターを設置する計画を発表
オーストラリア									補助金、顧問委員会強化
EU									
イギリス									
ドイツ									
フランス									物流業界、靴業界、中小企業におけるEビジネス利用の促進

出典：各種資料を元に作成

2.1 国際機関

2.1.1 経済協力開発機構（OECD）

名称	経済協力開発機構（OECD）	設立年度	1961年9月
本部	パリ（フランス）	加盟国数	30カ国
活動目的	経済協力を通じて世界経済の成長や発展途上国の援助、自由貿易拡大に寄与することを目的として設立された。		
EC 関連 政策提案	<p>1980年9月 「プライバシー保護及び個人データの国家間送信に関するガイドライン」発表</p> <p>1985年4月 「国家間データ送信についての宣言文」発表</p> <p>1992年11月 「情報システムの安全性に関するガイドライン」発表</p> <p>1997年3月 「暗号政策ガイドライン」発表</p> <p>1999年12月 「電子商取引の消費者保護のためのガイドライン」発表</p> <p>2002年7月 「情報システム及びネットワークセキュリティに関するガイドライン」発表</p> <p>2003年6月 「国際詐欺防止ガイドライン」発表</p> <p>2003年12月 情報システム・ネットワークの安全性に対処するためのウェブサイト開設</p> <p>2004年2月 OECD 理事会にて、ブロードバンド促進に関する一連の政策提言を承認</p> <p>2004年2月 スпамに関する国際ワークショップ開催</p> <p>2004年5月 「過疎地や遠隔地域におけるブロードバンド」報告書発表</p> <p>2004年8月 スпам・タスクフォース設置</p> <p>2004年10月 ブロードバンド普及に関する国際ワークショップ開催</p> <p>2005年2月 国境をまたがる電子商取引に対する課税に関するレポートを発表</p> <p>2005年5月 「反スパム法の執行に関するレポート」を発表</p> <p>2005年 デジタル音楽、オンラインゲーム、モバイルコンテンツに関するレポートを発表</p> <p>2006年 デジタルコンテンツ、サービスの多様化、電子商取引決済傾向などに関するレポートを発表</p>		
URL	http://www.oecd.org/		

(1) 概要

経済開発協力機構（Organization for Economic Co-operation and Development：OECD）は、情報コンピュータ通信政策委員会（Committee for Information, Computer and Communications Policy：ICCP）を中心として、電子商取引に関わるインフラ整備や税制、消費者保護、セキュリティなどに関して様々な政策提言を行なっている。1980年には「プライバシー保護及び個人データの国家間送信に関するガイドライン（OECD Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data）」を発表し、プライバシー保護に関して、「収集制限の原則」「情報内容正確性の原則」「目的明確化の原則」「利用制限の原則」「安全確保の原則」「公開の原則」「個人参加の原則」「責任の原則」の8原則を提示した。この8原則は、その後の各国の個人情報保護に関する法律に大きな影響を与えている。

また、1992年には、情報システムの利用促進を目的としたセキュリティ保護対策などをまとめた「情報システムの安全性に関するガイドライン（1992 OECD Guidelines for the Security of

Information Systems)」を採択したほか、1997年にはオンライン詐欺に関する「暗号政策ガイドライン (OECD Cryptography Policy Guidelines)」、1999年にはB2C電子商取引における消費者保護に関する「電子商取引の消費者保護のためのガイドライン (OECD Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce)」を採択した。さらに、2002年7月には1992年に採択した「情報システムの安全性に関するガイドライン」に10年ぶりに改訂を加えた「情報システム及びネットワークのセキュリティに関するガイドライン (Guideline for the Security of Information Systems and Networks : Towards a Culture of Security)」を、2003年6月には、インターネット上で増加しつつある国際的な不正及び詐欺行為から消費者を保護することを目的とした協力の枠組みである「国際詐欺防止ガイドライン (OECD Guidelines for Protecting Consumers from Fraudulent and Deceptive Commercial Practices Across Borders)」を発表した。

2004年からは、それまでの情報セキュリティや消費者保護、詐欺対策といったセキュリティ対策の延長として、スパム対策のための活動を始めている。2005年以降は、安全な電子商取引の基盤作りに加え、増加するオンラインコンテンツ販売に対応した格好で、デジタルコンテンツ（デジタル音楽、オンラインゲーム、モバイルコンテンツなど）に関する調査も行っている。

2005年はまた、電子商取引のより実践的な問題点を改善すべく、国際的かつ包括的な協力体制を整備するための施策について検討を開始した。例えば国際的な取引に関する課税手続きを簡素化するための方策や、先述のスパム対策を国際的なレベルで対応できるようにするための協力体制の整備などがある。

(2) 2006年の主な動き

<新規サービス・トレンド把握を重視した調査の実施>

電子商取引を含むICTの発展とともに、OECDが提示する方策や施策の提案内容は、電子商取引全体に関わる枠組み提言から、新たな電子商取引関連サービス及びその市場の実態把握を目的とするものが増えている。OECDは2006年、電子商取引に関連する主なレポートを、9件発表している。この中には、『国際詐欺防止ガイドラインの導入進捗状況報告』⁵⁴のように、電子商取引の「安全性確保」を主眼とする各種ガイドラインとその対応状況を調査するという従来からの取り組みに関連した報告書も含まれているが、一方で、既存の電話サービスと組み合わせた新サービスの出現トレンドを把握する目的の調査（『マルチ・プレイ：価格・施策の傾向』⁵⁵）なども実施されている。また、2005年から引き続いて、増加する音楽・映像を含むデジタルコンテンツのオンライン商取引の現状を反映するように、デジタルコンテンツ関連の調査報告が目立ってきている。

⁵⁴ "Report on the implementation of the 2003 Guidelines on Cross-border Fraud," http://www.oecd.org/document/12/0,2340,en_2649_34223_37125900_1_1_1_1,00.html

⁵⁵ "Multiple Play: Pricing and Policy Trends," <http://www.oecd.org/dataoecd/47/32/36546318.pdf>

表2-2 OECD 発表のレポート一覧 (2006 年)

分野	レポート	発表日
電子商取引関連市場規模調査	『インターネット取引市場とその成長測定方法調査』 ⁵⁶	2006 年 4 月 11 日
	『ドメイン名のセカンダリー市場調査』 ⁵⁷	2006 年 4 月 13 日
	『オンライン決済システム』 ⁵⁸	2006 年 5 月 18 日
	『情報技術アウトルック 2006』 ⁵⁹	2006 年 10 月 4 日
情報へのアクセシビリティ	『公的機関によるデジタル・ブロードバンド・コンテンツのあり方調査』 ⁶⁰	2006 年 4 月 14 日
	『民間機関によるオンライン通知の簡素化の推奨』 ⁶¹	2006 年 7 月 24 日
サービスの多様化	『マルチ・プレイ：価格・施策の傾向』 ⁶²	2006 年 4 月 25 日
コンテンツ保護	『コンテンツ・コピーの制御と DRM 技術に関する報告書』 ⁶³	2006 年 4 月 25 日
消費者保護	『国際詐欺防止ガイドライン (2003 年 6 月発表) の導入進捗状況報告』 ⁶⁴	2006 年 7 月 13 日

出典：OECD 発表情報を元に作成

例えば、OECD が 2 年に一度まとめている『情報技術アウトルック』の 2006 年版は 10 月 4 日付けで発表されているが、全 8 章構成のうちの 1 章をデジタルコンテンツに割いている。第 5 章「デジタル・ブロードバンド・コンテンツ：成長と課題 (Digital Broadband Contents : Development and Challenges)」と題するセクションでは、従来の製造業から付加価値の高い無形資産産業へと変換を遂げている OECD 経済にとって、デジタルコンテンツ・ビジネスの重要性が高まっている点をまず指摘している。その上で、オンラインゲーム、音楽、科学出版物などのコンテンツ、モバイル機器向けコンテンツ、ユーザ作成コンテンツなどの成長を分析し、それらのバリューチェーン、ビジネスモデル、成長要因などについて議論を行っている。

⁵⁶ "Internet Traffic Exchange: Market Developments and Measurement of Growth,"
<http://www.oecd.org/dataoecd/25/54/36462170.pdf>

⁵⁷ "The Secondary Market for Domain Names," <http://www.oecd.org/dataoecd/14/45/36471569.pdf>

⁵⁸ "Online Payment Systems for E-commerce," <http://www.oecd.org/dataoecd/37/19/36736056.pdf>

⁵⁹ "OECD Information Technology Outlook 2006,"
http://www.oecd.org/document/10/0,2340,en_2649_34223_37486858_1_1_1_1,00.html

⁶⁰ "Digital Broadband Content: Public Sector Information,"
<http://www.oecd.org/dataoecd/10/22/36481524.pdf>

⁶¹ "Making Privacy Notices Simple: an OECD Report and Recommendations,"
[http://appli1.oecd.org/olis/2006doc.nsf/linkto/dsti-iccp-reg\(2006\)5-final](http://appli1.oecd.org/olis/2006doc.nsf/linkto/dsti-iccp-reg(2006)5-final)

⁶² "Multiple Play: Pricing and Policy Trends," <http://www.oecd.org/dataoecd/47/32/36546318.pdf>

⁶³ "Report on Disclosure Issues Related to the Use of Copy Control and Digital Rights Management Technologies," <http://www.oecd.org/dataoecd/47/31/36546422.pdf>

⁶⁴ "Report on the implementation of the 2003 Guidelines on Cross-border Fraud,"
http://www.oecd.org/document/12/0,2340,en_2649_34223_37125900_1_1_1_1,00.html

2.1.2 電子商取引に関する世界ビジネス会議（GBDe）

名 称	電子商取引に関する世界ビジネス会議（GBDe）	設立年度	1999 年
本 部	ブリュッセル（ベルギー）	加盟国数	17 企業
活動目的	電子商取引の世界的な発展に関わる課題を年次総会で討議、その結果を政策提言として各国政府、国際機関に提出し、これにより官民の対話を行なっていく。		
EC 関連 政策提案	1999 年 9 月 第 1 回総会開催（フランス、パリ） 2000 年 9 月 第 2 回総会開催（米国、マイアミ） 2001 年 9 月 第 3 回総会開催（日本、東京） 2002 年 10 月 第 4 回総会開催（ベルギー、ブリュッセル） 2003 年 11 月 第 5 回総会開催（米国、ニューヨーク） 2004 年 11 月 第 6 回総会開催（マレーシア、クアラルンプール） 2005 年 10 月 第 7 回総会開催（ベルギー、ブリュッセル） 2006 年 11 月 第 8 回総会（台湾、台北）		
URL	http://www.GBDe.org/		

(1) 概要

電子商取引に関する世界ビジネス会議（Global Business Dialogue on e-Business：GBDe）は、民間及び公的機関における電子商取引発展を目的とした国際的な非政府組織であり、電子商取引における 税制、関税、知的財産権、暗号化、認証、データ保護、責任・義務に関する問題について議論や共通ルールの構築に取り組んでいる。GBDe は、1998 年に欧州委員会（European Commission：EC）のマルティン・バンゲマン（Martin Bangemann）委員長が世界のビジネスリーダーに、世界的な通信問題を議論する円卓会議への参加を呼びかけたことがきっかけとなって設立されたもので、アジア、太平洋、北米、欧州、アフリカなど世界各国から 39 社が加盟している。日本の参加団体・企業としては、公的機関からは独立行政法人情報処理推進機構（Information-technology Promotion Agency, Japan：IPA）が、民間機関からは日本電気株式会社（NEC）、電通、富士通、富士ゼロックス、日本ユニシス、NTT データ通信、日立製作所、松下電器産業、三井物産、野村総合研究所、東京電力などが参加している。

GBDe では 1999 年以来、電子商取引に関する政策提言をまとめる総会を毎年開催している。第 1 回総会（1999 年）から第 7 回総会（2005 年）における提言書の内容は表 2-3 の通りとなっている。

表 2-3 GBDe 年次総会における提言書の内容

第 1 回年次総会（1999 年・パリ）		
以下の 9 つの分野に関して、電子商取引の世界的なルールは民間主導で行なうべきであると提言。		
認証・セキュリティ	情報インフラ	責任・義務
消費者保護	知的財産権	個人情報保護
コンテンツ・商用通信	裁判管轄権	税・関税
第 2 回年次総会（2000 年・マイアミ）		
以下の 9 つの分野におけるガイドラインを提言。		
個人データ保護	知的財産権	デジタルデバイド
裁判外紛争解決法（ADR）	貿易	サイバーセキュリティ
トラストマーク	税制	権利擁護

第3回年次総会（2001年・東京）		
以下の11分野におけるガイドラインを提言。消費者信頼では、「GBDe 個人データ・プライバシー保護ガイドライン」「ADR」「トラストマーク」と3分野にわたって提言するなど、消費者信頼に重点を置いた提言となっている。		
消費者信頼	サイバー倫理	知的財産権
通信と放送の融合 (コンバージェンス)	サイバーセキュリティ	インターネット決済
文化的多様性	デジタル・ブリッジ	税制
	電子政府	貿易・WTO
第4回年次総会（2002年・ブリュッセル）		
以下の9つの分野におけるガイドラインを提言。第4回総会では、ADRとプライバシーの2点が議論の中心となっており、第3回総会に引き続き、消費者信頼に重点が置かれた提言となっている。		
有害コンテンツの規制	サイバーセキュリティ	知的財産権
消費者信頼	デジタルデバイドの解消	税制
コンバージェンス	電子政府	貿易・WTO
第5回年次総会 2003年（2003年・ニューヨーク）		
従来の9～11の分野でのガイドラインを提言するという方式から、各国政府や民間企業に行なっている啓蒙活動の成果を報告すると共に、以下の2分野に絞った政策提言を行なっている。		
インターネットの展望： ブロードバンドの重要性やサイバーセキュリティにおける政府の役割、RFID（無線ICタグ）の展望などについて議論を展開。		
消費者信頼の構築： 消費者信頼を構築する案件としてインターネット支払い、スパムメール、ADRを取り上げた。		
第6回年次総会 2004年（2004年・シンガポール）		
以下の4分野で提言を発表。		
電子政府 e-Participation 実現のために政府。民間部門が行なうべきことを提言。		
ニュービジネスモデル ブロードバンド環境に対応した革新的で商業的に発展しうるビジネスモデル実現のための提言。		
安全な電子商取引 国際的に利用できる電子決済の信用基盤の構築を進めるための提言。		
ユビキタス社会フレームワーク 電波リソースの配分と免許、センサー、RFIDに関わる利用とプライバシー問題等について課題を検討。		
第7回年次総会 2005年（2005年・ベルギー）		
以下6分野での政策提言を行なうとともに、政策実現における課題を挙げている。		
ユビキタスの普及『ユビキタスネットワークソサエティ ビジョン』		
電子政府		
国際小額取引		
安全な電子商取引		
サイバーセキュリティ		
次世代ネットワーク		

出典：GBDe の資料を元に作成

(2) 2006年の主な動き

2006年11月9日、10日の2日間に亘り、台湾（台北）で第8回総会が開催された。『アジアにおけるEビジネス（ASIAN E-BUSINESS）』と題する2006年総会では、以下5テーマに分かれて

議論が行われた⁶⁵。

消費者信頼

サイバー・セキュリティ

電子政府

国際小額取引

ユビキタス・ネットワーク・ソサエティ・ビジョン

第1回からテーマとなっているサイバーセキュリティ、電子政府及び消費者の信頼性に関わる問題に加え、昨年から引き続いて、ユビキタスネットワーク、国際取引といった内容が継続的に議論されている。各テーマの主な提言の内容は以下の通り。

消費者信頼

健全な電子商取引の発展を目指し、1999年から取り組んでいる課題であり、2006年はプライバシー保護、トラストマーク(Trustmark)、裁判外の紛争解決手段(Alternate Dispute Resolution: ADR)についての議論がなされた。特に、国境を越えて行われる電子商取引の普及を背景に、消費者の信頼を得るための試みについて、国際的に連携して行っていくべきであると強調されている。

サイバー・セキュリティ

サイバー世界の脅威に対する国際的な取り組みを推進するため、ユーザの意識改革、法の執行、被害の緩和、脅威に対する共同対抗策を打っていくべきという提言が発表されている。

電子政府

2001年から2005年に亘ってGBDeが取り組んできた電子政府関連の提言の総括を行った。

国際小額取引

日本、台湾、韓国、中国などの国際マイクロペイメントの現状を調査した上で、提言として、税制上の奨励策、より開かれた金融政策の策定、サイバー犯罪予防に対し積極的かつ効果的である活動及び技術標準の統一を進めるべきとしている。

ユビキタス・ネットワーク・ソサエティ・ビジョン

ユビキタス・ネットワークの利用環境整備が普及することによって拡大するeビジネスの可能性について議論を深め、この環境下における新たな電子商取引発展の重要なポイントを3つ掲げている。それらのポイントとは、i. 国家IT戦略におけるユビキタス・パラダイムの共有の進行に対する理解の重要性、ii. ユビキタス・ネットワーク・ソサエティと電子商取引の出会いから生まれる電子商取引の新たなフロンティアの開始、iii. ユビキタス・ネットワーク化と同時並行的に進行する新たなインターネット技術(ソーシャル・ネット

65

<http://www.gbdeconference.org/summit2006/recommendations/GBDe%202006%20Recommendations%20Jp.pdf>

ワーキング・サービス、ブログ、Web 2.0 など)の発展により大きく変化する電子商取引の3項目である。

また、総会に先立つ11月8日には、ワークショップ『NGN (Next Generation Networks : 次世代ネットワーク)』及びフォーラム『グローバルかつ革新的なEトラストの確立 (Toward Global eTrust Innovation)』も開催されている。次世代ネットワークをテーマとしたワークショップでは、今後の方向性に加え、社会への適用、適用に向けた組織内部での協力体制・課題などが取り上げられた。一方、Eトラストに関するフォーラムでは、ユビキタスネットワーク社会におけるサイバーセキュリティの課題について論じられている。

2.1.3 国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)

名称	国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)	設立年度	1966年
本部	国連本部：ニューヨーク (米国) 事務局：ウィーン (オーストリア)	加盟国数	60カ国
活動目的	国際商取引法の漸進的調和及び統一の促進		
EC関連 政策提案	1996年6月 「電子商取引に関する UNCITRAL モデル法 (UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce)」採択 2001年7月 「電子署名に関する UNCITRAL モデル法 (UNCITRAL Model Law on Electronic Signatures)」採択 2002年3月 「データ・メッセージによる (国際) 契約に関する協定の暫定草案」提出 2004年3月 電子商取引作業部会第43回セッション開催 2004年10月 第44回セッション開催 2005年7月 第35回総会で電子契約に関する草案を決定 2005年11月 国連総会で「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」を採択 2006年 「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」への「署名イベント」を実施		
URL	http://www.uncitral.org/		

(1) 概要

国連国際商取引法委員会 (United Nations Commission on International Trade Law : UNCITRAL) は国連総会 (第6委員会) 直属の委員会であり、国際商取引法の漸進的調和及び統一の促進を主目的として、国際物品売買、国際商事仲裁、国際倒産、国際契約実務等の分野における条約、モデル法等の統一法の作成作業を、6つの作業部会に分かれて行なっている。電子商取引に関しては、「電子商取引作業部会 (Electronic Commerce Working Group IV)」にて活動が行なわれてきた。

1996年6月の第29会期総会では、「電子商取引に関する UNCITRAL モデル法 (UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce)」が採択され、全17条から構成されるこのモデル法は電子商取引を行なう際に予想されるさまざまな法的障害を取り除くための規定を定めている。また2001年7月には、「電子署名に関する UNCITRAL モデル法 (UNCITRAL Model Law on Electronic Signatures)」

が採択され、電子署名、電子認証による契約内容や、セキュアな電子署名が付された場合の法的効果、認証機関が証明証を発行した場合の法的責任、外国の認証機関が発行した証明証の効力等に関する規定が定められた。

その後、2001年3月の電子商取引作業部会第38回セッションにおいて、「電子商取引利用の際に障害となる法規制を取り除くためには、電子商取引に関して国際的に統一した法体系を整備することが必要」との合意に達し、これ以降「電子契約協定」制定に動き出した。まず、2002年3月の第39回セッションでは、「データ・メッセージによる（国際）契約に関する協定の暫定草案（Preliminary Draft Convention on [International] Contracts Concluded or Evidenced by Data Messages）」が提出され、同草案の具体的な審議が始まった。その後、2004年10月の第44回セッションまで審議が繰り返され、最終的な草案が発表された。（表2-4参照）

表2-4 UNCITRAL 電子商取引作業部会における草案作りのための作業内容

セッション	審議内容
第39回セッション (2002年3月)	電子契約に関する国際制度作りへの取り組みの一環として、「データ・メッセージによる（国際）契約に関する協定の初期草案（Preliminary Draft Convention on [International] Contracts Concluded or Evidenced by Data Messages）」と暫定的に題された協定策定の審議を開始。
第40回セッション (2002年10月)	協定の草案作りを本格的に再開。それまでに寄せられた合計18の国及び国際機関の調査回答に関する報告が行なわれた。提出された意見書は概ね同作業部会の取り組みに関して賛同。第41回セッションまでに改訂バージョンを作成するよう要求。
第41回セッション (2003年5月)	国際商工会議所（ICC）が電子商取引作業部会による電子契約協定の草案作りに関して意見書を提出。ICCは、独自に作業部会を設立して国際的な電子契約制度である「e-Terms 2004」を作成する計画を発表、作業部会に対し第42回セッションまでに草案への更なる改訂を加えるよう要求。
第42回セッション (2003年11月)	作業部会は、電子契約協定草案に関する審議を行なった。また作業部会はICCの取り組みに対して歓迎の意向を示している。
第43回セッション (2004年3月)	電子契約協定草案の第8条から第15条までの見直し、審議作業を行なった。ICCのe-Terms 2004はより実務的な内容となり、UNCITRALの協定とは補完的な関係になるとの見解が示された。
第44回セッション (2004年10月)	第43回セッションでの審議結果を元に改訂作業を行ない、「Convention on the use of electronic communications in international contracts」という名称の条約の草案（全16条）を発表した。さらに審議を行ない、作業部会としての最終的な草案を2005年7月のUNCITRAL総会に提出することを決定。

出典：UNCITRAL 資料より作成

電子商取引作業部会にて作成された「電子契約協定」最終草案は、2005年7月に開催されたUNCITRAL第38回総会にて最重要課題として取り上げられ、追加・修正を加えたものが条約草案として承認されている。同年11月23日、同条約草案は、国連総会にて「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約（Convention on the Use of Electronic Communications in International Contracting）」として採択された⁶⁶。

⁶⁶ http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/electronic_commerce/2005Convention.html

(2) 2006年の主な動き

< 「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」署名イベント >

上述の「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」について、国連主導により2008年1月16日を期限として、各国による同条約への署名を促すための「署名イベント」が行われている。「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」は、主に以下4点を目的として作成されている。

- 電子商取引環境において、当事者の所在地を特定する。
- 電子的なコミュニケーションが行われた際に、情報が発信された時間と場所を特定する。
- 電子商取引の当事者情報を自動で表示する。
- 電子商取引に対し、書類による取引と同等の機能をもたらせるためのクライテリアを設定する。ここで言う『同等の機能』には、例えば書類取引における「原本」や手書きによる署名、あるいは電子商取引における電子署名なども、すべて同等の取引機能を持つことを指す。

UNCITRALは、2006年6月19日から7月7日まで開催された年次総会中に、この署名イベントを開催し、これまでに7カ国（マダガスカル、中央アフリカ、中国、レバノン、セネガル、シンガポール、スリランカ）からの署名を得た。

2.1.4 世界貿易機関（WTO）

名称	世界貿易機関（WTO）	設立年度	1995年1月
本部	ジュネーブ（スイス）	加盟国数	149カ国
活動目的	経済発展と環境保護の連携、持続可能な開発、世界レベルでの最適な利用、商品とサービスの生産及び貿易の拡大、関税などの貿易障壁の障害削減など、加盟国間での協議を通じて、多国間の貿易体制を発展させることを目的とする。		
EC関連政策提案	1998年2月 電子送信物に関税を課さないことを提案する文書を米国が一般理事会に提出 1998年5月 第2回WTO閣僚会議で、電子商取引関連の関税賦課についての時限付き凍結措置及び電子商取引に関する作業プログラムの策定を内容とする閣僚宣言を採択 1998年9月 「電子商取引作業計画」を採択 2000年7月 一般理事会で電子商取引に関する論議の再開を決定し、再び4つの理事会において議論が再開 2002年5月 電子商取引特別会議にて分類問題に関する集中的な議論 2003年9月 メキシコのカンクンで開催された第5回閣僚会議においても2005年12月に香港で開催される第6回閣僚会議までの関税猶予宣言 2005年11月 電子商取引ワークプログラムが、電子送信物に対する関税の問題とソフトウェアの貿易に関する報告書を発表。関税の無課税期間がさらに延長され、関税問題について2006年に集中的に議論することを決定		
URL	http://www.wto.org/		

(1) 概要

世界貿易機関 (World Trade Organization : WTO) における電子商取引関連の審議は、1998 年 2 月に米国が WTO 一般理事会に電子送信物に關税を賦課しないことを提案する文書を提出したことによって始まり、同年 5 月、ジュネーブで開催された第 2 回 WTO 閣僚会議では、電子商取引関連の關税賦課について時限付き凍結措置及び電子商取引に関する作業プログラムの策定を内容とする閣僚宣言を採択した。同宣言を受けて WTO 一般理事会は、WTO 内の物品貿易理事会 (Council for Trade in Goods)、サービス貿易理事会 (Council for Trade in Service)、貿易関連知的所有権理事会 (Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)、貿易開発委員会 (Committee on Trade and Development) において取り扱うべき電子商取引関連の貿易問題について審議を進め、1998 年 9 月には「電子商取引作業計画」を採択した。

1999 年 12 月に米国シアトルで開催された第 3 回閣僚会議では、電子送信物についての無關税慣行の延長及び電子商取引作業計画を記した閣僚宣言を発表する方向で進んでいたが、全体の合意が得られず断念した。2000 年 7 月の一般理事会では、4 つの理事会において電子商取引に関する論議を再開することで決定したものの、「電子送信物」の分類問題に関して加盟国間で意見が対立し、実質的合意を導き出すことができなかった。

その後 2001 年 5 月の一般理事会で電子商取引問題に関して本格討議が行なわれ、また 2001 年 11 月、カタールのドーハで開催された第 4 回 WTO 閣僚会議において採択された「ドーハ閣僚宣言」をきっかけに電子商取引の議論が活発化した。そして、2002 年 5 月には一般理事会参加の電子商取引特別会議が召集されて、分類問題について集中的な議論が行なわれた。分類問題とは、ソフトウェア、書籍、音楽、ゲーム、映像などオンラインでもオフラインでも同時取引可能な品目について、オンライン取引の場合は物品のやりとりがないためサービスととらえるのが自然だが、オフラインでは物品として扱われているため、その違いをどのように扱うかという問題である。

もうひとつの重要な問題である電子送信物の關税問題については、米国などと EU とでは立場の違いがあるが、2003 年 9 月にメキシコのカンクンで開催された第 5 回閣僚会議にて、2005 年 12 月の次回閣僚会議までの電子送信物への關税猶予が宣言された。WTO の電子商取引ワークプログラムは、2005 年 11 月、12 月に開催される第 6 回閣僚会議に提出する報告書を発表した⁶⁷。ここでは、ワークプログラムで電子送信物に対する關税の問題とソフトウェアの貿易が重要なテーマとして議論されてきたことが述べられている。特に、電子送信物の關税については、12 月の閣僚会議までに結論を出すのは無理であるということとなり、米国による猶予期間延長に対する反対意見などもあったが、無課税期間の延期が決定された。

(2) 2006 年の主な動き

< 電子送信物に対する關税問題に関する議論の継続 >

上述のように電子送信物に対する關税の問題について無課税期間延期の決定がなされたことの背景に、同問題に対する十分な議論がなされていないという見解があり、これについては 2006

⁶⁷ "Dedicated Discussions under the auspices of the General Council on Cross-Cutting Issues related to Electronic Commerce", <http://docsonline.wto.org/DDFDocuments/t/WT/GC/W555.doc>

年にも継続して議論を行なうことが 2005 年末の時点で合意されている⁶⁸。しかしながら、WTO 交渉ではその他多くの議論すべき優先課題等があり、2006 年 12 月時点でこの問題に対する目立った進捗状況は報告されていない⁶⁹。ただし、2 年に 1 度開催される WTO 閣僚会議は、次回 2007 年予定されているため、それまでにどのような進展が見られるか継続して注目する必要があると見られる。

2.1.5 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

名称	東南アジア諸国連合 (ASEAN)	設立年度	1967 年
本部	アレクサンドラ・ポイント (シンガポール)	加盟国数	10 カ国
活動目的	1. 地域における経済成長、社会・文化的発展の促進 2. 地域における政治・経済的安定の確保 3. 域内諸問題の解決		
EC 関連政策提案	1998 年 12 月 第 6 回 ASEAN 公式首脳会議にて「ハノイ行動計画」の一つとして ASEAN 情報インフラ (AII) 構築を発表 1999 年 9 月 経済閣僚会議にて「e-ASEAN 構想」承認 2000 年 11 月 第 4 回非公式首脳会議にて「e-ASEAN 枠組み合意」に署名 2002 年 8 月 電気通信情報閣僚会議にて「2002 年マニラ宣言」発表 2003 年 9 月 「ASEAN+3」の閣僚会議で、「アジア電子商取引インキュベータ」などのプロジェクトを発表 2004 年 8 月 タイのバンコクにて第 4 回電気通信情報閣僚会議開催 2004 年 8 月 e-ASEAN ビジネス協議会 (e-ABC) を設立 2005 年 5 月 中国と共同で ICT のパートナーシップに関する北京声明を発表 2005 年 9 月 ベトナムのハノイにて第 5 回電気通信情報閣僚会議開催 2006 年 6 月 シンガポールにて欧州 ICT プレイヤーとの共同フォーラム開催 2006 年 9 月 ブルネイにて第 6 回電気通信情報閣僚会議開催		
URL	http://www.aseansec.org/		

(1) 概要

東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations : ASEAN) における電子商取引を含む情報化政策は、1998 年 12 月の第 6 回 ASEAN 公式首脳会議において、同地域における中長期的展望である「ASEAN ビジョン 2020」の具体的方策として定められた「ハノイ行動計画」をきっかけに本格化した。この中で ASEAN は、各国の情報インフラを相互接続することで ASEAN 情報インフラ (Asia Information Infrastructure : AII) を構築するとの目標を定めている。

また 1999 年の第 3 回 ASEAN 非公式首脳会議では電子商取引或いは電子政府構築に向けた域内各国の協力関係構築を目指した「e-ASEAN」構想が承認され、2000 年 11 月には同構想の具体化に向けて構想の枠組みを規定した「e-ASEAN 枠組み合意」が加盟国によって署名されている。

2002 年 8 月に開催された ASEAN 電気通信情報閣僚会議 (ASEAN TELMIN) では、地域経済協力に関して「2002 年マニラ宣言」が採択され、この中で、IT が地域経済の統合及び発展に大きく寄与

⁶⁸ 同上。

⁶⁹ WTO ワークグループ・サイト (http://www.wto.org/English/tratop_e/ecom_e/ecom_e.htm) 及び 2006 年 WTO 年次報告 (2006 年 12 月 14-15 日、<http://docsonline.wto.org/DDFDocuments/t/WT/GC/W573.doc>) においても、同ワークグループの 2006 年の具体的活動内容については触れられていない。

するとの認識を共有し、また IT 分野における域内協力に関して、人材開発、インターネット・サービスの国際課金システム、セキュリティ問題、デジタルデバイドの解消といった分野で加盟国が協力していくことが取り決められた。

2003 年 9 月にはカンボジアで ASEAN 諸国に日本、中国、韓国を加えた「ASEAN+3」の第 6 回経済閣僚会議が開催され、この中で電子商取引に関する新たな協力プログラムとして「アジア電子商取引インキュベータ」「ASEAN サプライチェーン・プロジェクト」「ASEAN 諸国向け電子商取引に関する教育プログラム」を開始するとの発表があったほか、同地域に蔓延る著作権侵害問題に関して一体となって取り組む姿勢が見られた。

2004 年 8 月にタイのバンコクで開催された第 4 回電気通信情報閣僚会議では、10 カ国の ASEAN 加盟国閣僚が集まり、各国がそれぞれ 50 万ドルずつ出資する「ASEAN ICT 基金」の設立が合意された。これは、e-ASEAN 枠組み合意地域における ICT プロジェクトを促進することを目的としている。また、2004 年には、加盟国同士でサイバーセキュリティに関する情報を効率的に共有するために、「標準的な運用手順」の策定を開始した。さらに、地域内の民間セクター代表者が参加する e-ASEAN ビジネス協議会 (e-ABC)⁷⁰ を設立し、IT インフラの整備や e ラーニングによる学位認定などについて意見交換を行ってきた。

2005 年には、ASEAN と中国による ICT のパートナーシップに関する北京声明を発表した。両者はすでに、2001 年より、政府間の協力、技術協力と製品の貿易、人材開発、インフラストラクチャ、という 4 つの分野で協力を行ってきたが、新たに発表された声明では、さらなる関係強化に向けた 6 分野(インフラストラクチャ開発、ユニバーサルサービスの実現、人材開発、ネットワークセキュリティ、貿易と投資の促進、政府間の対話と情報交換)での協力を決定している。また、ベトナム・ハノイで開催された第 5 回 ASEAN 電気通信情報閣僚会議では、「e-ASEAN 実現のためのオンラインサービス/アプリケーションの促進に関するハノイ・アジェンダ(Ha Noi Agenda on Promoting Online Services and Applications to Realize e-ASEAN)」が採択され、加盟国間における協力継続を宣言している。

(2) 2006 年の主な動き

< 欧州 ICT プレイヤーとの共同フォーラム開催 >

2006 年 6 月 20 日、ASEAN 加盟国及び欧州 ICT プレイヤーの意見交換の場として、「The Euro-Southeast Asia ICT Forum (EUSEA2006)」が、ASEAN と EU によってシンガポールにて開催された⁷¹。同フォーラムでは、ビジネスや規制内容、研究活動といった、ASEAN 及び EU 圏の ICT プレイヤーに共通する事案についてオープンに意見交換できるプラットフォームとして位置づけており、2 日間の開催で約 800 企業 (66 カ国) が参加した。意見交換は、すべての ICT プレイヤーに共通するテーマごとに 24 のワークショップが並行して運行される形で実施された。具体的には、電子政府、e-ヘルス、次世代ネットワーク、オープンスタンダード、相互互換性といったテ

⁷⁰ <http://www.eabc.biz/>

⁷¹ "Euro-Southeast Asia Forum on Information and Communication Technologies 2006, " Forging ICT Alliances between Europe and Southeast Asia", Singapore, 20 June 2006," <http://www.aseansec.org/18490.htm>

ーマが議論された。

ASEAN では、今後も EU 圏 ICT プレイヤーとの協力体制強化に前向きな姿勢を示しており、例えば将来的な研究開発や施策策定などの分野におけるパートナーシップも提唱されている。また、グローバル規模で取り組みを必要とする各種 ICT 関連事案についても、引き続き共同で取り組みたいとしている。

< 第 6 回電気通信情報閣僚会議を開催 >

2006 年 9 月 18 日・19 日、ブルネイにて第 6 回 ASEAN 電気通信情報閣僚会議が開催され、具体的なアクションプランが発表された⁷²。このアクションプランは 9 項目で構成されており、主に電子商取引を含む ICT 競争力強化に向けた制度面からのインフラ整備を目指している。

ASEAN における ICT 競争力基盤を構築する

情報社会の構築にむけてインフラを構築する

ICT アクセスを広域化し、経済的・社会的利益が享受できる環境を整備する

法制度インフラや ASEAN 圏内の非関税障壁の整備により、電子商取引を促進する

ASEAN 加盟国間にて、ICT 競争力強化に必要な施策・規制情報を交換する

民間セクター及び若年層を対象に、ICT 環境を強化する

ASEAN 加盟国の ICT プレイヤーとその戦略パートナー、及び ICT 関連国際機関とのリンクを強化する

上記アクションプラン実現のための資金基盤を強化する

上記アクションプラン実現と ICT 競争力強化のため、2007 年までに情報インフラ整備、電子商取引の実現、E-ソサエティ環境の構築、ユニバーサルアクセス、電子政府、デジタルデバイド解消などを目指す

2.1.6 アジア太平洋経済協力 (APEC)

名 称	アジア太平洋経済協力 (APEC)	設立年度	1989 年 1 月
-----	-------------------	------	------------

⁷² "Brunei Action Plan, 'Enhancing ICT Competitiveness: Capacity Building'", <http://www.aseansec.org/18849.htm>

本部	シンガポール	加盟国数	21 カ国・地域
活動目的	アジア・太平洋地域内での経済協力の障害を解消し、貿易、投資、経済発展、地域開発を推進することで、域内の通貨、サービス、資本の移動を活性化する		
EC 関連政策提案	1997年3月 電子署名に関する法的・技術的構造について提言 2002年10月 閣僚会議にて「オンライン環境での自主的な消費者保護ガイドライン」に合意 2003年2月 プライバシー原則とメカニズムを実施するデータ・プライバシー小委員会を設置 2004年2月 チリのサンチアゴにて ECSG 第 9 回会議を開催 2004年7月 タイにて「ペーパーレス貿易のための ebXML に関するシンポジウム」を開催 2005年2月 韓国のソウルにて ECSG 第 11 回会議を開催 2005年9月 韓国の慶州にて ECSG 第 12 回会議を開催 2005年11月 韓国の釜山で開かれた首脳会議で「プライバシーフレームワーク」を承認 2006年2月 「電子政府・電子商取引におけるプライバシー情報の保護」ワークショップを幹部向けに開催のプロジェクトを発表		
URL	http://www.apec.org/		

(1) 概要

アジア太平洋経済協力 (Asia Pacific Economic Cooperation : APEC) は、1997年11月に開催された「第5回 APEC 首脳会議」の宣言文において、APEC 経済において電子商取引が重要な役割を担っていくとの認識を示し、加盟国が電子商取引による利益を最大化できるように一貫性ある法的規制を作り、また域内電子商取引促進のための広範な原則を制定することを決定した。この決定に基づき、APEC ではその後、政策作りの経験や情報、ベストプラクティスの共有支援、政策や立法に関するガイドラインの作成、そして勧告事項の提示といった活動を進めてきた。

APEC 内で電子商取引に関する取り組みを進めるのは電子商取引運営グループ (Electronic Commerce Steering Group : ECSG) と呼ばれる作業部会である。ECSG では、APEC における電子商取引活動の支援や「電子商取引に関する活動の青写真」としてまとめられた行動計画の実行支援を行なっている。ECSG は1996年6月に、ニュージーランドのオークランドで第1回会議を開催したのを皮切りに、関係各国の間で継続的な議論を行ってきた。この中で主に情報プライバシーや SPAM 対策、ペーパーレス貿易といったトピックを取り上げている。

ECSG が現在、積極的な活動を行っているのは、ペーパーレス貿易とプライバシー・セキュリティ保護に関連した取り組みである⁷³。前者については、2020年までにAPEC加盟諸国地域において、貿易に関連する情報の電子的やり取りを促進する「国境を越えたペーパーレス貿易環境のための戦略とアクション」実施に向けた努力が進められている。すでに、6 カ国が個別アクション計画を準備している。これらの計画では、税関、国境を越える貿易管理、及びその他多くの国際的な海上輸送・航空輸送・陸上輸送に関わる書類を削減するため、加盟諸国が行うべき段階的施策のアウトラインを示している。

APEC はまた、国際連合貿易促進・電子ビジネス・センター (United Nations Centre for Trade

⁷³ http://www.apec.org/apec/apec_groups/som_special_task_groups/electronic_commerce.html

Facilitation and Electronic Business) と協力し、ペーパーレス貿易のための電子通信スタンダードに関する技術提携や情報共有を行い、ペーパーレス化を促進するための努力を行っている。

一方、プライバシー・セキュリティ対策に関する ECSG の取り組みについては、近年、APEC が作成したプライバシーフレームワークに関するものが中心となっている。2004 年 2 月にチリのサンチアゴで開催された会議で、2005 年 11 月の首脳会議で承認されるプライバシーフレームワークの草案に関する検討作業が行なわれた。その後、2005 年 11 月、韓国の釜山で開催された首脳会議では、電子商取引の強化と個人情報の保護を目的とした APEC プライバシーフレームワークが承認された⁷⁴。このフレームワークは、個人情報の適切な保護対策を開発すること、情報の流通に対して不要な障害が作られることを防止すること、多国籍企業がデータの収集、利用及び処理に対する一貫した取り組みを実践することを可能にすること、情報プライバシーの保護を国内及びグローバルに促進及び実施するための努力を容易にすることという 4 つの主な目的を持ち、以下 9 原則を定めている。

害悪の防止 Preventing Harm

通知 Notice

収集制限 Collection Limitation

個人情報の利用 Uses of Personal Information

選択 Choice

個人情報の完全性 Integrity of Personal Information

安全保護 Security Safeguards

アクセスと修正 Access and Correction

責任 Accountability

さらに、APEC の eSecurity タスクグループは 2005 年 4 月、安全な国際電子商取引に関するガイドラインを発表し⁷⁵、契約書や出荷関連書類、税関や検疫、課税などの分野で公開鍵基盤 (PKI) を利用することを提唱した。この PKI ガイドラインはすでにヨーロッパで利用されており、それを APEC の加盟諸国でも利用できるように設計したものであり、ガイドラインの最終的な内容は、"APEC Guidelines for Schemes to Issue Certificates Capable of Being Used in Cross Jurisdiction Ecommerce"⁷⁶と題された報告書にまとめられている。

(2) 2006 年の主な動き

<ペーパーレス貿易実現のための官民協力>

2006 年 2 月 20 日、ベトナムにおいて「ペーパーレス貿易に関するパブリック・プライベート・

⁷⁴

http://www.apecsec.org.sg/apec/news___media/media_releases/161105_kor_minsapproveapecprivacyframewrk.html

⁷⁵

http://www.apecsec.org.sg/apec/news___media/media_releases/010405_secureintlcommerceguidelines.html

⁷⁶ http://www.apectelwg.org/contents/documents/eSTG/04_tel_PKIGuideline.pdf

パートナーシップのための対談」と題する会議が開催された⁷⁷。ここでは、APEC 諸国から集まった政府や民間の代表が、官民のパートナーシップの強化を通じてこれまで行ってきたペーパーレス貿易実現に向けたプロジェクトの成功事例や戦略、その他関連するイニシアチブについて情報を共有する機会を持った。

また、9月5日・6日、ベトナムで、信頼性の高いペーパーレス貿易環境を構築する上で鍵を握る事項（標準と相互接続性、技術、インフラストラクチャ、ソリューション及びプロセス）について議論するシンポジウム「ペーパーレス・ビジネス取引に関するシンポジウム - 公的セクターと民間セクターの両者に適合したメリット」も開催されている。

< APEC プライバシーフレームワークの導入に向けた基盤づくり >

2006年2月20日から3日間に亘り、ECSGは「電子政府・電子商取引におけるプライバシー情報の保護」と題したセミナー・ワークショップをベトナムにて主催した⁷⁸。このシンポジウムは、2006年3月1日・2日のAPEC幹部会議に向けた勉強会として位置づけられており、主催国であるベトナムから貿易省次官なども出席した。同シンポジウムでは、電子政府・電子商取引におけるプライバシー情報保護の他、顧客・市民の個人情報保護を目的とした法規制や情報保護技術などについて包括的に取り上げられたほか、APEC首脳会議にて2005年に承認されたAPECプライバシーフレームワーク導入に際する課題などについても意見交換された。

< APEC 諸国の企業における電子商取引推進を目的としたフォーラム開催 >

2006年5月18 - 21日には、中国政府の主催で第2回APEC電子商取引ビジネス連合フォーラム（APEC E-Commerce Business Alliance Forum）が青島市にて開催されている⁷⁹。同連合は、電子商取引の促進において官民の役割の違いを認識しながら、関係各国の連携を強化、電子商取引のアプリケーション・レベルについてAPEC諸国間の格差を減らし、電子商取引を普及させることを狙い、2001年10月、APEC閣僚会議の了承を得て設置された⁸⁰。同連合の第1回フォーラムは2004年6月15日・16日、「デジタル・エンタープライズ - 電子商取引の発展のための基盤」と題し、300名以上の政府関係者、企業代表、研究者を集め、中国煙台市において開催された。第2回目となった2006年のフォーラムは、「環境の最適化、連携の強化、イノベーションの促進、アプリケーションの普及」というテーマを掲げ、以下の3つの分野について議論している。

- パブリック・サービスの環境構築
- 企業における電子商取引アプリケーション及びその開発
- 企業とサードパーティによる電子商取引サービス

⁷⁷ http://www.apec.org/apec/apec_groups/som_special_task_groups/electronic_commerce.html

⁷⁸ "APEC 2006 Viet Nam Underway Importance of Privacy Protection in E-Commerce Highlighted", http://www.apec.org/apec/news__media/media_releases/210206_vn_privacyprotection.html

⁷⁹ http://www.apec.org/apec/0506_E-CommerceForumExhibition.html

⁸⁰

http://www.apec.org/apec/0506_E-CommerceForumExhibition.MedialibDownload.v1.html?url=/etc/medialib/apec_media_library/downloads/taskforce/ecsg/pubs/2006.Par.0003.File.v1.1

<2007 年に向けた新たなプロポーザル>

ECSG は、APEC 2007 年度予算獲得に向けて、以下 3 つのプロジェクトを提案している⁸¹。いずれも ECSG が 2006 年に中心的に取り組んだペーパーレス貿易やセキュリティ、プライバシー及び知的財産権等の保護に関わるものである。

- ペーパーレス貿易を実現するケイパビリティ構築と知的財産権の保護に関する APEC プロジェクト
- 国境を越えるプライバシー保護のための規制に関する APEC の取り組み促進セミナー
- プライバシー保護に関する捜査及び関連法の施行状況と関係各国の連携に向けた取り組み

2.2 北米

2.2.1 米国

主な法的枠組み、法律・法案	1997 年 7 月	「グローバルな電子商取引のための枠組み」成立
	1998 年 10 月	「1998 年デジタル・ミレニアム著作権法」成立
	1999 年 7 月	「統一電子取引法」成立
	2000 年 4 月	「子供オンライン・プライバシー保護法案」成立
	2000 年 6 月	「国際・国内取引における電子署名法」成立
	2002 年 11 月	「サイバーセキュリティ研究開発法」成立
	2003 年 2 月	「安全なサイバー空間のための国家戦略」発表
	2003 年 12 月	「スパム規制法」成立 (2004 年 1 月施行)
	2004 年 4 月	インターネット接続税の一時禁止措置の 4 年間延長
	2004 年 4 月	報告書「米国イノベーションの新世代」(A New Generation of American Innovation) の中で、3 つの柱のひとつとしてブロードバンドの普及に言及
	2004 年 6 月	上院「知的所有権保護法」可決
	2004 年 7 月	「ID 窃盗厳罰化法」成立
	2004 年 9 月	下院「海賊行為抑止・教育法」(PDEA) 可決
	2004 年 9 月	上院商務・科学・運輸委員会「スパイウェア・ブロック法案」可決
	2004 年 10 月	下院「スパイウェア規制法案」可決
	2006 年 5 月	政府説明責任局が電子商取引における現行の個人情報保護体制の強化を推奨する報告書を発表

(1) 概要

米国ではクリントン政権下の 1997 年 7 月、「グローバルな電子商取引のための枠組み (A Framework for Global Electronic Commerce)」が発表され、その後この枠組みをベースとして電

⁸¹ APEC "Summary of APEC For a's Reports to SCE III"

http://www.apec.org/apec/apec_groups/som_special_task_groups/electronic_commerce.MedialibDownload.v1.html?url=/etc/medialib/apec_media_library/downloads/som/mtg/2006/word.Par.0102.File.v1.1

子商取引関連の政策や法整備が着々と進められてきた。まず 1998 年に「1998 年デジタル・ミレニウム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act)」が制定されたのを皮切りに、1999 年には「統一電子取引法 (Uniform Electronic Transactions Act : UETA)」、2000 年には「子供のオンライン・プライバシー保護に関する法 (Children's Online Privacy Protection Act : COPPA)」と「電子署名法 (Electronic Signatures in Global and National Commerce Act : E-SIGN)」などの電子商取引に必要となる一連の法律が整備された。

2001 年初めに誕生したブッシュ政権では、9 月 11 日の同時多発テロ事件以降、安全保障関連問題が同政権の最優先課題となっており、それに関連してコンピュータセキュリティ問題などに重点がシフトしている。2002 年 11 月には、サイバーセキュリティ研究開発法 (Cyber Security Research and Development Act) が施行され、国内の重要な情報インフラをテロリストから守るため、今後 5 年間で約 9 億ドルを充てることが定められたほか、2003 年 2 月に発表された「安全なサイバー空間のための国家戦略 (A National Strategy to Secure Cyberspace)」では、サイバーセキュリティ確保における連邦政府の役割や州・地方政府や民間企業、大学、その他関連機関や市民が取るべき行動を「勧告 (recommendation)」の形で提示している。

また、2003 年 12 月には、スパムメール問題の深刻化を受けて、米国内のスパムメールの取り締まりを目的とする「スパム規制法 (Can Spam Act : Controlling the Assault of Non-Solicited Pornography and Marketing Act of 2003)」が成立し、スパムメールを送信する企業に対して、消費者にメールの受信を拒否する権利を与えることを義務付けたほか、これに違反した場合に最大 5 年の懲役や最高 200 万ドルの罰金などが課せられることになった。

2005 年以降も、電子商取引そのものというよりも、セキュリティ、スパム対策、スパイウェア対策といった、安全保障の観点から出された政策が続いている。2006 年の予算教書における情報セキュリティ関連予算強化でも、国土安全保障省 (DHS) 予算のうちサイバーセキュリティに関する情報の収集や分析を担当する情報分析・インフラ保護局 (Information Analysis and Infrastructure Protection : IAIP) の予算が、前年の 1 億 3,200 万ドルから 2 億 400 万ドルへと大幅に増額された。

さらに同年 12 月、FTC (米連邦取引委員会) はスパム規制法 (CAN-SPAM 法、2004 年 1 月施行) の効果に関するレポート⁸²を発表し、スパム規制法の罰則制度に罰金だけでなく懲役も課せられるようになり取り締まりが厳しくなった点を評価し、スパム規制法は一定の効果があったと報告している。また、スパム規制法だけではなく、それを土台にして実施された州や地方自治体のスパムメール対策や民間企業の技術を加えた総合力が効果を上げたと分析している。ただし、海外から発信されたスパムは増加しており、今後の対策として、消費者をスパムやスパイウェア、詐欺行為から保護するために、保護 FTC が米国外で運営されているスパム組織についても追求できるようにする「US SAFE WEB 法」の成立や、消費者がスパムやスパイウェアから自衛できるようにする教育プログラムの向上、スパム対策技術向上に向けた取り組みの必要性を訴えている。

⁸² "Effectiveness and Enforcement of the CAN-SPAM Act: A Report to Congress", <http://www.ftc.gov/reports/canspam05/051220canspamrpt.pdf>

(2) 2006年の主な動き

< より具体的な個人情報の保護法規制の必要性を提唱 >

2006年5月、政府説明責任局（Government Accountability Office：GAO）は、電子商取引における現行の個人情報保護体制の強化を推奨する報告書を発表した。米国では、顧客情報の再販業者がインターネットを通じて個人情報にアクセスできるサービスを展開しており、このサービスでは米国人に与えられる年金番号である「社会保障番号（Social Security Number：SSN）⁸³」もインターネット経由で容易に他人の手に渡る可能性が高いと指摘されている。このような背景から同局は、調査報告「SSN：インターネット再販業者によるSSN情報提供における基準の必要性（Social Security Numbers：Internet Resellers Provide Few Full SSNs, but Congress Should Consider Enacting Standards for Truncating SSNs GAO-06-495, May 17, 2006⁸⁴）」を発表した。この調査は、主にインターネットを利用して個人情報を再販する業者を特定し、これら再販業者（Resellers）のうち「社会保障番号（SSN）」も提供している業者を抽出、こうしたインターネット再販業者に適用できる既存の連邦法を特定することを目的としたものであった。

政府説明責任局の調査では、インターネットを利用して個人情報を提供する再販業者のうち、SSN情報の外部提供も行なう業者が154社存在することが確認できた。これら再販業者は、インターネット検索サイトに入力されたデータなどから個人情報を割り出し、個人・企業・弁護士事務所・金融機関などの顧客に対して、SSNを含む個人情報（氏名、住所、運転免許証番号、電話番号など）を信用調査や犯罪歴調査の一部として提供している。

政府説明責任局では、現行の連邦法では、このような個人情報の再販業者を取り締まることは難しいと考えている。特に同局は、これら個人情報のうち、再販業者がSSNの提供に応じる際の基準を設定する法規制が存在しない点に注目しており、例えば、全9桁のSSN番号のうち下4桁のみだけが提供可能、あるいはインターネット上で表示不可能とするような法規制が早急に必要と提唱している。

⁸³ SSNは社会保証を受けるための番号であるが、戸籍制度を導入していない米国においては、個人を特定する方法として重要な番号であり、銀行口座開設、運転免許証取得、身分証明書発行、納税など数多くで利用されている。そのため、最低限必要な場合以外は他人に同情報を漏らすべきではないとされている。

⁸⁴ "Social Security Numbers: Internet Resellers Provide Few Full SSNs, but Congress Should Consider Enacting Standards for Truncating SSNs (GAO-06-495)", <http://www.gao.gov/new.items/d06495.pdf>

2.2.2 カナダ

主な法的枠組み、法律・法案	1998年9月	「電子商取引戦略」発表
	1998年10月	「電子商取引における暗号政策の枠組み」発表
	1999年9月	「統一電子商取引法」成立
	2001年1月	「個人情報保護と電子文書法」施行
	2001年4月	「2001年電子取引法」施行
	2004年5月	「カナダにおけるスパム対策行動計画」発表、スパム・タスクフォース設置
	2004年5月	「電子認証原則」発表
	2004年5月	「安全な電子署名規制」発表
	2004年9月	「EコマースからE経済へ：21世紀における戦略」コンファレンス開催
	2005年5月	スパム・タスクフォースの報告書を発表
	2005年7月	メキシコ・米国と「電子商取引のための共通原理のフレームワーク」を締結
	2006年6月	プライバシー検査官が個人情報管理強化のための組織強化を要請

(1) 概要

カナダ政府は1998年9月に「電子商取引戦略 (Electronic Commerce Strategy)」を作成し、この戦略に基づいて電子商取引関連政策を進めてきた。その後まずカナダ政府は1998年10月に「UNCITRALモデル法」を基に「統一電子商取引法 (Uniform Electronic Commerce Act)」を制定しており、これをベースに各州及び準州は、それぞれ電子商取引法を制定している。また2001年1月には「個人情報保護と電子文書法 (Personal Information Protection and Electronic Documents Act : PIPEDA)」が施行され、電子商取引を行なう際に使われるプライバシー保護や電子商取引における電子署名の有効性が定められ、同年4月には、「2001年電子取引法 (Electronic Transactions Act, 2001 : ETA)」の施行によって電子文書と電子署名が紙の文書の署名と同様の実行力を持つことが定められた。

セキュリティや暗号については、カナダ政府では1998年10月に、暗号技術に関する政策指針として「電子商取引における暗号政策の枠組み (Cryptography Policy Framework for Electronic Commerce)」を発表し、電子商取引を行なう際に暗号技術や認証技術を使うことを奨励した。近年は、スパム対策などのセキュリティ関連や電子認証、電子署名などが電子商取引に関する重要な政策課題となっている。

カナダ政府は2004年5月、スパムメールと戦うための行動計画「カナダにおけるスパム対策行動計画 (Anti-Spam Action Plan for Canada)」を発表するとともに、こうした行動計画を実行するスパム・タスクフォース (Spam Task Force) を立ち上げた。そして、2005年5月、最終報告書「スパムを止める：強力で安全なインターネットの創造 (Stopping Spam: Creating a Stronger, Safer Internet)」⁸⁵を発表した。この報告書では、スパムを止めるために必要な対策として、既存法制度による取り締まり強化と新制度の導入、強力な罰則規定、ISPなどが利用できる業界標準や成功事例の確立、消費者への周知と教育、国際協力、という5点を挙げている。

⁸⁵ http://e-com.ic.gc.ca/epic/internet/inecic-ceac.nsf/en/h_gv00317e.html

その上で、政府が主導権を取るべきこと、法制度の制定と取り締まり、ISP などにおけるベストプラクティス、e メールマーケティングのベストプラクティス、利用者への周知と教育、国際協力、調整機関の設立について 22 項目の提言を行なった。

同年 7 月、カナダ産業省は、米国商務省及びメキシコ経済省との間で「電子商取引のための共通原理のフレームワーク (Framework of Common Principles for Electronic Commerce)」を締結した⁸⁶。これは同年 3 月に三国首脳が発表した「安全と繁栄のパートナーシップ (the Security and Prosperity Partnership)」の成果の一部であり、ビジネス活動のための安全な基盤としてインターネットを強化すること、オンライン・マーケットプレイスに対する信用を高めること、国境をまたがる電子商取引のプロセスを合理化することを目的としている。また、スパムや電子認証、プライバシー保護といった重要な問題についても共同で取り組んでいくことを宣言した。

(2) 2006 年の主な動き

< 海外に流出するカナダ国民の個人情報対策 >

カナダ政府プライバシー検査官 (Privacy Commissioner) は、2006 年 6 月に発表した年次報告書 (Annual Report)⁸⁷において、カナダ国民の個人情報が他国に多く流出している問題を指摘している。特に米国愛国者法 (Patriot Act) 施行後、米国企業がカナダを含む他国の個人情報を容易に入手している点を懸念し、プライバシー検査官の組織 (Commissioner's Office) 強化の必要性を訴えている。具体的には、今後 2 年間で人員・予算の倍増を求めており、すでにカナダ議会は同要求に対し前向きな姿勢を見せているという。

2.3 アジア・太平洋

2.3.1 韓国

主な法的枠組み、法律・法案	1994 年 1 月	「公共機関により管理された個人情報の保護に関する法」制定
	1999 年 2 月	「1999 年電子署名法」制定。
	1999 年 2 月	「電子商取引基本法」制定
	1999 年 4 月	情報化政策「サイバー・コリア 21」発表
	2000 年 12 月	「韓国における E ビジネス・イニシアチブ」
	2002 年 4 月	「e コリア・ビジョン 2006」
	2002 年 10 月	「2003 年度電子商取引政策推進計画」制定
	2003 年 8 月	「電子金融取引法」の制定内容発表 (財政經濟部)
	2003 年 12 月	「Broadband IT Korea Vision 2007」を公表
	2004 年 1 月	「e ラーニング産業発展法」成立
	2004 年 3 月	「IT839 戦略」発表
	2004 年 6 月	「u-Korea (コピキタス・コリア) プロジェクト」発表
	2004 年 7 月	「不法スパムメール受け付けセンター」開設
	2006 年 10 月	M コマース利用に際するガイドライン作成を発表

⁸⁶ <http://www.ic.gc.ca/cmb/welcomeic.nsf/0/85256a5d006b97208525702d0054ef77?OpenDocument>

⁸⁷ http://www.privcom.gc.ca/information/ar/200506/200506_pa_e.pdf

(1) 概要

韓国では1999年4月に発表された包括的IT推進計画「サイバー・ 코리아 21」で、2002年までに世界10位圏の情報化先進国に入ること为目标として掲げると共に、高速情報通信向けのインフラ整備や電子政府構築への取り組みが示された。こうした積極的な情報化政策を背景に世界有数のインターネット大国への成長を遂げた韓国は、2002年4月、「サイバー・ 코리아 21」に続く情報化政策として「e 코리아・ビジョン 2006」を発表し、グローバル情報社会を牽引する韓国の優位性をさらに確固たるものにする为目标とした2006年までの国家IT政策戦略を示した。そして、2004年6月、韓国情報通信部（Ministry of Information and Communication : MIC）は、「サイバー・ 코리아 21」、「e 코리아・ビジョン 2006」に続く新たなIT国家戦略として「u-Korea（ユビキタス・ 코리아）プロジェクト」と呼ばれる事業を発表した。同事業は、情報産業を国家発展の推進力に位置づけ、2007年までに「何時でも何処でも」インターネット、固定電話及び移動体ネットワークへの連続・高速アクセスを提供するテレコムネットワークに繋がることが可能な「ユビキタス社会」を実現することにより、国民平均所得を2万ドルまで高めることを目標に掲げている。また、u-Koreaを実現するために韓国は同年、IT839戦略を発表した。IT839戦略の8・3・9とは、8大新規サービス、3大インフラ、9大新成長動力（製品）を意味する。8大新規サービスの中には、無線ブロードバンドサービス、RFID、デジタルテレビなどが含まれ、3つのインフラとはブロードバンド統合網、ユビキタスセンサーネットワーク、IPv6であり、9大新成長動力には次世代通信網やデジタルテレビ、デジタルコンテンツなどが含まれている。

電子商取引については、1999年2月に、電子商取引に関連する初の法律として「1999年電子署名法」及び「電子商取引基本法（Basic Law on Electronic Commerce）」が制定され、これらによって電子署名及び電子文書による商取引に法的効力が与えられることになった。また2002年末に発表された「2003年度電子商取引政策推進計画」において、韓国政府は今後も、法制度、物流、決済など、e-ビジネス拡大のための基盤拡充に引き続き取り組み、2005年までに全商取引額に占める電子商取引の割合を30%まで引き上げ、企業経営の効率化を図り、経済の透明性を高める方針を示しており、これを受けて韓国政府は「電子金融取引法」の内容発表、「eラーニング産業発展法」の制定といった活動を相次いで行なった。

上述したように、韓国における現在のICT促進政策は、2002年4月の「e 코리아・ビジョン 2006」を具体化した「Broadband IT Korea Vision 2007」（2003年12月）、「IT839戦略」（2004年3月）が中心になっている。このIT839戦略の中には、8大産業の一つとして「RFID」が、3大インフラの一つに「次世代インターネット IPv6」が含まれている。韓国政府は、2005年、RFIDやIPv6に関する具体的な動きを見せている。RFIDについては、2005年3月に韓国電子通信研究院（Korea Electronics and Telecommunications Research Institute : ETRI）がRFID郵便システムの実験を行なった⁸⁸。これは、現行のバーコードのシステムを代替するもので、郵便の仕分け、配送業務を自動化することが目的である。また、IPv6については、韓国は2004年下半年からIPv6試験事業「 코리아バージョン 6」（KOREAv6）に取り組んでおり、モバイルIPv6技術を適用した韓国オリジナルの無線LAN標準であるWiBro（Wireless Broadband）の試験サービスなどを実施した。

⁸⁸ http://ipc.go.kr/ipceng/public/public_view.jsp?num=2182&fn=&req=&pgno=1

(2) 2006年の主な動き

< M コマースのビジネス環境整備を開始 >

韓国公正取引委員会 (The Fair Trade Commission : FTC) は2006年10月、携帯電話を利用した商取引、M コマース利用に関するガイドライン作成計画を発表した⁸⁹。現在作成中であるこのガイドラインは、主に携帯電話からアクセス可能なポータルサイトやサイバーモールの運営者を対象とするもので、M コマースの利用増が期待される若年層が、トラブル等により利用離れしないようにルール作りをする目的で作成されている。ガイドラインでは、例えば「商取引によるトラブルの際に消費者を保護する」といった内容や、消費者に事前に注意事項を知らせること（例えば、オーダーがキャンセル可能であること、携帯電話を利用して長時間買物をした場合に電話代が高騰すること、など）及び商取引の際には消費者側の携帯電話端末が正常に利用できるかを確認することなどを盛り込んでいる。韓国公正取引委員会では、現在作成中のガイドラインの順守は「自主的なもの」としているが、今後のM コマースの普及により消費者が何らかのトラブルに巻き込まれた場合はガイドライン順守を法的に義務付けることも視野に入れているとしている。

2.3.2 中国

主な法的枠組み、法律・法案	1993年3月	「三金プロジェクト」開始
	2000年	「中国における電子商務の発展についての指導的意見(初稿)」起草
	2001年1月	暗号化技術使用に関する規制発表
	2001年7月	新特許法施行
	2001年12月	WTOに正式加盟
	2003年12月	「コンピュータネットワーク上の著作権紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈」を改訂
	2004年6月	「不法・不適切情報センター」開設
	2004年8月	全国人民代表大会にて「電子署名法」可決
	2005年1月	「電子商取引の発展加速に関する若干意見」公布
	2005年4月	「電子署名法」施行
	2006年6月	電子商取引に代表される、ビジネス技術プラットフォーム開発を対象とした投資インセンティブ施策の作成を発表

(1) 概要

中国における情報化政策は、1993年の「三金プロジェクト」から始まる。同プロジェクトは、「金」を頭文字とした情報化プロジェクトで、1993年から現在に至るまで同プロジェクトの下で10以上のプロジェクトが実施されてきた。

金橋プロジェクト (国家情報通信ネットワークの構築)

金関プロジェクト (EDI / 貿易情報ネットワークの構築)

金カード・プロジェクト (クレジットカードやキャッシュカードの普及促進)

⁸⁹ "FTC e-commerce guidelines expanded to make m-shopping safe," http://www.korea.net/News/News/NewsView.asp?serial_no=20061011029

1996年には国家の情報化推進をリードするために、「国務院情報化指導グループ」が設立され、その後の中国における情報化の発展に大きく寄与してきた。1998年には、情報産業部が設立され、さらに2001年には、前述の「国家情報化指導グループ」の一環として再編され、朱鎔基総理をはじめとする国家のトップリーダーがメンバーとして任命されて、国家情報化推進の体制が強化された。2001年から始まった第10次五ヵ年計画（2001年～2005年）では、情報通信のインフラ整備や情報産業の育成などを優先課題として取り上げている。

電子商取引については、中国では、1999年10月に成立した「商業契約法（Contract Law）」によってエレクトリック・データ・インターチェンジ（Electric Data Interchange：EDI）により作成された契約が合法化されたものの、電子商取引を体系的に法制化する動きは比較的遅れていた。しかし、2004年8月に全国人民代表大会にて「電子署名法」が可決され、2005年4月から施行された。これは電子署名が手書きの署名や印鑑と同レベルの法的効力を持つように定めたもので、中国における電子商取引の基礎になる法制度であると考えられている。また、「電子署名法」が施行される4月を控えて国務院弁公庁が1月に公布した、「電子商取引の発展加速に関する若干の意見」の中では、中国政府は電子商取引関連分野の発展原則についてまとめ、電子商取引を発展させるためには、関連法規、税務、投融資、電子支払、セキュリティ認証、物流などの分野での協力が必要であることを主張している。同年2月、国家発展改革委員会は「電子商取引の実施に関する特別通知」を公布し、国家が企業を対象に電子商取引専用資金を助成することを発表した。これは、電子商取引の基礎となる企業内部の情報化や大型企業集団における電子商取引の推進、第三者が運営する電子商取引プラットフォームなどの分野で申請のあった企業を審査して支援するもので、91件のプロジェクトが採用された。

一方で、電子商取引先進国における情報セキュリティや消費者保護については、中国の法制化は遅れている。2004年6月に市民が違法・不適切な情報を掲載するサイトを通報できる「不法・不適切情報センター」を設立したが、電子商取引に関する消費者保護の制度や機関は、2004年に上海で設立されたものの、全国レベルでは未対応と見られる。

(2) 2006年の主な動き

<電子商取引の基盤となる革新技術への投資インセンティブ策を作成予定>

中国科学技術部（Ministry of Science and Technology⁹⁰）は2006年7月25日、物流、設計、金融といったサービスセクター向けの投資インセンティブ施策の作成を発表した⁹¹。この施策は、電子商取引に代表されるような、ビジネス技術プラットフォーム開発強化を狙いとしている。同部は今後、革新技術への投資を促すようなインセンティブ施策の作成に取り組む。また、このような新技術の標準化と実用化のためにも、これら新技術を積極的に市場で試験利用していく考えも明らかにしている。

⁹⁰ <http://www.most.gov.cn/eng/>

⁹¹ "New technologies encouraged in service sector," http://english.gov.cn/2006-07/25/content_345722.htm

2.3.3 台湾

主な法的枠組み、法律・法案	1994年6月	「国家情報インフラ開発プロジェクト」発足
	2002年4月	「電子署名法」施行
	2002年5月	「チャレンジ2008」発表
	2002年6月	「e-Taiwan計画」発表
	2003年8月	デジタルデバイド是正監督委員会設立
	2004年3月	中小企業を対象とした「デジタルデバイド解消のための4カ年計画」発表
	2004年5月	財務省インターネット販売を対象とした初の税務調査を開始
	2004年8月	「デジタルデバイド解消のための行動計画」
	2005年1月	反スパム法の草案発表
	2006年9月	「ユビキタスネットワーク社会 ("Ubiquitous Networks Society" (UNS))」イニシアチブを開始する計画を発表

(1) 概要

台湾における情報化政策は、1994年に始まった「国家情報インフラ (National Information Infrastructure : NII) 開発プロジェクト」から本格化したといえる。「NII 開発プロジェクト」では、既存の電気通信ネットワークの近代化、広帯域ネットワークの建設、新しいアプリケーションの開発を通じて高度情報通信基盤を構築することを目標としており、これをベースにその後ITインフラの整備が進められた。2002年5月には「チャレンジ2008」と題された6カ年の包括的な国家戦略を打ち出している。この6ヶ年計画は、IT関連の発展の枠組みとして「ブロードバンド600万世帯」「e-社会」「e-ビジネス」「電子政府」「e-交通」の5つの目標を設定し、それに付随する39のプロジェクトには総額2兆6,000万台湾ドル(約750億ドル)規模の予算を割り当てるとした。「チャレンジ2008」の1つとして台湾政府が同年6月に発表した「e-Taiwan計画」では、今後6年間で合計366億台湾ドルをIT関連への投資に割り当て、そのうち300億台湾ドルを情報サービスビジネスやソフトウェア産業の活性化を目的として計画実行を担う民間企業に振り分けることを予定している。

また、台湾では2003年8月に行政院が「デジタルデバイド是正監督委員会 (Bridging Digital Divide Supervising Committee)」を設立し、デジタルデバイド是正のための取り組みが始まった。2004年3月には、国内の中小企業を対象としたデジタルデバイド解消のための4カ年計画が発表された。また、行政院は2004年度から2005年度におけるデジタルデバイド是正に関する予算として、45億台湾ドルを配分した。さらに、2004年8月には、遠隔地におけるブロードバンド普及政策を支援する「デジタルデバイド解消のための行動計画」が立ち上がり、インターネット補助金、過疎地域における学生を持つ家庭でのコンピュータ普及率の向上、ブロードバンドインフラの整備などの取り組みが始まった。

電子商取引関連の法整備が始まったのはインターネットの普及と共に電子商取引市場が急速な成長を見せ始める2000年以降で、2002年4月に施行された「電子署名法」では電子署名に法的効力が認められることになったほか、電子署名や電子書類の法的効力、認証局(CA)の運営規則が定められた。2004年5月にはインターネット販売を対象とした初の税務調査を開始し、電子商取引の課税問題にも取り組んでいる。

台湾では、以前から「チャレンジ 2008」の重要な計画の一つとして、e-Taiwan 計画のほかに、M-Taiwan (mobile Taiwan) 計画を立案していたが、2005 年はこの M-Taiwan 計画を一層本格的に展開している。台湾經濟部工業局によれば⁹²、台湾は世界の無線 LAN 製品の 80%を生産しており、携帯電話普及率は 110%を超える。このような要因が M-Taiwan 計画の実現に貢献しているといわれ、2010 年までの M-Taiwan 計画が計画どおり実施されれば、携帯電話で自分の好きなときに好きな場所から、支払をしたり、商品を購入したり、ニュース等の情報にアクセスできるようになるとしている。5 年間の M-Taiwan 計画のための予算は 10 億米ドルにのぼる。台湾政府はまた、同年 1 月、反スパム法の草案を発表した⁹³。この法案が認可されれば、違反者は 2,000 万台湾ドル (約 63 万米ドル) の罰金が科せられ、被害者は送信者に対してスパム 1 通につき 500 台湾ドルから 2,000 台湾ドル (上限 2,000 万台湾ドル) の損害賠償を請求することができるという。

(2) 2006 年の主な動き

<e-Taiwan 計画、M-Taiwan 計画に続き、ユビキタスネットワーク社会イニシアチブを計画>

台湾政府は 2006 年 9 月、2002 年に発表された e-Taiwan 計画、2005 年に発表された M-Taiwan 計画に続き、「ユビキタスネットワーク社会 ("Ubiquitous Networks Society" (UNS))」イニシアチブの策定計画を発表した⁹⁴。UNS イニシアチブでは、高速インターネット・ネットワーク基盤の構築、インターネット社会を規制するための基本法の作成、IT ベースのサービスセクターを推進するためのキラアアプリケーションの開発、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (Economist Intelligence Unit) が毎年発表する「E-レディネスランキング」で上位 5 ヶ国入りを目指すという 4 つの目標を設定している。なお、2006 年度の電子商取引環境調査 (2006 Network Readiness Index : NRI) にて台湾は調査対象の 115 ヶ国中 7 位につけているが、まだ上位に上昇する余地はあるとの判断から、今回のイニシアチブ構築に至ったとしている。

⁹²

http://www.etaiwannews.com/showPage.php?setupFile=showcontent.xml&menu_item_id=M1-1123667366&did=d_1133776026_1723_E97617EE892ED685FA8B6A6D31E1D6147E98D953_1124&area=taiwan&area_code=00000

⁹³ <http://www.taipeitimes.com/News/taiwan/archives/2005/01/20/2003220159>

⁹⁴ "TAIWAN SEEKS TO IMPROVE E-COMPETITIVENESS WORLD RANKING," September 4, 2006, NATIONWIDE INTERNATIONAL NEWS

2.3.4 シンガポール

主な法的枠組み、法律・法案	1992年4月	「IT2000計画(IT2000 インテリジェント・アイランド構想)」発表
	1996年6月	「シンガポール・ワン構想」発表
	1996年8月	「電子商取引環境整備プログラム」導入
	1998年4月	「電子商取引の政策枠組み」発表
	1998年7月	「電子商取引法」施行
	1998年7月	「電子商取引マスタープラン」発表
	1998年9月	産業界の自主規制である「個人情報・インターネット商業における消費者コミュニケーション保護に関する規約」発表
	1999年2月	「1999年電子取引規制」(電子署名の合法化と認証局の規制細目)
	2000年3月	「Infocomm21」発表
	2001年3月	国家信頼協議会を設立し、TrustSgプログラムを開始
	2004年2月	電子商取引法に関して一般からの意見を募る「Public Consultation Paper」(第一段階)を発表
	2004年6月	電子商取引法に関する「Public Consultation Paper」(第二段階)を発表
	2005年6月	電子商取引法に関する「Public Consultation Paper」(第三段階)を発表
	2005年3月	情報通信開発局が10年計画「iN2015」の開始を発表
	2005年9月	スパムコントロール法案の草案を発表
	2006年2月	「次世代国内ブロードバンド・ネットワーク(Next Generation National Broadband Network (Next Gen NBN)) 構想を発表
	2006年6月	「iN2015」の基本計画(マスタープラン)を正式に発表

(1) 概要

シンガポール政府は、1992年の「IT2000計画(IT2000 インテリジェント・アイランド構想)」で21世紀に向けた情報化政策の枠組みを示した後、1996年に発表した「シンガポール・ワン構想」では、シンガポールの全世帯にブロードバンドによるマルチメディアサービスを提供することを目標として具体的に情報インフラ整備の方針を示している。さらに2000年には、シンガポール政府は「Infocomm21」と題されたIT振興のための国家戦略を発表し、同国家戦略に基づいたIT振興政策を行ってきた。

シンガポール政府が電子商取引を活性化する具体的な取り組みを本格化させたのは、1996年の「電子商取引環境整備プログラム(E-commerce Hotbed Program)」や1997年の電子商取引政策委員会の発足後からで、その後短期の間に電子商取引関連の法律や法的枠組みが相次いで整備されていった。1998年4月に電子商取引に関連する法整備などに関する枠組みを定めた「電子商取引の政策枠組み」を発表した後、1998年7月に電子商取引を取り巻く法的基盤を定めた「電子商取引法(Electronic Transaction Act: ETA)」、1998年7月にシンガポールを電子商取引の中心地にするための「電子商取引マスタープラン(E-Commerce Master Plan)」、1999年2月に電子署名を合法化する「1999年電子取引規制(Electronic Transactions Regulations of 1999)」を発表した。1998年9月には、産業界が個人情報に関する自主規制として「個人情報・インターネット商業における消費者コミュニケーション保護に関する規約(E-Commerce Code for the Protection of Personal Information and Communications of Consumers of Internet Commerce)」を発表した。また、2001年3月には、国家信頼協議会(NTC)を設立してTrustSgプログラムを開始し、トラ

ストマークによる消費者保護の取り組みも始めた。

シンガポール政府はその後、情報通信開発局 (Infocomm Development Authority : IDA) を中心として、サイバーセキュリティ対策を強化している⁹⁵。2005 年 2 月に、3 年間の「Infocomm Security Masterplan」を発表し、3 年間に 3,800 万シンガポールドルを投資することを決めた。3 月には、情報通信技術の 10 年計画である「iN2015」(Intelligent Nation 2015) の開始を発表し⁹⁶、専用のウェブサイト⁹⁷を開設した。

その他の取り組みとして IDA と AGC は、2004 年 5 月に「スパムメールを規制する法的枠組み」を公表し、一般市民の意見も取り入れながらスパムコントロール法案を検討してきた。IDA は、2005 年 9 月に 2 回目の草案⁹⁸を発表し、その中で携帯通信機器に対するスパムの規制方法も検討している。また、いままでは ISP などしかスパム発信者を起訴することができないようになっていたが、スパムを受け取った個人がスパム発信者を訴えることができるような案とした。さらに、違反者に対しては、スパム 1 通につき最高 25 シンガポールドル、総額 100 万シンガポールドルまでの罰金を課す内容となっている。

(2) 2006 年の主な動き

< 官民合同の次世代ネットワーク構築プロジェクトの開始 >

シンガポール政府は 2006 年 2 月、国内にデジタル・高速ブロードバンドを敷設する新計画「次世代国内ブロードバンド・ネットワーク (Next Generation National Broadband Network (Next Gen NBN))」構想を発表した⁹⁹。同計画は、官民合同でシンガポール国内の次世代ネットワーク網を構築するもので、同年 3 月から 6 月にかけて民間業者からプロジェクトの概観を公募 (Request For Concepts) している。現在、政府は合計 33 件入札されたこれらプロジェクト概観の精査段階にある。

< 「iN2015」(Intelligent Nation 2015) 基本計画発表 >

シンガポール政府は 2006 年 6 月、前出の情報通信技術の 10 年計画「iN2015」の基本計画 (マスタープラン) を正式に発表した¹⁰⁰。基本計画は、2015 年を期限とした 6 つの目標と、その目標に向けた 4 つの戦略で構成されている。

【6 つの目標】

- 情報通信技術を効果的に利用することで経済・社会へ付加価値をつけ、またこの分野で世

⁹⁵

<http://www.ida.gov.sg/idaweb/media/infopage.jsp?infopagecategory=infocommsecurity.mr:media&versionid=3&infopageid=13280>

⁹⁶ http://www.in2015.sg/iN2015_news_mediareleases.html

⁹⁷ <http://www.in2015.sg/>

⁹⁸ http://www.ida.gov.sg/idaweb/doc/download/12883/2nd_Joint_IDA-AGC_Consultation_Paper.pdf

⁹⁹ <http://www.ida.gov.sg/idaweb/marketing/infopage.jsp?infopagecategory=&infopageid=13757>

¹⁰⁰ "Singapore iN2015 Masterplan Offers A Digital Future For Everyone,"

<http://www.ida.gov.sg/idaweb/media/infopage.jsp?infopagecategory=&infopageid=13881&versionid=1>

界トップとなる。

- 情報通信セクターを2倍の260億シンガポールドル規模に拡大し、GDPへ貢献させる。
- 情報通信セクターの輸出高を3倍の600億シンガポールドルに拡大する。
- 新規雇用を8万件創出する（うち情報通信セクターの新規雇用は5万5千件。残る2万5千件は同セクターの周辺するセクターにて新規創出する）
- シンガポールの一般家庭の9割にブロードバンドを普及させる。
- 就学児のいるすべての家庭にコンピュータ利用を普及させる。

【4つの戦略】

- 情報通信技術をより革新的に利用する事で、経済セクター、政府、及び社会全体をシンガポールの変革を牽引する鍵とする。
- 超高速且つ高性能で、信頼性の高い情報通信インフラを構築する。
- グローバル規模で競争力の高い情報通信産業を発展させる。
- グローバル規模で競争力が高い情報通信技術者を育成する。

2.3.5 マレーシア

主な法的枠組み、法律・法案	1991年2月	「ビジョン2020」発表
	1996年8月	「マルチメディア・スーパーコリドー（MSC）」計画発表
	1998年10月	「1997年電子署名法（Digital Signature Act of 1997）」施行
	1999年4月	「コミュニケーション・マルチメディア法（Communications and Multimedia Act）」施行
	1999年4月	「1997年改正著作権法（The Copyright Amendment Act 1997）」施行
	2000年6月	「1997年コンピュータ犯罪法（Computer Crime Act 1997）」施行
	2003年4月	「個人データ保護法（Personal Data Protection Act）」提出
	2004年8月	スマートカード「マイキー」を国内企業に配布
	2005年12月	2010年までの通信・マルチメディア戦略「MyICMS886」発表
	2006年9月	マレーシア国内のVoIPインフラの構築計画を発表

(1) 概要

マハティール首相が1991年に発表した「2020年までに先進諸国入りする」という目標を掲げた野心的な国家戦略「ビジョン2020」では、IT産業の発展こそがマレーシア経済の発展に不可欠であるとし、マレーシア政府は、国を挙げて情報化政策を進めている。マレーシア政府は、ビジョン2020における目玉プロジェクトとして1996年に「マルチメディア・スーパーコリドー（Multimedia Super Corridor：MSC）」計画を発表し、同計画の下、新首都と新空港の建設に伴う隣接地域一体をIT産業集積地域として発展させる取り組みを行ってきた。マレーシア政府では、MSC地区のIT企業を対象に税制上の特典や知的所有権の保護といった特別優遇を適用することでIT産業育成のための最善の環境を整備した。2003年に第2段階に突入したMSC計画は、当初目標の約2倍となる200以上のMSC認定企業（MSCにおけるIT技術活動がマレーシア政府によって認められた企業で政府による支援を受けられる）が誕生するなど順調な進捗を見せた。

MSC 計画のような積極的な IT 推進政策を背景として、マレーシア政府では、電子商取引関連の法規に関しても、他のアジア地域と比べて早期から整備を進めてきた。まずマレーシア政府は 1998 年 10 月に、初の電子商取引関連法規となる「1997 年電子署名法 (Digital Signature Act of 1997)」を成立させ、これにより電子署名が合法化されたほか、政府による認証局監査官の指名権や認証局の役割、認証局申請手続き、監査許可証申請方法などの項目が定められた。その後、電子商取引関連の法案を相次いで成立させており、このような法律の例として不法通信傍受や暗号化などに関する「1998 年コミュニケーション・マルチメディア法 (Communications and Multimedia Act)」、インターネット上の著作権への対応措置を取り決めた「1997 年改正著作権法 (The Copyright Amendment Act 1997)」、ハッキングなどのサイバー犯罪の罰則を定めた「1997 年コンピュータ犯罪法 (Computer Crime Act 1997)」などがある¹⁰¹。

エネルギー・水道・通信省 (Ministry of Energy, Water and Communications) は、2005 年 12 月、2006 年から 2010 年間の通信とマルチメディアに関する青写真となる My ICMS 886¹⁰²を公表した。My ICMS は、マレーシア情報通信マルチメディアサービス戦略 (The Malaysian Information, Communications and Multimedia Services strategy) を表しており、886 は 8 つのサービス、8 つのインフラ、6 つの成長領域を示している。8 つのサービスとは、高速ブロードバンド、3G 携帯電話、モバイル TV、デジタル・マルチメディア放送、デジタルホーム、RFID を使った短距離通信、VoIP とインターネット電話、ユニバーサルサービスの提供であり、これらを支えるために、統合ネットワーク (multi-convergence networks)、3G 移動体通信ネットワーク、衛星通信ネットワーク、IPv6、情報ネットワークセキュリティなどの 8 つのインフラを整備することが宣言された。そして、マレーシア政府が狙う 6 つの成長領域とは、コンテンツ開発、ICT 教育ハブ、デジタル・マルチメディア受信機 (セットトップボックス)、VoIP などの通信機器、RFID などの組込部品、海外ベンチャーである。

(2) 2006 年の主な動き

< 個人データ保護法案は継続審議中 >

マレーシア政府が現在取り組んでいるサイバー関連法は、電子政府法、電子取引法案、個人データ保護法案の 3 つであり、特に個人データ保護法 (Personal Data Protection Act) の法案作りには数年間に亘る取り組みが行なわれ、2003 年には法案が提出された。しかし、2006 年末の時点ではまだ成立していない。

< VoIP インフラを政府主導で構築する計画を発表 >

エネルギー・水道・通信省は 2006 年 9 月、年内を目処にマレーシア国内の VoIP インフラを構築する計画であることを発表した¹⁰³。ここで構築されるインフラは、国内で事業を展開するインターネット・サービス・プロバイダー (ISP) 及びインフラを所有する事業者が対象となる。現在、

¹⁰¹ http://www.ktak.gov.my/template01.asp?Content_ID=369&Cat_ID=5&CatType_ID=85&SubCat_ID=133

¹⁰² <http://www.cmc.gov.my/Admin/WhatIsNew/55077762MyICMS%20final%20191205.pdf>

¹⁰³ "Services providers told to set up Internet exchange," <http://www.ktkm.gov.my/template02.asp?tt=news>

マレーシア国内のインターネット環境が不十分であるため、例えば電子メールや VoIP を国内で利用する場合、これら電子メールや VoIP は一度シンガポールや米国を経由している。中でも、マレーシア国内で利用されている VoIP の 8 割が、一度シンガポールを経由しているため、多大なサービスコストを支払っているとみられている。

2.3.6 インド

主な法的枠組み、法律・法案	1998年7月	「Information Technology Action Plan」発表
	1999年10月	情報技術省 (Ministry of Information Technology) 新設
	2000年7月	「Common Action Plan to Promote IT in India」策定
	2000年10月	電子署名の合法性・拘束力を認め電子商取引の枠組みを固める「IT Act 2000 (Information Technology Act of 2000)」を施行
	2002年12月	第10次5カ年計画発表
	2004年4月	「ブロードバンド・インド：インターネット及びブロードバンド普及を加速させるための提言」策定
	2005年9月	「データ保護法」審議開始
	2006年5月	電子政府プロジェクト「National e-Governance Plan (NeGP)」を承認
	2006年9月	農村部などを対象に、インターネットを利用できるコンピュータ・サービスセンターを10万箇所に設置すると発表

(1) 概要

インドでは、政府が産業振興の重要分野として IT 産業育成政策を積極的に推進する一方で、貧困問題を背景に通信インフラの整備が大きく遅れをとっていることが課題となっており、政府は IT 産業の発展のためにも国家イニシアチブを取って、国民への IT 普及に乗り出している。

インド政府は 1998 年 5 月に設置した国家情報技術・ソフトウェア開発タスクフォース (National Task Force on Information Technology and Software Development) の下で、ソフトウェアやハードウェア、そして長期的な政策の枠組みに関するアクションプランの策定を行っており、1998 年 7 月に発表されたソフトウェアに関するアクションプランでは、光通信ネットワークや衛星情報ネットワーク、無線ネットワーク整備によって世界レベルのインフラを実現させることを目標としたほか、「2008 年までに全ての国民に IT を (IT for All by 2008) 計画」の名の下で、2008 年までにすべてのインド市民がインターネット及びコンピュータを使えるようにすることを目標としている。なおインド政府は 1999 年 10 月に、IT 推進体制を更に強化すべく、新たに情報技術省 (Ministry of Information Technology) を設立した。情報技術省は、その後 2002 年に通信情報技術省 (Ministry of Communications & Information Technology) となっている。

電子商取引推進に関する法整備については、1998 年に「1998 年電子商取引法 (Electronic Commerce Act of 1998)」法案を提出したが法制化には至らず、2 年後の 2000 年になって「IT Act 2000 (Information Technology Act of 2000)」がようやく成立した。これは電子商取引をはじめとするインドの IT 政策において重要な位置を占める法律で、同法によって電子署名の合法性・拘束力が認められ、電子商取引に対する枠組みがほぼ固められた。これは、ハッカーなどによるコ

ンピュータ・ネットワーク犯罪に対する規制やネットワーク上における紛争処理のための仲裁機関（Cyber Regulation Appellate Tribunal）設立などを含む包括的なものとなっており、特にハッキングに対する処罰は、目的の如何に関わらず高額な罰金が課せられるなど極めて厳しい対応がなされている。

2002年12月に発表された2002年から2007年までを対象とした国家戦略「第10次5カ年計画」では、年間8%のGDP成長率を実現することを最重要目標として掲げているが、これによると、インド政府は、電子商取引に関し、今後、情報通信インフラの増強や法的枠組みの確立、ITセキュリティに関する技術開発と実施により、更なる電子商取引の普及に取り組む必要があるとしている。

2005年9月、通信情報技術省（Ministry of Communications & Information Technology）の情報技術部（Department of Information Technology）は、「IT Act 2000の改正に関する専門家委員会報告書（Report of the Expert Committee on Amendments to IT Act 2000）」を発表した¹⁰⁴。これは、データ保護指令が定められているEU諸国やデータ保護について厳しい米国の企業からインド企業が受託するオフショア・アウトソーシングのビジネスを拡大させるためには、インドでもデータ保護に関する法制度の整備が必要という問題意識のもとで検討されてきたものである。一時はデータ保護のために独立した法律を制定するという動きもあったが、結局はIT Act 2000や関連法律を改正することで対応することになった。この報告書では、データ保護の実効性を高めるために、センシティブな個人情報の適切な取扱いに関する条項を追加すること、コンピュータ犯罪やデータ漏えいに関する罰則を厳しくすることなどについて、具体的な提案が示されている。

インド情報通信規制局（Telecom regulatory Authority of India）は、2005年10月「インド農村部における通信サービスの発達に関する提案（Recommendations on Growth of Telecom services in rural India）」¹⁰⁵を発表した。このレポートによれば、インドのテレ・デンシティ（人口百人あたりの電話回線の数）は、都市部では1998年から2004年の間に5.8から21.3へと高まったが、農村部では同期間に0.4から1.7へと改善されたにすぎず、2005年時点でも2.0以下であり、都市部と農村部の通信環境の格差が拡大している。電子商取引を拡大するためにも通信環境の整備は不可欠の前提条件であり、このレポートでは、通信インフラの共同使用、基幹インフラの整備、地方の移動体通信業者に対する無線使用料の割引、VSAT（超小型衛星通信地球局）の活用、といった提言が行なわれている。

(2) 2006年の主な動き

<デジタルデバイド解消のための基盤作りを開始>

上述のようなデジタルデバイド是正を目指すインド政府は2006年9月、農村部などを対象に、インターネットを利用できるコンピュータ・サービスセンターを10万ヶ所設置すると発表した¹⁰⁶。

¹⁰⁴ <http://www.mit.gov.in/itact2000/index.asp>；専門家委員会には、欧米企業からアウトソーシング・ビジネスを受注している企業の団体であるインド・ソフトウェア・サービス協会（National Association of Software and Service Companies：NASSCOM）の会長もメンバーとして参加した。

¹⁰⁵ <http://www.trai.gov.in/recom3oct05.pdf>

¹⁰⁶ "Cabinet Approves Common Service Centres (CSCs)," <http://www.mit.gov.in/csc/MediaBrief.asp>

サービスセンターでは、すべての政府関連サービスがインターネット経由で利用できる。この計画は、2006年5月に承認された電子政府プロジェクト「National e-Governance Plan (NeGP)」の一環として展開されるが、同プロジェクトを通じてデジタルデバイドを是正することにより、将来的には農村部におけるデジタルサービスの普及や経済成長の機会提供などを目的としている。サービスセンターは2008年3月までに設置される予定である。

2.3.7 オーストラリア

主な法的枠組み、法律・法案	1998年12月	「情報経済のための戦略的枠組み：優先すべき行動の特定」発表
	1998年12月	「認証局標準認定」発行
	1999年8月	「1999年連邦電子取引法」施行
	2000年4月	「2000年の統一電子取引法案」可決、電子的契約が合法化
	2000年5月	「オーストラリア電子商取引ベスト・プラクティス・モデル」発表
	2000年1月	オンラインコンテンツ検閲法案「1999年放送サービス改正法案」施行
	2001年1月	「オーストラリア能力開発 (Backing Australia's Ability)」計画開始
	2001年3月	「著作権改正 (デジタル・アジェンダ) 法」施行
	2001年4月	税制改正。情報技術産業に関する条項追加
	2001年12月	「プライバシーに関する改正法」施行。同法に基づき「全豪プライバシーの原則」制定
	2002年2月	「将来の情報通信技術の枠組み」発表
	2004年3月	「国家ブロードバンド戦略」発表
	2004年4月	「2003年スパム法」施行
	2004年7月	「オーストラリアにおける情報経済に向けた戦略的枠組み 2004～2006年」発表
	2005年	ITOL (Information Technology Online) で9つのプロジェクトを支援
	2005年8月	「コネクト・オーストラリア (Connect Australia)」プロジェクトを発表
	2005年9月	スパイウェア対策ガイドライン発表
	2006年8月	情報通信技術 (ICT) の顧問委員会 (Advisory Board) を強化
	2006年9月	「コネクト・オーストラリア (Connect Australia)」フェーズ II 開始

(1) 概要

オーストラリアにおける情報化政策で重要になるのが、まず、1998年12月に発表された「情報経済のための戦略的枠組み：優先すべき行動の特定 (A Strategic Framework for the Information Economy: Identifying Priorities for Action)」である。この中で設定された情報化の目標は順調に達成されたという認識のもとで、オーストラリア通信・情報技術・芸術省 (Department of Communications, Information Technology, and the Arts) は、2004年7月、2004年度から2006年度までの新たな政策枠組みとして、「オーストラリアにおける情報経済に向けた戦略的枠組み 2004～2006年 (Australia's Strategic Framework for the Information Economy 2004-2006)」を発表した。この枠組みでは、政府やコミュニティ、社会、ビジネス、対象分野、地理、国家に焦点を当てながら、「世界の情報経済に参加できる能力、ネットワーク、ツールを持

つ」「情報インフラのセキュリティ及び相互運用性を確保し、デジタルサービスにおける信頼性を確保する」「生産性向上と産業変革のためのプラットフォームとなる革新的なシステムを開発する」「情報・知識・ICTの効率的な活用によって公共部門の生産性、協調性、アクセシビリティを向上する」という4つの優先課題を特定している。

電子商取引関連の法整備は、1998年の「情報経済のための戦略的枠組み：優先すべき行動の特定」に基づいて制定された「1999年連邦電子取引法（Commonwealth's Electronic Transactions Act 1999）」にはじまり、その後比較的短期間で着々と進められてきた。2000年4月、電子的な契約を合法化する「2000年統一電子取引法案」が可決された。さらに2001年には3月に著作権法、4月に税法、12月にはプライバシーに関する法律がインターネット環境に対応する形で改正されている。

さらにオーストラリアでは2004年に「2003年スパム法」が施行したが、2005年には韓国や日本などのアジア太平洋諸国との間で反スパムに関する覚書（MOU）を締結する¹⁰⁷などの活動を行なっている。また、2005年9月にはスパイウェア対策ガイドライン¹⁰⁸の発表といった消費者保護活動も行なわれている。

またオーストラリア政府は、こうした直接的な法律制定以外にも、世界レベルの安全な電子商取引のための環境作りを目的として様々なガイドラインを策定している。1998年に、認証局の公式標準を定めた「認証局標準認定（Accreditation Criteria for Certification Authorities）」を発表したほか、2000年5月には、企業や団体を対象とした電子商取引の利用ガイドラインとして「オーストラリア電子商取引ベスト・プラクティス・モデル（Australian E-commerce Best Practice Model：BPM）」を発表した。

ICTの利活用については、2001年度から始まった5年計画である「オーストラリア能力開発プログラム（Backing Australia's Ability：BAA）」が重要な位置を占めている。これは、教育、科学分野を通じて革新的なアイデアに基づく研究能力を支援するプログラムで、必ずしもICTや電子商取引に限定されたものではないが、主に中小企業のB2B電子商取引に関するeビジネス関連のプロジェクトを支援する「Information Tecnonology Onilne（ITOL）」プログラムも、開始は1996年であるが現在はBAAの一部となっている。

(2) 2006年の主な動き

< ITOLで約196.5万豪ドルの補助金 >

2006年5月、第14回を迎える「ITOL」のビジネス支援プロジェクトの資金援助対象事業が発表され、12件のEビジネスに対し、総額196.5万豪ドルが補助金として支払われる事となった¹⁰⁹。なお、前年の2005年には5月に4つのプロジェクトに対して総額68万3,000豪ドルが、また8月には5つのプロジェクトに対して総額82万豪ドルが、補助金として支払われている。

¹⁰⁷ http://www.minister.dcita.gov.au/media/media_releases/asia-pacific_cooperation_on_spam

¹⁰⁸ http://www.dcita.gov.au/ie/publications/2005/september/taking_care_of_spyware

¹⁰⁹ "\$1.965 million for twelve new e-business projects,"

[http://www.minister.dcita.gov.au/media/media_releases/\\$1.965_million_for_twelve_new_e-business_projects](http://www.minister.dcita.gov.au/media/media_releases/$1.965_million_for_twelve_new_e-business_projects)

< 政府の情報通信技術顧問委員会を強化 >

2006年8月、オーストラリア通信・情報技術・芸術省は、情報通信技術（ICT）の顧問委員会（Advisory Board）を強化すると発表した¹¹⁰。現在業績の良い企業から多くのメンバーを迎えることで、情報通信技術利用者のニーズを関連政策により反映させることが目的である。新たな顧問委員会は、豪州マイクロソフト社常務取締役のヴァモス氏（Mr Steve Vamos, Managing Director of Microsoft Australia）を委員長に迎え、情報通信技術セクターや関連業界団体、及び関連分野研究者など合計15名で構成される。

< 地方都市や農村部へのブロードバンド普及支援プロジェクトが開始 >

オーストラリア政府は2005年8月より「コネクト・オーストラリア（Connect Australia）」の名称で、地方都市や農村部へのブロードバンド普及に補助金（合計11億豪ドルを予定）を支給するプロジェクトを開始している。プロジェクトの第一弾（フェーズⅠ）では、ブロードバンドの敷設が遅れている地域や顧客にブロードバンドサービスを提供したインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）に対し、新規顧客毎に補助金が支給された。この補助金は、2006年内で終了する。2006年9月からは、第二段（フェーズⅡ）として、より大規模なインフラ敷設プロジェクトを対象にした補助金の支給が開始する¹¹¹。

¹¹⁰ "ICT Advisory Board strengthened to boost Australia's ICT sector,"
http://www.minister.dcita.gov.au/media/media_releases/ict_advisory_board_strengthened_to_boost_australias_ict_sector

¹¹¹ "\$600 million Broadband Connect program launched,"
[http://www.minister.dcita.gov.au/media/media_releases/\\$600_million_broadband_connect_program_launched](http://www.minister.dcita.gov.au/media/media_releases/$600_million_broadband_connect_program_launched)

2.3.8 日本

主な法的枠組み、法律・法案	2000年7月	情報通信技術戦略本部を内閣に設置 / IT 戦略会議を設置
	2000年2月	「不正アクセス行為禁止等に関する法律」施行
	2000年10月	「商業登記法の一部を改正する法律」施行
	2001年1月	「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」施行
	2001年4月	「電子署名及び認証業務に関する法律」施行
	2001年4月	「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」施行
	2001年12月	「不正競争防止法の一部を改正する法律」施行
	2001年12月	「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」施行
	2002年4月	「短期社債等の振替に関する法律」施行
	2002年5月	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行
	2003年7月	「e-Japan 戦略 II」発表
	2003年10月	「情報セキュリティ総合戦略」発表
	2004年2月	「e-Japan 戦略 II 加速化パッケージ」発表
	2004年5月	総務省「u-Japan 構想」発表
	2004年6月	「e-Japan 戦略重点計画-2004」発表
	2004年6月	「電子商取引等に関する準則改訂版」発表
	2005年5月	「IT 政策パッケージ-2005」発表
2005年12月	IT 戦略本部評価専門調査会が報告書を発表	
2006年1月	「IT 新改革戦略」発表	
2006年7月	「重点計画-2006」発表	

(1) 概要

日本政府の情報化政策は2000年11月に成立した「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）」により本格化している。IT 基本法は、日本を世界有数の IT 国家となることを目標として高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針を提示すると共に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）の設置や国や地方公共団体の負うべき責務、今後のロードマップなどを定めている。2001年1月には、IT 戦略本部主導の下で「2005年までに世界最先端の IT 国家となること」を主要目標とした「e-Japan 戦略」が取りまとめられ、この中で、2005年までに超高速インターネットの利用可能1,000万世帯、高速インターネットを3,000万世帯で利用可能とすることなどが具体的なゴールとして設定された。その後 IT 戦略本部は、ネットワーク環境の整備などにおいて一定の成果を挙げたこと受け、2003年7月に IT インフラの整備よりも IT の利活用促進に重点を置いた新たな IT 国家戦略として「e-Japan 戦略 II」を発表し、この中で「元気・安心・感動・便利」社会の実現を目標とした医療、食、生活、中小企業金融、知、就業・労働、行政サービス等の7分野における IT 活用の先端的な取り組みを策定した。さらに、2004年6月には「e-Japan 重点計画-2004」が発表され、「e-Japan 戦略 II」のアクションプランを明確にした。

また電子商取引関連の制度についても、e-Japan 戦略と平行して整備されてきた。まず2000年2月に「不正アクセス行為禁止等に関する法律」が施行されたのをはじめとして、2000年10月に商業登記の電子認証制度を設置を定めた「商業登記法の一部を改正する法律」が施行されたほか、

2001年4月には電子署名の法的効力を規定する「電子署名及び認証業務に関する法律」と「書面による交付・通知義務」等の規制を緩和する「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（IT書面一括法）」が施行された。また2001年12月には、ドメインネームの不正使用を規制する「不正競争防止法の一部を改正する法律」と入力ミスやクリックミスによる誤契約から消費者を保護する「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」が施行された。2002年5月には、プライバシーや著作権侵害に対するプロバイダの責任範囲を規定する「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が成立した。また、上述した「e-Japan 重点計画-2004」では重点5分野の3番目として「電子商取引等の促進」が取り上げられ、電子署名制度の円滑な実施、公開鍵基盤（PKI）の整備、電子タグの活用、アジア地域における ebXML の普及など、広範な領域にわたって具体的な取り組みが、法務省や総務省、経済産業省などを中心に所轄官庁を明確に定めた上で、定められた。

IT戦略本部は、2005年2月に、「IT政策パッケージ-2005 世界最先端のIT国家の実現に向けて」を公表した。これは、2005年が、2001年の「e-Japan 戦略」で「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」と宣言した最後の年になることから、利用者の視点でラストスパートをかけるとともに、引き続き世界最先端であり続けるための取り組みを行なっていくことを目的に策定されたものである。この政策パッケージの中では、国民の生活に身近な分野での取り組みを強化するとして、行政サービス、医療、教育・人材、生活、電子商取引、情報セキュリティ・個人情報保護、国際政策、研究開発という8つの分野を主に取り上げている。電子商取引に関しては、「事業活動においてITの利用を阻害する残された課題への取組」と「ITの利用・活用による中小企業の活性化」が大きな項目として挙げられている。前者については、2005年度末までに、総会議決権行使等を電子的方法で可能にすること、銀行の決算公告・信託業務に係る公告及び保険会社が行なう公告を電子的方法でも可能とすることが定められた。また、後者については、まず、異なった分野の経営資源を有する中小企業同士がIT等を活用し、強みを相互補完しながら高付加価値の製品等を創出する新たな連携を推進するため、中小企業新事業活動促進法（4月成立）の認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に参加する中小企業に対して支援を行なうこととなった。さらに、各地域に新連携支援地域戦略会議を設置し、支援体制を整備した。また、IT利用・活用の促進によって中小企業の経営革新を進めるため、「IT経営応援隊」による普及啓発等を実施し、中小企業において必要となるCIO機能の明確化及びその育成に必要な教育プログラムを整備した。さらに、中小企業の資金調達環境の整備として、電子的手段による債権譲渡の推進によって中小企業等の資金調達環境を整備するため、電子債権法（仮称）の制定に向けた検討を進めた。

上述したように2005年は「e-Japan 戦略」が目標と定めた年にあたるため、戦略の成果を評価する組織である評価専門調査会の報告書が年末に発表された。この報告書では、「e-Japan 戦略」で定められた重点5分野、すなわち、インフラ、電子商取引、電子政府・電子自治体、教育・人材、情報セキュリティごとに評価が行なわれているが、そのうち電子商取引については、「我が国の電子商取引市場は米国に次ぐ世界第2位の規模に発展」したとして、一定の評価を与えている。課題としては、異なる業界間や中小企業間でのIT利活用促進や利用者視点を重視したサービス提

供、法制度・ルール整備について検討する必要がある、紙や印鑑を用いた商取引の見直し、利用者視点を強く意識したビジネスモデルの構築を推進することが今後求められるとした。重点5分野のうち、電子政府・電子自治体と教育・人材については、他の分野よりも残された課題が多いとされたが、これらの分野も電子商取引と無関係ではない。電子商取引の一部に B2G（企業 - 政府間）という領域があるように、政府調達電子化は電子商取引の普及にとって大きな意味を持つ。また、税務申告など諸手続きの電子化も企業にとって電子商取引を進めるインセンティブとなるであろう。教育・人材についても、評価の中では企業が求める人材と大学等の教育機関で教えられる知識とのギャップが問題視されたが、電子商取引についてもこの問題はあてはまる。報告書の中の提言にもあるように、専門職大学院の充実やインターンシップ制度拡大、産業界からの講師派遣などは、エンジニアだけでなく、電子商取引に関わる人材を育成するためにも有効な政策であると言える。

(2) 2006 年の主な動き

< 「IT 新改革戦略」の発表 >

2005 年で「e-Japan 戦略」が終了したことから、日本政府 IT 戦略本部は 2006 年 1 月、新たな IT 戦略「IT 新改革戦略」を発表した¹¹²。同戦略は、「いつでも、どこでも、だれでも、IT の恩恵を実感できる社会の実現」を目指し、将来的な自立的 IT 社会の実現に向けた IT 構造改革力を追求したものとなっている。具体的には、ネットワークインフラの整備により IT 化を妨げる社会的制約を排除し、子供たちや技術へ投資していくことを定めている。このような概観をふまえ、「IT 新改革戦略」の 3 つの重点を挙げている。

- 重点 : IT によって日本社会が抱える問題（医療、環境、災害、事故、電子行政、企業競争力、豊かな生活など）を解決する
- 重点 : コピキタスネットワーク社会への基盤整備
- 重点 : IT 構造改革における日本のプレゼンスを向上し、国際貢献へつなげる

更に同年 7 月に、上記「IT 新改革戦略」の実行に向けたより具体的なアクションプランを含む「重点計画-2006」¹¹³も発表した。

¹¹² <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119gaiyou.pdf>
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>

¹¹³ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060726gaiyou.pdf>
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060726honbun.pdf>

2.4 ヨーロッパ

2.4.1 欧州連合 (EU)

主な法的枠組み、法律・法案など	1995年10月	「個人データ処理に係わる個人の保護及び当該データの自由な移動に関するEU指令」発表
	1997年6月	「情報とコミュニケーション・サービス法」
	1997年12月	「個人情報処理及び電気通信セクターにおけるプライバシー保護に関するEU指令」発表
	1998年10月	「セクターにおけるプライバシー保護に関するEU指令」発表
	1999年12月	「電子署名の共通枠組みに関するEU指令」発表
	1999年12月	「eEurope-An Information Society for All」発表
	2000年3月	「eEurope 2002」発表
	2000年5月	「eEurope+」発表
	2000年6月	「電子商取引に関するEU指令」発表
	2001年5月	「著作権指令 (Copyright Directive)」発表
	2002年1月	「反スパム法」発表
	2002年6月	「eEurope 2005」発表
	2003年7月	域外インターネット販売におけるVAT課税開始
	2005年6月	「i2010：欧州情報社会2010」発表
	2006年	デジタルデバイド是正を目的として、ブロードバンド普及を推奨
	2006年10月	WHO (World Health Organization) と共同で「World Health IT」を開催

(1) 概要

欧州連合 (European Union : EU) における IT 推進政策は、1999年12月に欧州委員会が発表した「eEurope - An Information Society for All」から始まっている。この構想が目指す目標は、あらゆる市民・家庭・学校、企業、政府機関をオンラインで結び、デジタル時代へ導く、新しいアイデアに資金を供給、発展させるような進取の気性に富んだ文化を創造し、ヨーロッパにおけるデジタル・リテラシーを向上させる、情報化に向けた取り組みが社会全体に組み込まれ、消費者の信頼を構築し、社会の結束を強化するの3つであった。この構想は、2000年3月に発表された行動計画「eEurope 2002」に引き継がれた。この計画では、EU諸国が情報化の面で米国より立ち遅れていることの危機感から策定されたもので、今後10年以内にヨーロッパを知識と新技術に基盤を置いた世界最高の競争力をもつ社会にするという目標を掲げた。また2ヵ月後の2000年5月には、バルト3国や東欧諸国など、EUに加入する予定の加盟候補国(当時)がEU加盟国との情報格差を解消し、効果的なEU統合を目指す「eEurope+」を発表した。

さらにEUは、「eEurope 2002」や「eEurope+」に続くEU情報化計画として、「eEurope 2005」計画を2002年6月に発表し、2003年1月から同行動計画の実施に動き出した。「eEurope 2002」がインターネットの普及を主眼としていたのに対して、「eEurope 2005」ではインターネットの経済活動における活用と、それによる新規市場の創出、コスト削減及び生産性の向上に重点を置き、2005年までに実現すべき主要な課題として、電子政府、eラーニング、eヘルスオンライン、eビジネス、ブロードバンド普及、セキュリティ・インフラの整備を挙げている。その後、2004年11月には、eEurope2005終了後の新しい指針「Challenge for the European Information Society

beyond 2005」を公表した。この指針では、すべての市民が適切な価格で IT にアクセスできるようにすること、公共サービスに ICT を活用すること、ネットワークなどの相互接続運用性を確保すること、情報セキュリティの向上など信頼性の向上をはかること、ビジネスへの ICT 活用をさらに進めること、が課題として挙げられている。

電子商取引については、EU ではインターネットの普及が始まった 1990 年代後半から法制度の検討・整備が始まっている。まず電子署名に関しては、1997 年 6 月の「情報とコミュニケーション・サービス法 (Information and Communication Services Act of 1997)」によって電子署名及び認証局に関する事項が明示され、1998 年 10 月に「データ保護法 (Data Protection Law)」が採択された。また 1999 年 12 月に採択された「電子署名の共通枠組みに関する EU 指令 (EU Directive on Community Framework for Electronic Signatures)」では、電子署名と手書き署名を同等と認めることや、電子署名の使用対象を商品に加えてサービスにも提供するなど定めており、EU 加盟国は、この指令に合わせて 2001 年 7 月までに関係法令を整備するよう義務づけられた。

2000 年 6 月に公布された「電子商取引指令 (Certain Legal Aspects of Information Society Services, in particular Electronic Commerce in the Internal Market : Directive on electronic commerce)」も重要な施策であった。これは「サービスの移動の自由及び創設の自由」という EU 単一市場の原則に基づき、情報社会サービスが EU 全域で提供されることを目的としたもので、主として、「情報社会サービス」提供事業者の本拠地、事業者の透明性確保義務、商業通信の透明性、電子的契約の締結とその有効性、インターネット接続事業者の責任要件について規定しており、EU 各加盟国に対して 2002 年 1 月 17 日までに同法への移行措置をとるよう定めた。

電子商取引の税務についても検討が行なわれており、2002 年 5 月、「2003 年 7 月以降、EU 圏外の企業がインターネットを介して電子的な製品・サービスを販売する際に付加価値税 (Value Added Tax : VAT) を課す」ことに合意し、2003 年 7 月から課税が開始された。EU では、これまで VAT 課税義務は、EU 圏内を拠点とする企業が EU 圏内の消費者に対して販売を行なう場合に限定されていたが、2003 年 7 月 1 日以降は EU 圏外に拠点を持つ企業が EU 圏内の消費者にインターネットを介した電子的な製品・サービスの販売を行なう場合にも VAT 課税が義務付けられることになった。

またオンライン上のプライバシーに関しては、1995 年 10 月に採択された「個人データ処理に係わる個人の保護及び当該データの自由な移動に関する EU 指令 (EU Directive on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data)」において十分なレベルの個人情報保護を行っていない EU 域外の第三国に対して EU 域内の個人情報の移転を禁ずることを定めており、同指令は 1998 年 10 月に発効した。その他、1997 年 12 月に「個人情報処理及び電気通信セクターにおけるプライバシー保護に関する指令 (Directive on the processing of personal data and the protection of privacy in the telecommunications sector)」も、1998 年 10 月には「セクターにおけるプライバシー保護に関する EU 指令 (EU Directive on Privacy Protection Telecommunication Sector)」が採択された。

さらに 2002 年には、「反スパム指令 (EU Directive on privacy and electronic communications)」が採択されており、同指令では 2003 年 10 月 31 日までに EU 域内でのスパム送信を禁止するとともに、ユーザの PC へのクッキーのインストールに一定のルールが定められた。しかし、期限まで

に準備を済ませたのは6ヶ国にすぎず、指令に従っていない加盟国への対応を現在も続けている。

デジタルコンテンツの取引に不可欠な著作権問題については、2001年から4年計画で進められてきた「eContent」の後継プロジェクトとして、2004年2月に、言語や地理的条件、メディアフォーマットなどに制限されることなく、EU全域で楽しめるデジタルコンテンツの普及を目指すプロジェクト「eContentplus」を発表した。「eContentplus」は、2005年から2008年までの4年間で1億6,300万ユーロが投入される予定で、国や言語、プラットフォームの違いを超えて、同じデジタルコンテンツを楽しめる環境の整備が進められている。同プロジェクトの促進により、ブロードバンドの利用が伸びるほか、経済的な効果も期待されている。また、2004年3月、EU加盟国が25ヶ国に拡大することを受けて、著作権と知的所有権に関わる法律の内容をEU全体で統一することを狙った違法コピー防止指令が可決された。同指令は、同法案には、ISPの記録を求める召喚状請求を許可する法執行機関の権限強化に加え、法廷での評決後に製品偽造者の資産を凍結させる権限など、厳しい民事罰則が含まれている。

欧州委員会は2005年6月1日、「i2010：欧州情報社会2010」と題するイニシアチブを採択した。EUの情報社会政策は2005年末までを対象としたeEurope2005行動計画の下で進められてきたが、今後はこの「i2010：欧州情報社会2010」に引き継がれることとなる。i2010は、欧州情報社会・メディア政策の重点分野として「単一欧州情報空間」、「イノベーションと研究投資」参画、よりよい公共サービスと生活の質」の3つを掲げている。中でも、単一欧州情報空間では、デジタルコンバージェンスへの対応として、手始めに以下の4つの点に取り組みなければならないとしている。第1が速度である。高精細ビデオのようなリッチコンテンツを配信するため、ブロードバンドをより高速にする。第2はリッチコンテンツ、新しいサービスやオンラインコンテンツを促進するため、法的・経済的な確実性を増大させる。第3は、相互運用性、インタラクティブなデバイス・プラットフォームと、可搬性あるサービスを促進させる。そして第4がセキュリティであり、投資家及び消費者の信頼を高めるため、詐欺、有害コンテンツ、技術的障害に対してインターネットをより安全にすることであるとした¹¹⁴。

さらに、欧州議会と欧州委員会は2005年5月にThe Safer Internet plusプログラム(2005-2008)を策定した。同プログラムは、2002年に策定したSafer Internet Action Plan(2002-2005)の後継プログラムとして、違法あるいは有害なコンテンツへの対策を講じるとともにインターネットの利用を安全なものにすることによって、インターネット関連ビジネスの発展を促す基盤を作ることを目的としている。予算は、2005年から2008年までの4年間で4,500万ユーロの計画となっている。このプログラムは大きく4つに分けられる。

¹¹⁴ 具体的目標として挙げられている政策としては、情報社会とメディアサービスを管轄する現行及びアキ・コミュニテールの早急かつ効率的なインプリメントの促進、欧州コンテンツの創造と流通の継続的支援、セキュアな欧州情報社会のための計画の策定とインプリメント、デジタル著作権管理(Digital Rights Management: DRM)をはじめとする相互運用性に係る計画の促進、アクセシビリティとブロードバンドカバレッジに関する政策ガイドラインの発行、e参画に関する欧州イニシアチブの提案、電子政府と電子化された公共サービスの戦略的方向性に関する行動計画の採択、公共サービスを電子化するための技術的、法的、組織的解決策を実地レベルで試験するためのプロジェクトの開始。

違法コンテンツの取り締まり：すでに 2002 年に開始された同プログラムにおいて違法、あるいは有害なコンテンツを発見した場合に通報するための「ホットライン」を整備しているが、これを強化拡大する。

不要あるいは有害コンテンツに対する対策：受け取りたくないスパムを自動的に排除できるようなフィルタリング技術や有害情報へのアクセスを制御する技術の開発への資金的援助が含まれる。また、フィルタリング技術の有効性の評価や成功事例に関する情報交換、プライバシーを守るための技術の利用促進なども含まれる。

より安全な環境の整備：不必要あるいは有害・違法コンテンツに対する対策は、第一に各国が自主的に対策のための仕組みを活用することにあるが、こうした取り組みを改善するために、2004 に設置した Safer Internet Forum を情報交換の場として活用する。

普及啓発活動：消費者保護、情報保護、情報セキュリティ（コンピュータ・ウィルスやスパムなど）にも配慮しつつ、違法なコンテンツ、不必要あるいは有害なコンテンツに対する対策が必要であることを啓発していく。

(2) 2006 年の主な動き

< 電子商取引の周辺環境整備 >

上述のように、これまで欧州は 2005 年に採択された「i2010：欧州情報社会 2010」など、電子商取引環境を整えてきており、その努力を継続している。そうした中、2006 年の動きとして、欧州委員会では「電子商取引」そのものだけでなく、ブロードバンド普及や eHealth の推進といった、周辺環境の整備への注力も強めている。例えば、デジタルデバイド是正を目的としたブロードバンド普及を、ウェールズ地方（大英帝国）¹¹⁵、アイルランド¹¹⁶、スペイン¹¹⁷ に対し推奨している。2006 年 10 月には、世界保健機構（World Health Organization：WHO）と共同で「World Health IT」¹¹⁸ を開催し、欧州、アフリカ、中東地域における、e-Health 政策と実際の運営状況との乖離を埋める活動を行っている。また、2006 年 10 月には、e 調達との連携を強めることによってさらなる調達の効率化が図れると期待されている RFID の利用促進を目指し、欧州圏内における利用やプライバシー保護技術の開発を奨励することを目指す会議も開催された。

¹¹⁵

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/214&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

¹¹⁶

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/284&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

¹¹⁷

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/06/91&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

¹¹⁸ <http://www.worldofhealthit.org/>

2.4.2 イギリス

主な法的枠組み、法律・法案など	1994年11月	「未来のスーパーハイウェイ構築：イギリスにおけるブロードバンド通信の開発に向けて」発表
	1996年2月	包括的なIT施策「情報化社会イニシアティブ」発表
	1996年12月	貿易産業省「国民すべてのためのIT」4カ年計画を開始
	1998年5月	「情報化時代：政府のビジョン」を発表
	1999年9月	電子商取引に関する報告書「e-commerce@its.best.uk」発表
	1999年9月	e-Envoy局新設
	2000年3月	「1999年の電気通信[データ保護・プライバシー]規制」施行
	2000年7月	「2000年の電気商取引法」施行
	2000年9月	「UKオンライン」発表
	2002年3月	「2002年電子署名規制」施行
	2002年10月	「2002年電子商取引規制」施行
	2003年12月	「UKOnline Annual Report 2003」発表
	2003年12月	Digital Inclusion Panel 設置
	2004年3月	新ポータルサイト「DirectGov」立ち上げ
	2004年4月	e-Envoy局を廃止し、e-Government Unit (eGU) を設置
2006年	e-Government Unit (eGU) の縮小	

(1) 概要

製造拠点の相次ぐ海外移転による国内産業の空洞化に苦しんでいたイギリスは、インターネットや電子商取引といったIT技術を最大活用することで国内経済を強化しようと、1990年代後半から積極的なIT普及政策を推進してきた。1999年、トニー・ブレア首相は、英国内でのインターネット普及を目的として、電子商取引関連の政策を担当するe-Minister(電子大臣)を任命し、その指揮の下で内閣府内にe-Envoy局(envoyは「特使」という意味)を新設した。2000年9月に、e-Envoy局が包括的な国家IT戦略として発表した「UK Online」では、2005年までにインターネット利用を望む全ての人にインターネット接続を可能とすること、英国を電子商取引にとって最適の場所とすること、行政サービスを電子的に提供すること、といった3点が宣言されている。

イギリスにおける電子商取引関連の法整備は、1990年代末から始まった。まず、欧州委員会の「1997年のEU電気通信データ保護指令」に基づいて、1999年に「電気通信[データ保護・プライバシー]規制(Telecommunications(Data Protection and Privacy)Regulations 1999)」が成立し、2000年3月に施行された。次に、2000年7月に電子署名の法的拘束力を認める「2000年電気通信法(Electronic Communications Act 2000)」が成立し、2002年3月には欧州委員会の指令の下、電子署名に関して「2002年電子署名規制(The Electronic Signature Regulations 2002)」が定められた。そして2002年10月には、EUメンバー間での電子商取引に関連する規則を定めた「2002年電子商取引規制(The Electronic Commerce Regulations 2002)」が施行された。

イギリス政府は2004年4月、イギリスにおける電子商取引は十分活発になり、e-Envoy局が総合的に電子商取引の振興を行なうという段階を終え、後はそれぞれの省庁が担当する政策を進めればよいと判断し、代わりに電子政府局(eGovernment Unit:eGU)を新設した。eGUの役割は、

e-Envoy 局とは異なり、中央政府、地方政府を含めた公共セクターにおける IT 利用を促進することにある。同局は 2005 年 1 月、電子政府構築に関する戦略的ガイダンスを発表した。このガイダンスは、郵便や電話、窓口でのサービスといった従来の行政サービスを、どのようにすれば、スムーズにインターネットを利用したサービスに移行できるかについて、解説したもので、行政機関における市民に対するマーケティング戦略の手引きというべきものである。このガイダンスによれば、その行政サービスが対象とする利用者のニーズを見きわめるためには、そのサービスの利用状況をきちんと把握することが重要であるとしている。

(2) 2006 年の主な動き

< eGU が縮小方向 >

2004 年に創設された eGU であるが、その成果が芳しくないため、規模の縮小を余儀なくされている。インターネット事業の成果を測定する米キーノート・システムズ社 (Keynote Systems) が 2006 年 7 月に発表した調査では¹¹⁹、調査対象となった英国政府の 38 ウェブサイトのパフォーマンスは「省庁によって対応のレスポンス・タイムがまちまちであり、統一されていない」と指摘され、政府全体が参加するインターネット・プロジェクトにおける横のつながりの重要性を疑問視されることになった。また、同調査において、電子政府の旗振り役である eGU が 36 位にランキングされるという結果も出ている。このように、プロジェクトの成果が挙がらない eGU は、過去に最大で 200 名の職員を抱えていたものの、2006 年 8 月時点では 100 名規模にまで縮小されている。更に、英国政府 CIO のサフォーク氏 (John Suffolk) は、今後は 75 名体制へと更に縮小する意向を示している。同氏は、人員を削減することで、eGU 予算から削減された人件費の一部を、省庁間の統一された電子メールシステム等の開発に充てたいとしている¹²⁰。

2.4.3 ドイツ

主な法的枠組み、法律・法案	1996 年 2 月	「Info-2000：ドイツ情報化への道」発表
	1997 年 8 月	「マルチメディア法：情報通信サービスの基本条件の規制に関する法律 (マルチメディア法)」により「テレサービス法」「テレサービス・データ法」「デジタル署名法」の 3 項目を規定
	1999 年 9 月	「21 世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」(2005 年までの 5 カ年計画) 発表
	1999 年 12 月	連邦経済技術省が「情報化社会」フォーラムを発足
	2000 年 9 月	「Internet for All」を発表
	2001 年 5 月	電子政府構想「Bund Online 2005」の骨子を発表
	2001 年 5 月	「電子署名に関する概況法」施行
	2002 年 2 月	「IT リサーチ 2006」発表
	2003 年 6 月	「Deutschland-Online」発表
	2003 年 12 月	「情報社会ドイツ 2006」発表
	2006 年 3 月	「情報社会ドイツ 2010 (iD2010)」発表
	2006 年	e-Government Unit (eGU) の縮小

¹¹⁹ "UK government websites embarrassed by performance," July 4, 2006, vnunet.com

¹²⁰ "Can one man make a difference?," August 1, 2006, Computer Weekly

(1) 概要

ドイツ政府における IT 推進政策は、1999 年 9 月に発表された「21 世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用 (Innovation und Arbeitsplätze in der Informations-gesellschaft des 21. Jahrhunderts)」という包括的な国家 IT 戦略を基にしており、同戦略では、知識情報化社会の建設と電子商取引発展を目標として、2005 年までに IT インフラの整備や教育プログラムの改定をはじめとする 7 つの重要部門に重点的に投資や研究を行なっていくことが定められている。その後、ドイツ政府は 2000 年 9 月に「すべての人のインターネットを (Internet for All)」を発表した。これはインターネットを女性や高齢者を含むすべての人に普及させるため、政府、経営者団体、労働組合、その他団体が連携して普及活動に取り組もうというものであった。これを受けて、2005 年までに入札システムや税申告サービスなどの 1,200 もの行政サービスをオンライン化することを目標として掲げた「Bund Online 2005」という電子政府構想が発表された。この構想の実現のために 2001 年 12 月には 2002 年から 2005 年までの実行計画「Implementation plan for "Bund Online 2005" eGovernment Initiative」があり、この実行計画によれば、2005 年までに 376 の行政サービスをインターネットで利用できるようにすると定められている。

また、ドイツ政府は 2003 年 12 月、「情報社会ドイツ 2006 (Information Society Germany 2006)」と題したドイツ国内の情報化に関する報告書¹²¹を発表、「21 世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」プランに従ってドイツ国内の情報化が着実に進んでいると報告した。

電子商取引については、1997 年 8 月に成立した「マルチメディア法：情報通信サービスの基本条件の規制に関する包括的な法律 (Gesetz zur Regelung der Rahmenbedingungen für Informations- und Kommunikationsdienste)」(通称「マルチメディア法」)が基礎となっており、同法のもと、電気通信サービスの利用に関する「テレサービス法」、電気通信サービスにおける個人情報保護に関する「テレサービス・データ法」及びデジタル署名に関する「デジタル署名法」が定められた。2001 年 5 月には、欧州委員会で 1999 年 12 月に採択された「電子署名の共通枠組みに関する EU 指令」に従って、「電子署名に関する概況法 (Act on Outline Conditions for Electronic Signatures)」と題した新たな電子署名法が施行され、デジタル署名法に安全性を確保するためのインフラに関する条項が加えられた。さらに同年 12 月には上述の EU による 2000 年の電子商取引指令に従い、「テレサービス法」及び「テレサービス・データ法」を改正した「電子商取引法 (Act on Electronic Commerce)」が成立している¹²²。

このほか、ドイツは、EU メンバーとして「個人データの自動処理に関する個人の保護のための協定」や「人権と基本的自由を保護するためのヨーロッパ協定」といった EU 指令にも調印・批准しているほか、インターネット上のプライバシー問題に関して、OECD の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」を採用している。

また、ドイツでもスパム対策に関する検討が行なわれてきており、連邦経済技術省は、2005 年 1 月にスパムに関するレポートを発表し、スパムの定義やインターネット利用者のスパム対策のための自衛策などについて説明している。現在はドイツではスパムは不正競争法による取り締ま

¹²¹ <http://www.bmwa.bund.de/Redaktion/Inhalte/Pdf/information-society-2006,property=pdf.pdf>

¹²² EUROPEAN UNION DIRECTIVE COUNTRY-BY-COUNTRY IMPLEMENTATION TABLE;
<http://www.bakernet.com/ecommerce/directivecompindex.htm>

りが中心であるが、反スパム法を制定に向けた検討も始まっている。

(2) 2006 年の主な動き

< 「Information Society Germany 2010」の発表 >

連邦経済技術省は 2006 年 3 月、ドイツ国内の情報化に関する報告書「情報社会ドイツ 2010 (Information Society Germany 2010 : iD2010)」¹²³を発表した。これは、2003 年に発表された「情報社会ドイツ 2006」に続く報告書となる。

同報告書によると、ドイツでは、2005 年に企業（従業員 10 名以上）の 94%、一般家庭の 64% がインターネットを利用しており、また一般家庭の 95% が携帯電話を所有している。このような ICT の利用率は EU の平均値を上回っている。また、ドイツの GNP に占める ICT セクターの割合は、1994 年の 4.7% から、2004 年は 6.8% にまで拡大しており、ドイツ経済における ICT セクターのプレゼンスは高まりつつある、と述べている。今後も、ドイツ政府は情報化社会に向けた ICT セクター強化を継続する意向であり、具体的には研究機関と民間セクターとの合同研究プロジェクトや電子政府プロジェクト、及び IT セキュリティ分野に注力していくとしている。

加えて同報告書では、現代の情報社会に対応した法規制の重要性についても指摘している。ドイツはこれまで電子署名法、電子商取引法を施行、2004 年には電気通信法を改正しており、2006 年はデジタルコンテンツなどを含む知的財産権法の改正作業の途上にあると記している。

2.4.4 フランス

主な法的枠組み、法律・法案	1998 年 1 月	「情報化社会のための政府行動プログラム (PAGSI)」
	2000 年 3 月	電子署名法成立
	2000 年 6 月	「インターネットにおける公共の秩序及び風紀に関するプロバイダの責任」を法制化
	2001 年 5 月	「電子署名法」施行
	2002 年 11 月	包括的 IT 推進計画「RE/SO 2007」発表
	2003 年 2 月	電子政府推進庁の設立
	2004 年 2 月	電子政府計画「AdeLE 2004/2007」
	2004 年 6 月	「デジタル経済における信頼のための法律 (LCEN)」施行
	2005 年 9 月	中小企業のための「TIC-PME 2010」アクションプラン発表
	2006 年 9 月	「TIC-PME 2010」、2006-2007 プロジェクト開始

(1) 概要

フランス政府では 1998 年 1 月に首相主導の下で設立された「情報化社会のための省庁間委員会」によって「情報化社会のための政府行動プログラム (PAGSI)」が策定され、2000 年代初頭までこれに基づいた情報化政策が進められた。しかし、そのような政策はあまり成果を見せず、2000 年代に入ってからインターネット普及において米国や他の西欧諸国に大きな差をつけられるよ

123

<http://www.bmwi.de/English/Redaktion/Pdf/handout-information-and-communication-technologies-in-germany,property=pdf,bereich=bmwi,sprache=en,rwb=true.pdf>;
http://www.bmbf.de/pub/aktionsprogramm_2006_gb.pdf

うになった。こうした国内の IT 化の遅れを受けて、フランス政府は 2002 年 11 月、「フランスの情報化の遅れを挽回すること」及び「フランス国民のための情報社会を実現すること」を 2 大目標とした包括的 IT 推進計画「RE/SO 2007」を発表した。フランス政府はこの計画において、特に他の欧州諸国より遅れをとっている電子政府の構築などに重点を置き、政府が率先して IT を導入することで企業や市民の間での IT 普及を図ってきた。また 2003 年 2 月には、電子政府推進庁 (Agence pour le Developpement de l'Administration Electronique : ADAE) が新設され、2004 年 2 月には、フランス初の包括的な電子政府推進計画「AdeLE 2004/2007 (Administration eLEctronique 2004/2007)」が発表された。この計画には 2004 年から 2007 年にかけて行政サービスを改革するための約 140 もの具体的なイニシアチブが含まれており、その予算として 18 億ユーロ (1 年あたり 4.5 億ユーロ) を配分している。

電子商取引については、1998 年の「情報化社会のための政府行動プログラム (PAGSI)」に示された優先 6 分野の一つとなっており、変革する社会の中で企業が生き残る後押しをするための税制や金融、行政措置を適用することがゴールとして掲げられた。また電子商取引関連の法整備に関しては、EU 指令に従って順次整備を進めており、2001 年 5 月に、1999 年 12 月付の「電子署名の共通枠組みに関する EU 指令」に基づいて「電子署名法 (Electronic Signature Act)」が成立した。その他フランスは、EU 加盟国として「電子商取引指令」や「個人データの自動処理に関する個人の保護のための協定」と「人権と基本的自由を保護するためのヨーロッパ協定」に調印・批准しており、こうした指令の国内法制化に取り組んできた。

また、2004 年 6 月には、フランス政府は、欧州委員会が 2000 年 6 月に採択した「電子商取引指令」を国内法制化した「デジタル経済における信頼のための法律 (Loi N° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'economie numerique : LCEN)」を施行した。LCEN では、放送法の一部を改正し、放送 (視聴覚コミュニケーション) という概念の上位に電子的媒体による公衆へのコミュニケーションという概念を導入しており、電子商取引に関して、オンライン広告や電子契約等の電子商取引に適用可能なルール、暗号に関するルール、デジタルネットワークにおける表現の自由の条件について定めている。

2005 年 6 月、フランス政府は 2002 年に EU で採択された指令 (DIRECTIVE 2002/65/EC) に対応した国内法令 (2004 年に成立) を公布した¹²⁴。これは、消費者向け金融サービスの電子ネットワークを通じたマーケティングに対して EU 加盟国共通の基準で消費者を保護するためのもので、14 日以内に消費者が金融取引に関する契約を解除できることなど、金融サービスに関する消費者向け電子商取引のルールを定めている。

2005 年 9 月、フランスの経済金融産業省 (Ministere de l'economie, des finances et de l'industrie) は、中小企業の情報化推進のためのアクションプラン「TIC-PME2010」を発表した¹²⁵。TIC-PME2010 とは、情報通信技術 (Technologies de l'information et de la communication : TIC) を活用して、中小企業 (Petite et Moyenne Entreprise : PME) の競争力を高めようというプロジェクトであり、700 万ユーロをかけて、たとえば自動車産業におけるサプライチェーンの

¹²⁴ http://www.telecom.gouv.fr/internet/int_vd.htm

¹²⁵ <http://www.telecom.gouv.fr/programmes/tic-pme2010/>

デジタル化などといった情報化プロジェクトに対して、優れた案件を募集して支援しようというものである。フランスにおける中小企業電子商取引を促進するための施策として注目される。

(2) 2006年の主な動き

<「TCI-PME2010」プロジェクトの実施>

フランス経済金融産業省が2005年に発表した「TCI-PME2010」について、2006年対象プロジェクトが発表され実施に移されている。主なプロジェクトの例としては以下の通り¹²⁶。

- 物流 - 貿易プロセスの再定義とモデル化、XMLやebXMLを利用した電子文書交換の標準化、RFIDの標準化、トレーサビリティ・ツールの標準化、中小企業におけるEビジネス利用の促進
- 靴業界 - 既存のEDI利用から、より効率的なサプライチェーン利用の促進
- 中小企業 - 業界内で相互依存する性質をもつ中小企業に対しEビジネス利用を促進

2006年に実施されたプロジェクトについて、2006年11月、ベルシーにおいて成果発表会が行われている¹²⁷。また2007年の「TIC-PME2010」継続について2006年7月11日に決定されており、これに基づき、2006年9月より募集が開始され、11月にプロジェクトの募集が締め切られた。最終的に対象となるプロジェクトの発表は2007年初旬とされている¹²⁸。

¹²⁶

www.telecom.gouv.fr/index.php?langpair=fr%7Cen&hl=en&ie=UTF-8&oe=UTF-8&prev=%2Flanguage_tools

¹²⁷ http://www.telecom.gouv.fr/fonds_documentaire/ticpme2010/journeeticpme2010.pdf

¹²⁸

www.telecom.gouv.fr/index.php?langpair=fr%7Cen&hl=en&ie=UTF-8&oe=UTF-8&prev=%2Flanguage_tools

3. 各国における電子商取引推進機関と推進プロジェクト

3.1 国際機関

(1) GS1

名称	GS1 (旧国際 EAN 協会 EAN International)
所在地	Brussels (Belgium), Lawrenceville (New Jersey, USA) Dayton (Ohio, USA).
URL	http://www.ean-int.org/
組織概要	消費財流通に関する国際標準化団体。

GS1 の前身である国際 EAN 協会 (EAN International) は、1977 年にベルギーで設立され、日用品や加工食品のための統一コードの開発・普及に取り組んできた。消費財の統一商品コードとしては、EAN コードのほかに米国とカナダで普及している UPC (Universal Product Code) があるが、両者には互換性がない。そのため、2002 年 11 月、米国コードセンター (UCC : Uniform Code Council) と、カナダのコードセンターである「カナダ電子商取引協議会」(ECCC : Electronic Commerce Council of Canada) が国際 EAN 協会に加盟し、2005 年 1 月には、組織名も「Global Standard One」を表す“GS1”となった。

GS1 は、「GS1 システム」と呼ばれる標準の開発を行っており、以下の 4 つの製品がある。

GS1 Bar Codes : 統一コードに基づいたバーコード

GS1 eCom : 取引に関する情報を交換するための世界標準で、国際的 EDI 標準の UN/EDIFACT に基づく“GS1 EANCOM”と、インターネットベースの“GS1 XML”からなる。

GS1 GDSN : GDSN (Global Data Synchronisation Network) は、インターネットを介して統一規格に基づいてデータ同期を行なう国際的ネットワーク。

EPC global : EPC (Electronic Product Code) は RFID に用いられる商品コード。

RFID 普及には統一商品コードの開発は重要な課題であり、GS1 の活動は世界各地から注目されている。2006 年 10 月、GS1 は追跡機能を持つ技術 (RFID など) の普及に向け、GS1 が開発する追跡技術標準の機能や利用方法などを包括的に紹介する冊子「GS1 追跡技術標準について (The GS1 traceability Standard : What You Need to Know)」¹²⁹を公表した。また、2006 年 10 月、GDSN で利用する共通言語の GPC (Global Product Classification) に、新たな分野として「自動車 (Light Application)」、「建材」、「電気部品」、「燃料」、「動物」、「潤滑剤」、「配水管・暖房・空調」、「安全・セキュリティ・監視」¹³⁰を追加し、計 35 分野に対応している¹³¹。

¹²⁹ http://www.gs1.org/docs/traceability/GS1_traceability_what_you_need_to_know.pdf

¹³⁰ Automotive - Light Application, Building Products, Electrical Supplies, Fuels, Live Animals, Lubricants, Plumbing/Heating/Ventilation/Air Conditioning, Safety/Security/Surveillance.

¹³¹ <http://www.gs1.org/services/gsm/kc/gpc/>

3.2 北米

3.2.1 米国

(1) コマースネット

< 概要 >

名称	コマースネット
所在地	169 University Avenue, Palo Alto, California 94301 USA
URL	http://www.commerce.net/
組織概要	電子商取引に関連した企業や知識人を集め、電子商取引に関連する研究活動や普及促進プログラムに取り組む組織現在は、研究、ベンチャー支援、制度等の提案という3つの要素を組み合わせた一種のR&D組織として活動する

1994年に設立された非営利団体であるコマースネット(CommerceNet)は、「インターネットを世界最大でもっとも効率的な市場にし、世界のビジネスのあり方を変える」ことを目指して、企業や政府関係者、そして起業家や専門家の知識人と協力して、電子商取引市場の確立及びその活性化、具体的には、電子商取引の安全性やXMLメッセージング、次世代インターネットなどのテーマに取り組んできた。2003年9月には、中小企業向けのカatalog管理システムの開発やウェブサービス調査研究などに取り組んできたB2B関連団体「Open Network for Commerce Exchange(ONCE)」と合併してリソースを統合し、ONCEの参加法人からなる新たな会員組織部門を設立した。コマースネットは、以前は世界12ヶ国・地域(フィンランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、イギリス、オーストラリア、日本、韓国、シンガポール、台湾)に支部を持ちグローバルな活動をしていたが、日本の支部であるコマースネットジャパンは、2002年3月末をもって解散した。

現在のコマースネットは、研究、ベンチャー支援、制度等の提案という3つの要素を組み合わせた一種の研究開発組織として活動している。2006年も、積極的に会議やワークショップを主催している。5月には、インターネット利用者のアイデンティティ保護について討議する「Internet Identity Workshop 2006」¹³²を主催した。6月には「第7回EC会議 Electronic Commerce Conference、後述」¹³³をスポンサーしている。このEC会議は、アメリカ計算機学会(Association for Computing Machinery: ACM)の電子商取引ワーキンググループ(Association for Computing Machinery's Special Interest Group on Electronic Commerce: SIGECOM)が主催するもので、2006年度は、検索エンジン連動マーケティングが討議の中心となった。

¹³² <http://www.commerce.net/news/?post=/2006/05/011300.d67d8ab4f4c10bf22aa353e27879133c.html>

¹³³ <http://www.commerce.net/news/?post=/2006/06/110900.a1d0c6e83f027327d8461063f4ac58a6.html>

(2) ロゼッタネット

< 概要 >

名称	ロゼッタネット
所在地	Princeton Pike Corporate Center, 1009 Lenox Drive, Suite 202 Lawrenceville, NJ US 08648
URL	http://www.rosettanel.org/
組織概要	企業間電子商取引における標準化に取り組む民間コンソーシアム

ロゼッタネット (RosettaNet) は、コマーネットの下部団体として 1998 年に設立された非営利の民間コンソーシアムで、IT 産業における B2B 電子商取引の普及促進により、産業全体でのサプライチェーン効率化を実現することを目標としている。現在、メンバー企業として、500 以上の国際大手 IT 関連企業を擁しており、業種は、情報技術、エレクトロニクス・コンポーネント、半導体製造業、電気通信、ソリューション・プロバイダなど多岐に渡る。ロゼッタネットは、米国以外にも欧州や南米、アジアなど国や地域の枠を超えた世界的な活動を展開している。2004 年までに、米国の他に、オーストラリア、中国、ヨーロッパ、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾で支部活動を行なっている。さらに、2005 年 9 月にはロゼッタネット・タイランドも設立され、特にアジアにおけるプレゼンスが高まっている¹³⁴。

ロゼッタネットの主要なミッションは、B2B 電子商取引の基盤となる標準規約を設定することであり、具体的に XML をベースに取引に使用される製品コードやビジネスプロセスなどの制定を行なっている。また B2B 電子商取引における企業システム間の接続インターフェイス¹³⁵や用語の標準化にも取り組んできた。2002 年には、北米における製品コードや生産者識別コードの標準団体である UCC (Uniform Code Council) に吸収合併され、現在 UCC の下部組織となっている。合併の主な目的は「XML ベースの標準規格の各業界における普及活動を通じて、両者が統一的なアーキテクチャ環境を構築するため」とされており、以降、B2B 標準規格の開発にも携わっている。2004 年 8 月にはアーキテクチャ諮問委員会 (Architecture Advisory Committee : AAC) が設置され、民間 12 社との協力の下、マルチプル・メッセージング・サービスや電子商取引向け XML といった新技術や、電子商取引関連のアーキテクチャ・フレームワークに関して調査を開始した。

2006 年 9 月には、ウェブ上でオンデマンド形式のセミナー「E ビジネスにおける電子署名利用 (Securing Your E-business to Business Transactions with Digital Certificates)」¹³⁶を金融機関による企業間 E ビジネスの信用保証仕様の標準化団体アイデントラス (Identrus Inc.) と共催している。

¹³⁴ 2005 年、タイ・オフィスの開設に加え、4 月には北京でグローバル・パートナー会議を開催している。

¹³⁵

<http://www.rosettanel.org/Rosettanel/Rooms/DisplayPages/LayoutDoc?PressRelease=com.webridge.entity.Entity%5B0ID%5B55092BADDB708A4CA93E961E2954431E%5D%5D>

¹³⁶

<http://www.rosettanel.org/Rosettanel/Rooms/DisplayPages/LayoutInitial?Container=com.webridge.entity.Entity%5B0ID%5B2B00E5631AA8324E9B20860F38728EBC%5D%5D>

3.2.2 カナダ

(1) GS1 Canada (旧カナダ電子商取引協議会 (ECCC))¹³⁷

< 概要 >

名称	GS1 Canada (旧カナダ電子商取引協議会 (ECCC))
所在地	885 Don Mills Road, Suite 222, Don Mills, ON, M3C 1V9, Canada
URL	http://www.gs1ca.org/ 旧サイト http://www.eccc.org/
組織概要	旧 ECCC は、バーコードなど電子商取引で利用されるデータの標準化を行なう業界主導の団体。2005年1月にGS1 Canada となった。

カナダ電子商取引協議会 (Electronic Commerce Council of Canada : ECCC) は、食料品、日用雑貨、医療用品などの消費財サプライチェーン業界における B2B 電子商取引ネットワークの構築を支援する業界主導の非営利団体で、主要事業として商品に添付されるバーコードなど B2B 電子商取引では欠かせない製品コードの標準化に取り組んできた。

ECCC は 2001 年に国際 EAN 協会に加盟し、2005 年 1 月には組織も GS1¹³⁸ のカナダ支部「GS1 Canada (GS1 カナダ)」となった。GS1 カナダは現在、カナダ国内における統一コードや RFID 利用促進を目指した教育活動を積極的に展開しており¹³⁹、2006 年 11 月には傘下の EPCglobal Canada (EAN 及び UCC の下部組織) と RFID 業界紙「RFID Journal」と共同で RFID 関連の会議・展示会も開催している¹⁴⁰。

3.3 アジア・太平洋

3.3.1 韓国

(1) 韓国電子取引協会 (KOEB)

< 概要 >

名称	韓国電子取引協会 (KOEB)
所在地	Sungwoo Bldg 2F, 717-3, Suseo-dong, Gangnam-gu, Seoul, 135-884, Korea
URL	http://www.koeb.or.kr
組織概要	国内の電子商取引技術競争力の向上だけでなく、国際間の産業競争力強化のために民間と政府の橋渡しの役割を担っている。

韓国電子取引協会 (Korea e-Business Association : KOEB、旧 : Korea CALS/EC Association : KCALS) は、韓国における電子商取引の技術力向上とこれを利用した国際競争力強化のための官民

¹³⁷ GS1 Canada に加え、カナダ e ビジネス・イニシアチブ (CeBI、<http://www.cebi.ca/>) という民間セクター主導で、カナダ政府と協力しながら主に中小企業における e ビジネス、電子商取引の普及に取り組んできた非営利パートナーシップが活動していたが、2 年間の時限的取り組みであり、2004 年 9 月に活動を終了している。

¹³⁸ GS1 の活動については、3.1(1)を参照のこと。

¹³⁹ <http://www.gs1ca.org/Page.asp?LSM=0&intNodeID=74&intPageID=820>

¹⁴⁰ <http://www.gs1ca.org/Page.asp?LSM=0&intNodeID=74&intPageID=859>

のパートナーシップとして 1996 年に設立された非営利機関である。KOEB は、電子商取引を利用するユーザ側の立場から電子商取引の活用を推進する産業資源部傘下の韓国電子商取引協会と、電子商取引のインフラや関連技術を提供するサプライヤの立場から電子商取引の活用を推進する情報通信部傘下の韓国電子取引技術協会から構成される。

また KOEB は、主要な電子商取引推進事業として、産業部門・業種別 B2B のモデル事業の実施、多国間の国際協力、電子カタログ技術の標準化、産業基盤基金への融資及び支援、e ビジネス企業人連合の運営、DB 及びコンサルティングの提供、電子商取引関連の教育や出版、政策事案別の委員会の運営、各種イベントの実施及び広報などにも取り組んでいる。

さらに、KOEB は、主要な電子商取引推進事業として、産業部門・業種別 B2B のモデル事業の実施、多国間の国際協力、電子カタログ技術の標準化、産業基盤基金への融資及び支援、e ビジネス企業人連合の運営、DB 及びコンサルティングの提供、電子商取引関連の教育や出版、政策事案別の委員会の運営、各種イベントの実施及び広報などに取り組んでいる。各事業の内容は以下のようになっている。

- 産業支援：e-CEO 協議会の運営、電子商取引専門委員会及び文化委員会の運営、電子商取引への政府基金融資支援、e ビジネス企業連合会の運営事業。
- B2B モデル事業：産業部門・企業間の電子商取引の実証モデル事業、日韓 e トレード・ハブ (e-Trade Hub) 構築事業
- 国際協力：日韓協力事業、韓・中・日電子商取引協力事業
- 技術標準研究：電子カタログと標準化技術委員会の幹事機能の遂行、業種別の日韓での標準化の誘導。
- 情報サービス：国内外の電子商取引市場規模及び企業現状の調査・分析、協会資料発刊。
- イベント・広報：「e ビジネスエクスポ」開催、電子商取引関連国際行事への参加団派遣。

KOEB は 2001 年より「e-アジアマーケットプレイス (e-AMP)」¹⁴¹を通じて電子商取引基盤の構築を推進している。「e-AMP」プロジェクトは、日本及び韓国を含むアジア全域を対象市場とした「企業間 EC ビジネスプラットフォーム」を利用して、アジア各国が安心して商取引できる環境を整備するとともに、アジア各国が連携し「世界の生産拠点」としての確固たるビジネス基盤を確立することを目指している。KOEB は、e-AMP における技術開発の目標として、以下の 3 つのテーマを挙げている。

- 複数企業間の標準インターフェイスの確立
- アジア諸国との電子商取引ルールの確立
- 中小企業群を対象にした仮想企業体の確立

KOEB は 2003 年 6 月、こうした目標を実現させるためのウェブサイトとして「e-AMP/Korea」を

¹⁴¹ <http://www.eamp.co.kr/>

正式オープンさせた。その後「e-AMP」プロジェクトに関しては、以下のような活動を行なっている。

- 2003年6月～2004年7月、日韓間実務委員会会議6回開催
- 2003年7月、第1回 韓日「e-AMP」取引商談会開催
- 2003年11月、日韓信用評価情報と、企業情報共有のためのMOU締結
- 2004年2月、日立と協力するためのMOU締結（TWX-21との関係推進）
- 2004年2月、韓国及び日本「e-AMP」ニュースレター発送実施（韓国語、日本語）
- 2004年3月、第2回 日韓「e-AMP」取引商談会開催
- 2004年3月、米国市場進出のための市場調査実施

これらの取り組みに加え、KOE Bでは1999年より、日本の次世代電子商取引推進協議会（ECOM）と共同で韓日電子商取引推進協議会（The Korea-Japan EC Promotion Council）を設立しており、2006年は第14回目となるワークショップを韓国・釜山で開催している¹⁴²。また、KCAL内の人材開発委員会（Human Resource Development Council）¹⁴³は、韓国産業資源部（Korean Ministry of Commerce, Ministry of Industry and Energy）教育人的資源部（Ministry of Education and Human Resources Development）及び労働部（Ministry of Labor）と共同で設置され、デマンド・ベースでの民間セクターによる人材育成システムの開発を目指している。2006年4月、KOE BはKCALSから組織名を現在の名称に改めた。そのほか、同年、理科系課目・工学系課目を専攻したが、現在失業中である人材を対象とした研修センターを開設している。

(2) 韓国電子取引振興院（KIEC）

<概要>

名称	韓国電子取引振興院（KIEC）
所在地	ソウル市江南区大峙洞 944-31 繊維センター6階
URL	http://www.kiec.or.kr/
組織概要	電子文書などの電子商取引関連の標準化及び普及事業やeトラスト認証マークの付与をおこなう民間セクター主導の電子商取引推進機関

韓国電子商取引振興院（Korea Institute for Electronic Commerce : KIEC）は、1999年2月に制定された電子商取引基本法（Framework Act on Electronic Transactions）に基づき、産業資源部の支援を受けて設立された民間セクター主導の電子商取引推進機関である。

KIECは、電子商取引活性化に向けた活動として、電子文書などの電子商取引関連の標準化及び普及事業やeトラスト（eTrust）認証マークの付与などをはじめとする以下のような活動を行なっている。

¹⁴² <http://english.koeb.or.kr/>

¹⁴³ <http://english.koeb.or.kr/>

- 電子商取引研究センター：電子商取引の政策、制度、推進戦略の研究及び関連トレンド分析及び環境調査
- 電子文書標準化：電子文書標準の研究開発及び普及、電子商取引標準の制定及び普及、相互連携性における標準化の技術開発
- 電子商取引紛争の調停：消費者の信頼性の向上及び国民向けサービスの拡大、電子商取引紛争発生時の対処
- 国際協力：国際機関と地域協力機構の動向と問題点の把握及び国際機関活動への積極的参加、アジア地域の国家間協力分野の拡大及び協力チャンネルの構築
- 認証・授与：e トラストの随時認証、e トラスト認証における国際協力の推進、インターネット・ショッピング・モール体験評価、e トラスト委員会の運営
- 人材養成：電子商取引人材開発センター（eHRC）の運営
- 技術開発：電子商取引に関連する技術開発の支援、民間部門の技術開発投資の促進、自立的な技術基盤の構築及び国際競争力の強化

また、KIEC は、消費者信頼に関する一定の基準を満たした電子商取引サイトに対して認証マークを与える「e トラスト認証マーク・プログラム（eTrust Mark Program）」を実施している。同プログラムは、e トラスト認証マークを付与することによって、オンライン上で製品やサービスを購入する消費者及び企業を保護するとともに、認定企業の利便性向上と業務効率化を支援することを目指すものである。e トラスト認証マークを付与するに当たり、電子商取引サイトの購入手続きやコンテンツを審査するだけでなく、利用されているアプリケーションや消費者保護及びプライバシーに関するポリシーなどに関しても、審査を行なっている。

(3) 韓国貿易情報通信（KNet）

<概要>

名称	韓国貿易情報通信（KNet）
所在地	ソウル市江南区三成洞 159-1 トレードタワー貿易センター
URL	http://www.knet.co.kr/
組織概要	国内企業間での電子商取引インフラ構築から、国家間での電子商取引のインフラ構築に至るまで、インターネットを通じた貿易自動化サービスを提供する韓国貿易協会の出資企業

韓国貿易情報通信（Korea Trade Network : KNet）は、韓国貿易協会が全額出資する企業で、既存のネットワークサービスを元にした取引先の開拓から通関・物流・代金決済に至るまで、貿易に関わる全業務を処理する EDI サービスやデータベース・サービス、そしてインターネットを利用した通信手段の普及促進からシステム構築に至るまでの貿易業務に必要な付加価値サービスを提供している。取引自動化の開発過程において蓄積された技術やネットワークや海外事業者との戦略的提携を通じて、電子商取引サービスとして成長している。以下は、KNet の主要な事業内容をまとめたものである。

- EDI サービス：貿易、通関、物流など、全ての貿易業務処理手続きをワンストップで一括処理する自動化サービス
- データベース・サービス：商品・企業情報、輸出入通関情報、輸出入貨物の集荷及び追跡情報などの輸出入に関連する情報の提供サービス
- グローバル事業：電子貿易ネットワーク構築サービス
- 付加価値サービス：貿易業務に必要な国内外の電子貿易コンサルティング及び公認認証サービスなどのサービス

また、KTNet は、貿易に関連する一連の手続きをオンライン上で行なえるポータルサイト「cトレード・ワールド (cTradeWorld)」¹⁴⁴を運営している。cトレード・ワールドは、ユーザが取引相手との取引内容を確認したり、非合法文書を摘発する機能のほか、e マーケットプレイスの機能も備えている。同ポータルサイトでは、シングル・サイン・オン (SSO) やワークフロー、XML、支払いゲートウェイ (Payment Gateways)、電子メールといった様々な IT 技術を駆使することでユーザのニーズに応えている。また外国貿易を行なう際にも、貿易に関する情報収集から代金支払い決済が可能になっており、B2B 取引における関税手続きやロジスティック関連の取引におけるバックボーンとなることが期待されている。

KTNet の 2006 年の主な活動としては、以下のようなものがある¹⁴⁵。

- 電子書類保管システムの運営開始
- 従業員のケイパビリティ強化にむけた教育方法セミナー開催
- 電子貿易 (E-Trade) プラットフォームにおける情報保護に関するコンサルティング・セミナー開催
- 中央アジア圏の電子貿易プラットフォームの設立検討
- インターネット電話サービス「KTNET 070」¹⁴⁶開始

¹⁴⁴ <http://www.ctradeworld.com/>

¹⁴⁵ <http://homepage.ktnet.co.kr/ktneteng/>

¹⁴⁶ <http://www.ktnet070.co.kr/>

3.3.2 中国¹⁴⁷

(1) 中国電子商務協会 (CECA)

< 概要 >

名称	中国電子商務協会 (CECA)
所在地	Building No.2, No. 27, Wanshou Road, Haidian District, Beijing, 100846, Republic of China
URL	http://www.ec.org.cn/
組織概要	中国の電子商取引市場の活性化及び電子商取引を通じた国際交流の促進に取り組む中国情報産業部傘下の電子商取引推進機関

中国電子商務協会 (China Electronic Commerce Association : CECA) は、中国における電子商取引の発展と電子商取引を通じた国際交流を促進することを目的として2000年6月に設立された中国情報産業部傘下の電子商取引推進機関である。CECA は、政府と民間企業、そして研究機関の間の連携をとりながら、中国における電子商取引普及活動に取り組んでいる。

CECA における主な活動内容は、電子商取引関連業務の調査及び研究や、電子商取引関連の法律整備や普及促進政策に関する政策提言、電子商取引普及のための国際交流や協力などがある。また、国内外の電子商取引技術及び応用成果の普及促進、技術交流や事業商談会の開催、情報化のための人材育成及び啓蒙活動、そのほか専門家を組織して電子商取引関連分野の諮問サービス提供などを行なっている。

CECA は、国家情報推進局及び情報産業部傘下の情報化促進局の協力のもと、国内 50 以上のトレーニング・センターにおいて IT 関連の人材育成を行なう「国家情報化トレーニング・プログラム (National Informatization Training Programs)」を実施している。同プログラムでは、2001年8月に CECA が発表した「国家情報化トレーニング・プログラムの執行方法 (Administrative Methods for National Informatization Training Programs)」及び「国家情報化トレーニング資格 (Administrative Methods for National Informatization Training Certificate)」に基づいた IT トレーニングが行なわれており、受講者の情報は「トレーニング受講者データベース (Trainee Database)」にて管理されている。これまで1万人以上が同プログラムによって IT 関連のトレーニングを受け、そしてトレーニング認定書を授与された。

2006 年に行なわれた主な活動としては、以下のようなものがある。

- 電子商取引の信頼性に関する調査の実施 (9月発表)¹⁴⁸
- 中国におけるオンライン・ショッピング調査の実地 (8月発表)¹⁴⁹

¹⁴⁷以下では、全国的な取り組みを中心にまとめるが、これ以外に上海市電子商務業者協会 (SECA, <http://www.sh-ec.org.cn/>) のように特定地域を限定して活動を行っている団体がある。SECA は2002年4月に設立された団体で、電子商取引関連企業などから構成される電子商取引産業の発展を目的とした非営利団体として、上海情報化委員会及び上海市業者協会の管轄の下で、上海社会团体管理局の監督を受けている。

¹⁴⁸ "BRIEFING - ASIA RETAIL - SEPT 5, 2006.," September 5, 2006, AsiaPulse News

¹⁴⁹ "CECA blames Chinese media for distorted report on Chinese E-commerce," August 10, 2006, China Business News On-Line

(2) 中国国際電子商取引センター (CIECC)

< 概要 >

名称	中国国際電子商取引センター (CIECC)
所在地	Xinshijie Center South, Building 608-609, Waida Road, Chong Wen District, Beijing, Republic of China
URL	http://www.ec.com.cn/
組織概要	1996年に設立された対外貿易経済合作部傘下の電子商取引推進機関。電子商取引分野における国際交流強化や関連技術の普及促進、関連分野でのコンサルティング・サービス提供などを行なう

中国国際電子商取引センター (China International Electronic Commerce Center : CIECC) は、対外貿易経済合作部の後ろ盾を受けて 1996 年に設立された組織で、中国政府の電子政府システムの構築・運営を担当しているほか、大手インターネットプロバイダの「中国国際経済貿易互聯網 (CIETNet)」を運営している。

CIECC は電子政府関連事業の一環として、中国政府における通信プラットフォームやデータベース交換プラットフォーム、そしてセキュリティプラットフォームの構築を通じた政府及び関連団体との情報共有を進めている。また CIECC は、ビジネス電子情報・セキュリティ認証システムの開発を行なっているほか、同システムの利用方法を模索している。

CIECC は近年、大手 IT 企業との連携を強めており、2004 年 5 月にはプラットフォーム拡充に関して、HP China 社や Beijing Oracle Software System 社、Hitachi Data System 社、Digital China 社、Nioko Electronics Systems 社と提携関係を結んだ。

また、CIECC は中国国際電子商取引ネットワーク (China International Electronic Commerce Network)¹⁵⁰を運営している。これは、「第 9 次 5 カ年計画」で提唱された税関 IT 化計画「金関プロジェクト」の下で開始された経済貿易専門電子商取引ネットワーク構築プログラムで、安全な国際電子商取引プラットフォームを通じて、貿易に関連する様々なレベルの政府機関を対象とした全方向型の電子商取引サービスを提供している。このネットワークを利用する地方政府は、対外貿易経済合作部のネットワークや外国貿易を担当する地方政府機関や特別委員会局に接続されているほか、6 つの大手貿易商工会や対外貿易経済合作部の海外支部などとも相互接続されている。

¹⁵⁰ <http://en.ec.com.cn/en/>

(3) 中国インターネット情報センター (CNNIC)

< 概要 >

名称	中国インターネット情報センター (CNNIC)
所在地	4, South 4th Street, Zhongguancun, Haidian district, Beijing 100080, Republic of China
URL	http://www.cnnic.net.cn/
組織概要	中国科学院が1997年6月に設立したインターネット関連のサービス機関。ドメインの登録やIPアドレスの割当て、国家レベルでのインターネット関連情報提供を行なう

中国インターネット情報センター (China Internet Network Information Center : CNNIC) は、中国科学院が1997年6月に設立したインターネット関連のサービス機関である。CNNICの主な活動内容として、ドメインの登録やIPアドレスの割当て、インターネット関連の各種統計資料の提供などがある。またCNNICでは半期ごとに、オンライン上でインターネット・ユーザを対象とするアンケート調査を実施しており、インターネット・ユーザ数や利用実態、またドメインやウェブサイトの数などを盛り込んだ「中国インターネット発展現況統計報告書」を発表している。さらにCNNICでは、各サイトのページビュー統計サービスの提供や中国インターネット人材育成活動やインターネット技術紹介サービスも実施しており、その活動は多岐に渡っている。

電子商取引に関しても、その基礎となるインターネット・ユーザの状況やサーチエンジン市場などに関する調査報告書を発表している。

2006年8月には、韓国のインターネット・レジストリを管理するNational Internet Development Agency of Korea (NIDA) と共同でDNSサーバを共同でホスティングする契約を締結している¹⁵¹。

3.3.3 台湾

(1) 国家資訊基本建設産業発展協進会 (NII EIPA)

< 組織概要 >

名称	国家資訊基本建設産業発展協進会 (NII EIPA)
所在地	7F, 317, Song-Chiang Road, Taipei Taiwan
URL	http://www.nii.org.tw/
組織概要	NII 構想推進のための民間協力組織として設立された非営利団体

国家資訊基本建設産業発展協進会 (National Information Infrastructure Enterprise Promotion Association : NII EIPA) は、台湾政府が「国家情報インフラ整備 (National Information Infrastructure : NII) 構想」の実現に必要な民間協力を促すことを目的として1996年に設立された非営利組織である。シンクタンクとして台湾政府に対して情報化や電子商取引普及に関する政策立案を支援する調査・研究を担当するほか、官民セクター間の橋渡し役となって民間の電子

¹⁵¹ <http://www.cnnic.net.cn/html/Dir/2006/08/29/4100.htm>

商取引導入を促進するなど、幅広い活動を行なっている。以下に NII EPA の活動目標を示す。

- NII 構想の実現に当たり台湾政府を支援する
- 民間セクターによる NII 促進を目的としたサービス及びアプリケーションの構築の支援を行なう
- ICT 政策における官民セクター間の共同体制を強化する
- ICT 産業の拡大に際し、バランスの取れた発展となるよう、政府と共同で環境を整える

また NII EPA は、以下のようなウェブサイト運営・管理している。

- XML 台湾情報網 (<http://www.xml.org.tw/>)
- 台湾 ebXML 普及センター (<http://www.ebxml.org.tw/>)
- コマースネット台湾 (<http://www.commercenet.org.tw/>)
- 台湾 PKI フォーラム (<http://www.pki.org.tw/>)
- E 世代公民対話誌 (ALS) (<http://www.als.org.tw/>)

このうち、上の二つは XML 関連であることからわかるように、NII EPA は B2B の基礎となる XML の普及に積極的に取り組んでいる。また、2005 年には、台湾政府が 1 月に発表した反スパム法の草案に対するコメントをウェブサイト上发表するなど、インターネットのガバナンスやセキュリティの問題に対して積極的に情報発信をしている。

(2) 情報産業協会 (III)

< 組織概要 >

名称	情報産業協会 (III)
所在地	Address : 11FL., No. 106, Sec. 2, Heping E. Rd. , Taipei 106, Taiwan, R.O.C.
URL	http://www.iii.org.tw/english/index.asp
組織概要	台湾情報産業の発展を推進することを目的に設立された非営利団体

情報産業協会 (Institute for Information Industry : III) は、1979 年、台湾政府と民間企業から支援をうけて設立された非営利団体である。同協会は、台湾情報産業の発展を推進することを目的としている。設立以来、III は台湾の情報業界をグローバル・マーケットのトップ・プレイヤーとして成長させることに貢献してきた。また、同協会は政府及び民間セクターにおいて、最新の技術が導入され、利活用されることを推進している。

III の取り組みを通じて、台湾の官民両セクターで生産性・品質が向上、台湾情報産業の成長が促進されたという実績により、世界からの注目を集めた同協会は、今日、国際的な活動にも積極的に参加している。現在、III は世界に 8 拠点¹⁵²を置き、III の高度な専門教育を受けた技術スタッフやマネジメントの専門家を諸外国に派遣し、各国の ICT 産業発展にも貢献している。

¹⁵² 台湾に 2 拠点 (台北、高雄) その他、日本 (東京) フィリピン (マニラ) ベトナム (ハノイ) 米国 (サンホセ) ペルー (リマ) ドイツ (ベルリン) に各 1 拠点で、計 8 拠点となっている。

同協会で、電子商取引関連の取り組みを中心的に行っているのは Innovative Digi tech-Enabled Applications & Services Institute (IDEAS) と呼ばれる部門で、同協会の Advanced-Commerce Institute (ACI) と IT Promotion Division (ITPD) という2つの部署が2006年に合併し、設立された。IDEAS のミッションは、電子商取引に関わるコア技術の研究開発を進め、産業界向け電子商取引アプリケーションをさらに向上させることである。同ミッションの実現に向け、IDEAS は産官学から集めたリソースを調整する役割を担っている。

3.3.4 シンガポール

(1) 国家信頼協議会 (NTC)

< 概要 >

名称	国家信頼協議会 (NTC)
所在地	8 Temasek Boulevard, #14-00 Suntec Tower Three, Singapore 038988
URL	http://www.trustsg.org.sg/
組織概要	民間事業者と消費者間の信頼関係樹立によって電子商取引を推進する業界主導の協議会

シンガポール政府の情報通信開発局 (Infocomm Development Authority : IDA) IDA は、2000年8月にシンガポールの民間セクターにおける電子商取引を促進するための政府方針を打ち出し、これを受けて2001年3月、国家信頼協議会 (National Trust Council : NTC) が設立された。NTC は、電子商取引を促進するために必須となる民間事業者と消費者間の信頼関係を樹立することを目的として産業界主導により、様々な活動を行なっている。

その中で中心になるのは TrustSg と呼ばれるトラストマークの運営・管理業務で、TrustSg マーク付与を行なう認定機関の選別・認定を行なっている。販売業者の審査・マーク付与を行なう機関は認定コード所有者 (Authorized Code Owner : ACO) と呼ばれ、こうした ACO は、NTC が定めたセキュリティ標準を満たす独自の運用コード (Operation Code) を基に、トラストマーク申請企業の審査及び TrustSg 付与を行なう¹⁵³。

NTC が掲げる活動目標は以下の5つにまとめられている。

- 民間企業と政府の間で「TrustSg プログラム」の適用を促進する。
- オンライン取引に関するセキュリティについて消費者や企業利用者を教育し、トラストマークの普及を促す。
- B2C 業者における不正行為を減らすため、リスクマネジメントフレームワークの適用を促進する。
- トラストマークの国際的な認知度を高め、TrustSg プログラムの国際化につとめる。
- オンラインセキュリティの確立と電子商取引に関する企業及び消費者の信頼性を高めるために、適当な政策について提言する。

¹⁵³ NTC のホームページには、認定を受けた企業がリストアップされている。

NTC のメンバーには、大手 IT 関連企業、金融機関、コンサルティング会社、消費者団体、IDA などが含まれており、企業メンバーとして、シティバンク社(Citibank)やアーンスト・アンド・ヤング社(Ernst&Young)のほか、VISA インターナショナル社(VISA International)、ヤフー・東南アジア社(Yahoo Southeast Asia)などが加盟している。

2006 年 10 月には、シンガポール消費者協会(Consumers Association of Singapore)、イーベイ社、シンガポール犯罪防止局(National Crime Prevention Council)などが共同で、シンガポール初となるオンライン・ショッピングの安全利用ガイドを発表した。このガイドでは、消費者に対し、TrustSg マークを付与されているオンライン・ショッピング事業者のみを信頼するよう呼びかけている¹⁵⁴。

3.3.5 マレーシア

(1) マレーシア電子システム研究所

<概要>

名称	マレーシア電子システム研究所(MIMOS)
所在地	Technology Park Malaysia, 57000 Kuala Lumpur, Malaysia
URL	http://www.mimos.my/
組織概要	各種 IT 関連 R&D 活動、政策諮問、産業セクター支援、子会社によるビジネス展開と、IT に関連した活動を幅広く行なう半官半民機関

マレーシア電子システム研究所(Malaysian Institute of Microelectronic Systems:MIMOS)は、マレーシア政府による支援の下で 1985 年に設立された。科学・技術・イノベーション省(Ministry of Science, Technology and Inovations: MOSTI)の管轄下にある組織である。

MIMOS は 1996 年 11 月の民営化後から、半導体製造や ICT 分野における R&D 活動の推進や政策提言などその活動範囲を拡大しており、これに伴い電子商取引推進関連の活動にも大きく関わるようになった。1997 年にマレーシア郵便会社(POS Malaysia)とのジョイント・ベンチャー企業 Digicert 社を設立し、マレーシア初の認証局としてウェブサーバや電子メールパッケージなどの電子認証サービスの提供を開始した。また 1999 年からはマレーシア初のセキュア・インターネット・プラットフォーム製品として iVEST(internet Virtual Environment for Secure Transaction)の開発に取り組んでおり、さらに 2000 年には、米国ワシントン DC の世界銀行に設置されていた「グローバル・ナレッジ・パートナーシップ(Global Knowledge Partnership)」の事務局がマレーシアに移され、MIMOS は事務局として国際的な情報交換に貢献することになった。

MIMOS は、2004 年 6 月に農作物電子マーケットプレイス・ポータル「AgriBazaar」を開設した。マレーシアでは農業市場の成長が著しく、政府が同セクターにおける生産性の更なる向上と世界市場における競争力強化を目標とした農産業における情報化改革を大々的に行なっていると同時に、農産業界におけるデジタル・デバイドの解消も大きな目標として掲げている。AgriBazaar もこうした政策の一環であり、開設当初の会員数 1,800 から 2005 年には 6,000 会員にまで増加した

¹⁵⁴ "Online safety guide for buyers, businesses launched," October 5, 2006, The Business Times Singapore

2006年2月には、マレーシアで開催された第7回アジアオープンソース・ソフトウェア・シンポジウム(Asia Open Source Software Symposium)を主催している¹⁵⁵。ここでは、日本を含む21ヶ国(バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中国、台湾、香港、インドネシア、韓国、ラオス、ミャンマー、モンゴル、フィリピン、タイ、ベトナム、インド、パキスタン、シンガポール、スリランカなど)から300名以上が参加し、これら参加国内での効率的なコラボレーションを目指した討議が行われた。

3.3.6 インド

(1) インド ISP 協会 (ISPAI)

<概要>

名称	インド ISP 協会 (ISPAI)
所在地	612 - A, Chiranjiv Tower, 43, Nehru Place, New Delhi 110019 India
URL	http://www.ispai.in/
組織概要	インターネット及び電子商取引の普及を目的として、電気通信規制・標準化、セキュリティ対策技術などの研究、政府に対するロビー活動などを行なう IT 関連企業の業界団体。

インド ISP 協会 (Internet Service Provider Association of India : ISPAI) は、1998年に設立されて以来、インドにおけるインターネットの普及促進活動を行なうとともに、通信情報技術省 (MCIT) の通信部 (Department of Telecommunications) と産業界との橋渡し役として双方の対話を活発化させながら、インターネット使用課税などの問題解決に向けた活動を行なっている。また ISPAI は電気通信規制・標準化に関する政府産業顧問として活動を展開しており、例えば通信情報技術省の情報技術部 (Department of Information Technology) や商工省 (Ministry of Commerce & Industry) の商務部 (Department of Commerce) による「WTO フレームワークに基づいたグローバルな電子商取引促進」プロジェクトに対して政策提言を行なっている。

電子商取引関連の活動としては、通信部や情報技術部、インド電気通信規制庁 (Telecom Regulatory Authority of India : TRAI) などの政府機関や、その他産業界団体らと共同で、ISPの育成、International Gatewaysの民営化、医療産業における電子商取引導入、電子政府、遠隔教育などの分野で活発な活動を行なっている。

ISPAI では主な活動目標として以下の項目を挙げている。

- 2007年までにインドにおけるインターネット接続数を2,300万件に増やす
- 2008年までにITソフトウェア/サービス産業を800万ドル市場にまで成長させる
- ISP産業を利益優先型産業に変革する

¹⁵⁵ <http://www.mimos.my/prerelease17.html>

¹⁵⁶

<http://www.mimos.my/content/data/Malaysia%20Hosts%20Seventh%20Asia%20Open%20Source%20Software%20Symposium.pdf>

- 音声とテキストのデータ収束技術を促進させ、電子商取引の普及を図る

3.3.7 オーストラリア

(1) オーストラリア・インターネット産業協会 (IIA)¹⁵⁷

<概要>

名称	オーストラリア・インターネット産業協会 (IIA)
所在地	Unit 3, 20 Bougainville Street, Manuka, ACT 2603, Australia
URL	http://www.iaa.net.au/
組織概要	オーストラリア国内でのインターネットアクセスの向上や信頼性などを目的として、政府に対する政策提言及び、ビジネスや規制の問題に関して擁護活動を行なうインターネット業界団体

オーストラリア・インターネット産業協会 (Internet Industry Association : IIA) は、オーストラリアのインターネット業界団体で、メンバー企業は電気通信事業者からコンテンツ企業やウェブ開発企業、また電子商取引サイト運営企業やソリューション・プロバイダ、ハードウェア・ベンダー、ISP、教育研究機関など多岐にわたっている。IIA は、オーストラリア国内でのインターネットアクセスの向上や信頼性などを目的として、政府に対して政策を提言したり、ビジネスや規制の問題に関して擁護活動を行なっている。

IIA では、インターネットに関する重要な課題に関してインターネット上で意見交換や情報共有を行なうバーチャル・タスクフォースを設置しており、これまでに認証、コンテンツ、著作権、サイバー犯罪、デジタルデバイドの解消、プライバシー、スパム、ワイヤレスといったテーマを取り上げてきた。IIA は、こうしたバーチャル・タスクフォースによる議論などを踏まえて、電子商取引に関連する自主的な行動規則 (Code of Practice) を策定しており、これまでコンテンツ規則、オンラインギャンブル規則、プライバシー規則 (草案) サイバー犯罪規則 (草案) を発表している。

IIA は 2004 年 2 月、オーストラリア国内の全てのインターネット・ユーザに無料で試用版ウィルス対策ソフトを提供する計画「オーストラリア国家ウィルス防御計画 (National Virus Protection Scheme)」を実施した。IIA の統計によると、国内インターネット・ユーザのうち 4 人に 1 人が最新のコンピュータ・ウィルスに対する対策を行なっていないといい、こうしたウィルスから保護されていないユーザは自分自身のみを危険にさらすだけでなく、ウィルスの感染源と

¹⁵⁷ オーストラリアではこのほか、Tradegate ECA (<http://www.tradegate.org.au/>) と呼ばれる輸出入手続きのオンライン化から EDI の標準化まで電子商取引に関連する活動を包括的に行なう非営利組織があるが、同団体については、2005 年以降特に活動していることを示す情報が公開されておらず、最近の動向は不明。同団体は、産業界そして政府に対する顧問サービスとして電子商取引推進戦略ポリシーの立案やシステム構築・導入など幅広い対応を行なったり、また産業と政府との間に立ち、産業界における取り組みと政府規制とのバランスが取られるよう、調整役としての役割を果たしている。またトレードゲート ECA は、ISP としてコネクト・インターネット・ソリューション (Connect Internet Solutions) 社と契約を結んで電子商取引サービスのプロバイダとしても様々なサービスを提供しているほか、インターネット・ドメイン名システムの管理を行なう非営利団体である auDA (Australian Domain Administration) の創設メンバーとしてドメイン管理にも関わっている。

して他のユーザをもウィルス感染の危険にさらすことになることからウィルス対策ソフトの配布を決めた。この計画では、ヤフー（Yahoo!）、マカフィー・セキュリティ（McAfee Security）、トレンドマイクロ（Trend Micro）といった IIA に加盟する主要ベンダーの支援のもと、ホームページから 6 種類のウィルス対策ソフトの試用版をダウンロードできるようにした。

2005 年には、引き続きウィルスやスパムへの対策を検討すると同時に、オンラインコンテンツの著作権に関する行動規範を制定するといった活動を行なった。

2006 年 7 月には、オーストラリアで初となるブロードバンド普及目標イニシアチブを発表した¹⁵⁸。このイニシアチブでは、国際競争力強化のためにも、2010 年までに有線・無線ブロードバンドを普及させることの必要性を提唱しており、そのためのキラーアプリケーションとして以下を推奨している。

- 多機能インターネット電話
- HD 対応ビデオ電話
- IT を活用した遠隔からの診断
- インタラクティブな遠隔での教育
- マルチメディア・コンテンツ
- デジタル家電
- ブロードバンド対応自動車

3.4 ヨーロッパ

3.4.1 EU

(1) 欧州電子標準化委員会・情報化社会標準システム（CEN/ISSS）

< 概要 >

名称	欧州電子標準化委員会・情報化社会標準システム（CEN/ISSS）
所在地	36 rue de Stassart, B - 1050 Brussels
URL	http://www.cenorm.be/cenorm/index.htm
組織概要	欧州全体をカバーする標準化機関である欧州標準化委員会の電子商取引を含む ICT 分野部門

欧州標準化委員会（European Committee for Standardization : CEN）は、欧州のさまざまな標準機関が連携して設立した欧州全体をカバーする標準化機関であり、CEN/ISSS（Information Society Standardization System）は電子商取引を含む ICT 分野部門として 1997 年に設立された。CEN/ISSS は、ICT 分野の問題に関して欧州のコンセンサスを作ることを目的としてサービス・プロバイダや政府関係者、ユーザや消費者団体といった利害関係者が参加できる CEN/ISSS ワークショップを開催しているほか、こうした問題の現状を分析し、政策提言を行なうフォーカス・グル

¹⁵⁸ [http://www.ii.net.au/files/IIA_Broadband_Targets_2010_%20\(for_release\).pdf](http://www.ii.net.au/files/IIA_Broadband_Targets_2010_%20(for_release).pdf)

ープを設けている。なお CEN/ISSS は、欧州委員会からの委託を受けて標準化関連活動を行なうが、EU の組織の一部ではない。

電子商取引関連の標準技術の普及は、CEN/ISSS における中心的な議題の一つとなっている。例えば CEN/ISSS では、電子商取引関連の活動として、かつて EDI の標準化などに取り組んできたが、近年、XML を利用した電子商取引ソリューションにおける関係者間の協調に積極的に関わっている。現在、CEN/ISSS では電子商取引関連の取り組みとして以下の活動を実施している¹⁵⁹。

- eBES (ebXML) ワークショップ
- e ビジネス相互互換性フォーラム (eBusiness Interoperability Forum : eBIF)
- e カタログ・分類ワークショップ (eCataloguing-classification Workshop)
- e 請求書ワークショップ (eInvoicing Workshop)
- 行政用語欧州ネットワーク (European Network for Administrative Nomenclature)

(2) 欧州情報・通信・民生電子技術産業協会 (EICTA)

< 概要 >

名称	欧州情報・通信・民生電子技術産業協会 (EICTA)
所在地	20, Rue Joseph II, B-1000 Brussels, Belgium
URL	http://www.eicta.org/
組織概要	欧州連合の IT 及び電子商取引産業の成長に関して政策提言などを行なう欧州 IT 企業による産業団体

欧州情報・通信・民生電子技術産業協会 (European Information and Communications Technology Industry Association : EICTA) は 1999 年 11 月にベルギーの首都ブリュッセルにおいて国際非営利法人として設立された欧州 IT 企業による産業団体である。2001 年 10 月には欧州家電製造協会 (European Association of Consumer Electronics Manufacturers : EACEM) と共同の活動を開始した。現在 EICTA には、欧州 26 ヶ国にある 91 の IT・家電関連の企業や団体が参加している。EICTA の主な事業内容は以下のとおりである。

- 欧州連合の IT 及び電子商取引産業の成長を促進
- 欧州委員会など政府及び協議会に IT 産業に関する議題を提案
- IT 及び電子商取引に関する一般的な意識を高めるための教育を実施
- EU の実質的な IT 産業開発に関する情報の協会加盟国への通知

2005 年 4 月には、日本の JEITA (電子情報技術産業協会) の呼びかけに応じて、米国の情報技術産業協議会 (Information Technology Industry Council : ITI)、米国電子連合会 (Electronic

¹⁵⁹

<http://www.cenorm.be/cenorm/businessdomains/businessdomains/iss/act ivity/ecommerce+and+eb usiness.asp>

Industries Alliance : EIA) とともに、東京で開催された「日米欧電子情報業界団体会議」に参加した。この会議では、電子情報技術産業の重要な4つの課題(知的財産の適切な保護、環境問題、通商問題、標準化問題)について意見交換し、課題解決に向けて協調して取り組むことが確認された。2006年における電子商取引関連の動きはないものの、継続して電子機器・情報通信業界を支援している。

3.4.2 イギリス

(1) GS1 UK

<概要>

名称	GS1 UK
所在地	10 Maltravers Street ,London , WC2R 3BX
URL	http://www.gs1uk.org/home.asp
組織概要	イギリスのサプライチェーンにおけるGS1標準の効果的な利用を促進・支援するための非営利団体

GS1 UKは、イギリスのサプライチェーンにおけるGS1標準の効果的な利用を促進・支援するための非営利団体である。同団体の前身はArticle Number Association(ANA)とElectronic Commerce Association(ECA)が合併して、1998年10月に設立されたAssociation for Standards and Practices in Electronic Trade-EAN UK Ltd(通称ecentre)であった。2005年2月からGS1 UKとして活動を行っている。

ANAは、GS1システム(旧EAN.UCCシステム)の利用を促進する目的で、1976年4月にイギリス産業界によって設立された団体で、主にイギリスの電子取引で利用されていたEDI関連スタンダードを開発、また、収益性の高い国際電子商取引のための標準を作成するため、海外の団体や企業と協力してきた。一方、ECAは1987年に産業界によって設立され、当初はEDI Associationとして知られたが、次第に電子商取引に関するEDI以外の分野にも対象を広げていった団体として知られる。

ANAとECAの合併、ecentreの改称を経て今日に至るGS1 UKは、GS1¹⁶⁰標準の世界的な開発や管理に関する活動にも参加しており、イギリス企業にとって利用しやすい標準となるよう、同団体のメンバーを代表した取り組みを行っている。

GS1 UKは95以上の産業から17,500以上のメンバー企業を抱える。最も多い業界は食料関連を除く製造業(30%)で、これに卸売(22.7%)、食料関連の製造業(18%)、出版・印刷・記録メディア(7.4%)、小売(6.7%)が続いている。

GS1 UKが2006年に行った主な活動は以下の通り。

- 2006年1月:GS1 UKが他の関連団体と共同で設立したUK RFID in Packaging WorkgroupがRFIDパッケージング・ガイドラインを発表¹⁶¹。

¹⁶⁰ GS1の活動については、3.1(1)を参照のこと。

¹⁶¹ http://www.gs1uk.org/media_story.asp?s=0&fid=75&sid=514

- 2006年4月：GS1 UK、Asda、Makro、Tesco といった英国小売企業と Global Data Synchronisation プログラムを開始¹⁶²。同月、「GS1 UK Solution Provider Finder」というウェブ上のプロバイダ情報提供を開始。

3.4.3 ドイツ

(1) 情報経済・通信・新メディア連盟 (BITKOM)

<概要>

名称	情報経済・通信・新メディア連盟 (BITKOM)
所在地	Albrechtstrabe 10 10117 Berlin postbox 640144 10047 Berlin
URL	http://www.bitkom.org/
組織概要	情報通信分野における官民の協力を促進する

情報経済・通信・新メディア連盟(Bundesverband Informationswirtschaft, Telekommunikation und neue Medien e.V. : BITKOM) は、IT 関連企業による産業団体で、加盟企業はコンテンツや IT サービス、ソフトウェア、製造、データ端末設備、インフラなどの1,000社以上のメンバー企業から構成される。このうち750社が大企業で、こうした企業の従業員数の合計70万人超、年間売り上げの総額は1,200億ユーロにのぼるといふ。BITKOMは、IT関連の政策や規制のフレームワーク改善に取り組みつつ、教育システムの近代化や調査活動、イノベーションの促進を実施している。BITKOMでは、以下のトピックに関して年間400以上のイベント等を開催している。

- 専門家及びマネジメントのレベルにおける消費者及び競合他社との意見交換
- IT市場の分析とIT産業を対象としたアンケート調査
- IT産業の最新動向
- グローバルなビジネス協定及び望ましい条件
- 法的責務に関するアドバイス
- 国内と国外における貿易に関する意見交換

また、BITKOMはドイツ連邦政府の協力の下、「MCert」プログラムと呼ばれる中小企業向けITセキュリティ確保のための産官のパートナーシップを進めている¹⁶³。「MCert」では、電子メールやインターネットを通じて、セキュリティ情報やアドバイスを提供したり、加盟企業に個別にセキュリティ強化のための指導が行なわれている。「MCert」プログラムはBITKOMによって監督され、BITKOMの子会社であるMcert German IT Security社が実際の運営主体となっている。

2005年6月には、ドイツ国内のコンファレンスで、テレビとインターネットの機能を補完させて情報提供するインタラクティブTVの試み「ClickTV」の実験を開始したと発表した¹⁶⁴。これは、通常のテレビ受信機に装置を追加することによって、テレビ番組情報をインターネットから補完

¹⁶² http://www.gs1uk.org/media_story.asp?s=0&fid=75&sid=516

¹⁶³ <http://www.mcert.de/>

¹⁶⁴ http://www.bitkom.org/files/documents/Handout_ClickTV_20050617.pdf

する機能を持たせるもので、テレビとインターネットの融合プロジェクトとして注目されている。

2006年8月には、インターネットのフィッシング詐欺が違法ではない現行のドイツ法に言及し、利用者のパスワードや個人情報の保護体制の強化を訴える活動を強化している¹⁶⁵。

3.4.4 フランス

(1) フランス・オンライン商取引・サービス連合¹⁶⁶

<概要>

名称	フランス・オンライン商取引・サービス連合 (ACSEL)
所在地	15, rue de la Banque, 75002 Paris
URL	http://www.acsel.asso.fr/
組織概要	オンラインサービス及び電子商取引の普及推進活動を行なう組織

フランス・オンライン商取引・サービス連合 (Association pour le Commerce et les Services en Ligne : ACSEL) は、オンラインサービスと電子商取引の普及を目的とした団体であり、IT ベンダー、流通・サービス・金融等の「e 業者 (E-merchants)」、新聞社や行政機関などのオンラインサービス提供者、通信事業者、法律家など 200 の企業、団体が会員となっている。1980 年に設立されたが、1994 年以降はインターネット上の電子商取引やオンラインサービス、モバイルサービスを主な活動領域としている。

主な活動内容の一つは調査レポートの出版で、その主なものは以下のとおりである。

- 「信用、電子商取引の主な課題 (La confiance, principal défi pour le commerce électronique)」¹⁶⁷ (2001 年)
- 「携帯電話向けオンラインサービスの発展を成功させるために (Réussir le développement des services en ligne pour la téléphonie mobile)」¹⁶⁸ (2002 年)
- 「オンラインサービス：経済モデルと決済システム (Services en ligne : modèles économiques et système de paiement)」¹⁶⁹ (2004 年)

また、ACSEL が運営する「電子商取引バロメーター」¹⁷⁰は、四半期ごとに更新されるフランスの電子商取引の状況を示すデータ集で、オンライン・ショッピングをするインターネット・ユーザの比率などが発表されており、フランスにおける電子商取引市場を把握する主要データとして位置づけている。

¹⁶⁵ "INTERNATIONAL," August 23, 2006, WASHINGTON INTERNET DAILY

¹⁶⁶ このほか、電子商取引そのものではないが、個人のインターネット利用におけるスパム対策、個人情報保護など、間接的に電子商取引に関わる分野について対象としている団体として、ISP の業界団体であるフランス ISP 協会 (<http://www.afa-france.com/>) などがある。

¹⁶⁷ <http://www.acsel.asso.fr/publications/publications.asp?ref=5>

¹⁶⁸ <http://www.acsel.asso.fr/publications/publications.asp?ref=4>

¹⁶⁹ <http://www.acsel.asso.fr/publications/publications.asp?ref=1>

¹⁷⁰ <http://www.acsel.asso.fr/barometres/>

4. 各国における EC 研究プログラム

ICT 技術の発展を経て、電子商取引インフラが広く社会に普及してきた今日、電子商取引に関連した研究開発を行う大学の研究センターでは、電子商取引のみを研究する以前の姿勢から、E ビジネスという大きな括りの1つとして電子商取引を扱う方向に変わってきている。特に、米国においてその傾向が強く、中には設立当初、電子商取引に焦点を当てた研究開発を行っていた研究センターが、現在は他の ICT 関連研究センターの一部に組み込まれている事例も見受けられる。例えば、カリフォルニア大学バークレー校 Fisher Center for Information Technology and Marketplace Transformation は 1990 年代後半、CommerceNet との共同プロジェクトや金融企業と共同で金融 EDI 開発を進めるなど、電子商取引関連の研究で実績を認められてきたが、その電子商取引関連で築いた基盤をベースに、次第に E ビジネス全般に研究対象を広げており、2006 年からは既存のビジネス・プロセスを打ち破り新たなプロセスを目指すためのイニシアティブを立ち上げている。米国ではないが、オーストラリアの Center for Information Technology Research も同様のケースといえる。

このように、中心となる研究テーマや組織構成を柔軟に変えていく研究センターの姿勢は、民間企業のスポンサーシップと無関係とはいえない。アジア諸国や欧州諸国と異なり、政府からの支援をあまり期待できない米国研究センターの多くは、民間企業のスポンサーシップによって研究・運営資金を調達している。スポンサーとなる民間企業を取り巻く環境は変化が激しい。他社との競争に勝ち抜くために、次なる手段をいち早く採用すべく企業は常に前進を求められている。そのため、資金提供先である研究センターにも同様の努力が求められ、既存の枠に固執することなく、センターとして追求すべき研究テーマ、その位置づけなどを柔軟に変化させようとする努力が見られる。

これとは対比的に、中国・韓国の研究センターは国家プロジェクトとして実施もしくは開始されており、関連技術の研究開発の重要性も然ることながら、電子商取引の推進団体としての役割も重視される傾向にある。例えば、中国科学院内に設立された e-Commerce Technology R&D Center では、2008 年開催予定の北京オリンピックを視野に入れた電子商取引の枠組みに関する調査に加え、電子政府推進に関連したプロジェクトなども行っている。

また、電子商取引推進を通じた地域振興を目的とした研究センターもある。特にカナダ・英国においては、地域ビジネスの振興の手段として、大学を拠点とした電子商取引関連の研究センターを活用している事例が多く見られる。こうした研究センターは、中央政府や地方政府からのサポートを受けており、地域の E ビジネスや電子商取引の導入促進を図るためのコンサルティング的なプロジェクトを実施している。その顕著な例が、英国カーディフ大学にある eCommerce Innovation Centre である。同センターでは、同大学のあるウェールズ州内の中小企業における BtoB、BtoG 電子商取引推進プロジェクトを進めている。同センターはまた、他の欧州諸国との地域間協力促進イニシアティブの一環として、農村地方の中小企業を対象とした電子調達推進プロジェクトにも参画している。

4.1 北米

4.1.1 米国 : MIT Center for Digital Business

(1) 概要

名称	MIT Center for Digital Business	
所在地	米国メイン州ケンブリッジ	
住所	MIT Center for Digital Business 3 Cambridge Center, NE20-336 Cambridge, MA 02142 U.S.A.	
主な研究対象分野	スポンサー企業との合意に基づいた、デジタルビジネス分野での研究。	
責任者	アーバン教授 (Prof. Glen L. Urban) 、ブリニョルフソン教授 (Prof. Erik Brynjolfsson) 、クスマーノ教授 (Prof. Michael Cusumano) 、クラーク博士 (Dr. David Clark) 、マドニック教授 (Prof. Stuart Madnick) 、シーゲル博士 (Prof. Michael Siegel)	
スポンサー企業	プリンシパル・スポンサー	British Telecom, Cisco Systems, CSK, France Telecom, General Motors, UPS
	研究スポンサー	Liberty Mutual, Suruga Bank (スルガ銀行), University of Lecce
	メンバー・スポンサー	Institute for Innovation and Information Productivity, Publicis Technology, SAS
URL	http://ebusiness.mit.edu/	

MIT デジタルビジネス研究センター (MIT Center for Digital Business) は、デジタルビジネスの実践のために必要な要素となる、イノベーション、ナレッジ創出、促進・活用、及び経営管理思想などの分野を牽引することをミッションとして、1999年にマサチューセッツ工科大学に「Eビジネス研究センター (Center for eBusiness)」として設立された。その後2006年6月、現在の「MIT デジタル・ビジネス研究センター (MIT Center for Digital Business)」に改称されている¹⁷¹。

MIT デジタル・ビジネス研究センターのビジネスモデルではまず、産業界からスポンサー企業を召集し、これらスポンサー企業の事業と関連するマサチューセッツ工科大学内の研究室・テーマとをマッチングさせる。マッチング後に行われる研究成果は、年次総会やワークショップ、隔週で開催するランチ・セミナー、各種出版物などを通じて発表され、最終的にデジタル技術の経済への効果的な利用促進を目指す。また研究セミナーへの訪問受け入れなども実施している。

スポンサー企業には、研究への関与の大きさによって、3段階のレベルが設定されている¹⁷²。

➤ 「メンバー・スポンサー」

年間5万ドルの出資で、MIT デジタルビジネス研究センターの研究活動へのアクセスが得

¹⁷¹ <http://ebusiness.mit.edu/news/CDBIntro.html?articleId=191000124>

¹⁷² <http://ebusiness.mit.edu/about/faq.html>

られる(ただし、フォーカス研究プロジェクト(後述)へのアクセスは不可)。2006年現在、情報技術推進機関の Institute for Innovation and Information Productivity (IIIP) の他、Publicis Technology 社、SAS 社がメンバー・スポンサーとなっている。

➤ 「研究スポンサー」

上記メンバー・スポンサーと同等のアクセスに加え、同センター内の職員1名と研究プロジェクト「フォーカス研究プロジェクト」を1件実施する事ができる。「フォーカス研究プロジェクト」は、研究センター及び企業の双方が合意した研究トピックに焦点を充てて(フォーカスして)行うプロジェクトで、マサチューセッツ工科大学内の研究室から、教授、助教授、及びその他博士課程研究員などを動員して行われる。年間出資額は15万ドル。2006年現在の研究スポンサーは、リバティ・ミューチュアル社(Liberty Mutual)、スルガ銀行、レッチェ大学(伊)となっている。

➤ 「プリンシパル・スポンサー」

MIT デジタルビジネス研究センターの研究活動へのアクセスに加え、複数の「フォーカス研究プロジェクト」を行うことができる。年間出資額は30万ドルで、3年間の継続出資が義務付けられる。2006年現在のプリンシパル・スポンサーは、ブリティッシュ・テレコム社(英)、シスコ・システム社、CSK 社、フランス・テレコム社(仏)、ゼネラル・モーターズ社、UPS 社の、計6社。

(2) 主な研究プロジェクト

MIT デジタルビジネス研究センターは現在、デジタル・ビジネス関連の研究分野として5つの研究プロジェクトチームを形成している¹⁷³。

- デジタルマーケティング戦略(Digital Marketing Strategy)
- デジタルプロダクティビティ(Digital Productivity)
- IT製品・サービス(IT Products and Services)
- 将来型コミュニケーション(Communication Futures)
- セキュリティ相互依存と拡張型企业(Interdependence of Security and the Extended Enterprise)

同センターの研究プロジェクトは、スポンサー企業間での1対1プロジェクトであり、各スポンサー企業のニーズに合った内容のプロジェクトを行っているため、研究プロジェクトの具体的な内容は公開していない。なお、過去の主なプロジェクトとして、インテル社のホームページのダウンロード率を上げた成功例などが挙げられている¹⁷⁴。

¹⁷³ <http://ebusiness.mit.edu/research/index.html>

¹⁷⁴ <http://ebusiness.mit.edu/about/faq.html>

(3) 主な教授陣

MIT デジタルビジネス研究センターに従事する主要な教授・研究員は、主にマサチューセッツ工科大学経営大学院（スローンスクール）に属している。また、上記5つの研究分野のうち、将来型コミュニケーション（コンピュータ科学）を除くすべての責任者も、すべてスローンスクールの教授あるいは博士である。その他施設からは、同大学の工学部、メディア研究所、コンピュータ科学、建築学部など多岐に亘る¹⁷⁵。

4.1.2 米国：Center for Global Electronic Commerce（CGEC）

(1) 概要

名称	Center for Global Electronic Commerce (CGEC)
所在地	米国バージニア州ブラックスバーグ (バージニア工科大学パンプリン・ビジネススクール校内)
住所	Center for Global Electronic Commerce Pamplin Hall 3007 (mailcode 0101) Pamplin College of Business Virginia Tech Blacksburg, VA 24061 U.S.A.
主な研究対象分野	電子商取引技術及びビジネスでの活用、人材開発（教育）
責任者	バージニア工科大学パンプリン・ビジネススクール、スティーブン・D・シートツ助教授 (Assistant Prof. Steven D. Sheetz：情報システム専門)
主なパートナー	Wachovia Bank, Accenture, バージニア工科大学 OB 会、バージニア工科大学パンプリン・ビジネススクール
URL	http://www.pamplin.vt.edu/cgec/

バージニア工科大学パンプリン・ビジネススクール校内に設置されているグローバル電子商取引研究センター（Center for Global Electronic Commerce、以下 CGEC）は、ビジネスやインターネット関連技術に関する学際的な研究を推進することを目的とした施設である。また、産業界からのインターネット・ビジネス・アプリケーションに対するニーズに応えることや、電子商取引に関する教育機関であることも自負している。このように、技術のみならず、ビジネス全般の人材育成機関として位置づけられている理由として、「近年の目覚ましい技術の発展と共に電子商取引という分野が大きく成長したものの、電子商取引技術を企業（あるいは機関）のベストインタレスト（全体最適）として活用するためにはコアとなるビジネススキル（を有する人材）も平行して必要である」という同センターの考えがある。CGEC では、電子商取引ビジネスを行うためには、技術に関するエキスパタイズ（知見）と同等レベルのビジネス・エキスパタイズ（知見）も必要とする、という信念のもとで運営される。

情報技術とビジネススキルの双方を対象とする研究には、産業界からのパートナーシップが不可欠となっている。パートナーシップには、研究資金や CGEC 運営資金を提供する「スポンサーシ

¹⁷⁵ <http://ebusiness.mit.edu/about/staff.html>

ップ」と、特定の研究に対する資金を提供する「特別研究契約 (Special Research Contracts)」の2種類がある¹⁷⁶。

(2) 主な研究プロジェクト

近年の CGEC の主な研究プロジェクトのうち、特定企業及び政府機関からの資金提供で行われた「特別研究契約」には、BtoB オークションやセキュリティ、複雑化したインターネット・アプリケーションの管理、といったプロジェクトがある¹⁷⁷。

- 「BtoB オークション ("Business-to-Business Auctions")」2000 年、バージニア州革新技術センター (Virginia's Center for Innovative Technology) 依頼、5,100 ドル。
- 「電子政府におけるプライバシーとセキュリティ問題 ("Privacy and Security Issues for Electronic Government")」2000 年、プライスウォーターハウス・コーパーズ (PriceWaterhouse Coopers) 依頼、15,000 ドル。
- 「ITR (Information Technology Research for National Priority: 国家優先事項のための情報技術研究): 複雑な情報アプリケーションの管理: デジタル考古学文書 ("ITR: Managing Complex Information Applications: An Archaeology Digital Library")」2003 年 9 月 1 日 ~ 2004 年 8 月 31 日、全米科学財団依頼、55,723 ドル。

その他、同センターで実施された電子商取引関連研究における各種論文が、学術誌及び情報システム専門誌に掲載されている。主なものを以下に列挙する¹⁷⁸。

- 「多面的 BtoB オークション ("Multi-Dimensional Business-to-Business Auctions")」(2002 年、Strategies for eCommerce Success 掲載)
- 「電子商取引の信頼性: プライバシー、セキュリティ、ウェブサイトの属性の役割 ("Trustworthiness in Electronic Commerce: The Role of Privacy, Security, and Site Attributes")」(2002 年、Journal of Strategic Information Systems 掲載)
- 「BtoC 電子商取引の採用による信用効果と革新の特徴 ("Adopting Business-to-Consumer Electronic Commerce: The Effects of Trust and Perceived Innovation Characteristics")」(2003 年、The Data Base for Advances in Information Systems 採用)
- 「ナレッジ・ベースのサービス産業における電子商取引の役割 ("The Role of E-Commerce in Knowledge-based Service Industries")」(2004 年、Journal of Electronic Commerce in Organizations 掲載)

¹⁷⁶ <http://www.pamplin.vt.edu/cgec/cgec---sponsors.html>

¹⁷⁷ <http://www.pamplin.vt.edu/cgec/cgec---sponsors.html>

¹⁷⁸ <http://www.pamplin.vt.edu/cgec/cgec---research.html>

(3) 主な教授陣

CGEC のディレクターを務めるスティーブン・D・シートズ助教授 (Steven D. Sheetz, Assistant Professor) は、バージニア工科大学パンプリン・ビジネススクールにて情報システムを専門に研究活動を行っている。同氏の専門は会計処理などの情報システムであるが、CGEC では研究分野にとらわれずに学際的な研究を行っているため、他の専門分野からも教授陣を招聘している。

4.1.3 米国 : Fisher Center for Information Technology and Marketplace Transformation (CITM)

(1) 概要

名称	Fisher Center for Information Technology and Marketplace Transformation (CITM)
所在地	米国カリフォルニア州バークレー (カリフォルニア大学バークレー校ハーススクールオブビジネス校内)
住所	Fisher Center for Information Technology and Marketplace Transformation Haas School of Business 545 Student Services #1900, 2220 Piedmont Avenue University of California at Berkeley Berkeley, CA 94720-1900 U.S.A.
主な研究対象分野	情報技術、電子商取引 (E ビジネス改革の実現)
責任者	カリフォルニア大学バークレー校ハーススクールオブビジネス、アリー・セゲフ教授 (Prof. Arie Segev : BtoB 電子商取引、マーケットプレイス中間業者専門)
主なパートナー	AT&T, ALCOA, Bank of America, Bechtel, Charles Schwab & Co., Ford Motor Company, Franklin Resources, IBM Electronic Commerce Institute, Interim Technologies, Kaiser Permanente, Levi's, MCI, McKesson Corporation, Oracle, SBC, Sun Micro Systems, The GAP, Inc, The State of California (カリフォルニア州), AnySoft Inc.
URL	http://groups.haas.berkeley.edu/citm/citm-home.htm

カリフォルニア大学バークレー校ハーススクールオブビジネス校内に設置されている情報技術・マーケティング・トランスフォーメーション・フィッシャーセンター (Fisher Center for Information Technology and Marketplace Transformation、以下 CITM) は、ビジネスにおける様々な規律と情報技術とのギャップを埋める目的で、1994 年に設立された研究センターである。同センターは、1995 年の研究プロジェクト CITM にて電子商取引推進団体 CommerceNet と共同で E カタログのビジネス・バリューを測定することに成功し、またバンク・オブ・アメリカ (Bank of America) と共同でインターネットベースの金融 EDI 開発を進めたことなどから、電子商取引研究における高いプレゼンスを早い段階から得ていることが特筆される。

現在の CITM の主要研究テーマは、「E ビジネス改革の実現 (Enabling eBusiness (EEB) Transformation)」である。この研究では、ウェブ・ベースでの E ビジネス・プロセスと関連技術とのマイグレーションについて、あらゆる産業に横断的な研究を実施している。中でも、企業・組織内で行われる様々なビジネス・プロセスや、企業・組織が顧客と接する際のビジネス・プ

ロセスについて重点的に研究している。

研究パートナーとして、同大学内の同センター以外の研究室や、他の大学・研究機関とも交流を深めている。具体的には、カリフォルニア大学バークレー校建築学部 (Yehuda Kalay 教授)、マサチューセッツ工科大学経営大学院 (スローンスクール、Richard Wang 教授)、アリゾナ大学 (Leaon Zhao 教授)、ローレンス・リバモア国立研究所 (Lawrence Livermore National Laboratory: LLNL) 電子エンジニアリング部門などがある。また、産業界からは、通信事業者 AT&T 社の他、IT 業界からは IBM 社 (Electronic Commerce Institute)、オラクル社 (Oracle)、サン・マイクロシステムズ社などとパートナーを組む。その他、金融機関のバンク・オブ・アメリカ、チャールス・シュワブ (Charles Schwab & Co.)、カイザー保険 (Kaiser Permanente)、及び衣料品のギャップ社 (The GAP Inc)、自動車のフォード・モーター社 (Ford Motor Company)、鉄鋼のアルコア社 (ALCOA) などともパートナーを組み、幅広い産業界との関係を構築している。

CITM では、このような研究活動のほか、ワークショップや会議、アンケート調査なども幅広く実施している。例えば、2003 年 4 月に「E ビジネス改革の実現」をテーマにした最初の会議を開催している。同年 10 月には、サン・マイクロシステムズ社のスピーカーによるワークショップ「E ビジネス・ウェブ・サービス ("e-Businesses Web Services")」を主催し、11 月にも IBM T.J. ワトソン研究所よりスピーカーを招待したワークショップ「E サービス契約の役割 ("Role of Electronic Service Contract")」を開催している。

CITM は最近、学术界及び産業界から様々なグループが参加する Business-in-Context (BIC) という新たなビジネス・プロセスに関連した研究開発イニシアティブを開始しており、2007 年 3 月には第 1 回国際ワークショップの開催を予定している¹⁷⁹。同センターが行ってきた過去のビジネス手法に関するこれまでの研究・分析から、ビジネス・プロセスの設計やそれを導入するための既存の手法は理想的な姿から程遠く、それに固執する限り、たとえ Web 2.0 と呼ばれる技術を急速に導入したとしても進展はないと考えている。そのため、CITM は、現在多くの企業が使っているような「平均的ビジネス・プロセス」を離れ、最新の技術や適切な手法を採用することにより、「コンテキストに依存した」新しいプロセス設計を試みようとしており、その未来の方法を探るため、専門家を集めてここ 1-2 年で注目されるようなトピックについて議論することを狙っている。

(2) 主な研究プロジェクト

CITM の研究分野は、電子商取引関連のあらゆる事項をカバーしている。同センターでは、具体的な研究プロジェクトを開示していないため、ここでは、同センターの主な研究分野を列挙する¹⁸⁰。

- ビジネスプロセス・トランスフォーメーション
- E 交渉
- 顧客対応・パーソナライゼーション

¹⁷⁹ <http://groups.haas.berkeley.edu/citm/citm-home.htm>

¹⁸⁰ <http://icontext.org/>

- コンテンツマネジメント
- E ビジネスでよく利用されている技術研究
- ウェブ・サービス関連ビジネス及び技術アーキテクチャ
- 携帯電話技術のビジネスプロセスへの影響
- E 調達 (BtoB)
- E ビジネス向けアプリケーションのアーキテクチャ設計
- 情報管理
- チャンネル・インテグレーション
- 相互運用、レガシーマイグレーション

(3) 主な教授陣

CITMの責任者(ディレクター)は、カリフォルニア大学バークレー校ハーススクールオブビジネスのアリー・セゲフ教授(Prof. Arie Segev)が務める。同氏は主に、BtoB 電子商取引やマーケットプレイスの仲介(Intermediation)を専門に研究しており、ハーススクールオブビジネスにて電子商取引及び情報管理分野での講義も受け持っている。また、セゲフ氏をサポートするエグゼクティブ・ディレクター職に、チャールス・シュワブなどの金融機関におけるIT技術者として20年間勤務した経験を持つ、ハーススクールオブビジネスのフィリップ・ゴードン氏(Phillip Gordon)が就いている。

4.1.4 米国 : Institute for Global Electronic Commerce (IGEC)

(1) 概要

名称	Institute for Global Electronic Commerce (IGEC)
所在地	米国メリーランド州ボルチモア (メリーランド大学ボルチモア校内)
住所	Institute for Global Electronic Commerce University of Maryland Baltimore County 1000 Hilltop Circle Baltimore MD 21250 U.S.A.
主な研究対象分野	電子商取引
責任者	メリーランド大学ボルチモア校、ティム・フィン教授(Prof. Tim Finin : 知的情報技術、セマンティックウェブ、パーベイシブ・コンピューティング、モバイルコンピューティング専門)
主なパートナー	メリーランド大学ボルチモア校(工学部、コンピュータ科学・電子工学部、情報システム部、生涯教育部)、IBM社(Center for Advanced Studies)、ラトガース大学(Rutgers University)、サイバークラウド社(Cybergroup, Inc.)
URL	http://www.igec.umbc.edu/

グローバル電子商取引研究機関(Institute for Global Electronic Commerce : 以下 IGEC)は、

電子商取引の推進を目指し、コンピュータ工学、情報科学、法律学、経営学など学際的な研究を行う施設として、メリーランド大学ボルチモア校内に設置された。IGEC と並び、同大学内には別途設立されている eBiquity 研究グループ(eBiquity Research Group)¹⁸¹があり、IGEC は eBiquity 研究グループと連携して電子商取引関連分野での活動を行っている¹⁸²。

eBiquity 研究グループは、主にメリーランド大学ボルチモア校のコンピュータ科学並びに電子工学部の研究者・学生で構成されるグループで、主にモバイルコンピューティング、パーベシブ・コンピューティング、ウェブ・サービス、人工知能、などを中心に研究している。これら分野から派生する研究対象技術に、例えばモバイル・ネットワーキングやデータ管理、ウェブ・マイニング、セキュリティ、アドホック・ネットワーキングなどがある。これらすべての技術が、電子商取引を含む E サービス (M コマース、ワイヤレス・ウェブ、ホーム・オートメーションなど) で利用されていることから、IGEC は eBiquity 研究グループと連携している。

IGEC の研究目的は、以下 3 点に集約されている¹⁸³。

- 電子商取引分野及び関連分野における最先端研究を行い、実的なソリューションを提供する。
- 電子商取引分野の学際的・国際的なカリキュラム・単位制度を設立し、学生並びに産業界リーダーや行政職員を教育する。
- バーチャル企業のインキュベーターとなる。

(2) 主な研究プロジェクト

IGEC では、具体的な研究プロジェクトの詳細な内容については公開していないが、主な研究プロジェクトとして以下を挙げている。電子商取引を実現する基盤となる技術の他、法務、ビジネス交渉といったビジネス要素についても研究の裾野を広げている¹⁸⁴。

- Intelligent Lawyer Online System¹⁸⁵ : 中小企業向け国際貿易規制情報インターフェース
- Electronic Channel Broker¹⁸⁶ : サプライヤーと消費者を対象にした、エンド・ツー・エンドのマッチング・サイト
- Trading Regulations Infrastructure for Small and Medium Enterprises¹⁸⁷ : 中小企業向け国際貿易規制・関連書類のオンライン・データベース
- CIIMPLEX (Consortium for Integrated Intelligent Manufacturing Planning and

¹⁸¹ <http://ebiquity.umbc.edu/>

¹⁸² IGEC の活動自体は 1999 年ごろがピークであり、現在は、eBiquity 研究グループを中心とした研究活動が中心。

¹⁸³ <http://www.igec.umbc.edu/about/>

¹⁸⁴ <http://www.igec.umbc.edu/research/>

¹⁸⁵ <http://www.igec.umbc.edu/research/ilos.shtml>

¹⁸⁶ <http://www.igec.umbc.edu/research/ecb.shtml>

¹⁸⁷ <http://www.igec.umbc.edu/research/tri.shtml>

Execution)¹⁸⁸ : 製造業向け設計・追跡・制御システムの開発

- EECOMS (Extended Enterprise Coalition for Integrated Collaborative Manufacturing Systems)¹⁸⁹ : 米国製造業界のグローバル競争力強化を目指した、サプライチェーンのフレームワーク構築
- Web Mining¹⁹⁰ : ウェブ・マイニング

(3) 主な教授陣

IGECの責任者は、メリーランド大学ボルチモア校、ティム・フィン教授 (Prof. Tim Finin) が務める。同氏の専門は知的情報技術、セマンティックウェブ、パーベイシブ・コンピューティング、モバイルコンピューティングといった分野で、現在は前出の eBiquity グループの責任者 (Principal Faculty)¹⁹¹ としての活動を主に行っている¹⁹²。

4.1.5 米国 : Global Supply Chain Management Forum

(1) 概要

名称	Global Supply Chain Management Forum
所在地	米国カリフォルニア州スタンフォード (スタンフォード大学経営大学院内)
住所	Stanford Graduate School of Business Global Supply Chain Management Forum 518 Memorial Way Stanford University Stanford, CA 94305-5015
主な研究対象分野	サプライチェーン全般に関わるベストプラクティスの研究開発とその普及促進
責任者	スタンフォード大学機械工学部デザイン学科コウスケ・イシイ教授 (Dr. Kosuke Ishii) スタンフォード大学スタンフォード大学経営大学院オペレーション情報技術ハウ・リー教授 (Dr. Hau L. Lee, Co-Director) スタンフォード大学経営大学院オペレーション情報技術スンジン・ワン教授 (Dr. Seungjin Whang, Co-Director)

¹⁸⁸ <http://www.csee.umbc.edu/ciimplex/>

¹⁸⁹ <http://www.cs.umbc.edu/eeoms/>

¹⁹⁰ <http://www.cs.umbc.edu/~ajoshi/web-mine/>

¹⁹¹ <http://ebiquity.umbc.edu/people/#faculty>

¹⁹² <http://www.cs.umbc.edu/~finin/>

主なパートナー	<p>メンバー : Accenture、Agile Software、AT Kearney、Cisco Systems、Deloitte Research、Dow Chemical、Hitachi、HP、IBM Corporation、Ingram Micro Logistics、Intel Corporation、Intuit、Microsoft、Nissan、Nokia、Nomura Research Inst.、Oracle、Rio Tinto、Samsung Electronics、SAP Labs、Solectron、Sun Microsystems、Tekes、Teradata, a division of NCR、Tradebeam、UGS、UPS</p> <p>アフィリエイト : Advanced Micro Devices、Cisco Systems、General Motors Corporation、Genentech、Honda R&D Americas、Intel Corporation、Respironics、Sun Microsystems、Toyota Motors</p>
URL	http://www.gsb.stanford.edu/scforum/index.html

スタンフォード大学 Global Supply Chain Management Forum (以下、Forum) は、産業界と同大学の工学部及び経営学大学院によるパートナーシップにより設立され、グローバル・サプライチェーン・マネージメントに関する理論や実践をさらに発展させることを目的としている。Forum は約 30 社の民間企業と協力して、グローバル化の進むビジネス環境でのベストプラクティスを特定・研究し、普及させる試みを行っている。

同 Forum の研究活動を支える企業パートナーの年会費は 35,000 ドルである。Forum は参加メンバーに対して、ネットワーキングを目的としたイベントやカンファレンス等を提供している。また、メンバー企業は特定の関心を持つ研究プロジェクトのスポンサーとなったり、同大学大学院生がカリキュラムの一部として導入しているサプライチェーンに関連したフィールド・スタディのスポンサーとなるオプションも提供されている。

さらに、Forum では、メンバー企業経営者クラス向けに、サプライチェーン・マネージメントに関連した夏季 1 週間集中講義として、「デマンド及びサプライチェーン導入を通じた競争力獲得 (Gaining Competitiveness through Demand and Supply Chain Integration)」や「e ビジネスと情報システム戦略 (eBusiness and Information Systems Strategies)」などのプログラムを提供している。

(2) 主な研究プロジェクト

Forum では、電子商取引を含めて広くサプライチェーンに関連した研究を行うプロジェクトが多いが、その中で特に電子商取引を中心に扱ったプロジェクトの例としては、これまでに「モバイル電子商取引と EPCglobal スタandard」、「RN スタandard の投資対効果測定」などが行われている。

その他、現在、Forum が積極的に行っている主な研究テーマは以下の通り。

- RFID とワイヤレス技術、モバイル電子商取引
- 製品とプロセスデザイン
- サプライチェーン・セキュリティ
- 情報技術と e ビジネス
- 需要予測と注文調達
- 物流とアウトソーシング

- インセンティブとパフォーマンス測定
- 業界横断的サプライチェーン導入
- 調達戦略 など

(3) 主な教授陣

同大学のエンジニアリング学部と経営大学院の両方から 3 名の教授陣が共同責任者に就任している。スタンフォード大学機械工学部デザイン学科コウスケ・イシイ教授 (Dr. Kosuke Ishii) は、製品のライフサイクル品質向上を専門とし、同大学の製造モデリング研究所 (Manufacturing Modeling Lab) ディレクタも兼任する。同大学経営大学院オペレーション情報技術ハウ・リー教授 (Dr. Hau L. Lee, Co-Director) は、「カネ・モノ・情報」のフローを管理することにより製品・サービスをどのように最終目的地に到達させるかについて、サプライチェーン・マネージメントの観点から研究を行っている。また、同教授は、ハーバード・ビジネス・レビュー誌をはじめとする著名ビジネス専門誌に多数掲載の実績がある。リー教授と同じく同大学経営大学院オペレーション情報技術スンジョン・ワン教授 (Dr. Seungjin Whang, Co-Director) はサプライチェーン・マネージメントと情報システムの経済に焦点を当て、サプライチェーンに対する情報のインパクトを研究している。同教授が 2005 年に発表したサプライチェーンにおける情報流通に関する論文「Information Distortion in a Supply Chain: The Bullwhip Effect」は、Management Science, Operations Research 誌 50 年の歴史の中で、「最も影響力のあるトップ 10 に入る論文」と高い評価を受けている。

また、リサーチ・ディレクタであるスタンフォード大学科学技術マネージメント学部のバルチペレグ・ジライ教授 (Barchi Peleg-Gillai) は、RFID の専門家であり、RFID のサプライチェーン・オペレーションに対するインパクト、企業間連携、サプライチェーン全体のオペレーション連携を実現するための情報技術利用、企業間電子商取引の導入における標準化のインパクト及びサプライチェーン・マネージメントと物流について調査研究を行っている。同教授はこれに関連する研究報告やケーススタディも多数発表している¹⁹³。

4.1.6 米国：UW E-Business Consortium (UWEBC)

(1) 概要

名称	UW E-Business Consortium (UWEBC)
所在地	ウィスコンシン州マディソン (ウィスコンシン大学内)
住所	University of Wisconsin-Madison 1550 Engineering Drive Madison, WI 53706-1609
主な研究対象分野	情報セキュリティ、ウェブ戦略・マーケティング、CRM、サプライチェーン・マネージメント、RFID など

¹⁹³ 同教授のケーススタディの一例。Hau L. Lee, Peter Koudal; Barchi Peleg; Paresh Rajwat and Richard Tully "General Motors: Building A Digital Loyalty Network Through Demand And Supply Chain Integration " at <http://www.deloitte.com/dtt/cda/doc/content/StanfordGMCase.PDF>

責任者	ウィスコンシン大学工学部教授兼経営学部教授 ラジ・ヴィラマニ教授(Dr. Raj Veeramani)
主なパートナー	3M、American Family Insurance、Appleton、Kraft Foods Inc.、Lands' End、Madison Gas & Electric、SC Johnson、ウィスコンシン州政府など
URL	http://www.uwebc.org/

UW E-Business Consortium (UW EBC) は e ビジネス及び電子商取引技術を通じて競争力を強化しようとする企業を支援するためのコンソーシアムで、ウィスコンシン大学内に 1998 年に設立された。同コンソーシアムには米中西部にある大手企業の経営者クラスがメンバーとして参加、ウィスコンシン大学が誇る世界トップクラスのリソースを使いながら、参加者の間で戦略的 E ビジネスや情報ビジネスが抱える課題、ベストプラクティスなどに関連したテーマに取り組んでいくことを目的としている。

同コンソーシアムに参加する企業は「ピア・グループ (Peer Group)」と呼ばれる、共通のテーマに関心を持つメンバーの集まるグループミーティングに参加し、情報交換を行うことができる。現在、設置されているピア・グループは以下の 7 グループである。

- 情報セキュリティ
- ウェブ戦略とマーケティング
- コンシューマ・リレーションシップ・マネージメント (CRM)
- サプライチェーン・マネージメント
- E ビジネス・エグゼクティブ・サークル
- E マーチャント
- RFID 産業ワークグループ

メンバー企業はこれらのグループに参加することに加え、各メンバー企業特有の要望に沿って同大学の研究者が実施する依頼研究 (スポンサー付産業プロジェクト)、学生のカリキュラムの一部として実施される研究プロジェクトの参加・支援 (学生・産業プロジェクト)、各種イベント参加、ベストプラクティス・レポートの入手などといったメリットが提供される。

(2) 主な研究プロジェクト

2006 年の電子商取引関連プロジェクトとして、同コンソーシアムのウェブ戦略とマーケティング・グループは B2C ショッピングサイトに焦点を当てた研究調査を行い、「B2C 電子商取引ウェブサイト・デザイン・スタンダードの実践とベンチマーク (B2C Website Design Standard Practices and Benchmarks)」と題するレポートを 2006 年 3 月、発表した¹⁹⁴。同調査では、Amazon.com、eBay を含む主要 19 の B2C 電子商取引ウェブサイトを調査、これらのウェブサイトで利用されている標準的技術について分析するとともに、これらのサイトで商品を購入する消費者体験についても考察している。UW EBC は、B2C ウェブサイトでビジネスを展開する企業が、同レポートのベストプラ

¹⁹⁴ <http://www.uwebc.org/opinionpapers/ue/>

クティス・ベンチマーク調査を通じて、現在のデザインを見直し、改善を行うことを支援するものとしている。

ウェブ戦略とマーケティング・グループは、このほかにウェブサイトのスピード最適化（2006年）¹⁹⁵や Web 2.0 の核とされるリッチ・インターネット・アプリケーション（2005）¹⁹⁶などに関する調査も行っている。

(3) 主な教授陣

UWEBC の設立者のひとりであり、現ディレクタであるウイスコンシン大学工学部教授兼経営学部教授 ラジ・ヴィラマニ教授（Dr. Raj Veeramani）は、RFID 技術・アプリケーション、E ビジネス戦略と意思決定技術、インターネット支援によるサプライチェーン・マネージメントなどの分野を専門としている。これまでに E ビジネス、電子商取引に関連した論文を多数発表している。

また、ウイスコンシン大学 RFID 研究室（UW RFID Lab）のディレクタを務めるアルフォンソ・グティエレス氏（Alfonso Gutierrez）が同フォーラムの教育・研究部門のアソシエート・ディレクタを務めている。同氏は以前、米コンサルティング会社アクセンチュア社のアソシエート・パートナーであった経歴を持つ。

4.1.7 カナダ：Electronic Commerce Centre（ECC）

(1) 概要

名称	Electronic Commerce Centre（ECC）	
所在地	カナダ ニューブラウンズウィック州セントジョン	
住所	Electronic Commerce Centre 127 Carleton Street Saint John, NB Canada E2L 2Z6	
主な研究対象分野	ニューブラウンズウィック州内の中小企業における電子商取引利用の推進	
責任者	運営責任者	ニューブラウンズウィック大学セントジョン校シェリー・M・ラインハート商学部長（Dean, Dr. Shelley M. Rinehart）
	研究責任者	ニューブラウンズウィック大学セントジョン校チャールス・H・ディビス教授（Prof. Charles H. Davis：電子商取引専門）
主なパートナー	Aliant, Atlantic Canada Opportunities Agency（カナダ政府大西洋経済促進局）	
URL	http://www.ec-centre.com/	

電子商取引センター（Electronic Commerce Centre、以下 ECC）は、電子商取引の促進と成長を目指した産官学合同プロジェクトとして、1997年にニューブラウンズウィック大学セントジョン校に設置されたアライアンス・イニシアチブである。設立当初のイニシアチブ・パートナーに

¹⁹⁵ <http://www.uwebc.org/opinionpapers/archives/docs/Top10WebsiteSpeedOptimizationTips-toc.pdf>

¹⁹⁶ <http://www.uwebc.org/opinionpapers/archives/docs/RIA.pdf>

は、情報技術・通信企業の NBTel 社、サン・マイクロシステムズ社、ノテル・ネットワークス社 (Nortel Networks) や、金融機関のスコティアバンク (Scotiabank)、及びニューブラウンズウィック州政府や DMR コンサルティング社 (DMR Consulting) などが名を連ねており¹⁹⁷、これら企業及び政府における電子商取引の利用促進が初期の目的であった¹⁹⁸。

また、カナダで初めて、大学における電子商取引の教育を、学部生、大学院生を対象に実施したのも ECC である。

これまで上記のような複数パートナーと共同でイニシアチブを行うメンバーシップ・モデルで運営してきたが、約 1 年程前より同モデルを終了し、個々の企業と個別にプロジェクトを進める形式へと移行している。これには「電子商取引関連の研究者が経験を積み、また ECC による電子商取引教育を受けた卒業生が産業界に育ってきているという状況をさらに活かしていきたい」とする ECC の考えがある。

ECC は現在、大手地域通信会社であるアライアント社 (Aliant) と、カナダ政府大西洋経済促進局 (Atlantic Canada Opportunities Agency (ACOA)) とパートナーを結び、ニューブラウンズウィック州内の電子商取引促進を目的としたプログラムを実施している (後述)。

(2) 主な研究プロジェクト

現在、ECC が実施するのは、ニューブラウンズウィック州内の中小企業における電子商取引利用の促進を目的としたプログラム「中小企業向け E ビジネス促進プログラム (e-Business Awareness Program for Small to Medium Enterprises (SMEs))」¹⁹⁹である。このプロジェクトは、州内の中小企業がナレッジ・ベース経済に適応し、コンピュータやインターネットを活用して競争優位を獲得することを目的とするもので、学術的な電子商取引技術開発というのではなく、ビジネスに直結しているという点に特徴がある。

このプロジェクトでは、ニューブラウンズウィック州の中小企業勤務者を対象にしたウェブサイト (<http://www.ebusinessinnb.com/ebap/>) を運営している。ウェブに登録すると、登録した企業のビジネス内容により適したインターネット・ソリューションの紹介や、これらソリューションをすでに利用している他の中小企業主とのマッチング・サービスなどが受けられる。また、E ビジネス・レディネスを測定するアセスメント・サービスや、E ビジネスの研修モジュール、及び経営戦略テンプレートといったサービスも、オンラインで受け取ることができる。これらサービスはすべてニューブラウンズスリック州内の中小企業を対象に設計されたものであり、基本的には他州の中小企業や、同州内の大企業は利用できない。

ECC によると、この「中小企業向け E ビジネス促進プログラム」を利用し、既に高い効果を挙げている企業が複数存在している²⁰⁰。例えば、セントジョン市内の旅行代理店アキラ・ツアーズ社 (Aquila Tours : 正社員 10 名、パートタイム 50 名) は、世界各国からのツアー申し込み業務

¹⁹⁷ <http://www.ec-centre.com/partners.html>

¹⁹⁸ <http://www.ec-centre.com/aboutus.html>

¹⁹⁹ <http://www.ebusinessinnb.com/english/index.jsp>

²⁰⁰ <http://www.ebusinessinnb.com/english/cstudies.jsp>

をウェブ上で受けることで、24時間対応サービスが実現した²⁰¹。また、オフィス用品をインターネット販売するキャンサプライ社（Cansupply：正社員7名）は、顧客がウェブに入力した注文情報をトロントにあるサプライヤーと共有する事で、注文を受領した翌日には配達できるというサービスの充実化を実現した²⁰²。インテリア販売のカーペット・ランチ社（Carpet Ranch：正社員68名）の場合、顧客・製品データベースを構築したことで、全社員による顧客・製品情報のアクセスを実現している²⁰³。

(3) 主な教授陣

ECCの運営は、ニューブラウンズウィック大学セントジョン校のシェリー・M・ラインハート(Dr. Shelley M. Rinehart, Dean) 商学部長を始め、同大学の事業開発ディレクター (Business Development Director) や研修用コンテンツ開発担当ディレクター (Creative Director/ Training Content Designer) などが名を連ねている。また、研究分野は、電子商取引専門のチャールス・H・ディビス教授 (Charles H. Davis) と、グレッグ・フリート助教授 (Greg Fleet) が担当する²⁰⁴。

4.1.8 カナダ：Laboratory for Research on Technology for E-Commerce (LATECE)

(1) 概要

名称	Laboratory for Research on Technology for E-Commerce (LATECE)
所在地	カナダ・ケベック州モントリオール (モントリオール大学情報工学部内)
住所	Laboratory for Research on Technology for E-Commerce LATECE Laboratory, PK-4151 (Secretariat) Departement d'informatique Universite du Quebec a Montreal 201 President Kennedy Montreal (Quebec) H2X 3Y7 Canada
主な研究対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ➢ カナダの中小企業における電子商取引利用促進 ➢ 助成金を利用したインターネット技術研究 ➢ インターネット技術教育 ➢ インターネット技術の推進、移転
責任者	N/A
主なパートナー	Analyweb Inc, CRIM
URL	http://www.latece.uqam.ca/

電子商取引技術研究所 (Laboratory for Research on Technology for E-Commerce、以下 LATECE) は、インターネット・アプリケーションを、技術面及び企業組織面の両方から学際的に研究する施設である。LATECE では、インターネット技術の活用や関連知識啓蒙といった事項をミッション

²⁰¹ <http://www.ebusinessinnb.com/english/casestudies/aquila.pdf>

²⁰² <http://www.ebusinessinnb.com/english/casestudies/cansupply.pdf>

²⁰³ <http://www.ebusinessinnb.com/english/casestudies/carpetranch.pdf>

²⁰⁴ <http://www.ec-centre.com/aboutus.html>

と挙げている。具体的な同研究所のミッションは以下の通り²⁰⁵。

- 助成金などを利用して、インターネット技術（ソフトウェア工学、人工知能、通信技術、マネジメント情報システム）の向上を目指した研究を行う。同時に、実践的なインターネット技術問題解決を目的として、研究パートナーと共同で応用研究も行う。
- 学部生・大学院生を対象にした、インターネット技術関連教育を提供する。
- 講演や会議を開催し、インターネット技術を啓蒙する。同時に、技術者と実際にインターネット技術を利用する人々との意見交換を行う場を提供する。

LATACE が開催する会議のうち、毎年開催されているのが『E 技術モンリオール会議(Montreal Conference on eTechnologies)』²⁰⁶である。2006 年度は5月17日から19日の3日間にわたり、カナダ・ケベック州モンリオールで開催された。会議は、計4件のワークショップと講義が同時進行する形で進められ、2006年の主なテーマはITセキュリティや電子政府などであった。

- ワorkshopテーマ：「ITセキュリティ論理」「E コラボレーション」
- 講義テーマ：「セマンティックウェブ」「インターネット・マーケティング」「ウェブ・サービス」「サーチエンジン最適化」「電子政府」など

(2) 主な研究プロジェクト

現在、LATACE では、特に BtoB 電子商取引 (Inter-enterprise eCommerce) の実現に必要な、プロセス・インテグレーション関連技術を中心に研究している。具体的には、ERP (企業基幹システム) ではカバーしきれない、以下の BtoB プロセスを研究対象として挙げる²⁰⁷。

- イン트라ネットや BtoB 電子商取引の実現に必要な、新たな思考回路の発見
- BtoB ビジネスでのインテグレーションをサポートする、新たな情報システム・アーキテクチャの開発
- 早急なビジネス関係構築実現のための、オープンでかつ安全な、高性能インフラストラクチャーの開発

このような BtoB ビジネス実現に向けた研究を、LATACE では4つの研究分野に分類している²⁰⁸。

- 「マネジメント情報システム」 ビジネスプロセスのモデリング、設計など。
- 「ソフトウェア工学」 コンポーネントベースのソフトウェア開発、インテグレーションなど

²⁰⁵ http://www.latece.uqam.ca/en/c_mission.html

²⁰⁶ <http://www.mcetech2006.org/>

²⁰⁷ http://www.latece.uqam.ca/en/c_recher2.html

²⁰⁸ http://www.latece.uqam.ca/en/c_recher2.html

- 「人口知能」 ナレッジ管理、マシンラーニングなど
- 「通信・配信システム」

LATACE はまた、同研究所のコア・バリューの一つとして、カナダ国内の中小企業におけるインターネット技術利用の促進を挙げる。LATACE では現在、大企業と中小企業との間で、インターネット技術利用のデバインド（格差）が広がるという、カナダ国内の「デジタル・キャニオン」を問題視しており、中小企業に対してインターネット・ソリューションや関連技術へのアクセスを保証するプロジェクトに注力する姿勢である。このような中小企業に対する「デジタル・キャニオン」是正のプロジェクトは、公共機関や中小企業と個別にパートナーを組む形式で行われている。現在、LATACE のパートナーとして、インターネット技術ソフトウェア・コンサルティングのアナリウェブ社（Analyweb Inc、本社カナダ）と CRIM 社（本社カナダ）が提携している。

(3) 主な教授陣

LATACE は、主にモントリオール大学の情報工学部に所属する研究者によって構成される。具体的な専門分野は、エンタープライズ・ナレッジ管理やウェブ・サービスなどで、その他にも旅行業界における電子商取引などを専門にする研究者も所属する²⁰⁹。

4.2 アジア・太平洋

4.2.1 中国：e-Commerce Technology R&D Center

(1) 概要

名称	e-Commerce Technology R&D Center
所在地	中華人民共和国北京市 (中国科学院軟件研究所内)
住所	e-Commerce Technology R&D Center Institute of Software Chinese Academy of Sciences 4# South Fourth Street, Zhong Guan Cun, Beijing P.O.Box 8718, Beijing 100080 P.R. CHINA
主な研究対象分野	電子政府、電子商取引、XML 普及
責任者	中国科学院ソフトウェア研究所長リ・ミンシュウ博士 (Dr. Mingshu Li (川 苧峯): コンピュータ工学専門)
主なパートナー	中国政府
URL	http://www.iscas.ac.cn/english/research/lab_ecommerce.htm

中国科学院軟件(ソフトウェア)研究所(Institute of Software Chinese Academy of Sciences : ISCAS)に設置された電子商取引技術研究開発センター(e-Commerce Technology R&D Center)は、中国における、最初の政府支援の電子商取引推進機関である。

²⁰⁹ http://www.latece.uqam.ca/en/mem_prof.html

母体である中国科学院のソフトウェア研究所（ISCAS）は、1985年に設置された国営の研究機関で、主にコンピュータ科学理論及びソフトウェア技術といった基礎研究と、ソフトウェア技術の応用研究の2分野を専門としている。現在は、約500名の研究者と約400名の博士課程研究者を抱えている。

電子商取引技術研究開発センターは、このソフトウェア研究所内に、2000年に設置された。同センターの目的は、電子商取引技術の研究と、政府、自治体、及び産業界における電子商取引利用の推進である。同時に、電子商取引関連のコンサルティング・サービスや研修プログラムも実施しており、最近では国営ハイテク工業団地における電子商取引システムの青写真も手がけている。また同センターの設立後2年で、各種国際標準の採用や、中国内の専用標準である「CnXML」を開発したという実績も誇る。その他にも、「中国電子商取引技術戦略研究報告書（China e-Commerce technology strategy research report）」を出版している。

同センターは現在、中国国内6箇所（寧波市、鞍山市、河南省、青山市、成都市、南京市）に事務所を置き、それぞれの地域における電子商取引関連技術・ノウハウの移転に注力している²¹⁰。

(2) 主な研究プロジェクト

電子商取引技術研究開発センターはの主な研究プロジェクトは、電子政府及び電子商取引に集中しており、最近は特に2008年開催予定の北京五輪へも照準を合わせている²¹¹。

- CnXML 言語の開発
- XML を採用した北京市電子政府プロジェクト
- 北京五輪に向けた電子商取引スキーム調査プロジェクト
- 電子政府プラットフォーム構築プロジェクト
- 鞍山市ハイテク工業団地向け電子政府システム開発プロジェクト
- 国内中小企業向け情報管理ソリューション青写真研究

(3) 主な教授陣

2002年より中国科学院ソフトウェア研究所の所長にリ・ミンシュウ博士（Dr. Mingshu Li、川芎峯）が就任している。コンピュータ工学を専門とする同氏は現在、ソフトウェア工学及びインターネット技術、ウェブ技術の研究に注力している²¹²。

4.2.2 中国（香港）：Center for E-Commerce Infrastructure Development（CECID）

(1) 概要

名称	Center for E-Commerce Infrastructure Development (CECID)
----	--

²¹⁰ http://www.iscas.ac.cn/english/research/lab_ecommerce.htm

²¹¹ http://www.iscas.ac.cn/english/research/lab_ecommerce.htm

²¹² <http://www.iscas.ac.cn/english/people/limingshu.htm>

所在地	中華人民共和国香港特別行政区（香港）薄扶林 （香港大学コンピュータ科学部内）
住所	Center for E-Commerce Infrastructure Development Department of Computer Science The University of Hong Kong Room 415, Chow Yei Ching Building Pokfulam Road, Pokfulam Hong Kong
主な研究対象分野	電子商取引基盤の開発・研究、技術の商業化、標準化
責任者	香港大学コンピュータ科学部デイビッド・W・L・チャン教授 (Prof. David W.L. Cheung) : データ工学、データマイニング、データ倉庫、電子商取引文書標準化、ウェブ・サービス、バイオインフォマティクス専門)
主なパートナー	Automated Systems (HK) Limited, The Chartered Institute of Logistics and Transport (CILTHK), COL Limited, The Dairy Farm Group, E1 Media Technology Limited, ecVision Limited, Global e-Business Services Limited, GS1 Hong Kong, Hong Kong Air Cargo Terminals Limited, Hong Kong Logistics Association, Hong Kong General Chamber of Commerce, iASPEC Opensoft Company Limited, iASPEC Services Limited, IBM China/Hong Kong Limited, ICO, Information and Software Industry Association (ISIA), Kerry Logistics, Li & Fung Distribution Group, Microsoft, MTR Corporation Limited, NCSI (HK) Limited, NMT, Oracle Systems Hong Kong Limited, Software AG, Sun Microsystems of California Limited, Tradelink Electronic Commerce Limited, Visual Paradigm
URL	http://www.cecid.hku.hk

電子商取引基盤開発センター（Center for E-Commerce Infrastructure Development、以下CECID）は、香港政府及び香港大学の支援を受けて2002年1月に香港大学コンピュータ科学部内に設立された、電子商取引基盤の開発・研究センターである。同センターは、香港及び中国内の大企業から中小企業を対象に、電子商取引の利用による技術改革、産業間のコラボレーション、及びナレッジの養成を目指している。

CECID が置かれる香港大学コンピュータ科学部では、電子商取引で利用されるXMLソリューションの研究に1999年より携わっており、現在も国際標準機関（ebXML, Web Services, Universal Business Language (UBL), RosettaNet, Core Component Technical Specification, Organization for the Advancement of Structured Information Standards (OASIS), Rosettanet, World Wide Web Consortium (W3C))との強い連携体制を維持している。このような背景を受けるCECIDでは、「フリーオープンソースコード」と「フリーオープンソース」の2点を開発・提供して電子商取引の利用を促進しすることを目的としている。CECIDはまた、2002年9月にはfreebXMLの立ち上げにも関与するなど、電子商取引関連技術の国際標準化に注力する実績を持つ。

CECIDはまた、地域企業に対する電子商取引関連のナレッジや技術移転にも積極的であり、コンサルティング・サービスや研修、セミナー、講演、会議なども多く提供している。同センターは特に、「物流及びサプライチェーンマネジメント」「ヘルスケア」「ビジネスプロセス効率化」の

3分野における電子商取引技術開発に強みを持っており、以下の研究成果を誇っている²¹³。

- 物流及びサプライチェーンマネジメント：HMV 香港（CD 小売）とソニー社との E 調達システム、MTR 社（香港地下鉄会社）と bigboxx.com（オフィスサプライ小売）との E 請求書システム開発、など。
- ヘルスケア：香港衛生署（Department of Health）向けに XML、ebXML ソリューションを利用した感染症情報データベースによる感染症の監視・管理システム開発、など
- ビジネスプロセス効率化：通信会社のブロードバンド導入プロセスに CECID 開発の自動ワークフローソフトウェア「TranXnet Execution Engine」²¹⁴のプロトタイプを利用して自動化を実現、など。

(2) 主な研究プロジェクト

CECID における最近の主な研究プロジェクトは主に、BtoB 及び BtoG を対象とした、XML を利用したビジネスプロセスの効率化を目指す内容となっている。例えば、近年のプロジェクト「Project Pyxis」²¹⁵の場合、XML やウェブ・サービスを利用してビジネスプロセス（物流、SCM、電子政府、貿易、疾病情報の交換）の効率化を目指している。プロジェクト資金は、香港政府の IT 推進イニシアチブ「革新技术基金（Innovation and Technology Fund（ITF）」より 1,400 万香港ドル（約 180 万米ドル）、その他マイクロソフト社やオラクル社などのスポンサー企業²¹⁶からの支出金 530 万香港ドル（約 680 万米ドル）が支出された。同プロジェクトは 2003 年 11 月から 2006 年 7 月に実施された。

(3) 主な教授陣

CECID の責任者（ディレクター）は、香港大学コンピュータ科学部デイビッド・W・L・チャン教授（Prof. David W.L. Cheung）が務めている。同氏は、データ工学、データマイニング、データ倉庫、電子商取引文書標準化、ウェブ・サービス、及びバイオインフォマティクスを専門とし、香港大学就任前はカナダのベル・ノーザン研究所（Bell Northern Research、現ノーテル研究所）での研究経験を持つ²¹⁷。

4.2.3 韓国：International Center for Electronic Commerce（ICEC）

(1) 概要

名称	International Center for Electronic Commerce（ICEC）
----	--

²¹³ <http://www.cec.id.hku.hk/deployment.php>

²¹⁴ <http://www.cec.id.hku.hk/tranxnet.php>

²¹⁵ <http://www.cec.id.hku.hk/projectpyxis.php>

²¹⁶ COL Limited, The Dairy Farm Group, ICO Limited, Microsoft, MTR Corporation, Oracle, Software AG, Sun Microsystems, and Visual Paradigm など。

²¹⁷ <http://www.cs.hku.hk/people/profile.jsp?teacher=dcheung>

所在地	大韓民国ソウル市 (韓国科学技術研究院内)
住所	ICEC, Technology Innovation Center of KAIST Seoul Campus, 207-43 Cheongryang, Seoul Korea
主な研究対象分野	電子商取引(電子決済、インターネット EDI など)
責任者	韓国科学技術研究院ビジネススクールリ・ジェッキョ校長 (Jae Kyu Lee、 戚仙銳: 電子商取引専門)
主なパートナー	BC Card Co., Ltd., Cybertek Holdings, De Bec Department Store, Hani Bank, HANWHA Telecommunication Co. Ltd., Hyundai Electronics Industries Co., Ltd., Hyundai Information Technology Co., Ltd., IBK Finance Corporation, II Shin Investment Co., Ltd., Kia Information Systems Co., Ltd., Korea Development Investment Finance Corporation, Korea Financial Telecommunications & Clearing Institute, Korea Technology Advancement Corporation, Korea Technology Investment Corporation, Keum Kang Development Ind. Co., Ltd., MetaLand Inc., Midas Dong-A Ilbo, Nara Communications Inc., Naray Mobile Telecom Inc., Royal B&B, Shin Han Bank, Shin Wha Industrial Co., Ltd., Sun II Industrial Co., Ltd., Thrunet Co., Ltd., TriGem Computer Co., Ltd., TriGem Information System Co., Ltd., TriGem Information and Communication Co., Ltd.
URL	http://icec.net/

韓国政府機関の韓国科学技術研究院 (Korea Institute of Science and Technology) 内に設置されている電子商取引国際センター (International Center for Electronic Commerce、以下 ICEC) は、1996 年に「インターネットを利用した電子商取引研究室 (Laboratory of Electronic Commerce using Internet)」として発足し、同年 11 月に正式な非営利団体の ICEC として始動した。

ICEC の目的は、韓国国内外における電子商取引技術の発展にあり、具体的に以下 6 点の目的を掲げている²¹⁸。

- 電子商取引の次世代技術開発とスキーム管理
- 電子商取引関連企業による、国際的な研究コンソーシアムの設立
- テストベッドプロジェクトの実行
- 電子商取引の重要課題を討議する国際ワーキンググループの組成
- 電子商取引国際会議 (International Conference on Electronic Commerce : ICEC) を運営
- 電子商取引関連技術の国際標準化支援

上記活動目的にもあるように、ICEC は 1998 年より毎年、電子商取引の国際会議 (International

²¹⁸ http://www.icec.net/icec_int2.html

Conference on Electronic Commerce : ICEC) を運営している。第 8 回目となった 2006 年の会議は、8 月 14 日～16 日にかけてカナダ・ニューブラウンズウィック州にて開催された(会議詳細については本報告書第 5 章参照)。

(2) 主な研究プロジェクト

ICEC では主に、電子商取引で利用される決済システムなどを中心に研究している。以下は、現在の主な研究プロジェクトの一例である²¹⁹。

- エージェント開発 (カスタマー / ベンダー)
- E カタログ開発
- アルゴリズム解析を使った広告開発
- 電子支払システムと IC カードとの融合
- 既存金融機関とサイバー銀行との融合
- IC カードを利用した予約システム
- インターネット EDI

(3) 主な教授陣

ICEC の責任者は、同センター発足の音頭をとったリ・ジェッキュ韓国科学技術研究院ビジネススクール校長 (Jae Kyu Lee : 戚仙鋭) を筆頭に、合計 3 名の代表が務めている²²⁰。

リ博士は、ICEC の最高責任者 (President) を務める他、韓国科学技術研究院ビジネススクールの校長も兼任する。同氏の前職はシンガポール経営大学 (Singapore Management University) の情報システム工学部副学部長で、専門は電子商取引である。

国際共同会長 (International Co-presidents) に、テキサス大学オースティン校 CREC のアンドリュー・ウィンストン教授 (Prof. Andrew Whinston、経営科学・情報システム専門) と、サンガレン大学 (スイス) 情報管理学部経営学科のビート・シュミット教授 (Prof. Beat Schmid) が就き、リ博士を補佐している。

4.2.4 オーストラリア : Centre for Information Technology Research (CITR)

(1) 概要

名称	Centre for Information Technology Research (CITR)
所在地	オーストラリア・ビクトリア州ホーソン (スウィンバーン大学内)

²¹⁹ http://www.icec.net/icec_int3.html

²²⁰ http://www.icec.net/icec_int1.html

住所	Swinburne University HAWTHORN VIC 3122, AUSTRALIA
主な研究対象分野	電子商取引を含む情報技術に関連する技術全般
責任者	スウィンバーン大学情報通信技術学部 リュスザード・コワルクツキ教授 (Prof. Ryszard Kowalczyk)
主なパートナー	Australian Research Council (ARC), the Australian Commonwealth Department of Education, Science and Training (DEST), EU FP6 Adaptive Services Grid Consortium, Chinese Academy of Sciences, Visy, Powercor, Defence Science and Technology Organisation,、Telstra Corporation,、Everyday Interactive Networks など
URL	http://www.swinburne.edu.au/ict/research/citr/index.html

情報技術研究センター (Centre for Information Technology Research、以下 CITR) は、情報技術に関連する理論・実行手段を発展させ、インテリジェンス・システム及びソフトウェア・エンジニアリングを採用し、クオリティの高い成果や先端的技術、さらに今までにない新たなビジネス・ソリューションを提供することをミッションとしている。

同センターはコンピュータ・サイエンスやソフトウェア・エンジニアリング、情報システムの中心地として、スウィンバーン大学の情報通信技術学部内に 2005 年後半に設立された。同センター設立以前に同学部には、以下のような研究センターがあり、これらが統合されたのが CITR である。

- コンポーネント・ソフトウェア及び企業向けシステム・センター
- インテリジェント・エージェント及びマルチ・エージェント・システム・センター
- インテリジェント・システム及びコンプレックス・プロセス・センター
- インターネット・コンピューティング及び電子商取引センター
- ソフトウェア・エンジニアリング・センター

CITR では現在、2 つの複数分野に横断的な研究テーマとして、サービス指向型コンピューティングと信頼性の高いソフトウェア・システムを上げている。また、統合以前の各センターの専門分野とつながりが強いテーマについて、以下の 6 グループで研究を行っている。

- コンプレックス・インテリジェント・システム
- コンポーネント・ソフトウェア及び企業向けシステム
- インテリジェント・エージェント及びマルチ・エージェント・システム
- ソフトウェア試験
- ウェブ及びデータ・エンジニアリング
- ワークフロー技術

(2) 主な研究プロジェクト

CITR において電子商取引に関連したプロジェクトは、ウェブ及びデータ・エンジニアリング (WDE) グループが旧インターネット・コンピューティング及び電子商取引センター (Center for Internet Computing and E-Commerce : CICEC) の研究内容を引き継いでいる。特に、新しいデータベース・アプリケーション技術やウェブ情報システムのためのデータベース技術の開発・利用についての研究を中心としている。最近の主な研究テーマは以下の通り。

- XML スキームとデータ・インテグレーション
- XML データベース・デザインとマッピング
- XML ドキュメントにおけるストリーム・データ・プロセッシング
- ウェブ・サービス環境における組織横断的ビジネス・プロセス支援
- 一貫性があり、信頼性の高い、共同ビジネス・トランザクション支援のためのフレームワーク
- XML ドキュメントにおける構造化された情報検索

(3) 主な教授陣

CITR 統合前、CICEC ディレクタであったユン・ヤング教授が、CITR 副ディレクタに就任している。また、WDE グループのトップは、CICEC 副ディレクタを務めていたチェングフェイ・リュ (Chengfei Liu) 助教授となっている。

4.3 ヨーロッパ

4.3.1 英国 : eCommerce Innovation Centre (eCIC)

(1) 概要

名称	eCommerce Innovation Centre (eCIC) (別称 : eCommerce Wales within Wales and the UK)
所在地	英国ウェールズ州カーディフ (カーディフ大学ビジネス・テクノロジー・センター内)
住所	eCommerce Innovation Centre Cardiff University Cardiff Business Technology Centre Senghenydd Road Cardiff CF24 4AY UK
主な研究対象分野	英国ウェールズ州における電子商取引の推進 (E アクセシビリティ、E 調達、E セキュリティ、ブロードバンド普及、中小企業の電子商取引利用支援、電子商取引アドバイザーの訓練)
責任者	カーディフ大学経営大学院ポール・バイノン - ディビス教授 (Prof. Paul Beynon-Davies、電子商取引専門)

主なパートナー	ドイツ政府、オランダ政府、アイルランド政府、ウェールズ州政府、INTERREG IIB (イニシアチブ) など
URL	http://www.ecommerce.ac.uk/

電子商取引イノベーション・センター (eCommerce Innovation Centre、以下 eCIC) は、1987年にカーディフ大学のポール・バイノン・ディビス教授 (Paul Beynon-Davies) によって同大学内に設立された研究・コンサルティング・センターで、外部からの資金援助を一切受けずに運営した欧州最初の研究センターでもある。

eCIC は、特に英国ウェールズ州の企業における電子商取引の利用促進を目的として活動しており、また、これら企業による電子商取引利用の効果測定にも注力している。

同センターはまた、電子欧州行動計画 (eEurope) にも賛同しており、同計画の中でも「E アクセシビリティ」、「E 調達」、「E セキュリティ」、「ブロードバンド普及」、「中小企業の電子商取引利用支援」並びに「電子商取引アドバイザーの訓練」に関する研究を行っている。

コンサルティング・サービスは、主に国際機関や他国政府機関を対象に提供しており、現在は台湾政府、欧州委員会 (EC) 国際連合 (UN) 及び英国政府が顧客となっている²²¹。

eCIC は現在、バイノン・ディビス教授を筆頭にした 22 名のスタッフにより、学术界、産業界、企業、及び政府間の電子商取引におけるギャップを埋めることを目的とした研究活動を進めている。同センターは、eCIC の他に、2 箇所の研究センターを運営している。

- ブロードバンド・ウェールズ観測所 (Broadband Wales Observatory)²²² :

ウェールズ地域議会 (Welsh Assembly Government) の委託で運営するブロードバンド市場データ調査機関で、ウェールズ地域、英国、世界のブロードバンド普及情報を提供する。ウェールズ地域議会が推進するイニシアチブ「ブロードバンド・ウェールズ・プログラム」の進捗状況の把握を目的とする。

- 「E マーケット・サービス」ウェールズ地域コンタクト・ポイント (National Contact Point for eMarket Services)²²³ :

欧州委員会 (EU) も参加する、中小企業のための E マーケットプレイス推進プログラムである「E マーケット・サービス (eMarket Services)」²²⁴の、ウェールズ地域のコンタクト・ポイントを担当する。

(2) 主な研究プロジェクト

eCIC は現在、ウェールズ州の中小企業における電子商取引の効果的な利用を促進する研究プロジェクトを進めている。

²²¹ <http://www.ecommerce.ac.uk/Default.aspx?page=1954>

²²² <http://www.broadbandwalesobservatory.org.uk/>

²²³ <http://www.ecommerce.ac.uk/Default.aspx?page=2189>

²²⁴ 現在参加するのは、豪州、デンマーク、オランダ、アイスランド、イタリア、ニュージーランド、ノルウェイ、スペイン、スウェーデン及び英国。

➤ EPROC²²⁵

農村地方の中小企業を対象にした、E 調達推進プロジェクト。特に、地域自治体が導入した E 調達システムが、逆に地域の中小企業（特に政府調達を中心とする中小企業）のビジネス機会を阻害してしまったケースを対象にしている。欧州北西地域の各政府による E 調達への中小企業参画を促進するアプローチ方法を調査・測定し、ベスト・プラクティスを探求することを目的としている。ドイツ、オランダ、アイルランド、ウェールズ州、並びに欧州内の地域間協力を促進するイニシアチブ「INTERREG IIIB」²²⁶とのコラボレーション研究。

➤ ウェールズ州中小企業支援プロジェクト（Opportunity Wales Advance Project²²⁷、Opportunity Wales II²²⁸）

ウェールズ州内の中小企業における BtoB 電子商取引、BtoG エクスチェンジ、及びブロードバンド普及を推進するイニシアチブ。

(3) 主な教授陣

現在、カーディフ大学経営大学院（ビジネススクール）にて電子商取引を専門に教える、eCIC ディレクターのポール・バイノン - デビス教授（Prof. Paul Beynon-Davies）は、英国計算機学会及び情報システム学会の会員でもあり同時に、EDI にも精通する権威として知られる。

4.3.2 英国：Centre for Internet Technologies（CIT）

(1) 概要

名称	Centre for Internet Technologies (CIT)
所在地	英国タインアンドウェア州サンダーランド (サンダーランド大学コンピュータ工学部内)
住所	Centre for Internet Technologies, The Informatics Centre - room DM401, School of Computing and Technology, University of Sunderland, Sir Tom Cowie Campus at St. Peter's, North Sands, Sunderland, Tyne and Wear, SR6 ODD. United Kingdom
主な研究対象分野	企業ナレッジ管理、バーチャル・サプライチェーン、XML・EDI、プランニングネットワーク、電子商取引及びエージェント技術
責任者	N/A

²²⁵ <http://www.eproc.org/index.php>

²²⁶ <http://www.nweurope.org/>

²²⁷ <http://www.ecommerce.ac.uk/Default.aspx?page=2204>

²²⁸ <http://www.ecommerce.ac.uk/Default.aspx?page=2205>

主なパートナー	POR, Datatrial Limited, Holiday I.T., Qnet Group Ltd., TANet, iSoft, BEIQI FOTON Motor Co., LTD, SHANGHAI SUNLINE CO. LTD., Tsinghua University, AES, TIE Netherlands B.V., Andinatel S.A., Corporation for Energetic Research, Council of Development of Nationalities and Towns of Ecuador (CODENPE), Union of Amazon Municipalities of Ecuador (COMAGA), Union of Provincial Councils of Ecuador (CONCOPE), Agency for Environment and Energy Management (ADEME, 仏環境・エネルギー管理省), Marcheage et Gestion de l'Environnement (MARGE), University of Oldenburg, ZF Friedrichshafen AG, Universita di Modena e Reggio Emilia, AIDIMA, MARINER S.A.
URL	http://www.cit.sunderland.ac.uk/

英サンダーランド大学コンピューティング技術学部の研究グループによって、1997年に設立された電子商取引研究開発センター (Centre for Electronic Commerce Research and Development (CEC R&D))は、2005年1月「インターネット技術センター(Centre for Internet Technologies, 以下 CIT)」へと改称し、現在に至っている。現在では、インターネット関連技術を幅広く網羅する他、同大学の他の大学院研究室や経営大学院 (ビジネススクール) とともに連携している。

研究プロジェクトの資金は、サンダーランド大学及び外部機関からの援助・助成でまかなっており、例えば欧州委員会 (EC) や欧州ストラクチャード・ファンド (European Structured Fund) 、イギリス貿易産業省といった機関や、その他にも各種イニシアチブから助成金を得ている。

CIT では、1997年からの研究プロジェクトでは、70社以上もの企業・機関とパートナーを組み、16件のプロジェクトを成功させた実績がある。2006年現在も、世界10ヶ国から23の企業・機関が研究パートナーとして名を連ねている。具体的には、英国4件 (通信、インターネット企業など) 、ブルガリア1件 (ソフトウェア企業) 、中国3件 (自動車、大学など) 、オランダ2件 (エネルギーなど) 、エクアドル5件 (エネルギー、自治体など) 、フランス2件 (環境・エネルギー管理省など) 、ドイツ2件 (大学など) 、イタリア1件 (大学) 、スペイン2件 (業界団体など) と、欧州を中心とした広い分野の産業界・学术界と提携している²²⁹。

(2) 主な研究プロジェクト

CIT では現在、6つのインターネット技術関連研究分野に取り組んでいる²³⁰。

- 企業ナレッジ管理 (1999年12月より)
- バーチャル・サプライチェーン (1999年12月より)
- XML・EDI (1999年12月より)
- プランニングネットワーク (2005年1月より)
- 電子商取引及びエージェント技術

また、注力する具体的な技術として、オントロジーに基づいたナレッジ管理システム、セマンティックウェブ技術、電子商取引トランザクション処理システム、GRIDコンピューティング、及

²²⁹ <http://www.cit.sunderland.ac.uk/research/partners.cfm?type=current>

²³⁰ <http://www.cit.sunderland.ac.uk/research/researchareas.cfm>

びディストリビューテッド・ネットワークシステムを挙げる。

CIT では、上記研究分野及び注力分野に平行して、パートナー企業と共同で具体的な研究プロジェクトを6件進めている。以下に、主なプロジェクトとして2件を挙げる²³¹。

- DAPMAN (Dynamic Adaptable Property Management System) ²³²
旅行代理店向けインターネット・サービスプロバイダー、ホリディ I.T. 社 (Holiday I.T.) に対して資産管理システムを導入する、ノレッジ提供型プロジェクト (Knowledge Transfer Partnership (KTP))。プロジェクト期間は2005年9月1日から2007年8月30日まで。
- LLU (Local Loop Unbundling) ²³³
インターネット接続企業の Qnet 社に対し、ブリティッシュ・テレコム社の再販業者からの脱却支援をする、ノレッジ提供型プロジェクト (KTP)。プロジェクト期間は2005年9月1日から2007年8月30日まで。

(3) 主な教授陣

CIT は、サンダーランド大学の教授、講師、及び研究者の合計 21 名が常勤している。

4.3.3 ドイツ : Competence Center E-Commerce (ccec)

(1) 概要

名称	Competence Center E-Commerce (ccec)	
所在地	ドイツ連邦共和国ノルトライン＝ヴェストファーレン州ボーフム (ボーフム・ルール大学経営学部経済学科内)	
住所	Ruhr-Universität Bochum Institut für Unternehmensführung Competence Center E-Commerce 44780 Bochum Germany	
主な研究対象分野	経済学問と実社会のビジネス現場とのインターフェース(ドイツ医薬品業界改革と、電子商取引の活用)	
責任者	ボーフム・ルール大学経営学部経済学科マルティン・ゲルシュ教授 (PD Dr. Martin Gersch : 経済情報学専門)	
主なパートナー	ccec ネットワーク	Axel Springer, SONY, Metro AG, German post office AG (Deutsche Post), Dresdner Bank AG, OBI GmbH & CO, Connect Media Marketing GmbH, Arther D Little, PriceWaterhouse Coopers, IBM, AOL.de, ThyssenKrupp, Vodafone, Siemens AG

²³¹ <http://www.cit.sunderland.ac.uk/research/projects.cfm?type=current>

²³² <http://www.cit.sunderland.ac.uk/research/project.cfm?id=39>

²³³ <http://www.cit.sunderland.ac.uk/research/project.cfm?id=40>

	パネル・パートナー	Alliance UniChem PLC., Andrae Noris tooth AG, Avie GmbH & CO. Kg, Federal Ministry for health (連邦厚生省), Federal association of the pharmaceutical industry, Federal association of German dispatch pharmacies, DHL express of selling GmbH & CO. OHG, GlaxoSmithKline GmbH & CO. Kg, Hoffmann La Roche AG, Health GmbH & CO. OHG, Sanicare dispatch pharmacy, City forest pharmacy, meal, VSA GmbH
URL	http://www.ccec.ruhr-uni-bochum.de	

電子商取引コンピタンス・センター (Competence Center E-Commerce、以下 ccec) は、ドイツの工業地帯であるルール地方の大学、ボーフム・ルール大学経営学部経済学科 (Ruhr-Universität Bochum, Institut für Unternehmensführung) 内に設置された研究センターである。同センターは、経済学と実社会におけるビジネスの現場とのインターフェースとしての役割を目指しており、近年はドイツにおける医薬品業界を中心とした業界改革研究に積極的である。

ccec は、主にレクチャー、ワークショップ、研修、研究プロジェクト、及び各種報告書作成の、5 つの活動分野に注力している。以下に、最近のレクチャー、ワークショップ、及び研修活動を挙げる。

- レクチャー²³⁴ : 無料のレクチャーを、年に 4 回 (春・夏・秋・冬) 開催している。参加費は無料。2006 年冬期のレクチャーは、2006 年 12 月に手工業者疾病金庫 (Innungskrankenkassen、手工業者協同組合保険の運用機関) 北部委員長、ラルフ・ヘルメス氏 (Ralf Hermes) によるレクチャー「ドイツにおける保険会社の改革による保険料・保険制度競争激化の状況」を、また 2007 年 1 月にフラウンホーファー・ソフトウェア・システム工学研究所のヘルベルト・ヴェーバー教授 (Herbert Weber) による「デジタル・ヘルス社会」に関するレクチャーを予定している。過去のレクチャーのテーマには、「鉄鋼業界 E マーケットプレイス」や、「企業組織内情報システムの影響」、「E ラーニング・ソフトウェア」などが取り上げられている。
- ワークショップ²³⁵ : 毎年 1 回、企業や研究所、大学などをスポンサーとしたワークショップを開催している。2006 年は、6 月に「ドイツ健康保険制度の改革における主導者と、改革の方向」と題したワークショップを開催した。基調講演は、欧州最大手の医薬品製造 B・ブラウン・メルスungen 社 (B. Braun Melsungen AG) のサービス・マーケティング責任者の他、中堅医薬品製造のコールファーマ社 (Kohlpharma GmbH) 重役やブレーメン大学 (Universität Bremen) 中産階級・起業家専門教授が行った。

²³⁴ <http://www.ccec.ruhr-uni-bochum.de/vortraege.htm>

²³⁵ <http://www.ccec.ruhr-uni-bochum.de/workshops.htm>

- 研修²³⁶：電子商取引の利用方法に関する研修を開催している。最近の研修には、E ラーニング・プラットフォーム「ブラック・ボード」²³⁷を利用したものがあある。

(2) 主な研究プロジェクト

近年、cecc はドイツ医薬品業界における改革研究に注力しており、企業改革プロセスの科学的測定や、関連トレンドの報告書の発行を行っている。

(3) 主な教授陣

cecc の責任者は、経済情報学を専門とする、ボーフム・ルール大学経営学部経済学科のマルティン・ゲルシュ教授 (PD Dr. Martin Gersch) が務める。

²³⁶ <http://www.cecc.ruhr-uni-bochum.de/lehrveranstaltungen.htm>

²³⁷ <http://e-learning.ruhr-uni-bochum.de/index.html>

5. 電子商取引国際会議における動向

電子商取引を主題とした国際会議は、2006年も世界各地で多く開催された。一方で、これら国際会議における傾向は、会議主催団体の物理的な所在地における電子商取引のトレンドに極めて密着していることがわかる。

例えば、北米地域（米国・カナダ）では1990年代後半頃から電子商取引のインフラ構築などがすでに開始されており、現在では電子商取引そのものではなく、そこから派生する付加価値や新たな革新技術などに焦点が移行していることは、本報告書の第1章～4章の結果から明らかになっている。このような背景のもと、北米地域で開催された電子商取引関連の国際会議（すべて非営利団体が主催）は、より具体的な技術（マークアップ言語など）や業界（サプライマネジメント業界、医学業界）に特化した内容となっている。このため、会議内容がより専門化している点も特徴付けられる。

このような北米の動きに追随する勢いを見せるのが、韓国である。韓国では、政府機関である韓国科学技術研究院内に設置されている非営利団体の ICEC²³⁸が1999年より電子商取引国際学会を主催している。第1回開催当時は韓国ソウル市で開催され、出席者も韓国国内に留まっていた同会議は、その後開催地を欧州に移し、基調講演にも英米の第一人者を招集するほどにプレゼンスを高めている。また、本報告書では、オーストラリアの大学で発祥した国際的な電子商取引研究ジョイント・ベンチャーである COLLECTeR の活動も取り上げた。同ジョイント・ベンチャーは、各国の大学が主体となり、周辺国の学者を招集して国際学会を主催するもので、最近ではオーストラリアだけでなく、南米・欧州地域でも積極的に学会が催されている。

一方の欧州では、ポルトガルに本拠を置く、情報システム・情報技術業界団体の INSTICC が、電子商取引を含む情報システム、通信技術、企業システムなどに関する国際学術会議を複数運営しており、欧州における電子商取引関連会議を牽引する形になっている。また、英国経営者学会が、「E ビジネス」という視点から、経営に対する影響度（マクロ経済から個々の経営環境まで）を分析する国際学会を主催している。

地域別のトレンドに併せ、世界全体の電子商取引関連国際会議でみられるトレンドの一つに、会議の洗練化がある。過去数年の会議では、主要テーマが細分化されており、例えば「BtoB」「BtoC」のようにそれぞれが別テーマとして設定されていた。しかし最近の会議傾向をみると、より大きな括り（例えば「電子商取引アプリケーション」）としてテーマが設定されている。

なお、本報告書では、主催団体（あるいは大学）の所在地ごとに項目を立てて分類した。これは、国際会議の性質上、主催団体（あるいは大学）の所在地と会議の開催国が異なることがあり、また、過去にも開催歴のある年次国際会議（Annual conference）にて、開催国が毎年変更される場合もあることを考慮したものである。

²³⁸ ICEC については、本報告書第4章参照。

5.1 北米

5.1.1 米国：The 2006 Electronic Procurement Conference（開催国：米国）²³⁹

(1) 会議概要²⁴⁰

会議名	"The 2006 Electronic Procurement Conference"
2006年開催地	米国イリノイ州シカゴ市 (インターコンチネンタル・ホテル内) ²⁴¹
2006年開催時期	2006年4月6日、7日
主な参加者	電子調達を利用する企業及び関連業者など
会議URL	http://www.conference-board.org/conferences/conference.cfm?id=1021&view=topi
主催団体	The Conference Board
主催団体所在地	米国ニューヨーク州ニューヨーク市 ²⁴²
主催団体URL	http://www.conference-board.org
第1回会議開催年	N/A（2005年に同タイトルの会議を開催）
2007年開催予定	2007年3月28日～29日 米国イリノイ州シカゴ市（アラートン・クラウン・プラザ内） ²⁴³

(2) 目的

2006年に開催された『The 2006 Electronic Procurement Conference（2006年電子調達会議）』は、その副題『Trends, Issues and Case Studies in Technology Based Strategies for Sourcing, Spend Management, & SRM（調達・支出管理・SRM（サプライヤー関係管理）にみられる技術的な傾向・課題・事例）』にあるように、戦略的な電子調達における傾向と将来の方向性について意見を交換する場として位置づけている。

同会議は、市場動向の分析などを行う非営利調査機関のコンファレンス・ボード（The Conference Board）²⁴⁴が主催している。

(3) 過去の会議テーマ推移

コンファレンス・ボードは、2005年にも同タイトルの会議『The 2005 Electronic Procurement Conference（2005年電子調達会議）』を、同時期（2005年4月6日、7日）に開催している。同会議では、グローバル規模での電子調達成功事例や電子調達のパフォーマンス測定方法の特定、情報技術を利用した電子調達イニシアチブの効率化、といったテーマがみられた。また、2006年

²³⁹ 以下、括弧内は開催国を示す。

²⁴⁰ 以下、各コンファレンス「(1)会議概要」について、公開情報から入手不可能な情報については「N/A」と記載している。

²⁴¹ The InterContinental Hotel, Chicago, IL, U.S.A.

²⁴² The Conference Board, Inc.: 845 Third Avenue, New York, NY 10022-6679, U.S.A.

²⁴³ 会議名が『Procurement Technologies（調達技術）』と変更され、副題が『Achieving Procurement Excellence: Strategies & Tools（調達におけるエクセレンス実現のための戦略・ツール）』となっている。<http://www.conference-board.org/conferences/conference.cfm?id=1295>

²⁴⁴ <http://www.conference-board.org/> 消費者信頼感指数などが有名。

の主要テーマである、電子調達への傾向や SRM (サプライヤー・リレーションシップ・マネージメント) ソリューションの利用、及びその将来性や課題についても取り上げられている²⁴⁵。

(4) 2006 年会議主要テーマ・種類

前年に引き続き同じタイトルで開催された『The 2006 Electronic Procurement Conference』は、前年にみられた「電子調達の導入」といった初期段階から一步踏み込み、「電子調達を導入後の戦略経営」といった趣旨のテーマが多くみられ、より実践的な内容の講演やパネル・ディスカッションが行われた。また、より革命的な電子調達技術を主題としたディスカッションも設けられた。以下に、主要テーマを挙げる²⁴⁶。

- 電子調達における人的要素
- シェアード・サービスを越えた電子調達の変革
- 電子調達を利用した企業統治法 (通称、SOX 法) への順守
- RFID を利用したベスト・プラクティス
- リバース・オークションの SRM への影響、など

(5) 電子商取引に関連した主な講演・ワークショップ概要

今回の会議では、電子商取引全般というよりもむしろ調達の部分に焦点が当てられ、電子調達を利用しているユーザ企業やそのソリューションを提供しているベンダの中でもリーディング企業に含まれる大手企業から多くの講演者が集まっている。具体的には、W. R. Grace & Co 社 (化学品) 調達・物流責任者、オラクル社 (IT ソリューション) 製品戦略マネジャー、Hal I mark Cards 社 (カード) グローバル調達担当副社長、AT Kearney 社 (コンサルティング) 副社長、Colgate-Palmolive 社 (一般消費財) 最高調達責任者 (CPO)、Whirlpool Corporation 社 (家電) 品質システム担当ディレクター、などによる講演が行われた²⁴⁷。

5.1.2 米国 : Annual International Supply Management Conference and Educational Exhibit (米国)

(1) 会議概要

会議名	"91st Annual International Supply Management Conference and Educational Exhibit"
2006 年開催地	米国ミネソタ州ミネアポリス市 (ミネアポリス・コンベンション・センター内) ²⁴⁸
2006 年開催時期	2006 年 5 月 7 日 ~ 10 日
主な参加者	サプライチェーン・マネジメント業界及び関係者など
会議 URL	http://www.ism.ws/ConfPlanner/Conf.cfm?ConfID=27
主催団体	Institute for Supply Management (ISM)

²⁴⁵ <http://www.conference-board.org/conferences/conference.cfm?id=794>

²⁴⁶ <http://www.conference-board.org/conferences/conference.cfm?id=1021&view=topics&event=880>

²⁴⁷ <http://www.conference-board.org/conferences/conference.cfm?id=1021&view=speakers&event=880>

²⁴⁸ Minneapolis Convention Center, 1301 Second Avenue South, Minneapolis, MN 55403, U.S.A.

主催団体所在地	米国アリゾナ州テンペ市 ²⁴⁹
主催団体 URL	http://www.ism.ws
第 1 回会議開催年	N/A (2006 年会議は第 91 回)
2007 年開催予定	2007 年 5 月 6 日～9 日 米国ネバダ州ラスベガス (パリーズ・ラスベガス内)

(2) 目的

『Annual International Supply Management Conference and Educational Exhibit (サプライチェーン年次国際会議・教育ポスター展示)』(以下 ISM 国際会議)は、サプライマネジメント業界団体の Institute for Supply Management (以下 ISM) が毎年開催する国際会議であり、2006 年で 91 回を迎える。同会議は、電子商取引そのもののみを扱った会議ではないが、効率的なサプライチェーンの運用に電子商取引及びその他電子技術 (E 調達、E オークション、E 契約など) が必要不可欠となった現在、これら電子技術関連トピックが毎年登場している。

会議を主催する ISM は、1915 年の設立後、現在は 4 万名以上の会員を誇る世界最大のサプライマネジメント業界団体となっている。ISM は、サプライマネジメント業界の拡大と成長を目的とし、上記国際会議の他、市場調査報告書の発行やセミナーの開催、オンラインでの研修なども提供している²⁵⁰。

(3) 過去の会議テーマ推移

ISM 国際会議は、2002 年開催の会議以降の会議内容がインターネットで公開されている²⁵¹。2002 年から 2005 年までの会議では、電子商取引及びインターネットをビジネスプロセスに活用することを主題としたテーマが常に取り上げられている。会議全体に占める電子商取引及びインターネット技術関連テーマは年々減少傾向にあるものの、2006 年の会議においても電子商取引及びインターネット技術関連テーマは引き継がれている。以下に、2002 年から 2005 年までの関連テーマを挙げる。

- 第 87 回：2002 年会議 (2002 年 5 月 5 日～8 日、カリフォルニア州サンフランシスコ)
 - ◆ プロプロエタリ E 調達 (procurement)・戦略的調達 (sourcing) イニシアチブ
 - ◆ 事例：テキサス・インスツルメント社における E 調達ソリューション導入効果
 - ◆ E 調達のベスト・プラクティス：電子商取引、サプライチェーン・マネジメント、及びリエンジニアリングの効果的なインテグレーション
 - ◆ デマンド・マネジメント及び戦略的調達 (sourcing) のための電子商取引ツール
- 第 88 回：2003 年会議 (2003 年 5 月 18 日～21 日、テネシー州ナッシュビル)
 - ◆ E リバース (逆)・オークション
 - ◆ E 調達 (sourcing) ツール (選択プロセスのナビゲーション)
 - ◆ E 調達 (procurement)：技術ではなく「プロセス」が重要

²⁴⁹ ISM : P.O.Box 22160, Tempe, AZ, U.S.A.

²⁵⁰ <http://www.ism.ws/about/content.cfm?ItemNumber=4790&navItemNumber=4896>

²⁵¹ <http://www.ism.ws/education/content.cfm?ItemNumber=7123>

- 第 89 回：2004 年会議（2004 年 4 月 25 日～28 日、ペンシルバニア州フィラデルフィア）
 - ◆ E 調達（sourcing）の ROI
 - ◆ E 調達（sourcing）に必要なもの
 - ◆ 正しい E ツールの選択方法
- 第 90 回：2005 年会議（2005 年 5 月 8 日～11 日、テキサス州サンアントニオ）
 - ◆ E 契約関連法の動き

なお、ISM 国際会議では、2001 年以前の会議内容を公開していないが、主催する ISM のミッションである「サプライ管理業界の拡大・成長」を鑑みると、過去の会議テーマも一貫してサプライ管理に関する課題・戦略が取り上げられていると考えられる。

(4) 2006 年会議主要テーマ・種類

第 91 回となった 2006 年会議の主要テーマも、サプライチェーンに関連する事項に特化している。具体的には、契約関連（サーバンス・オクスレー法対応など）、戦略的アライアンス、交渉、グローバル・サプライチェーンのベストプラクティス特定、グローバル規模調達の最適化、顧客・サプライヤー関係構築、などがある²⁵²。

(5) 電子商取引に関連した主な講演・ワークショップ概要

2006 年会議における電子商取引関連の講演として、韓国の調達サービス業 iMarket Korea 社による E 調達の成功事例紹介『There's a Strategic Weapon in e-Procurement Service (E 調達サービスの戦略的武器)』があった。同社は、サムソン関連企業 10 社及び韓国開発銀行からの出資で設立した BtoB の E マーケットプレイス運営会社で、現在、韓国の E 調達及び関連コンサルティング・サービス分野を牽引する位置づけにある。この講演では、iMarket Korea 社マンヤン・ヒュン (Man-Young Hyun) CEO 及びキョンヒ大学 (慶熙大学校) のジェンチョル・シン教授による、E マーケットプレイス運営の成功要因分析が紹介された²⁵³。

5.1.3 米国：ACM Conference on Electronic Commerce (米国)

(1) 会議概要

会議名	"ACM Conference on Electronic Commerce"
2006 年開催地	米国ミシガン州アンアーバー市 (ミシガン大学大学内) ²⁵⁴
2006 年開催時期	2006 年 6 月 11 日～15 日
主な参加者	XML 技術者など
会議 URL	http://www.si.umich.edu/stiet/ec06/

²⁵² <http://www.ism.ws/education/content.cfm?ItemNumber=14163>

²⁵³ <http://www.ism.ws/files/Pubs/Proceedings/CHShin.pdf>
<http://www.ism.ws/files/secure/index.cfm?FileID=27724>

²⁵⁴ 915 E. Washington St., Ann Arbor, Michigan, USA.

主催団体	Association for Computing Machinery (ACM)
主催団体所在地	2 Penn Plaza, Suite 701, New York, NY 10121-0701
主催団体 URL	http://www.acm.org/
第 1 回会議開催年	1999 年
2007 年開催予定	米国カリフォルニア州サンディエゴ市

(2) 目的

Association for Computing Machinery (ACM) は、情報技術に関する技術、科学及びアプリケーションを発展させることを目的とする国際的な科学・教育団体である。情報技術分野で活躍するコンピューティング関連の専門家や学生が世界中からメンバーとして参加し、社会に対する情報技術のインパクトを解明しようと努めている。

ACM において電子商取引関連のテーマを扱うのは、1999 年に設立された電子商取引に関する分科会 (Special Interest Group on Electronic Commerce : SIGECOM) である。同分科会では、電子商取引の理論、関連システム及びアプリケーションに関する先端的技術を論ずる会議を主催している。同会議は、基本的には、電子商取引についてコンピュータ・サイエンスの観点から議論することに重きを置いている。しかし、限られた学術分野に制限するのではなく、他の学術分野にまたがる総合的な視点に立って、電子商取引に関連した議論を深めようとする立場も強調している。

(3) 過去の会議テーマ推移

同会議は 1999 年以來、2002 年を除き毎年開催されており、プライバシー、セキュリティ、ユーザ・インターフェース、サービス・クオリティ、インターネット・オークションなどについて中心的に議論がなされてきた。特に、オークション、プライバシー及びセキュリティに関連した議論については、2006 年まで引き続き中心的テーマとして上がっている。継続的に扱われるテーマに加え、2003 年ごろから議論に上ってきた内容としては、ゲームやピア・ツー・ピア (P2P) に関連したものがあ

(4) 2006 年会議主要テーマ・種類

2006 年に開催された第 7 回 ACM 電子商取引カンファレンス (ACM Conference on Electronic Commerce : EC'06) では、以下のトピックを中心にカンファレンス発表者を募集した。

➤ 理論と基盤 :

経済・ゲーム理論・ファイナンス・選挙のコンピューテーショナルな側面、メカニズム・デザインのアルゴリズム、オークション及びネゴシエーション技術、サプライチェーン・提携・バーチャル企業の形成、情報の経済、電子商取引のエージェンシーと契約理論など

➤ 言語 :

マークアップ・ランゲージ、セマンテック・ウェブなど

- オートメーション、パーソナライゼーション、ターゲティング：
電子商取引における人工知能・自立的エージェントシステム、販売・取引・契約管理の自動化、推薦・評判及び信頼システム、広告・マーケティング技術、電子商取引アプリケーションのためのマシン・ラーニング、モバイル・ロケーションベース・サービスなど
- セキュリティ、プライバシー、暗号化、デジタル著作権：
知的財産権とデジタル著作権管理、電子決済システム、認証、セキュリティ・プライバシー保護強化システム、情報セキュリティ・プライバシーの経済、セキュリティ・プライバシーの人的要素など
- アプリケーション、実証研究：
ピア・ツー・ピア、グリッド、モバイル商取引、電子商取引のための検索、ウェブサービス、オンライン・ビジネス・モデルなど
- 社会的要素：
電子商取引システムのユーザビリティ、セキュリティ・プライバシーの人的要素、法的・政治的・社会的問題など

(5) 電子商取引に関連した主な講演・ワークショップ概要

毎年、幅広いテーマに亘って、電子商取引に関連した講演・ワークショップを実施する同分科会の2006年会議は、以下の10テーマに分かれてセッションが行われた²⁵⁵。

グラフィカル・ゲーム (Graphical Games)
 ゲームと学習 (Game and Learning)
 スポンサー付検索オークション (Sponsored Search Auctions)
 ネットワーク経済 (Network Economics)
 エージェントとオークション (Agents and Auctions)
 コンピューティング戦略と均衡 (Computing Strategies and Equilibria)
 評判、推薦とP2Pシステム (Reputation, Recommendation, and P2P Systems)
 アプリケーションと実証分析 (Applications and Empirical Analysis)
 推薦者システム (Recommender Systems)
 オークションとマッチング (Auctions and Matchings)

5.1.4 米国：Tri-XML 2006 Conference (米国)

(1) 会議概要

会議名	"Tri-XML 2006 Conference"
2006年開催地	米国ノースカロライナ州ローリー市 (ノースカロライナ州立大学内) ²⁵⁶

²⁵⁵ <http://www.si.umich.edu/stiet/ec06/schedule.html>

²⁵⁶ North Carolina State University's McKimmon Center, Raleigh, NC, U.S.A.

2006 年開催時期	2006 年 7 月 27 日～29 日
主な参加者	XML 技術者など
会議 URL	http://www.trixml.org/confindex.shtml
主催団体	Tri-XML
主催団体所在地	米国 ノースカロライナ州ローリー市
主催団体 URL	http://www.trixml.org
第 1 回会議開催年	N/A
2007 年開催予定	N/A

(2) 目的

2006 年 7 月に開催された『Tri-XML 2006 Conference』(以下 Tri-XML 会議は、電子商取引で利用する言語の XML 技術を対象にした国際会議で、非営利団体の Tri-XML が主催する。

Tri-XML は、XML に従事する技術者や企業を会員とし、ノースカロライナ州リサーチ・トライアングル・パーク地区 (Research Triangle Park : RTP)²⁵⁷にて活動している。同団体は、会員に対する新たな XML 関連技術やこれら技術の将来的な利用可能性についての啓蒙活動を目的としており、会員を対象に毎月開催する定例会議の他、他分野から広く参加窓口を広げる国際会議も主催している。

(3) 過去の会議テーマ推移

『Tri-XML 会議』の過去の会議テーマは、公開情報では入手できなかった。一方で、同会議を主催する Tri-XML の活動目的が「XML 技術の啓蒙と利用の推進」であることから、この活動目的に沿った内容であったと考えられる。

(4) 2006 年会議主要テーマ・種類

2006 年 Tri-XML 会議のテーマは「XML in the Workflow (ワークフローにおける XML 利用)」と掲げられ、実社会における XML 利用について討議するとともに、関連技術のエキシビションも同時平行して開催された。したがって、同会議は主に、XML 技術者を対象としたより実践的な XML の利用方法や技術面での講義で構成されている。また、講演者もソフトウェア企業などの技術者が主体である。会議のスポンサーには、XML 標準を推進する OASIS (Organization for the Advancement of Structured Information Standards) や、翻訳メモリの標準化を進める LISA (The Localization Industry Standards Association) の他、ウェブコンテンツ業界紙の CMS Watch 誌²⁵⁸、コンテンツマネジメントの専門家コミュニティ CM Pro²⁵⁹、及びデータアクセスコンポーネ

²⁵⁷ リサーチ・トライアングル・パーク地区：ノースカロライナ州のほぼ中央に位置する大学 3 校 (ノースカロライナ大学 (University of North Carolina)、ノースカロライナ州立大学 (North Carolina State University)、デューク大学 (Duke University)) をつなぐ、三角形の頂点に位置する地域の総称。

²⁵⁸ <http://www.cmswatch.com/>

²⁵⁹ <http://www.cmpprofessionals.org/>

ントのサプライヤー、Data Direct Tech 社といった、ウェブ関連団体・企業が名を連ねている²⁶⁰。

(5) 電子商取引に関連した主な講演・ワークショップ概要

3 日間に亘った 2006 年 Tri-XML 会議は、3 つの作業部会（ワーキング・グループ）が同時並行で約 1 時間づつの講演を行われた。これら 3 つの作業部会は、XML 技術そのものに関する知識から、その利用・導入方法に関する知識に至るまで、その知識レベルごとに別けられている。作業部会では、グループから順に、より専門的・技術的な内容の講演が行われた²⁶¹。

作業部会 グループ「入門・一般情報」では、ムルベリー・テクノロジーズ社（Mulberry Technologies, Inc.）XML/SGML 関連コンサルタントのウェンデル・パイズ氏（Wendell Piez）により、XML の概念や技術、コア・コンポーネツの説明や、他のウェブ技術（HTML、PDF）との関連性、ドキュメントでの利用といった、XML 技術の入門的な講演が 2 回行われた。その他、ソフトウェア技術者向けの講座が提供された。

作業部会 グループ「開発・API」及び作業部会 グループ「テクニカル・ドキュメンテーション及びワークフロー」では、作業部会 に比較してより専門的な内容の講座が提供され、講演もソフトウェア技術会社の社長や技術担当者が行った。

また、これら作業部会講演に先立つ初日の基調講演は、エンジェル投資家で、投資会社のグレース・ワークス社（GraceWorks Inc.）CEO のイスマイル氏（Salim Ismail）による「インターネットの未来：企業内外での XML シンジケーション（The future of the internet：XML Syndication inside and outside the enterprise）」が提供された。同氏は、企業内外での XML 技術シンジケーションの重要性を強調すると共に、インターネットの次世代技術としてストラクチャード・ブロッキング技術を挙げている²⁶²。

2 日目の基調講演は、XSL、XSLT、XSL-FO の教育・セミナー提供やプログラミング・サービスを提供するカナダのクレーン・ソフトライツ社（Crane Softwrights Ltd.）創業者で同社 CTO（最高技術責任者）の G・ケン・ホルマン氏（G. Ken Holma）によって行われた。XSL 分野の先駆者でもあるホルマン氏は、「UBL へのご招待（Introduction to the Universal Business Language（UBL）」と題した 1 時間の講義のなかで、最新の UBL2.0 バージョン²⁶³について紹介している。なお、ホルマン氏は現在、ISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）の SGML 標準化小委員会（ISO subcommittee responsible for the SGML family of standards）に所属する他、WWW で利用される技術の標準化団体 W3C の XML、SGML 作業部会にて外部専門家として意見を提供するなど、XML の標準化を進める OASIS 委員会での活動以外でも、XML の権威として活躍している²⁶⁴。

²⁶⁰ <http://www.trixml.org/sponsorexhibit.shtml>

²⁶¹ <http://www.trixml.org/confschedule.shtml>

²⁶² <http://www.trixml.org/confpresentations.shtml#ThefutureoftheinternetXMLSyndicationinsi>

²⁶³ UBL：商取引で交換される文書のフォーマットを規定する XML ベースの言語であり、現在 33 のビジネス文書（発注書、請求書など）が標準化されている。出典：IT 用語辞典 e-Words、<http://e-words.jp/w/UBL.html>

²⁶⁴ <http://www.trixml.org/confpresentations.shtml#IntroductiontotheUniversalBusinessLangua>

5.1.5 米国：Extreme Markup Languages 2006（カナダ）

(1) 会議概要

会議名	"Extreme Markup Languages 2006"
2006 年開催地	カナダ・ケベック州モントリオール市 (ホテル・ヨーロッパ内) ²⁶⁵
2006 年開催時期	2006 年 8 月 7 日～11 日
主な参加者	マークアップ言語関連技術者など
会議 URL	http://www.extrememarkup.com/extreme/
主催団体	IDEAlliance
主催団体所在地	米国バージニア州アレクサンドリア市 ²⁶⁶
主催団体 URL	http://www.idealliance.org/
第 1 回会議開催年	1999 年
2007 年開催予定	2007 年 8 月 6 日～10 日 カナダ・ケベック州モントリオール市

(2) 目的

1999 年に『Markup Technologies (マークアップ言語技術)』会議として最初に開催され、第 2 回会議より現在の『Extreme Markup Languages (エクストリーム・マークアップ言語)』と改称して毎年開催されている同会議は、マークアップ言語やマークアップ言語のサポート、並びに検索、言語学、出版、インデックス、ストレージなど、マークアップ言語に関わるあらゆる事項についてアイデアを交換し合うことを目的とした会議である。したがって、同会議では製品の販売やエキシビションなどは行わず、あくまでも「新たな理論・アイデアの交換」に徹底した内容となっている。

『Extreme Markup Languages』を運営するのは、出版及びコンテンツ関連のサプライチェーンに係るすべての人を対象とした非営利業界団体の International Digital Enterprise Alliance (以下、IDEAlliance) である。1966 年に Graphic Communications Association として設立された IDEAlliance は、現在は出版及びコンテンツ関連業界のベストプラクティスの特定を目的とした標準開発や技術推進を行っている。IDEAlliance の主な活動目的は以下の通り²⁶⁷。

- 従来型及び電子的な方法でのデジタル・コンテンツの創造・管理。
- エンド・ツー・エンドのデジタル・サプライチェーンの開発。
- 知的財産の保管・売上の増加を目指したコンテンツ・フローのシンジケート構築。
- 出版ワークフローの効率化によるコスト削減と柔軟性の向上。
- セマンティック技術アプリケーションを利用したナレッジ・ベースのコンテンツ開発及び配信。

²⁶⁵ Best Western Hotel Europa Downtown, 1240 Drummond Street, Montreal, Quebec H3G 1V7, Canada

²⁶⁶ IDEAlliance: 1421 Prince St., Suite 230, Alexandria, VA 22314-2805, U.S.A.

²⁶⁷ <http://www.idealliance.org/about/>

(3) 過去の会議テーマ推移

マークアップ言語に関する技術理論交換を目的とした『Extreme Markup Languages』は、過去の会議テーマも一貫してマークアップ言語に関するものである。2002 年以降は主に XML、Topic Maps、XSLT、SGML、PDF といった具体的なマークアップ言語技術に関するワークショップが主流であったが、2005 年以降よりそのテーマ範囲が拡大し、コンテンツマネジメントや XML 検索、XML データベース、メタデータ、RDF といった、マークアップ言語関連技術にまで及んでいる²⁶⁸。

(4) 2006 年会議主要テーマ・種類

前年に引き続き、2006 年の『Extreme Markup Languages』におけるワークショップの主なテーマには、XML、RDF、XSLT (2.0 バージョン)、XPath (2.0 バージョン) などの利用におけるエンコーディング (暗号化) や知的財産管理などがある²⁶⁹。

(5) 電子商取引に関連した主な講演・ワークショップ概要

セマンティックウェブ技術と XML あるいは SGML の相互運用の向上を目指した内容のワークショップが、英 CSW Group 社によって行われた²⁷⁰。

5.1.6 米国：WEDI 2006 Fall Conference (米国)

(1) 会議概要

会議名	"WEDI 2006 Fall Conference"
2006 年開催地	米国アリゾナ州フェニックス市 (ハイヤット・リージェンシー内) ²⁷¹
2006 年開催時期	2006 年 11 月 6 日～9 日
主な参加者	医療業界・関連団体、医師・関連業界団体、歯科・関連業界団体、医療保険・関連業界団体、州政府関係者など
会議 URL	http://www.wedi.org/forms/meeting/MeetingFormPublic/view?id=198200000044
主催団体	The Workgroup for Electronic Data Interchange (WEDI)
主催団体所在地	米国バージニア州レストン市 ²⁷²
主催団体 URL	http://www.wedi.org
第 1 回会議開催年	N/A
2007 年開催予定	N/A

(2) 目的

2006 年 11 月に開催された『WEDI 2006 Fall Conference (WEDI2006 年秋季会議)』は、ヘルス

²⁶⁸ <http://www.ideaalliance.org/events/pastevents.asp>

²⁶⁹ <http://www.extrememarkup.com/extreme/2006/e06-at-a-glance.html>

²⁷⁰ <http://www.extrememarkup.com/extreme/2006/e06-Friday.html#d0e1026>

²⁷¹ Hyatt Regency Phoenix at Civic Plaza, Phoenix, AZ, U.S.A.

²⁷² WEDI Offices: 12020 Sunrise Valley Drive, Suite 100, Reston, VA 20191, U.S.A.

ケア業界におけるエレクトリック・データ・インターチェンジ (Electric Data Interchange : 以下 EDI) を推進する非営利団体 The Workgroup for Electronic Data Interchange (以下 WEDI) が、毎年秋に開催している年次国際会議である。

約 10 年ほど前に設立された WEDI は、ヘルスケア業界における情報・データ交換及びこれら情報管理の効率化を目指すとともに、EDI 関連の研修プログラムやフォーラム・会議の開催も実施する。その他、ヘルスケア業界向けの経営面・技術面でのコンサルティングやビジネスプロセス向上に向けたアドバイスなども行っている²⁷³。

WEDI の活動のうち、EDI に関連した近年の主な議題は、HIPAA 法(Health Insurance Portability and Accountability Act : 医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律) にて定められる患者の情報管理方法が挙げられている。

(3) 過去の会議テーマ推移

2005 年 11 月にフロリダ州タンパベイ市で開催された『Fall Conference』のテーマも、2006 年のそれと同様に『Continuing the Quest : Administrative and Clinical Integration and Interoperability (事務作業と臨床業務のインテグレーションと相互運用におけるさらなる探求)』であった。なお、作業部会で取り上げられた主なテーマを以下に挙げる。

- コンテンツ・マネジメント・システム (CMS) 関連法最新動向
- ヘルスケア業界におけるコミュニケーション及び暗号化プロトコルの標準化
- 州内統一の処方箋管理システムの導入に向けて
- HIPAA 法で定められる NPI (National Provider Identifier : 国家プロバイダー認証) 導入に向けた地域間でのコラボレーション計画

その他、セキュリティやプライバシーに関連したワークショップも多くみられている²⁷⁴。

(4) 2006 年会議主要テーマ・種類

WEDI の 2006 年度秋会議も、前年度会議と同様『Continuing the Quest:Administrative and Clinical Integration and Interoperability (事務作業と臨床業務のインテグレーションと相互運用におけるさらなる探求)』をテーマに掲げている。また、HIPAA 法や NPI 順守に対する EDI という切り口からの対応の他、例えば 2004 年より米国にて導入された医療貯蓄口座(Health Saving Account) 制度への業界全体の対応・方向性の確認といった、技術面以外からのアプローチも多くみられる。

その他、時事的な課題として、米国東南部に大打撃を与えたハリケーン・カトリーナからの災害復興 (Disaster Recovery) 事例なども紹介された。

²⁷³ <http://www.wedi.org/public/articles/details.shtml>

²⁷⁴ http://www.wedi.org/public/articles/dis_viewArticle.cfm?ID=348

(5) 電子商取引に関連した主な講演・ワークショップ概要

- データの業界標準化：電子商取引（当会議の場合は EDI）に関連した主なワークショップとして、ヘルスケア業界の EDI 標準「HL7 / X12」の利用方法や利用団体などの情報が得られる『Attachments Early Adopters Forum（初期段階でのデータ標準利用者のためのフォーラム）』が、初日に 1 時間半にわたり開催された。ここでは、既にこれら標準を利用しているプロバイダーなどが参加し、標準利用の利点などの情報交換が行われた。主な参加企業は、Claredi 社（ヘルスケア業界向け HIPAA 法対応ソリューション）、NextGen 社（通信・ネットワーク）、Mayo（医療機関）、RxHub 社（電子処方箋サービス）、Empire Medicare Services 社（保険会社）。
- ヘルスケア情報エクステンジ：ヘルスケア業界で利用されるデータのうち、事務作業関連データと臨床業務関連データのより効率的な交換（エクステンジ）についての講演が、フロリダ州政府ヘルスケア事業部及びユタ州ヘルスケア情報ネットワーク（Utah Health Information Network：UHIN）²⁷⁵によって行われている。

5.2 アジア・太平洋

5.2.1 韓国：The Eighth International Conference on Electronic Commerce（カナダ）

(1) 会議概要

会議名	"The Eighth International Conference on Electronic Commerce (ICEC06) "
2006 年開催地	カナダ・ニューブラウンズウィック州フレデリクトン (デルタ・フレデリクトン・ホテル内) ²⁷⁶
2006 年開催時期	2006 年 8 月 14 日～16 日
主な参加者	電子商取引関係者（主に E サービスを行う企業）、電子商取引及び関連分野を専門とする学術研究者、など
会議 URL	http://www.icec06.net/
主催団体	International Center for Electronic Commerce (ICEC)
主催団体所在地	大韓民国ソウル市 ²⁷⁷
主催団体 URL	http://icec.net/
第 1 回会議開催年	1998 年
2007 年開催予定	N/A

(2) 目的

2006 年で第 8 回目を迎えた『International Conference on Electronic Commerce（電子商取引国際学会）』（以下、ICEC 学会）は、電子商取引及び関連分野（例えば電子政府や E ビジネスなど）に係る産業界や学術会から専門家を世界中から一同に集める国際学会で、革新的なアイデアを交換しあう場として位置づけている。2006 年（第 8 回）学会においては、特に学術研究者と産

²⁷⁵ ユタ州ヘルスケア情報ネットワーク（Utah Health Information Network：UHIN）：ユタ州政府及びヘルスケア業界などで構成される、情報交換のためのネットワーク。

²⁷⁶ Delta Fredericton, Fredericton, New Brunswick, Canada

²⁷⁷ ICEC：Technology Innovation Center of KAIST Seoul Campus, 207-43Cheongryang, Seoul, Korea

業界のリーダーを中心とした、最新技術を活用したビジネスにおけるニーズを結びつけることを大きな目標として設定している²⁷⁸。

ICEC 学会は、韓国政府機関の韓国科学技術研究院(Korea Institute of Science and Technology) 内に設置されている、非営利団体の ICEC (International Center for Electronic Commerce、電子商取引国際センター) が主催している。ICEC は現在、主に電子商取引で利用される決済システムなどを中心に研究している²⁷⁹。

(3) 過去の会議テーマ推移

第 1 回の ICEC 学会は、1998 年に ICEC の所在地である韓国ソウル市で開催され(1998 年 4 月 6 日～9 日)、主に米系企業の電子商取引利用成功事例の紹介や、ヨーロッパのプロジェクトの事例分析などが中心であった。なお、成功事例として、韓国 HP 社、コンパック社、韓国 IBM 社が紹介されている²⁸⁰。

第 2 回学会もソウル市で開催後²⁸¹、2001 年の第 3 回学会はオーストリア・ウィーンで開催された。また参加者も、韓国国外(オーストリア、インド、台湾、香港など) から集い、より国際学会としての色が濃くなると同時に、テーマも、グローバルな電子商取引利用へと拡大した²⁸²。

オランダ・デルフト市で開催された第 6 回学会²⁸³ (2004 年 10 月 25 日～27 日) では、サービス重視で且つコスト効果の高い電子商取引及び電子政府の成功要因を中心に取り上げた²⁸⁴。中小企業における電子商取引利用や、携帯電話端末を利用した M コマースも議題に挙がっている²⁸⁵。

(4) 2006 年会議主要テーマ・種類

2006 年の第 8 回 ICEC 学会では、「世界におけるインターネット利用者数の増加に比較して電子商取引の利用が少ないという現状」を是正することを目的として開催された。したがって、電子商取引分野における新たな研究分野の基礎作りを目指し、今後の電子商取引の更なる発展のために必要な革新的な技術やテクニックを中心に探求・特定することを主題としている。具体的には、論文募集テーマとして、以下 6 分野が掲げられた²⁸⁶。

- マルチエージェントシステム、E マーケット
- セマンティック・ウェブとオントロジー (規則、サービス)
- プライバシー、セキュリティ、信頼性
- 電子政府、関連政策・関連法
- M コマース、パーベイシブ M コマース
- 電子商取引 (BtoB、BtoC)

²⁷⁸ <http://www.icec06.net/CallForPapers.htm>

²⁷⁹ ICEC については、本報告書第 4 章参照。

²⁸⁰ http://www.icec.net/icec_icc.html

²⁸¹ <http://www.icec.net/icec2000/index.html>

²⁸² <http://www.icec.net/icec2001/index.html>

²⁸³ 第 4 回、第 5 回、第 7 回の学会情報は、ウェブ情報が期限切れのため公開情報なし。<http://icec.net/>

²⁸⁴ <http://www.icec04.net/>

²⁸⁵ <http://www.icec04.net/Program.htm>

²⁸⁶ <http://www.icec06.net/CallForPapers.htm>

(5) 電子商取引に関連した主な講演・ワークショップ概要

基調講演には、米マイクロソフト社、米カーネギー・メロン大学、英ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス、カナダNRC社、英ザマックス・コンサルタンシー社、米イリノイ大学、米ミシガン大学から専門家が集まり、国際学会としてのプレゼンスの高まりをみせた。

電子商取引関連のワークショップには、「Eショッピングにおける意思決定サポートと信頼」と題したセッションと、同時平行して「オークションと、アロケーションのメカニズム」と題したセッションが、それぞれ約2時間づつ開催された。同様に、約1時間づつのセッションとして、「E調達」と「Eリテール」の2つのセッションが同時平行で開催されている。

5.2.2 マレーシア：International Conference on Business IT（マレーシア）

(1) 会議概要

会議名	"International Conference on Business IT (BIZIT 2006)"
2006年開催地	マレーシア・クアラルンプール市 (クラウン・プリンセス・ホテル・クアラルンプール内) ²⁸⁷
2006年開催時期	2006年8月8日～10日
主な参加者	ビジネスにおけるIT利用に関連する分野の学者、及び企業の担当者、技術者、政府関係者、業界団体など
会議URL	http://www.bizit2006.uitm.edu.my
主催団体	Universiti Teknologi MARA (UiTM)
主催団体所在地	マレーシア・スランゴール州シャー・アラム市 ²⁸⁸
主催団体URL	http://www.uitm.edu.my
第1回会議開催年	N/A
2007年開催予定	N/A

(2) 目的

マレーシア・クアラルンプール市で開催された『International Conference on Business IT（ビジネスにおけるIT利用国際学会）』（以下BIZIT 2006学会）は、マレーシア屈指の教育機関であるマラ工科大学（Universiti Teknologi MARA：UiTM）が主催する国際学会で、ビジネス利用を目的とした技術に関する意見・技術・経験を発表しあう場として開催された。

BIZIT 2006学会の共同主催者には、Eラーニング及び通信教育のマレーシア・オープン大学（Open University Malaysia：OUM）²⁸⁹、ITコンサルティング・サービスのデータプレップ社（DataPrep）²⁹⁰、並びにマレーシア政府運営の公務員研修機関であるINTAN（National Institute of Public Administration）²⁹¹が名を連ねている²⁹²。

²⁸⁷ Crown Princess Hotel Kuala Lumpur, Malaysia

²⁸⁸ Universiti Teknologi MARA: Shah Alam, Selangor, Malaysia 40450

²⁸⁹ <http://www.oum.edu.my/>

²⁹⁰ <http://www.dataprepgroup.com/>

²⁹¹ <http://www.intanbk.intan.my/>

(3) 過去の会議テーマ推移

公開情報では、BIZIT 2006 学会は過去に同学会名で開催された記録はない。

(4) 2006 年会議主要テーマ・種類

BIZIT 2006 学会の主要テーマは、以下の 5 分野となっている。電子商取引そのものは主要テーマとして掲げられていないものの、ビジネスに利用される情報通信技術すべてをカバーする内容となっている²⁹³。

- 情報通信技術の経済効果 (Economics of ICT): 情報通信技術サービスのアウトソーシング効果、インターネット・イントラネット・エクストラネットの経済など。
- 製品改革 (Product Innovation): ワイヤレス・アプリケーション及び関連サービス、パベシブ・コンピューティングなど。
- ビジネスにおける IT インフラ (Business IT Infrastructure): ネットワーク・セキュリティ、企業ネットワーク・アーキテクチャ、ガバナンスなど。
- 顧客関係構築 (Customer Relationship): データベース技術など

また、マレーシア国外の大学機関(米国、カナダ、香港、ニュージーランド、オーストラリア、エジプト)からも情報通信技術を専門とする教授陣が出席し、講演やセッションを受け持った²⁹⁴。

(5) 電子商取引に関連した主な講演・ワークショップ概要

BIZIT 2006 学会は、上述のように電子商取引に係る周辺技術すべての実用可能性を網羅する国際学会であるため、個々の電子商取引技術を取り上げた講演やワークショップは行われなかった。このような中で、コロンバス州立大学 (Columbus State University; 米国ジョージア州) のウェイン・サマーズ教授 (Prof. Dr. Wayne Summers; コンピュータ科学専門)²⁹⁵による講演にて、「情報通信技術改革によるビジネスへの影響 ("Impact of ICT Innovations on Business")」がとりあげられた²⁹⁶。

5.2.3 オーストラリア : ColLECTeR 2006 (オーストラリア)

(1) 会議概要

会議名	"ColLECTeR 2006"
2006 年開催地	オーストラリア、アデレード ²⁹⁷

²⁹² <http://www.bizit2006.uitm.edu.my/index.html>

²⁹³ <http://www.bizit2006.uitm.edu.my/papers.htm>

²⁹⁴ <http://www.bizit2006.uitm.edu.my/reviewers.htm>

²⁹⁵ <http://csc.colstate.edu/summers/Brief-Resume.htm>

²⁹⁶ <http://www.bizit2006.uitm.edu.my/programs.htm>

²⁹⁷ Best Western ADELAIDE RIVIERA, 31-34 North Terrace, Adelaide SA 5000, <http://www.adelaidेरiviera.com.au/location.htm>

2006年開催時期	2006年12月4日～5日
主な参加者	電子商取引関連の学術研究者、学生、企業担当者など
会議 URL	http://www.collector2006.unisa.edu.au/index.htm/
主催団体	CoIIECTeR
主催団体所在地	N/A
主催団体 URL	http://www.collector.org/
第1回会議開催年	1997年
2007年開催予定	N/A

(2) 目的

『CoIIECTeR 2006』学会は、電子商取引における研究センターである Collaborative Electronic Commerce Technology and Research (CoIIECTeR)²⁹⁸が、展開している国際学会である。

CoIIECTeR とは、1990年代後半に、オーストラリアの大学で発祥した国際的なジョイント・ベンチャーであり、メンバーとなった大学や研究機関の研究者が個々に（非公式に）設置した電子商取引関連の研究センターが、ワークショップや学会を開催して意見交換を行うことを目的としている。CoIIECTeR は、1997年にオーストラリアで開催された『Pacific Asia Conference on Information Systems : PACIS'97 (情報システムアジア・太平洋会議)』内にて初めてのワークショップ『PAWEC'97』を出展した後、その活動地域を世界中に広げている²⁹⁹。現在では、オーストラリア、ニュージーランド、米国、カナダ、英国、チリ、南アフリカ、スロバニアの大学・機関に、CoIIECTeR 拠点を持っている³⁰⁰。また、これらの拠点を中心として、欧州・南米といった地域別の学会も開催されている。

(3) 過去の会議テーマ推移

設立当初から電子商取引に関連した技術について幅広く議論されている。1997年については内容は公開されていないが、第2回会議である1998年には、特にEDIなどといった企業における電子商取引関連の議論が中心となった。その後も、B2BやB2Gに関連して、電子調達、中小企業による電子商取引導入、電子政府などといったテーマが多く取り上げられている。その流れから、2005年には電子商取引のフレームワーク（モバイル・コマース・トランスフォーメーション、BtoB電子商取引に関連した不測事態対応モデル、eビジネス・プログラム提供のための発展モデルなど）政府に関連した電子商取引（政府電子調達、政府モバイル・サービス管理など）を主なテーマとし、これらに加えて、オーストラリアを中心として、展開されている電子商取引関連の実証実験のステータス報告などが行われている。

しかし、このような設立当初からのビジネス寄りのトピックから、B2Cを視野に入れたテーマを中心に据えた会議も試みられている。例えば、2004年は「個人とコミュニケーション・ITベース・システム (The Individual and Communications and IT-based systems)」と題し、eヘルス、

²⁹⁸ <http://www.collector.org/>

²⁹⁹ <http://www.collector.org/members.html>

³⁰⁰ <http://www.collector.org/>

ロケーションベース・サービス、e ショッピング、e ミュージックなどに関する議論が展開された。

(4) 2006 年会議主要テーマ・種類

2006 年『COLLECTeR』では、e ビジネスに関連したテーマに絞った発表が行われた。主な 4 つのテーマは以下の通り³⁰¹。

- E ビジネス：インプリメンテーション・ケース・スタディ
- アカデミックな環境における E ビジネス・アプリケーション
- 各国における E ビジネス・ケース・スタディ
- 電子商取引のフレームワークとモデル

(5) 電子商取引に関連した主な講演・ワークショップ概要

2006 年『COLLECTeR』学会にて行われた電子商取引に関連する講演は、上述の 4 つめのテーマに関連した 3 つのセッションで行われた。セッションの内容は以下の通り³⁰²。

- 電子決済システム失敗の理由：システム・プロバイダーの視点から見たケース・スタディ
- ネゴシエーション・プロトコール：Trading Agent Competition Supply Chain Management (TAC/SCM) ベース分析
- 組織におけるソフトウェア選択・評価のプロセスに対する考察：ICT 評価理論の利用

5.3 ヨーロッパ

5.3.1 英国：British Academy of Management Conference (英国)

(1) 会議概要

会議名	"British Academy of Management Conference (BAM Conference 2006) "
2006 年開催地	英国北アイルランド・ベルファースト市 (ヒルトンホテル内) ³⁰³
2006 年開催時期	2006 年 9 月 12 日～14 日
主な参加者	企業経営者、政府関係者など
会議 URL	http://bam.ac.uk/conference2006/
主催団体	British Academy of Management
主催団体所在地	英国ロンドン市 ³⁰⁴
主催団体 URL	http://www.bam.ac.uk/
第 1 回会議開催年	N/A

³⁰¹ <http://www.collector2006.unisa.edu.au/proceedings.htm>

³⁰² 同上

³⁰³ The Waterfront Hall and Hilton Hotel, U.K.

³⁰⁴ British Academy of Management: First Floor, 137 Euston Road, London, NW1 2AA, U.K.

2007年開催予定

2007年9月11日～13日
英国ウォーリック大学ビジネス・スクール内

(2) 目的

『British Academy of Management Conference (英国経営学会会議)』(以下、BAM学会)は、英国経営学会(British Academy of Management)が主催する国際学術会議である。BAM会議の目的は、「経営」をテーマとして個人や組織が、個々の業績向上を目指したコラボレーションを行うという、国際的なコミュニティの構築にある³⁰⁵。

同学会は、1986年に設立された英国経営学会の他、北アイルランドにあるクイーンズ大学(Queen's University Belfast)³⁰⁶とアルスター大学(University of Ulster)³⁰⁷が共同開催している。

(3) 過去の会議テーマ推移

2005年のBAM会議のメイン・テーマは『Challenges of Organizations in Global Markets (グローバル・マーケットにおける組織の課題)』であり、企業あるいは公的機関における、物品・サービスのグローバル化に伴う課題をとりあげるものであった。具体的には、競争力強化にむけた戦略や、アウトソーシング及びオフショアリングの利用方法、経営大学院(ビジネス・スクール)の役割、WTOの利用メリットなどがある³⁰⁸。2006年BAM学会同様、2005年BAM学会でも「Eビジネス及び電子政府」と題されたテーマ分野が設置されており、主に電子政府とEビジネスにおけるネットワーキングについて講演が行われた。

電子政府については、システムの最適化に関する講演や、スペイン政府の成功事例及びインド農村部におけるEガバナンス状況などが報告された。

Eビジネス・ネットワーキングに関する講演は、例えばサプライチェーン・ネットワーキングにおけるインターネット技術戦略、マレーシア都市部におけるネット利用者動向報告、Mコマースとのコンピネーション利用、企業システム導入時におけるコミュニケーションの課題、中小企業におけるEビジネス開発、などがみられた³⁰⁹。

(4) 2006年会議主要テーマ・種類

2006年BAM学会では、論文募集のための主要テーマは、前年のように大括りでは掲げられなかった。一方で、テーマ分野はより細分化し、合計22分野からの論文が募集された。これら募集テーマは、企業経営における内外的な環境対応課題(コーポレート・ガバナンス、社会責任、産業の創出など)から、企業内部における人的な課題(経営におけるジェンダー、人事管理、内部組織間での関係構築、組織心理、業績管理など)及び経営者課題(リーダーシップ、ナレッジ、経営コンサルティングなど)まで、多岐に亘っており、電子商取引関連テーマとして「Eビジネス

³⁰⁵ <http://www.bam.ac.uk/conference2006/>

³⁰⁶ <http://www.qub.ac.uk/>

³⁰⁷ <http://www.ulster.ac.uk/>

³⁰⁸ <http://bam.ac.uk/conference2005/>

³⁰⁹ <http://bam.ac.uk/conference2005/eBus.pdf>

及び電子政府 (E-Business and E-Government)」がみられた³¹⁰。

(5) 電子商取引に関連した主な講演・ワークショップ概要

上記「E ビジネス及び電子政府 (E-Business and E-Government)」分野では、合計 22 件の講演と、1 件のシンポジウムが開催された³¹¹。

うち、E ビジネスについては、「ブログによる E デモクラシーへの影響」「E-SCM への影響を及ぼす要因」「インターネット・バンキングと顧客満足度への影響」「経済転換期におけるブロードバンド・ネットワークの拡大による影響：韓国・中国比較」「E 調達のパフォーマンス測定」「オンラインによる人事採用に影響を及ぼす要因」といった、マクロ経済や経営環境といった広い範囲から個々の経営課題にいたるまで、すべての分野における E ビジネスの及ぼす影響を分析する講演がみられた。

5.3.2 スペイン：IADIS International Conference e-Commerce 2006 (スペイン)

(1) 会議概要

会議名	"IADIS International Conference e-Commerce 2006"
2006 年開催地	スペイン・カタルーニャ州バルセロナ市 (オテル・バルセロ・サンツ内) ³¹²
2006 年開催時期	2006 年 12 月 9 日～11 日
主な参加者	電子商取引関連の研究者、学術研究者、企業担当者、学生など
会議 URL	http://www.iadis.org/ec2006/
主催団体	International Association for Development of the Information Society (IADIS)
主催団体所在地	N/A
主催団体 URL	http://www.iadis.org/
第 1 回会議開催年	2004 年
2007 年開催予定	N/A

(2) 目的

『IADIS International Conference e-Commerce 2006 (2006 年 IADIS 電子商取引国際学会)』は、電子商取引及び関連アプリケーションの発展を目指した国際学会で、非営利団体の International Association for Development of the Information Society (以下 IADIS) が主催している。

IADIS は、情報社会の発展を推進する非営利団体で、電子商取引国際学会と併せ、『インターネット国際学会 (WWW/Internet)』、『電子社会国際学会 (e-Society)』、『アプライド・コンピューティング国際学会 (Applied Computing)』、『ウェブベース・コミュニティ国際学会 (Web Based

³¹⁰ <http://www.bam.ac.uk/conference2006/tracksched.php>

³¹¹ <http://www.bam.ac.uk/conference2006/eBUSINESS.pdf>

個々の講演・シンポジウム内容は公開されていない。

³¹² Hotel Barcelo Sants, Barcelona, Spain

Communities)』『デジタル時代の探索型学習国際学会 (Exploratory Learning in Digital Age)』と題した、合計 6 種類の国際学会を主催している³¹³。

(3) 過去の会議テーマ推移

IADIS が開催する電子商取引国際学会は、2004 年から毎年 12 月に開催されている。2004 年学会の主要テーマをみると、「M コマース」「電子政府」「小売における電子商取引」「発展国における電子商取引」「関連法規制」「セキュリティ問題」といった、電子商取引に関する事項を広く広く取り上げている³¹⁴。具体的な講演には、例えば「顧客重視の電子商取引の構築」といった総論的なものから、「リトアニアにおけるインターネットの影響」といった事例に至るまで、幅広いものとなっている。

第 2 回目となる 2005 年会議でも同様、主要テーマは、「電子商取引戦略・実践」「グローバルな電子商取引」「電子政府」「電子商取引のインフラ及び技術」「BtoB」「BtoC」「ナレッジマネジメント」「発展国における電子商取引」と広範である³¹⁵。

(4) 2006 年会議主要テーマ・種類

2006 年学会においても、2004 年、2005 年の会議内容を踏襲し、2006 年も電子商取引を取り巻くあらゆる環境に関する議題が扱われた³¹⁶。

(5) 電子商取引に関連した主な講演・ワークショップ概要

会議内で発表された論文 (Full Paper) の主な題目をみると、欧州及び他国における電子商取引導入事例を多く含むことが分かる³¹⁷。

- 中小企業による電子商取引 (タイ・チェンマイ事例)
- 大規模な電子商取引のオープンフレームワーク
- 国境を超える電子商取引と経済成長
- 電子商取引・インターネットの認知度 (タンザニア事例)
- インターネット導入初期段階における電子商取引利用 (オーストラリアのワイナリー事例)
- 開発国における電子商取引 (セルビア事例)
- 電子支払における暗号プロトコル
- 電子小売管理 (スペインにおける消費者動向事例)
- E ビジネス開発プロジェクトのリスク評価
- E マーケット効率化に対する PtoP の影響 (eBay 事例)

³¹³ <http://www.iadis.org/what.asp>

³¹⁴ http://www.iadis.org/ec2004/Preliminary_Program_EC.pdf

³¹⁵ http://www.iadis.org/ec2005/Conference_Program.pdf

³¹⁶ <http://www.iadis.org/ec2006/topics.asp>

³¹⁷ http://www.iadis.org/confman_ec2006/accepted.asp

- BtoB E マーケットプレイスのモデリング
- 音楽業界における情報通信技術の影響（ギリシャ事例）
- 石油業界におけるビジネス改革（サプライチェーンマネジメント成功例）
- 中小企業の課題
- 電子商取引環境下での企業組織改革
- 電子政府における CRM 利用成功例（エジプト事例）

5.3.3 ポルトガル：International Conference on Enterprise Information Systems（キプロス）

(1) 会議概要

会議名	"8th International Conference on Enterprise Information Systems (ICEIS 2006)"
2006 年開催地	キプロス・パフォス市 ³¹⁸
2006 年開催時期	2006 年 5 月 23 日～27 日
主な参加者	情報システムの企業向けアプリケーションに係る研究者や技術者など
会議 URL	http://www.iceis.org/iceis2006/index.htm
主催団体	Institute for Systems and Technologies of Information, Control and Communication (INSTICC)
主催団体所在地	ポルトガル・セトゥーバル市 ³¹⁹
主催団体 URL	http://www.insticc.net
第 1 回会議開催年	1999 年
2007 年開催予定	2007 年 6 月 12 日～16 日 ポルトガル・マデイラ諸島

(2) 目的

2006 年で 8 回目を迎えた『8th International Conference on Enterprise Information Systems（第 8 回企業情報システム国際学会）』（以下 ICEIS 2006 学会）は、情報システムの企業向けアプリケーションを開発あるいは利用する、研究者及び技術者向け国際学会である。同学会は、実際に企業や産業あるいはサービスで利用できることを前提とした、より実用性の高い情報システム・アプリケーション技術を発表する場として位置づけている³²⁰。

ICEIS 2006 学会は、前出の ICE-B 2006 会議も主催する情報システム・情報技術業界団体の INSTICC が主催している。

(3) 過去の会議テーマ推移

ICEIS 2006 学会は、第 1 回の 1999 年学会より、インターネットやイントラネットといった、新たな企業システム及びアプリケーションの発表に焦点を充ててきた³²¹。2001 年より、会議の主

³¹⁸ Avenida Espana 1680, Paphos, Cyprus

³¹⁹ INSTICC: Avenida D. Manuel I, 27A 2o Esquerdo, Setubal, Portugal 2910-595

³²⁰ <http://www.iceis.org/iceis2006/cfp.htm>

³²¹ <http://www.iceis.org/iceis1999.htm>

要テーマが、電子商取引を含めた以下 4 分野に集約された³²²。

- データベースと情報システムのインテグレーション
- 人工知能、意思決定サポートシステム
- 情報システム分析、定義
- インターネット・コンピューティング、電子商取引

「電子商取引」は、2002 年学会まで主要テーマの一つとして掲げられたが³²³、2003 年学会からは「電子商取引」が「ソフトウェアエージェント」へと置き換えられた³²⁴。更に 2004 年以降は、第 5 番目の新たなテーマとして「ヒューマンコンピュータ・インタラクション」が追加されている³²⁵。

(4) 2006 年会議主要テーマ・種類

2006 年学会も、前年の主要テーマをそのまま引き継ぎ、データベースと情報システムのインテグレーション、人工知能、意思決定サポートシステム、情報システム分析、定義、インターネット・コンピューティング、ソフトウェアエージェント、ヒューマンコンピュータ・インタラクション、の 5 テーマにおける論文が募集された³²⁶。

上記 5 分野のうち、電子商取引関連のテーマは「インターネット・コンピューティング、ソフトウェアエージェント」に含まれる。2006 年学会では、論文募集における分野例として、「BtoB・BtoC アプリケーション」「電子商取引におけるプロセス設計」「電子調達、ウェブベースのサプライチェーンマネジメント」などが挙げられている

(5) 電子商取引に関連した主な講演・ワークショップ概要

2006 年学会では、電子商取引そのものをテーマとした講演・ワークショップは開催されなかった。一方で、学会内で開催された 11 件のワークショップのうち、「情報システムにおけるセキュリティ」³²⁷「コンピュータを利用した企業活動」³²⁸「ビジネスプロセス・コラボレーション技術」³²⁹といった、E ビジネスに関連する技術を主題とするワークショップがみられた³³⁰。

³²² <http://www.iceis.org/iceis2001/index.htm>

³²³ <http://www.iceis.org/iceis2002/>

³²⁴ <http://www.iceis.org/iceis2003/>

³²⁵ <http://www.iceis.org/iceis2004/>, <http://www.iceis.org/iceis2005/>

³²⁶ <http://www.iceis.org/iceis2006/cfp.htm>

³²⁷ <http://www.iceis.org/iceis2006/workshops/wosis/wosis2006-cfp.html>

³²⁸ <http://www.iceis.org/iceis2006/workshops/csac/csac2006-cfp.html>

³²⁹ <http://www.iceis.org/iceis2006/workshops/tcob/tcob2006-cfp.html>

³³⁰ http://www.iceis.org/iceis2006/workshops_list.htm

5.3.4 ポルトガル：2006 International Conference on E-business（ポルトガル）

(1) 会議概要

会議名	"2006 International Conference on E-business (ICE-B 2006)"
2006年開催地	ポルトガル・セトゥーバル市 (セトゥーバル工科大学セトゥーバル・ビジネススクール内) ³³¹
2006年開催時期	2006年8月7日～10日
主な参加者	Eビジネスに関連する情報システム及びアプリケーションに係る研究者や技術者など
会議URL	http://www.ice-b.org/ICE-B2006/index.html
主催団体	Institute for Systems and Technologies of Information, Control and Communication (INSTICC)
主催団体所在地	ポルトガル・セトゥーバル市 ³³²
主催団体URL	http://www.insticc.net
第1回会議開催年	2004年
2007年開催予定	2007年7月28日～31日 スペイン・カタルーニャ州バルセロナ市

(2) 目的

2006年で3回目を迎えた『2006 International Conference on E-business (Eビジネス国際学会)』(以下ICE-B 2006学会)は、Eビジネス関連の情報システムやアプリケーションに焦点を充てた技術者向けの国際学会であり、これら技術者・研究者間での意見交換の場として位置づけている。

ICE-B 2006学会は、ポルトガルに本拠を置く情報システム・情報技術業界団体の Institute for Systems and Technologies of Information, Control and Communication (以下、INSTICC) が主催している。複数の国際学会を運営する INSTICC は、中でも E ビジネスや通信技術に関連する国際学会 4 件を『The International Joint Conference on e-Business and Telecommunications (E ビジネス・通信国際共同学会)』³³³ (以下 ICETE 共同学会) として束ねており、ICE-B 学会はこの一角に位置づける。ICETE 共同学会はすべて、技術者や研究者を対象にしているが、その分野が異なっている。例えば、本報告書で紹介する ICE-B 学会は E ビジネス情報システム・アプリケーション分野を中心とするが、『International Conference on Wireless Information Networks (WINSYS)』はワイヤレス・ネットワーク技術、モバイル技術³³⁴、『International Conference on Security and Cryptography (SECRYPT)』は情報通信セキュリティ³³⁵、『International Conference on Signal Processing and Multimedia Applications (SIGMAP)』³³⁶は信号プロセッシング、マルチメディア・アプリケーション分野をカバーする。

³³¹ Setubal Polytechnic Institute, at the E.S.C.E., Portugal

³³² INSTICC : Avenida D. Manuel I, 27A 2o Esquerdo, Setubal, Portugal 2910-595

³³³ <http://www.icete.org/>

³³⁴ <http://www.winsys.org/>

³³⁵ <http://www.secrypt.org/>

³³⁶ <http://www.sigmap.org/>

(3) 過去の会議テーマ推移

2004年³³⁷、2005年³³⁸に開催された ICE-B 学会は、論文募集テーマとして、通信インフラにフォーカスした4つのテーマを掲げている。

- グローバル通信情報システム・サービス
- 情報システム及びネットワークのセキュリティ及び信頼性
- ワイヤレス通信システム及びネットワーク
- マルチメディア信号プロセッシング

(4) 2006 年会議主要テーマ・種類

第3回となった ICE-B 2006 学会ではテーマが一押し、E ビジネスをビジネスアプリケーションとして利用する角度から捉えた3テーマへと集約された³³⁹。

- 通信インフラ及びソフトウェアインフラ
- ウェブ及びモバイルでのビジネスシステムとサービス
- ビジネスアプリケーション及びソーシャルアプリケーション

(5) 電子商取引に関連した主な講演・ワークショップ概要

ICE-B 2006 学会では、電子商取引をテーマにした基調講演『e-Business Strategy : Charting a Way through Uncertain Waters of Electronic Commerce (E ビジネス戦略：電子商取引という大海における海図)』が行われた。オープンプロセス社 (OpenProcess, Inc ; E ビジネスのコンサルティング会社)³⁴⁰の創設者で、フェニックス大学 (University of Phoenix、米国アリゾナ州) 及びボストン大学 (Boston University、米国マサチューセッツ州) の非常勤講師も勤めるデイビッド・A・マルカ氏によって行われたこの基調講演では、E ビジネス戦略として「E-organization(顧客に合わせた企業組織)」、「E-connection(新たな価値創出)」、「E-marketing(顧客のニーズを先約)」、「E-contract (XML を利用した信頼度向上)」の4点が紹介された³⁴¹。

³³⁷ <http://www.icete.org/icete2004/index2.htm>

³³⁸ <http://www.icete.org/icete2005/>

³³⁹ <http://www.ice-b.org/ICE-B2006/index.html>

³⁴⁰ <http://www.openprocess.com>

³⁴¹ <http://www.ice-b.org/ICE-B2006/KeynoteLectures.html>

禁 無 断 転 載

平成 18 年度 EC における国際連携の推進に関する調査研究
海外における EC 推進状況調査報告書 2006
平成 19 年 3 月発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会
電子商取引推進センター
東京都港区芝公園三丁目 5 番 8 号
機械振興会館 3 階

TEL : 03(3436)7500

印刷所 新高速印刷株式会社
東京都港区新橋五丁目 8 番 4 号
TEL : 03(3437)6365

(本報告書は再生紙を使用しています。)

18 - E003